

# カリフォルニア司法 試験過去問題集

刑事法・刑事訴訟法

2002年から2022年まで

[https://lawyer.sakura.ne.jp/inhouse/post\\_lp/calbar](https://lawyer.sakura.ne.jp/inhouse/post_lp/calbar)

## 2003年2月カリフォルニア州司法試験エッセイ問題と選択解答

本書は、2003年2月のカリフォルニア州司法試験で出題された6つのエッセイ問題と、各問題に対する2つの選択解答を収録したものです。

答案は、合格者が書いたものであり、良好な成績を収めている。解答は著者が作成し、読みやすくするために綴りや句読点に若干の修正を加えた以外は、提出されたものをそのまま転記した。解答は著者の承諾を得てここに転載したものであり、転載を禁じます。

<u>質問番号</u>	<u>内容</u>	<u>ページ</u>
1.	民事訴訟法	
2.	遺言・不動産	
3.	刑事法・訴訟法／証拠調べ	
4.	プロフェッショナルの責任	
5.	憲法	
6.	共同財産	

### QUESTION 3

ドンがビックの車に同乗していた。荒涼とした山間部を走行中、ヴィックは車を止め、ドンに幻覚剤を勧めた。ドンはそれを断ったが、ヴィックは、ドンが車に乗っていたのなら、ヴィックと一緒に薬を使わなければならないと言った。ドンは、このままでは凍てつくような寒さの中、最寄りの町から何マイルも離れた場所に捨てられると思い、その薬を飲んだ。

薬物の影響により、ドンはヴィックを殺害し、遺体を道路脇に放置して、ヴィックの車で町へ向かった。その後、ヴィックの遺体を発見した警察官に逮捕される。ドンは、薬物を摂取してから逮捕されるまでの間の出来事を全く覚えていない。

ドンが第一級殺人の容疑で罪状認否を受けた後、警察はウェスが殺人を目撃していたことを知りました。ドンが罪状認否を受け、その日に裁判所で予備審問を受ける予定であることを知った警察官は、ウェスに複数の容疑者の写真から犯人を特定させるという明確な目的のために、ウェスを裁判所に連れて行きました。ウェスは、警察官の一人と一緒に裁判所へ入っていくと、ドンとその弁護士に出会いました。ウェスは、警察官から何の要請もなく、ドンが犯人であることを警察官に告げました。Donの弁護士は、Wesの警察官に対する供述、それがなされた状況、およびWesがこのようにDonを識別したという警察官の公判での証言が予想されることについて助言されました。

ドンは、ウェスによる法廷での本人確認の手続きが、弁護士と法の適正手続きに対するドンの連邦憲法上の権利を侵害し、本人確認に関する警官の証言が許容できない伝聞になるという理由で、その証拠の排除を申し立てました。裁判所は、この申し立てを却下しました。

裁判でドンは、ヴィックの死に先立つ出来事と、その殺人を全く覚えていないことを証言した。

1. Donの申し立てを却下した裁判所の判断は誤りか？議論してください。
2. もし陪審員がドンの証言を信じた場合、ドンを適切に有罪にすることができるでしょうか。
  - (a) 第一級殺人？議論してください。
  - (b) 第二級殺人？議論してください。

### 質問3への回答A

#### 1. Donの申し立てを却下したのは、裁判所の誤りか？

ここでの問題は、裁判所が法廷での身分証明書の証拠を排除するためのDonの申し立てを適切に拒否したかどうかです。

#### 弁護士への権利

Donが識別証拠を排除された第一の理由は、その手続きが弁護士に対する彼の連邦憲法上の権利を侵害したということである。

憲法修正第6条米国憲法修正第6条は、修正第14条のデュープロセス条項を通じて州にも適用され、市民にすべての起訴後の手続き中に弁護人を付ける権利を与えている。弁護士に対する憲法修正第6条の権利は、被告人が以前起訴された後にのみ適用される。ここでは、Donは罪状認否を受けたので、彼の起訴後の手続きに弁護士に対する修正6条の権利が適用される。

Donは、本人確認手続きがDonの弁護士に対する連邦憲法上の権利に違反するという理由で、本人確認は除外されるべきであると主張しています。しかし、Donの弁護士は、本人確認の際に彼と同席していました。Donは、彼らが識別を知らされず、それに異議を唱える機会も与えられなかったと主張するつもりです。彼の弁護士は、身元確認とその方法について知らされていましたが、弁護士がいつこの情報を知らされたかは不明です。むしろ、身元確認が行われた後に知らされた可能性が高いと思われる。

ただし、被疑者の身元確認は、憲法修正第6条の権利の趣旨からすると手続きではないので、適用されない。

憲法修正第5条ミランダ警告ミランダ警告はまた、弁護士への権利の被告を与える。この権利は、警察によるすべての尋問または質問中に弁護士が存在することです。ミランダ警告は、逮捕時に誰かに与えられます。彼らは黙秘する権利が含まれており、言ったすべてが彼に対して法廷で使用することができること、弁護士が存在し、被逮捕者が1を買う余裕がない場合は、裁判所によって任命された弁護士を持っていく権利があります。[このケースでは]警察の尋問や取り調べがなく、被告人はすでに喚問されているので、弁護士への権利の問題はミランダ違反として生じませんでした。

この事件は、すべての起訴後手続きにおける弁護士に対する憲法修正第6条の権利に関わるものです。例えば、被疑者の写真識別、筆跡や声のサンプルの採取など、弁護人の権利がない場面もあります。

証人による被疑者の識別は、弁護士に対する憲法修正第[x]条の権利を与えるものではないので、そしてドンの弁護士は識別の間実際に彼と同席していたので、この理由で証拠を除外するドンの申し立てを却下した裁判所はおそらく正しかった。

### デュープロセス

ドンの第二の根拠は、識別証拠を排除するための法の適正手続きに違反することである。

### 身分証明書

警察は、目撃者が容疑者を犯罪者として特定するために、さまざまな方法を使用することができます。これらの方法には、写真による識別、並び替え、法廷での識別が含まれる。身元確認は、被疑者にとって公平でなければならず、偏見を持たせてはならず、したがって、被疑者の適正手続きを侵してはならない。例えば、容疑者と同じような体格や容姿をした人が並ばなければなりません。

この事件の警察は、ウェス[sic]に写真付き身分証明書でドン（あるいは犯人）を確認させるつもりだった。しかし、その日にドンの予備審問があることを知りながら、彼を裁判所に連れて行ったのです。写真による身元確認は裁判所である必要はなく、実際には通常警察署で行われるものです。これは、警官の行動と意図に疑問を投げかけるものです。ドンは、これはウェスに聴聞会で自分を見てもらい、彼と犯罪を関連付けるという明確な目的のために行われたと主張するつもりでしょう。これはDonに不利であり、デュープロセス違反の可能性がります。

警察は、裁判所でドンに遭遇したのは単なる偶然であり、ウェスに写真付き身分証明書を通じて殺人犯を確認させる意図があったと主張するでしょう。さらに彼らは、ウェスは警官に何の要求もなくドンが犯人だと認めたと話したと主張するでしょう。したがって、彼の識別は自発的なものであり、促されたものではありません。したがって、それはドンの適正手続きの権利を侵害するものではありません。

しかし、犯罪に問われている被告人を見て、そのように識別することは、目撃者に

とって非常に示唆的なことです。もしウェスがそのような状況とは無関係にドンを識別していたならば、その識別は有効であり、何の問題もなかったでしょう。

プロセス違反となります。しかし、それはウェスの最初で唯一のドンの識別であり、ドンはそれが偏見に満ちたもので、法の適正手続きに違反していると主張するつもりです。

### オフィサーの証言

ドンはさらに、排除のための申し立てで、識別について証言する警官は、許容できる伝聞になると主張している。

### 関連性がある。

どんな証言や証拠も認められるためには、まず関連性がなければならない。ここで、警官の証言は、目撃者が被告を殺人犯として識別することに関係しているので、関連性があると立証されるでしょう。

### 伝聞。

伝聞とは、主張された事柄の真相に迫るような、申告者による法廷外の陳述のことです。伝聞は、被告が証人と対決し反対尋問をする権利があるため、一般に容認されません。警官は、ウェスがドンを犯人だと認識していると言ったのを聞いたと証言するつもりです。この発言は法廷外でなされたもので、ドンが犯人であることを直接証明するものです。したがって、警官の証言は伝聞です。問題は、それが認められる伝聞なのか、ということです。伝聞法則には例外があり、申告者が証言可能か不可能かによって決まります。ウェスが証言可能か不可能かは不明なので、伝聞法則の例外を検討する必要があります。

現在感覚的印象。 現在感とは、伝聞の例外である。これは、供述者が反省する機会もなく、その瞬間の印象を述べた場合である。州は、ウェスはドンを見たとき、彼を殺人犯と認識したと表明しただけだと主張します。それは、その時点の印象を述べたに過ぎない。しかし、この例外は、おそらくこのケースでは適用されないでしょう。

ステート・オブ・マインド心の状態の例外は、申告者の心の状態を反映する申告者の陳述である。例えば、宣言者が今週末ラスベガスに行くと言った場合、その発言は被告が週末にラスベガスに行くつもりだったことを示すために認められるでしょう。これは伝聞の例外であり、認められるでしょう。心の状態の例外は、このケースには適用されません。

興奮した状態での発言。 申告者が以下の原因により興奮状態にあるときになされる発言。



の出来事であり、冷静になる機会がなかったのです。今回の事実からは、WesのDonの識別が興奮した発言であることを示すものはなく、したがってこの例外は適用されない。

当事者である相手方による認容相手方当事者による供述は、通常、伝聞の例外として認められます。ここでは、警官が証言しようとしているのはドンのものではなく、ウェスのものなので、例外は適用されない (sic)。

利害に反する申告申告者が自己の利益に反する供述をした場合、その供述は伝聞法則の例外として認められる。ここでも、Wesの供述は彼自身の利益に反するものではなく、Donの利益に反するものであり、したがって、この例外はここでは適用されない。

他の例外、例えば、死亡宣告、業務記録などは、ここでは適用されない。警官の証言は許容できない伝聞であるかのように見えます。したがって、裁判所はこの理由でDonの申し立てを却下したのは誤りであった。

## 2. (a) 第一級殺人

コモンローでは、殺人とは故意による殺人のことである。殺人、自発的過失致死、自発的過失致死の 3 種類があった。法令では、殺人をデ[sic]に分類している。

ここでの問題は、もし陪審員がドンの証言を信じた場合、ドンは第一級殺人罪で有罪になることができるかということです[?]

殺人とは、他の人間を殺害することです。それには、**actus reus**（物理的行為）と **mentus rea**（心の状態）が必要です。被告人が殺人の罪を犯すには、物理的行為と同時に必要な心の状態を持たなければならない。心の状態は具体的な殺意である必要はなく、無謀な無視や重大な傷害や危害を加える意図であってもよい。

第一級殺人は、計画的な殺人、または暴力的な重罪の実行中の殺人（重罪殺人）です。

予謀罪。予謀罪、つまり第一級殺人は、特定の意図を持った犯罪である。予謀には、冷徹で計画的な方法で犯罪を実行するための事前の熟慮と計画が含まれる。

このケースでは、DonがVicの殺害を計画した、あるいは計画的であったことを示す事実はない。実際、事実によれば、ドンは酒に酔っており、殺人の記憶はない。

酩酊状態酩酊状態には、自発的なものと非自発的なものの2種類がある。自発的な酩酊状態には、酔わせる物質を自発的に摂取することが含まれる。これは通常、殺人の抗弁にはならない。任意酩酊は、被告人が意思を形成するための精神状態を持つことが不可能であった場合、特定目的犯罪の抗弁となることがある。

不随意酩酊とは、強制され、その性質を知らずに、医療専門家の処方などにより、不本意に酩酊物質を摂取することです。

この場合、ドンは幻覚作用のある薬物を摂取したため、酔っていたこととなります。ドンは、自分が何を摂取しているかを認識していたものの、強要されて摂取せざるを得なかったと主張するだろう。ヴィックはドンを町から遠く離れた凍てつくような寒さの中に置き去りにすると脅したので、ドンはその薬物を摂取せざるを得なかったのである。不随意酩酊は殺人の抗弁にはならないが、計画殺人に必要な特定の意図、つまり第一級殺人に対する適切な抗弁となる。

ドンは殺人を計画しておらず、計画殺人の具体的な意図も持っていないため、第1級殺人罪で有罪になることはありません。

Felony Murder (重罪の殺人)。重罪の殺人とは、本質的に危険な重罪の遂行中に行われた殺人である。殺人そのものとは関係なく、ドンが本質的に危険な重罪を犯していたことを示す事実はない。従って、重罪殺人はおそらくこのケースには適用されず、ドンは第1級殺人で有罪になることはない。

## 2. (b) 第2級殺人罪

第二級殺人は、第一級でないすべての殺人であり、**Voluntary Manslaughter**に該当するような十分な挑発がないものである。第二級殺人は特定の意図を必要としない。

ここでの問題は、もし陪審員がドンの証言を信じた場合、ドンは第二級殺人罪で適切に有罪になることができるかということです。

ドンは酩酊の抗弁を使おうとしています。酩酊は殺人の抗弁にはなりませんが 不随意酩酊は必要な精神状態を否定することができます。となるため

おそらく、ドンの酩酊状態は強要によるものであると判断され（上記の議論を参照）、ドンは第二級殺人に必要な精神状態を持っていなかったと主張することになるでしょう。彼は、意識不明の人に例えられるでしょう。意識不明の人は、殺人の罪を犯すことはできません。ドンは、彼は非常に酔っていたので、彼が起こった出来事について全く覚えておらず、したがって、殺すか重傷を負わせる一般的な意図を持っていることさえできなかつたと主張します。

過失致死: 殺人罪が過失致死に減刑されるためには、合理的な基準で判断される十分な挑発があり、冷静になる機会がなく、被告人は実際には冷静になっていなかったことが必要である。これらの事実からは、ドンが激情に駆られて行動し、何らかの形で挑発されたことを示唆するものは何もない。実際、Donは殺人を覚えておらず、したがって挑発の証拠もない。

不本意ながら酩酊していたため、殺人に必要な精神状態を持つことができなかつた。したがって、彼は第一級または第二級殺人のいずれにも有罪になることはできません。

### 質問3への回答B

#### I. ドン (D's) の申し立てを却下した裁判所の判断について

##### A. Dの弁護人依頼権侵害

憲法修正第6条は、被告人に対し、投獄につながる刑事手続のすべての重要な段階での弁護士の立会いを保証し、また、通常罪状認否の形で被告人に対する刑事手続が開始された後は、警察が弁護士の不在下で被告人から情報を引き出すことができないことを規定している。刑事手続きの中で重要視される段階は、予備審問、公判、答弁、判決、そして被告人に対する告訴の提出後に行われる整列またはショーアップである。

この例では、Dの身元確認は、彼が喚問された後に行われたので、Dは、並べ替えやショーアップの際に弁護人を同席させる権利を有していた。しかし、この弁護人の権利は、対審手続とはみなされない写真による本人確認には及ばず、対面での並べ方や立ち会いにのみ認められる。したがって、本件では、警察は、単にウェス (W) を裁判所に連れて行ったのは、複数の容疑者の写真から犯人を特定させるという明確な目的のためであり、Dには弁護士の立会いを受ける権利はなく、Wが裁判所から出てくるDを目撃したことは計画の一部ではなく、その責任を問われるべきものではないと主張するだろう。また、警察は、Dが裁判所から出てきたとき、WにDを特定するよう要求したのではなく、Wが完全に自分の意思で特定したことを挙げるだろう。

Dの弁護人は、警察はDがその時間に裁判所にいることを十分認識しており、表向きは写真を見るためにWを裁判所に連れてきたのは、実際にはWがDを特定できるような1対1の面会を行おうとしていただけであり、したがってDにはそのような手続で弁護を受ける権利があると主張することが予想されます。

この事例では、裁判所は、本人確認手続きが弁護士に対するDの修正第6条の権利に違反することを理由とするDの申し立てを却下したことに誤りはない。憲法修正第6条は、被告人の弁護士が、本人確認の過程で利用された不公平となり得る方法を認識し、法廷でこれらの不公平について言及できることを保証するため、起訴後の並び順またはショーアップにおける弁護士の権利を一部保証するものである。WがDを見たとき、Dの弁護人が実際に同席していたのであるから、Dの弁護人は、同定に対していかなる異議も申し立てることができるはずであり、したがって、Dは、最終的に弁護人の権利を否定されたことにはならない。したがって、仮に裁判所が警察が持

参[ing]していることを認めたとしても、Dは弁護士を利用する権利を否定されたことにはならない。

Wの裁判所への出頭は、Dが弁護士の立会いを受ける権利を有する出頭と同等であり、Dは本人確認の際に弁護士と一緒にいたため、弁護士に対する権利は充足された。

## B. 法の適正手続きに違反するものとしての識別

修正5条によって連邦政府に適用されるようになった修正14条<sup>th</sup>の適正手続条項は、検察官が被告人に対する刑事事件の各要素を合理的疑いを超えて証明する責任を負うことを保証し、また、被告人が不必要に示唆的であったり誤認の可能性がかなりあるような識別から解放されることを保証しています。

この場合、Dの弁護士は、警察がDの予備審問の日にWを裁判所に連れてきて容疑者の写真を見せたことは、Wが裁判所から出てくるDを実際に目撃する可能性を高めるものであり、まさにその通りになったと主張するだろう。Dの弁護士は、Dが裁判所から出てきて、弁護士と一緒にいたという事実は、Dが犯罪者であると思われる状況に置かれ、目撃者がこれらの状況的要因のみに基づいてDを誤って特定する可能性が高いので、この状況で行われる特定は極めて暗示的であると主張する。さらに、Dの弁護士は、証人が、Dに対して既に刑事手続が開始されている事実を信じることができ、その結果、彼の出廷を正当化し、十分な証拠、おそらく他の目撃者の証言という形でさえ、Dを有罪とする証拠が存在し、Wに、Dが殺人を行うのを見た男であると信じる可能性が高くなるため、この状況は不必要な暗示であると主張するであろう。

裁判所は、Wの身元確認が法の適正手続きに違反しているという事実に基づいてDの申し立てを却下したことに、おそらく誤りはなかったと思われる。不必要に示唆的な識別、または誤認の実質的な可能性をもたらす識別に対する修正14<sup>th</sup>の保証は、主に、刑事被告人が物理的な類似性が全くない他の個人と並べられるラインアップを改善することを意図したものである。裁判所が、裁判所から出てくる個人を見た目撃者が、不必要に示唆的な識別につながるほど不利であると判断することは、まずありえない。

## C. 伝聞

伝聞とは、主張された事柄の真実を証明するために提供される法廷外での陳述のことである。この例では、**W**が裁判所で**D**を確認したという警官の予定された証言は、**W**が**D**を確認したことを証明するために、警官が法廷外で**W**が行った供述を証言することになるので、伝聞に該当することになる。

しかし、証人が以前に容疑者を特定した場合は、弁護側がその特定を攻撃しない場合でも、伝聞法則の例外として認められる。このような事前の識別に関する供述は、それが提出された当事者が自分に不利な証人と対決する憲法修正第6条の権利を否定されないよう、信頼性の十分な保証を有すると考えられている。したがって、裁判所は、オフィサーの証言は事実上許容されない<sup>10</sup>ので、法廷での識別の証拠を排除するための**D**の申し立てを却下したことに誤りはない。

### II. Dが適切に有罪判決を受けることができる犯罪

#### A. 第一級殺人

第一級殺人の被告人を有罪にするためには、検察側は被告人が故意に不法に人を殺したこと、その殺人が計画的かつ故意であったこと、または本質的に危険な重罪（重罪）の実行中または実行しようとしたときに行われたことを合理的疑いを超えて証明しなければなりません。故意による悪意を立証するために、検察側は被告人が殺意、重大な身体的損害を与える意図を持って行動したこと、墮落した悪意のある心で行動したこと、または重罪の殺人を犯したことを証明しなければなりません。

本事例では、**D**が**V**を殺害し、その死体を道路脇に遺棄したとの事実が認められることから、**D**の行為は**V**の死亡の現実的かつ近因的な原因であると考えられる。しかし、**D**は、不随意酩酊の弁明をすることにより、必要な殺意や重篤な傷害を負わせる意思を有していないと判断されるであろう。酩酊は、自発的か非自発的かにかかわらず、犯罪の本質的要素、一般的には故意の存在を否定するために提起されることがある。この例では、**D**は**V**から勧められた幻覚剤を飲みたくなかったが、飲まなければ氷点下の中で見捨てられ、命が危険にさらされることを恐れて飲まざるを得なかったので、非自発的酩酊といえるだろう。このような状況下で薬物を摂取することは、知らず知らずのうちに薬物を飲まされたり、死の危険を感じて薬物を摂取させられたりすることと実質的に同じである。このように、**D**は非自発的な酩酊状態にあり、その酩酊の結果、薬物を摂取してから逮捕されるまでの間の出来事を全く覚えていないのである。したがって、**D**は、第一審判決の認定に必要な殺意や重大な身体的損害を与える意思を有していなかったと判断されることになる。

度の殺人である。さらに、Dが必要な精神状態を否定するために酩酊という弁解に頼ることができなかったとしても、殺害が計画的または故意であったという証拠はなく、また、本質的に危険な重罪の遂行中または遂行しようとする最中に発生したものであるのではないので、Dを第1級殺人罪で有罪とする根拠はない。

## 2. 第2級殺人

陪審員は、第二級殺人についても、Dを適切に有罪にできない可能性が高い。第二級殺人も、被告人が故意に悪意を持って人を殺したことを合理的な疑いを超えて証明することを検察官に要求するが、予謀と熟慮または重罪の追加要素の証明は検察官から免除される。

この場合、Dは、不本意ながら幻覚剤を摂取した結果、酩酊状態に陥ったため、上述の殺意や重大な身体的損害を与えるという必要な精神状態を否定し、第2級殺人罪の有罪を十分に免れることができるはずである。さらに、Dは、墮落した心や悪意のある心の理論に基づいて有罪になるべきではない。そのような認定には、死亡または重大な身体的危害の実質的かつ不当な危険を生じさせる無謀な行為の立証が必要だからである。墮落した心臓による殺人罪が成立するためには、被告人は、自らが生じている危険性を意識的に認識していなければならず、Dは、薬物を摂取してから逮捕されるまでの間の出来事を全く覚えておらず、自らの行為の危険性を認識していたとは考えられない可能性が高いので、不随意の酩酊により、その罪が免除されると考えられる。

もし、Dが非自発的ではなく自発的に酩酊していたと認定されれば、Vの殺害に対して第2級殺人罪で適切に有罪判決を受けることができる。しかし、もし陪審員が、幻覚剤を摂取しなければ、自分が冷遇され、死に至る可能性があると恐れたから摂取しただけだというDの証言を信じるならば、Dは非自発的に酩酊していたと認定しなければならず、その場合、第2級殺人の罪が免除されることになる。



## 2004年2月カリフォルニア州司法試験エッセイ問題と

### 選択解答

本書は、2004年2月のカリフォルニア州司法試験で出題された6つのエッセイ問題と、各問題に対する2つの選択解答を収録したものです。

答案は、合格者が書いたものであり、良好な成績を収めている。解答は著者が作成し、読みやすくするために綴りや句読点に若干の修正を加えた以外は、提出されたものをそのまま転記した。解答は著者の承諾を得てここに転載したものであり、転載を禁じます。

<u>質問番号</u>	<u>内容</u>	<u>ページ</u>
1.	刑事法・刑事訴訟法	1
2.	共同財産	12
3.	プロフェッショナルの責任	22
4.	不動産	29
5.	憲法	36
6.	民事訴訟法	45

## 質問1

午後1時、銀行がショットガンを振り回し、独特のアクセントで話す男によって襲われました。窓口係は強盗に印のついた通貨の包みを渡し、強盗はそれをブリーフケースに入れました。午後3時30分、警察は匿名の通報者から電話を受け、ダウンタウンのビジネス街のある角に男が立っており、その男はブリーフケースに入ったのこぎり切りのショットガンを所持していると言いました。数分のうちに、強盗とその電話について知らされていた警察官が、その場所でブリーフケースを持つDaveを目撃しました。Daveは、匿名の通報者が語った人相と一致した。

警官は、サービスリボルバーを抜きながら、地面を指したままDaveに近づきました。彼は近づく理由を説明し、デイブに手錠をかけ、ブリーフケースを開けました。ブリーフケースの中には、銀行強盗で奪った有印の通貨だけが入っていました。警官はデイブに「お前が銀行強盗をしたことは知っている。ショットガンはどこだ？」と言いました。するとデイブは、ショットガンを隠していた近くのゴミ箱を指差し、こう言った。"捕まることは最初からわかっていた"と。

Daveは強盗の罪で起訴された。彼は裁判で証言しないことを選択しました。しかし、彼は誹りが無いことを証明するために、証人として宣誓することも反対尋問を受けることもなく、裁判官によって選ばれた新聞記事を朗読することを許可するよう要請しています。彼はまた、ブリーフケースで見つかったお金、警官に対する彼の供述、ショットガンを証拠から除外するよう求めています。

以下の項目に関するDaveの申し立てに対し、裁判所はどのように裁定すべきか、また、どのような理論または学説に基づくべきかを説明してください。

1. Daveが新聞記事を音読している？議論してください。
2. 通貨は？議論してください。
3. Daveの警官への供述は？議論してください。
4. ショットガンは？議論してください。

## 質問1に対する回答A

1)

この質問は、4<sup>th</sup> 修正条項および5<sup>th</sup> 修正条項の下でのDaveの権利に関わる問題を提起しています。

### デイブの新聞記事朗読会

刑事被告人は、音声サンプルの提出を求められることがあります。これは、被告人の自己負罪に対する権利を侵害するものではありません。

刑事被告人は、自分が犯罪を犯すことができなかった、あるいは犯さなかったことを証明するような証拠を提出することが認められています。ここで、強盗犯とされる人物は、独特のアクセントで話していました。Daveは、自分は訛りがないので強盗犯ではないことを示すために、陪審員に新聞記事を読ませようとしています。しかし、重要な問題は、Daveが証人として宣誓したり反対尋問を受けたりすることを望んでいないにもかかわらず、これを行うことができるかどうかということです。そうすることで、デイブは検察側が反対尋問を行い、彼が真実を語っているかどうかを検証する権利を否定することになります。Daveが訛りを装うことも、この以前の訛りを変えるために音声レッスンを受けたことも可能です。これらはすべて、検察側が反対尋問でテストすることを許可されるべき要素です。検察側には反対尋問の権利が与えられないので、デイブの陪審員への朗読の要求は拒否されるべきです。

### 通貨

<sup>th</sup>修正4条は、人がプライバシーを合理的に期待できる領域において、警察官による令状なしの捜索と押収を禁止している。修正4条 (<sup>th</sup>) は、修正14条 (<sup>th</sup>) に組み込まれることによって、州に適用される。令状なしの捜査は、特定の状況下で許可される。

### ステートアクション

4<sup>th</sup> 修正条項は、国家行為者による令状なしの捜索と押収を禁止している。ここでは、警官は警察官として捜索と押収を行ったので、国家的行為が関与していることとなります。さらに、警官はDaveのブリーフケースを捜索しており、そこはDaveがプライバシーを合理的に期待できる場所でした。

### 合法的な逮捕に伴う捜索

捜索が合法的な逮捕に従って行われている場合、役員は、捜索令状を必要としません。令状の要件にこの例外の下で、役員は、領域が禁制品や武器が含まれていることを疑うなら、逮捕された人を捜索し、人の即時制御内の領域を検索することができます。この

例外を適用するために、逮捕は

は合法的であったに違いない。

警官は、匿名の通報者から、**Dave**の人相に似た男がのこぎり切りのショットガンをブリーフケースに入れて持ち歩いているとの電話を受け、**Dave**を逮捕しました。警官は、その人が犯罪を犯したと信じるに足る理由がある場合、令状なしに公共の場でその人を逮捕することができます。匿名の情報提供者からの情報は、警官がその情報が信頼できると合理的に信じている場合、正当な理由を立証する根拠として使用することができます。ここでは、午後1時に銀行がショットガンを持っている男に襲われたことを警官が知っていました。午後3時30分、警察官は「男がブリーフケースに入ったショットガンを持って角に立っている」というタレコミを受け取りました。この通報と銀行強盗を取り巻く状況の組み合わせは、警官が令状なしに公共の場でデイヴを逮捕する正当な理由を与えるに十分である。

逮捕が合法的であったため、警官が、その場所に禁制品または武器があると疑った場合、デイヴと彼の直轄の区域を捜索することができました。ここで、警官はブリーフケースにのこぎり切りのショットガンが入っているのではないかと疑っており、それはデイヴのすぐ手の届くところにありました。従って、警官はブリーフケースを捜索することができました。この有効な捜査の間に見つかった証拠はすべて認められる可能性があります。

### プレーンビュー

警官が合法的に捜索する権利を有する場合に、警官が見た証拠はすべて認めることができます。ここでは、合法的な逮捕に伴う捜索のための令状要件の例外に基づき、警官はデイヴのブリーフケースを捜索する権利を持っていました。マークされた通貨は、この捜索中に警官の視界に入ったので、その通貨はデイヴに対する証拠として認めることができます。

### ストップ&フリスク

人が犯罪行為に関与していると信じる合理的な疑いを持つ警官は、容疑者を停止し、武器のために令状なしのフリスク（身体検査）を行うことができます。警察官は、**Stop & Frisk**の際に容器の中を見ることはできません。従って、この令状要件の例外は、通貨を認める根拠とはなりません。

### 供述書

5<sup>th</sup> 自己負罪の禁止に関する憲法修正特権は、国家の行為と人の親権的尋問がある場合に適用される。それは、被告人に、自己負罪となる証言的証拠の提出を拒否する権利を与える。

## ステートアクション

以上のように、警察官の行為は国家的行為を伴うものである。

## 身柄拘束 尋問

5<sup>th</sup> 修正条項により、警官は、身柄拘束の尋問を行う前に、被疑者にミランダ権を読み聞かせなければならない。人は、警官の管理下から自由に離れることができないと信じている場合、拘束されていることとなります。ここで、警官はサーブスリボルバーを抜いてデイブに近づき、デイブに手錠をかけました。このような状況下で、デイブは警官の管理下から自由に離れることができなかったため、身柄を拘束されたこととなります。

取調べとは、警察官が被疑者に対して行う、返答を引き出す可能性のあるあらゆるコミュニケーションを指します。親告罪の取調べを行う前に、警察官は被疑者にミランダ権を読み聞かせなければなりません。これは、被疑者の黙秘権および弁護士を依頼する権利を含みます。

ここで、警官が主張するのは、**Dave**に対する「あなたが銀行強盗をしたのは知っています。ショットガンはどこだ？」という発言は尋問ではなく、この発言に対するデイブの返答は自発的な供述であると主張します。被疑者がぼそっと言った調書は認められるのです。しかし、デイブは、警官の「あなたが銀行を襲った人だと知っています」という発言は、反応を引き出す可能性のある発言であり、警官の非難に促されなければ、デイブは何も言わなかつたらと主張するでしょう。手錠をかけられている容疑者に犯罪を犯したと非難することは、反応を引き出す可能性が高いタイプの発言であるため、この議論ではおそらくデイブが勝つでしょう。

その結果、**Dave**は尋問の前にミランダ警告を読まれていなかったため、**Dave**の警官に対する供述を認めることはできません。**Dave**の供述は、**Dave**が証言台に立てば弾劾の目的で認められる可能性があり、大陪審の手続きで認められる可能性もあります。

## ショットガン

また、ショットガンの許容性は、警官がデイブにミランダ権を読まずにショットガンのありかを尋ねたときに、デイブの自白に対する修正5<sup>th</sup>の特権が侵害されたかどうかの分析に依存します。

上記の通り、州法が適用され、警官がショットガンのありかを尋ねたとき、**Dave**は拘束されていました。**Dave**への質問が不適切であった場合、散弾銃は毒の木の実であるため、認めることはできません。

**Dave**は、警官の尋問の結果としてゴミ箱を指差したのであり、警官の尋問がなければ指差さなかつたらと主張するでしょう。<sup>4</sup>警官は、デイブがゴミ箱を「指差した」ことは証言ではないので、修正5条は適用されないと主張することでしょう。修正条項5<sup>th</sup>は通常、行為には適用されませんが、その行為が証言的である場合には適用される可能性が

あります。ここで、デイブがショットガンを指差したことは、デイブが自分の武器の場所を警察に話したので、性質上証言と見なされる可能性があります。



しかし、裁判所は、緊急事態のために必要であれば、警官がミランダ警告をすることなく、凶器の場所について被疑者に質問することを認めています。言い換えれば、もし警官が、公共の場に差し迫った危険をもたらすかもしれない武器が転がっているかもしれないと考えた場合、警官は、敷地内を確保し、公共の場を保護する手段として、逮捕直後、ミランダ前に容疑者に質問することができるのです。

ここで、警官は、強盗に関連して使用されたショットガンがあることを知っており、有印の紙幣を発見したことから、デイブがこの強盗に関連していると信じる理由があるので、ショットガンはこの例外でおそらく認められます。したがって、警官は、敷地内の安全を確保するために、その銃の場所を聞くことができたのです。

## 質問1に対する回答B

1)

### Daveによる新聞記事の朗読

憲法修正第5条は、自己負罪の禁止を保護している。したがって、検察はDに意に反した証言を強制することはできない。さらに、憲法修正第6条は、被告人が自分の告発者と対決することを認めている。ここで、Dは、銀行の出納係が述べたような独特のアクセントがないことを示すために、裁判官が選んだ新聞記事を声に出して読みたいと考えている。Dは、宣誓することなく、また検察側の反対尋問を受けることなく、これを行いたいと考えています。問題は、陳述書を声に出して読むことが証言の性質を持つかどうかにかかっています (sic)。もしそれが証言的な性質のものであれば、裁判官は被告が証人となるため、宣誓せずにこれを行うことを認めないでしょう。

### 非証明書

ここで、被告は、自分が訛りを持っていないことを証明したいのである。証人が行うような、自らの考え、意見、観察、知識などを主張しているわけではないので、話の内容は証言的なものではありません。ここでは、Dは事実の陳述はしていない。証拠はDに訛りがないことを示すのに関連するが、重要なのは彼の話し方の音だけであり [sic]、内容ではない。タトゥーや針の跡、髪の色を示すのと同じようなものである。したがって、新聞を読むことは十分に非証拠的であり、Dはこれを許可されることになる。

検察側は、Dは話し方を変えることができるので、これは証言であり、もし反対尋問が許されるなら、陪審員の前で彼がフェイクであることが明るみに出ただろうと主張する可能性があります。検察側が反対尋問する内容はなく、クローキングで偽りの可能性を十分に主張したり、訛りがないという主張に対抗する証人を提示することができるので、この主張は失敗するでしょう。

Daveが新聞を音読したことは十分に非証拠的であり、したがって、裁判では認められるでしょうから、成功するでしょう。

### 通貨

修正第4条は、修正第14条を経由して州に組み込まれ、不当な搜索や押収から保護するものである。憲法修正第4条に基づいて訴訟を起こすには、被告は原告適格を有し、その行為は政府関係者によって行われなければならない。

## スタンディング

立件するためには、押収または搜索された物品に対してプライバシーに対する合理的な期待を持たなければならない。ここでは、被告は押収され、彼のブリーフケースを搜索された。したがって、**D**は自分自身とブリーフケースに対して合理的なプライバシーの期待を抱いていたので、彼は立件される。

## 政府役人

警察官は、憲法修正第4条の目的上、政府関係者（government actor）である。**D**の押収

人を逮捕するためには、警察は中立的な判事によって署名された相当な理由に基づく令状が必要です。令状がない場合、例外を除き、搜索や押収はそれ自体無効である。ここでは、**D**の逮捕状はなかった。

デイブは、これは違法な逮捕であり、銀行強盗から2時間半後に警官が被告に接触するまでに時間が経過していることから、まず何よりもこの情報に基づく相当な理由がなかったと主張するでしょう。**D**は、銀行強盗が2時間半後に銃を持って公共の真ん中に立っていると考えるのは不合理であると主張します。さらに、**D**は、彼は繁華街でブリーフケースを持った男であり、それは斬新な考え方とは言い難い、と主張するだろう。さらに、**D**は、匿名の通報者は信頼性を欠き、**D**がたまたまブリーフケースを持った男という人相と一致しただけで、切り詰めたショットガンを持っていなかったという事実以外に何の裏付けもないと主張する。また、**D**は、銀行の窓口係がショットガンと説明したのに対し、匿名の電話係はノコギリのついたショットガンと説明し、明らかに異なっていることを指摘することでしょう。したがって、**D**は、警察官がこれらの情報に基づいて**D**を逮捕する正当な理由がなく、したがって、逮捕は違法であると主張することになる。

検察側は、警察官による**D**との最初の接触は、合理的な明確な事実に基づく勾留であり、逮捕に至る場合は相当な理由があったと答えたいところでしょう。

## 合理的な疑いに基づく留置

検察側は、**D**は犯罪行為が進行中かどうかを調査するために停車させられただけで、逮捕されたのではないと主張するかもしれません。勾留中、警官は犯罪行為が進行中であるという合理的な疑いを持たなければならない。この場合、以下に詳述するように、警察官には2つの根拠があった [sic]。ブリーフケースを持った銀行強盗の人相と、角に銃を持った**D**がいるという匿名の通報があったのです。したがって、警察官には**D**に接触する十分な理由があったのです。

の行動か否かを判断する。ここで、警官が武器を抜いてDに手錠をかけたのは、匿名の通報と銀行強盗の情報から、Dが銃を持っていると考えたからである。

Dは、これは逮捕であり、単なる停車ではないと主張するでしょう。Dは、警官が武器を抜いて彼に近づき、手錠をかけたので、Dが自由に立ち去ることができなかったのも、これは逮捕であると主張するでしょう。

裁判所は、これは合理的な疑いに基づく拘留であり、したがって憲法修正第4条に違反するものではないと判断することになります。

### 推定される原因

さらに、警官は持っていた情報に基づいてDを逮捕する相当な理由を持っていた。誰かが重罪を犯したと信じるに足る理由がある場合、48時間以内に判事が逮捕に足る理由があったという判断を下す限り、令状なしにその人を逮捕することができます。人が軽犯罪を犯した場合、それは逮捕のために役員の立会いの下で行われる必要があります。

ここで、警察官はDが銀行強盗をしたと信じる理由があった。強盗は法律上、重罪である。警官が被告に接触した時点で持っていた情報は、午後1時に銀行で、独特のアクセントで話すショットガンを持った男が強盗に遭ったというものだった。強盗は窓口係から渡された印付きの通貨を所持しており、それをブリーフケースに入れた。警察官は匿名の通報者から、角に立っている男がブリーフケースに入れたショットガンを持っているとの情報を得ました。通報から数分後に警官がその角に到着すると、ブリーフケースを持ったデイブがそこにおり、匿名の通報者の説明と一致していました。

検察側は、「状況の全体性」の下で、警察官の逮捕は相当な理由に基づくものであると主張する。警察官は、Dに接触し、彼が武器を持っているかどうかを調査するだけでなく、銀行強盗に関連して彼を逮捕するための合理的な明確な事実を持っていたのです。上記の事実の詳細の通り、警察官には被告の特徴があり、電話の数分後に彼が武器を持っていなかったからと言って、警察官が何の調査もせずにそのまま立ち去ることはできない。警察官には、安全上の問題があるかどうか、何が起こっているのかを調査し、判断する義務があるのです。

したがって、状況を総合的に判断すると、警察官にはDaveを逮捕する正当な理由があり、Dの押収は違法ではない。

### ブリーフケースの検索

ここでは、ブリーフケースの検索には追加の令状がなかったため、令状例外も必要であり、[sic]。Dは、ブリーフケースは閉鎖されたものであり、公衆に公開されていないことから、プライバシーに対する合理的な期待を抱いていた。

ビューまたは精査する。

### 推定される原因

上記の通り、警察官には被告が散弾銃で武装していると信じるに足る十分な理由があり、したがって、自分自身と他の人々の安全のために銃がある場所を確保するためにバッグを捜索する十分な理由があった。拘留中、警官が、その人が武器を持っているかもしれないと考えた場合、その人を「なでる」ことがあります。ここで、警官は、Dがブリーフケースの中に簡単に収まるような凶器を持っていると考えたのです。従って、ブリーフケースの捜索は合法的であった。

### 逮捕に伴う捜索

さらに、前述したように、合法的な逮捕のための十分な理由があった。合法的な逮捕に伴う捜索では、逮捕が合法的でなければならず、警官はチメルの下で被告人と被疑者の「翼の範囲」内にあるものを捜索することができる。ここで、Dはブリーフケースを持っていたが、これは十分に翼の範囲内であった。したがって、ブリーフケースの捜索は、逮捕に伴う合法的な捜索である。

### 通貨を探す

警官はブリーフケースを凶器捜索する正当な理由があったにもかかわらず、ブリーフケースを開けたときに通貨を平然と見てしまったのです。警官が合法的にいたことができる場所で、警官がそれに触れたり動かしたりしなくても、何かが平然と視界に入っている状態。

結論ブリーフケースから発見された通貨は、抑制されることはありません。

### Daveの役員への発言

#### ミランダ

ミランダは、自白の強要から保護するものである。これは、自供の強要を防ぐために、憲法修正5条<sup>(h)</sup>、憲法修正14条<sup>(h)</sup>を通して州に組み込まれた、さらなる保護を提供するために考案された冒流的（sic）な措置である。ミランダによると、容疑者が尋問され、拘留された場合、黙秘権、発言はすべて自分に不利になる可能性があること、弁護士を呼ぶ権利があること、弁護士を呼ぶ余裕がない場合は、弁護士が指名されることを警告することになっている。

ここで、Daveは警察官に対して2つの供述をしており、その許容性を判断するためには、それぞれを別々に分析する必要があります。最初の供述は、デイブが近くのゴミ箱を

指差したときで、2つ目は、"捕まることは最初からわかっていた"と言ったときです。

### ゴミ箱を指差す

ステートメントには、明示的なものと黙示的なものがあります。明示的な陳述とは、口頭での陳述のことです。また

暗黙の声明とは、主張的な行動や沈黙によってなされるものである。ここでは、デイブは警官の "ショットガンはどこだ?" という質問に対して、ゴミ箱を指差しました。  
拘束中

身柄拘束は、被疑者が自由に外出できない状態で行われます。この時、デイブは街角に立っていて手錠をかけられていました。これはミランダにとって十分に身柄拘束にあたります。

### 尋問

尋問は、警察官が回答を引き出すために質問する場合に行われる。ここでは、警官が銃のありかを尋ねたところ、Dはゴミ箱を指差した。したがって、これは尋問である。

銃を指差す行為は裁判で抑圧され、認められないはずなので、Daveの主張は成功するでしょう。

### "捕まることは最初からわかっていた"

これは、Daveが銃を指差した後に行った明示的な供述です。上記のようにDaveは拘束されていましたが、この供述と違うのは、自発的な供述であったということです。警官はDに、自分が捕まることを知っていたかと尋ねたわけではありません。彼は、銃がどこにあるのかを尋ねたのです。検察側は、Dの供述は自発的なものであり、ミランダ違反には当たらず、認められるべきだと主張するでしょう。Dは、これは親告罪の尋問の結果であり、供述が入るべきでないと主張するでしょう。

これは自発的な発言であり、したがって証拠能力があるため、デイブの主張は失敗するでしょう。

### ショットガン

ショットガンは、Dがその場所を指差した結果発見されたものなので、Dはミランダ違反の結果として認められないと主張することになります。

### 毒の木の実

憲法修正第4条に違反する行為があった場合、除外規定は、証拠を除外することによって、不当な警官の行為から保護するのに役立つ。Dはおそらく、不当な供述をした結果、銃が押収されるべきであると主張するだろう。裁判所は、ミランダ違反の結果生じた証拠に毒木の実の原則を容易に適用していないため、この主張はおそらく失敗するだろう。さらに、必然的発見の原則に基づけば、Dがショットガンを指さしたことは無関係に、警官がショットガンを発見した可能性が高い。一般的に、警官が、ほんの数分前に武器を持っているのを目撃され、今は武器を持っていない犯罪の容疑者を見つけたと

き、その周辺を捜索し、その容疑者を発見することができる。



被告が凶器を捨てたかを確認するために発見された場所。

さらに、Dは警官が近づく前に銃を捨てたので、ゴミ箱にプライバシーを期待することはできなかった。

デイブの主張は失敗し、銃は認められることになるでしょう。

## 2004年7月カリフォルニア州司法試験エッセイ問題

### 及び選択解答集

本書は、2004年7月のカリフォルニア州司法試験で出題された6つのエッセイ問題と、各問題に対する厳選された2つの解答を収録しています。

答案は、合格者が書いたもので、良好な成績を収めている。解答は著者が作成し、読みやすくするために綴りや句読点に若干の修正を加えた以外は、提出されたものをそのまま転記した。解答は著者の了解を得てここに掲載した。

<u>質問番号</u>	<u>内容</u>	<u>ページ</u>
1.	刑事法	1
2.	憲法	12
3.	遺言書/信託書	22
4.	エビデンス	33
5.	プロフェッショナルの責任	44
6.	タルト	51

## 質問1

2002年8月1日、ダン、アート、バートはヴィンスのコンビニエンス・ストアに入りました。ダンとアートは、バートがレジから750ドルを取り出したときに、ヴィンスに銃を向けました。ダン、アート、バートがバートの車に向かって走っていると、ビンスが銃を持って店から出てきて、止まるように呼びかけ、彼らが止まらなかったため、1発発砲しました。その銃弾はアートに命中し死亡した。ダンとバートはバートの車に乗り込み、逃走した。

ダンとバートは車でチャックの家に行き、750ドルを分けることにした。Chuckが、金の一部を渡さなければ強盗のことを警察に話すと言うと、Bertは150ドルを渡した。ダンは残りの600ドルのうち300ドルをバートに要求しましたが、バートは自分の車が強盗に使われたのだから、バートである自分が500ドルもらうべきだと主張しました。ダンは激怒し、バートを射殺した。そして、残りの600ドルを全て自分のものにしようと考え、バートのポケットから金を取り出した。

2002年8月2日、ダンは逮捕され、殺人と強盗の罪で正式に起訴され、罪状認否が行われ、保釈が却下されました。その後、裁判所は2002年10月15日に公判を設定するとダンの要求を拒否し、2003年1月5日に公判が開始されるよう予定しました。2003年1月3日、裁判所はダンの反対を押し切って、検察官が休暇のためのクルーズ、検察官の州規模の会合、およびいくつかの法教育コースを予定していたため、公判を2003年9月1日まで延期すると検察官の要請を認めました。2003年9月2日、ダンは、合衆国憲法に基づく迅速な裁判を受ける権利の侵害を理由に、起訴を棄却するよう申し立てました。

1. ダンは、第一級または第二級殺人のいずれでも適切に有罪になる可能性があり、そうであれば、どのような理論に基づいて有罪になるか。
  - a. アートの死？議論する
  - b. バートの死？議論してください。
2. チャックはどのような罪でも適切に有罪にできるのか、できるとすればどのような罪か？議論してください。
3. 裁判所は、ダンの解雇の申し立てに対してどのような裁定を下すべきか？議論してください。

## 質問1に対する回答A

1)

### 1. A. ダン - アートの死に対する責任

#### 殺人事件

殺人とは、故意に人間を不法に殺害することです。悪意は、殺意、重大な身体的損害を与える意図、または人命に対する無謀な無関心のいずれかによって示されます。ここで、ダンはおそらくこれらの理論のいずれにも責任を負わない。店主のヴィンスがアートを撃って死亡させたので、ダンは殺意や重大な身体的危害を与える意図を示さなかった。同様に、逃亡も人命への無関心には当たらないだろう。

#### フェロニー・マダー・ルール

しかし、ダンは重罪の殺人ルールの下で有罪になる可能性がある。重罪の殺人規則は、本質的に危険な重罪の遂行中に行われた予見可能な殺人について被告に責任を負わせるものである。ここでは、ダン、アート、バートは強盗に従事していた。強盗とは、被害者から財産を永久に奪う目的で、力づくで他人の私物を奪って持ち去ることである。Dan、Art、BertはVinceから銃を突きつけて750ドルを奪ったので、その金を保持する目的で強盗をしたのです。強盗、特にコンビニエンスストアでの武装強盗は、本質的に危険な重罪である可能性が高い。Artの死は、武装強盗から頻繁に生じる種類の死であり、したがって予見可能であった。

#### 重罪殺人ルールの制限-逃亡

重罪の殺人に対する責任は、一般的に重罪の後に重罪犯が安全な場所に到達したときに終了する。この場合、アートは逃走中に殺害されたので、つまり重罪犯が安全な場所に到達する前なので、この制限は適用されない。

#### 重罪殺人ルールの制限-共同正犯の死

しかし、ほとんどの州は、共同正犯の死が問題となる場合、重罪殺人ルールの制限を制定している。代理人説に従う州では、殺人が重罪犯またはその代理人によって行われた場合、被告人は有罪とされる可能性がある。この考え方によれば、ダンは、アートを撃ったのがダンでもバートでもなくヴィンスであったため、重罪殺人罪の責任を負わない可能性が高い。

重罪殺人ルールの近因説によれば、重罪によって近因的に引き起こされたいかなる殺人も、被告に重罪殺人の責任を負わせることができる。このルールに基づけば、ダンはアートの死に対して責任を負うべきであると論じられる。コンビニエンスストア強盗から

逃走中に撃たれることは予見可能である。したがって、もし司法当局がこの見解に従えば、ダンには責任を負う可能性がある。

は、重罪の殺人理論に基づき、アートの死に対

### して第一級殺人

ほとんどの州では、第一級殺人は計画性または熟慮を必要とする。また、多くの州は重罪殺人規則に該当する殺人を第1級殺人の定義に含めている。したがって、この司法権がその見解に固執する場合、ダンにはアートの死について第1級殺人の責任を負う可能性がある。

### 第二級殺人

第二級殺人は一般に、計画性と熟慮を伴わない殺人であり、また、いかなる形態の過失致死にも相当しない。適用される法令が重罪を第二級殺人として定義している場合、ダンには代わりにその犯罪の責任を負う可能性があります。

### 共謀罪

共謀には、2人以上の間で犯罪を行う合意があること、合意する意図、犯罪を行う意図、および明白な行為が必要です。共謀者は、共謀を推進するために行われた合理的に予見可能なすべての犯罪に対して責任を負う。ここでは、Art、Dan、Bertは明らかにVinceの店に強盗に入ることに合意し、犯罪を犯す意図を持っていた。共謀は完成した犯罪と融合することはない。したがって、もしダンが共謀罪の責任を負い、裁判所がアートの死は予見可能であったと認定すれば、ダンにはこれらの理由でも責任を負う可能性がある。しかし、特にヴィンスがアートを殺害した以上、これは無理がある。

## B. Bertの死に対するDanの責任

### 殺人

前述のとおり、殺人罪の責任事由の1つとして、故意の殺害、または重大な身体的損害を与える意図をもっての殺害が考えられる。ここで、ダンはおそらくバートを殺すつもりであり、少なくとも彼に大きな身体的危害を加えるつもりであった。ダンには単にバートを撃っただけであり、単に脅かそうとした形跡はない。

### 第一級殺人

ダンには第一級殺人の責任を負う可能性があります。計画性と熟慮は一般的に第1級殺人罪の前提条件であるが、一部の裁判所は、非常に短時間でも計画性や熟慮を持つことができるかと判断している。しかし、ダンには「激怒」していたため、熟慮や計画性を持つ時間がなかったと主張することでしょう。犯行の自然発生的な性質から、ダンにはおそらく第一級殺人では有罪にならないでしょう。さらに、後述するように、彼は重罪の殺人で

も有罪にならない可能性が高い。したがって、州の殺人法が重罪殺人を第1級殺人として含むとしても、ダンはこの責任を負わない可能性が高い。

犯罪を引き起こす可能性があります。

## 第二級殺人

ダンには第二級殺人で有罪になる可能性ははるかに高い。上述したように、彼はバートを殺すつもりだったが、計画的あるいは故意ではなかったと思われる。後述するように、彼は自発的過失致死や重罪の殺人で有罪になることはまずない。

## 重罪の殺人

ダンに対する重罪の殺人罪は問題になるだろう。ひとつには、重罪殺人罪の責任は、一般に、加害者が安全な場所に到達した時点で終了するからである。ダンがバートを殺害したとき、ダンとバートはチャックの家に到着していた。実際、彼らは金の分配を始めていた。このため、ヴィンスの店への強盗に基づく重罪の殺人責任は消滅する可能性が高い。

さらに、検察側は、ダンはBertのポケットから600ドルを奪ったので、重罪殺人罪を負うと主張するかもしれない。検察側は、これは強盗であり、ダンの殺害は強盗の予見可能な結果であると主張するかもしれない。しかし、これは弱い議論です。ダンは、バートを撃った後に、バートから金を取ろうと決心したに過ぎない。また、ダンは、バートが金に対して合法的な所有権を持っていなかったため、強盗は行われなかったと主張することもできるかもしれない。これは、強盗罪の要素の1つが、お金が "他人の所有物 " であることだからです。したがって、ダンはバートの死に対して重罪殺人罪の責任を負わない可能性が高い。

## 過失致死

ダンは、自分は過失致死罪だけの責任を負うと主張するかもしれない。過失致死罪とは、殺人になるはずの殺人が、加害者が非常に動揺している間に行われたものである。動揺した事件は、合理的な人物を動揺させるようなものでなければならず、被告人は動揺していなければならず、合理的な人物には冷静になる時間がなかったであろうし、被告人は冷静になることができなかったはずである。ダンは、バートが余分にお金を要求したことに「激怒」したと主張するでしょう。しかし、この主張は成功しそうにありません。一つは、バートの行為は、一般的に殺人罪を故殺罪に減刑するのに十分な、極めて動揺した挑発行為には至らないということである。さらに、合理的な人であれば、Bertの金銭の要求に対してそのような暴力的な反応を示したという兆候はない。従って、ダンは過失致死罪の責任を負わない可能性が高い。

## 共謀罪



上述のとおり、Vince の店舗を襲うという基本的な共謀は、強盗団が Chuck の家に到着するまでに終了していた可能性が高い。

## 2. チャックの責任

## アクセサリー・アフター・ザ・ファクト

チャックは、事後従犯の罪に問われる可能性が高い。事後従犯とは、犯罪の後に犯罪者を庇ったり、避難させたり、援助したりする人のことです。チャックはダンとバートが強盗をしたことを明らかに知っている。チャックは、ダンとバートが強盗をしたことをはっきりと知っており、金を受け取らない限り、犯罪を警察に話すと脅す。彼は自分の家をダンとバートの安全な避難所として提供した。この罪で有罪になった場合、**Chuck**は共犯として有罪になることはなく、単に独立したより軽い犯罪で有罪になるであろう。

### 共犯者

チャックは、ダンのバート殺害にも、ヴィンスへの強盗にも、おそらく共犯ではないだろう。共犯になるには、犯罪を意図して犯罪を援助する必要がある。ここでは、チャックがダン、アート、バートがヴィンスの店に強盗に入ることを予見していた形跡はない。また、ダンがバートを撃ったのは突発的なものであることから、チャックがその犯罪を意図した形跡もない。犯行現場に居合わせただけでは、必ずしも共犯者責任を問われることはない。

### 強要

チャックは恐らく恐喝の罪を犯している。恐喝には脅迫によって財産を得ることが含まれますここで、**Chuck**は強盗のことを警察に話すと脅した。その結果、彼は**Dan**と**Bert**から**150**ドルを手に入れた。このように、彼は脅迫を利用して財産を得たので、強要罪が成立する可能性がある。

### 共謀罪

チャックがコンビニ強盗の協定に関与した形跡はなく、また、そのことを知った形跡もない。また、ダンはバートを撃ったとき、単独で行動したようです。従って、チャックは共謀罪では有罪にならない可能性が高い。

### 重罪の誤認逮捕

司法権がこの犯罪を認めれば、チャックはダンとバートの犯罪を幫助して隠蔽したことになるので、有罪になる可能性があります。

## 3. ダンの解任申し立て

アメリカ合衆国憲法修正第6条は、被告人の迅速な裁判を受ける権利を保護しています。このような権利が侵害されているかどうかを評価する場合、裁判所はいくつかの要因

を考慮します。その中には、遅延の理由、被告人が遅延に異議を唱えたかどうか、そして遅延の長さが含まれます。

ここで、ダンの最も強い主張は、裁判を遅らせる検察官の理由が、彼の憲法上の権利を侵害することを正当化するほど、単に説得力がない、ということである。検察官が休暇を取り、会合や法教育のクラスに出席したいというのは、ダンの裁判を遅らせる正当な理由というより、個人的な予測に近いように思われる。ダンはこの間、逮捕され、罪状認否を受けてから13ヶ月近くも刑務所で過ごすことになる。さらに、休暇を除いて、検察官が自分の時間に会議や法学教育コースに出席できない理由はまったく不明である。最後に、いずれにせよ、それらの出来事が、なぜ裁判を1月3日から9月1日まで、つまり9ヶ月遅らせることを正当化するのか、明確ではない。ダンはまだ、当初、2002年10月に公判が設定されるように動いたことにも留意されたい。最後にダンは、検察官の申し立ては1月3日に認められ、それは実質的に裁判の前夜であったことを指摘するだろう。裁判をこれほど長く続けるためにギリギリまで待つのは不公平であり、効果的な弁護を行う能力に偏見があったかもしれません。

しかし、検察側は、ダンは1月3日に告訴の取り下げを申し出るべきだったと反論してくる。実際、ダンは9月2日まで取り下げを申し出るのを待っていたのだ。1月3日に「異議申し立て」をしたものの、その時に却下を申し出るべきだったのだ。裁判が始まるまで告訴の取り下げを申請するのを待ったことで、ダンは自分の権利を放棄した可能性が高い。従って、ダンの動議は却下されるべきである。

## 質問1に対する回答B

1)

ダン（「D」）が殺人罪で有罪になりますように。

最初の問題は、ダンが1<sup>st</sup> または2<sup>nd</sup> 度の殺人で有罪判決を受けることができるかどうかである。コモンローでは、殺人とは、悪意を持って人間を不法に殺害することである。悪意とは、以下のいずれかの精神状態で殺人を犯すことである。(1) 殺意、(2) 重傷の意図、(3) 人命に対する不当に高いコストへの無関心、(4) 重罪を犯す意図。重罪殺人に含まれる重罪の種類は、本質的に危険な重罪であった。

第一級殺人は、計画的かつ意図的に他の人間を違法に殺害することを含む法定上のものである。さらに、多くの州法は、第一級殺人の定義に、重罪を犯している間に犯した殺人も含めており、本質的に危険な重罪も列挙されている。

自発的過失致死は、適切な挑発がなければ殺人となるような不法な人間の殺害であり、非自発的過失致死は、犯罪的過失により、または列挙されていない重罪または軽犯罪の遂行中に他の人間を殺害することである。

第2級殺人は、第1級殺人、第<sup>st</sup>級殺人、自発的または非自発的過失致死のカテゴリーに該当しない、他の人間の不法殺害をカバーする残余の殺人カテゴリーである。このことを念頭に置いて、我々は、ダンが第一級または第二級の殺人に対する責任を負うかどうかを調査することができます。

また、すべての殺人罪は、死亡という結果だけでなく、現実的かつ近接的な因果関係も必要とされます。

### 芸術の殺生

ダンがアートを殺したんだヴィンスはアートを殺した。したがって、ダンがアート殺害で有罪とすることができる唯一の理論は、重罪の殺人である。ここで、アートとダンとバートは、本質的に危険な重罪である強盗を犯していた。

強盗とは、恒久的に奪う目的で、力または力の脅しによって、他人の個人資産をその身辺から奪うことです。

ここで、Dan、Bert、Artはコンビニエンスストアに入り、Vinceに銃を向け（必要な力の脅し）、Vinceの所持品から750ドル（私物）を奪いました。これは、特に銃の存在から、本来、危険な重罪として、フェロニー殺人に該当するレベルまで上昇するはずである。このように

ダンが本質的に危険な重罪を犯している間にアートを殺したので、重罪の殺人が第一級殺人の定義に含まれる司法管轄区でこれが起きた場合、ダンは第一級殺人で有罪になる可能性がある。

しかし、重罪の殺人にはいくつかの制限的な教義がある。特にこの例では、殺害は重罪行為の予見可能な結果でなければならず、重罪殺人に関するレッドライン見解は、被告人が警察または第三者によって共同出資者の1人を殺害しても重罪殺人で有罪にはならないと定めている。従って、Artの殺害は確かに強盗を行った結果であると予測できるが、もしこの裁判管轄がレッドライン見解に従うのであれば、ダンはArtのために重罪の殺人で有罪とはならず、Artのために第1級または第2級の殺人で有罪とはならないであろう。

ここで注目すべきは、VinceによるArtの殺害が合法的でなかったのは、人は財産を守るために死力を行使してはならないからであり、ここでは、Vinceは（彼に対する物理的危険が去った後）Artを店の外に追い出し、Artが停止しなかったので、Artを殺害したのだ。

### バートの死に対して

次の問題は、ダンがバートの第1級または第2級殺人罪で有罪になることができるかということですが。

第一級及び第二級殺人の基準は上記のとおりである。ここでは、（1）ダンがビルを殺害するのに必要な計画性と熟慮を有していたか、（2）強盗の直後の出来事なので、ダンに重罪の殺人が成立するか、（3）殺人を過失致死罪に引き下げるに十分な挑発行為が存在したか、が問題となる。

### プレメディテーション

ダンは、計画的かつ意図的に殺人を犯した場合、バートに対する第一級殺人で有罪となることができる。しかし、事実は彼がそのような計画性を持っていたことを示さない。ダンとバートは一緒に強盗をし、金を分けるために戻ってきたところである。バートを殺す計画を事前に持っていたことを示唆するものは何もない。実際、彼が激怒したのは、バートが分け前を全部自分のものにすると言い張ったときだけである。したがって、これらの事実から、計画熟慮説に基づく第一級殺人罪で有罪になることはできない。

### 重罪の殺人

次の問題は、バート殺害に対して重罪の殺人罪で有罪になりうるかどうかです。ダンは、前述したように重罪（強盗）を犯したばかりである。彼はその重罪を犯すのに必要な意図を持っており、それは本質的に危険な重罪であった。したがって、彼がバートを殺

害したことは、重罪の殺人に該当するのでしょうか？

また、重罪殺人ルールは、殺人が重罪の遂行中に発生しなければならないという限定的な教義を有している。重罪犯が一時的に安全な地点に到達すると、重罪殺人ルールの目的上、彼らはもはや重罪を遂行しているとは見なされない。

ここでは、ダンとバートはチャックの家の安全な場所にいたので、[[したがって]]、もはや重罪の遂行中ではなかったため、ダンも重罪の殺人で有罪になることはできない。

### 第2級殺人と自発的過失致死罪

次の問題は、殺人を自発的な過失致死とするのに十分な挑発が存在したかどうかである。そうでない場合は、第2級殺人罪の残余のカテゴリーに入る。ここで、ダンもバートに重大な身体的損害を与える意図を持って行動し（バートを撃ち殺し）、あるいは最低でも人命に対する不当に高い危険性を無謀に無視して行動したので、もし罪が故殺に軽減されない場合は、第2級殺人の罪に問われることになります。

このような状況下において、被告人は、(1)自らの行動を抑制することができないような極端かつ突発的な激情による挑発、(2)挑発によって実際にそのような激情と抑制不能が生じた、(3)挑発から殺害までに冷却する時間が十分になかった、(4)実際に冷却することがなかった、ことが必要です。

ここで、BertはDanに300ドルを渡すことを拒否した。このようなお金を渡さなかったことで、強盗未遂で自分の自由と命を危険にさらしたばかりの普通の人々が怒るのは理解できるが、我々はたった300ドルについて話しているのである。怒るのは無理もないが、普通の人々が300ドルに対してコントロールを失い、他人の命を奪うほどとは考えにくい。したがって、ダンも過失致死罪への減刑を受ける資格がなく、第2級殺人罪で有罪判決を受けることになります。

### おあいそう

チャックが有罪になる可能性のある犯罪は、（共犯者責任論に基づいて）主犯が犯したすべての犯罪か、最低でも事後従犯のどちらかです。

### 共犯者責任

犯罪の実行を意図して幫助・促進した場合、共犯者責任論で有罪となることがある。責任の範囲は、主犯が犯した犯罪とその他の予見可能なすべての犯罪に対する責任を含む。かつてコモンローは、第一級と第二級のプリンシパルと、事実の前後の共犯者を区別していた。しかし、ほとんどの法域では、事後従犯という軽い罪が認められています。



ここでは、チャックが犯行後まで犯罪を幫助、促進した証拠はない。彼は隠れ家を提供し、その後、金を要求した。しかし、単なる存在や知識だけでは、共犯者責任を問うには十分ではない。

### じごじゅうはん

しかし、チャックは犯罪が起こった後に援助をした（隠れ家を提供し、金と引き換えに当局に言わないことに同意した）ので、最低でも事後従犯の罪に問われるでしょう。

### 強要

また、チャックは恐喝の責任を負う可能性があります。恐喝とは、力の脅しや情報を暴露するといった脅しによって、違法に財産を取得することです。ここでは、お金をもらわなければ犯人を警察にばらすと脅したわけですから、責任を負うこととなります。

### 盗品の受け取り

チャックもまた、盗品受領の責任を負うこととなります。この犯罪の要件は、その財産を取り巻く状況（つまり、それが盗品であること）を知っていることと、それを喜んで受け取ることです（中略）。チャックはこのお金が強盗の成果であることを知っていて、隠れ家を提供することと引き換えに受け取った。従って、彼は盗品受領の責任を負うことになる。

### コンプレイシ

また、Chuckは共謀罪にも問われる可能性があります。共謀とは、(1) 2人以上の人間の間の合意、(2) 合意の意図、(3) 不法な目的を追求する意図、そして(4) 一部の管轄区域では何らかの明白な行為です。共謀は、完成された犯罪に統合されることはありません。

ダンさんの棄却の申し立てについて、裁判所はどのように判断すべきでしょうか。

修正案6<sup>th</sup>、各被告に迅速な裁判を受ける権利を与えている。6<sup>th</sup> amdは、14<sup>th</sup> amendmentのデュープロセス条項に組み込まれることにより、州に適用される。迅速な裁判を受ける権利は、起訴後に付与される。被告人が迅速な裁判を受けたかどうかは、状況の全体像の分析による。

ここでは、ダンが8月2日に逮捕され、直ちに起訴された。したがって、彼の迅速な裁判を受ける権利は、8月上旬に発生した。最初の裁判の期日は、2003年1月5日に設定された。その後、1月に裁判所が極めて近い期日を設定したことから、起訴から2ヶ月後にダンの裁判請求が拒否されたことが憲法上の権利侵害になるとは考えられない。しかし、その後の検察官の遅延は、（1月の公判開始のわずか数日前に請求がなされたとい

う事実と相まって) ダンの期日を動かす十分な言い訳になるレベルには達していない。  
ここで

検察は、休暇でクルーズに行ったり、法学部の授業を受けたり、全米の検察官の会合に出たりしたかったようです。まず、どれも裁判を9ヶ月遅らせる十分な口実になるとは思えません。特に、被告人は保釈を拒否され、刑務所に収監されていたのですから。裁判所は、会議のためや検察官の都合で短期間の継続を認めることはできたが、被告人の状態（刑務所にいる）を考えると、この申し立てを認めるのは不適切であり、裁判所はダンさんの訴訟を却下することができる。

しかし、ダンは、9月2日より早く行動すべきだった。そうすれば、裁判所は、告訴を完全に却下することなく、救済措置を講じることができたであろうからである。従って、裁判所は、彼の遅延を理由に却下する権利はなかったと判断することができる。

## 2006年2月カリフォルニア州司法試験エッセイ問題および選択

### 解答集

このウェブパブリケーションは、2006年2月のカリフォルニア州司法試験で出題された6つのエッセイ問題と、各問題に対する2つの選択解答を収録しています。

回答は高い評価を受け、試験に合格した応募者が書いたものです。読みやすくするため、若干の修正を加えた。著者の了解を得て、ここに掲載する。

質問番号	内容	ページ
1.	不法行為	1
2.	遺言と相続	13
3.	不動産	21
4.	民事訴訟法	28
5.	契約/救済/専門家としての責任	40
6.	刑事法・刑事訴訟法	48

## 質問6

Deftは、逮捕に抵抗するFriendを逮捕しようとする制服警官Oscarを目撃した。OscarがFriendを不法に逮捕していると思ったDeftは、Friendを助けようとしてOscarに殴りかかった。FriendとDeftは共に逃走しました。

翌日、OscarがDeftのことを正確に説明した結果、別の警察官PaulaがDeftを路上で発見し、暴行・傷害で逮捕、身体検査を行い、ポケットからコカインを発見しました。Paulaが適切なミランダ警告を行った後、Deftは、質問に答える前に弁護士と話したいと言いました。ポーラは彼を取り調べませんでした。しかし、デフトの代理人として弁護士が選任される前に、ポーラはデフトを並ばせたのです。オスカーはDeftが加害者であることを確認しました。その後、Deftは警察官に対する暴行・傷害とコカイン所持の罪で起訴されました。その後、彼は罪状認否を受けました。

翌日、Paulaは弁護人なしのDeftに適切なミランダ警告を行い、権利放棄を得た上で、Deftを取り調べた。彼はオスカーを殴ったことを認めた。

裁判長は、Deftが公判で行った以下の申し立てについて、どのように裁定すべきか。

1. コカインを抑制するため？議論してください。
2. 整列時にオスカーの識別を抑制するため？議論してください。
3. オスカーを殴ったというDeftの自白を封じるため？議論してください。
4. Deftの暴行は他者防衛を理由に正当化されるという陪審員への指示のために？議論してください。

## 質問6に対する回答A

6)

### 1. コカイン押収のためのDeftの申し立て

憲法修正第4条は、政府役人による不当な搜索や押収から個人を保護するものである。刑事訴追に関連して被告人の憲法修正第4、5、6条の権利が侵害された場合、裁判官が作った教義である排除規則により、かかる権利に違反して得られたすべての証拠およびすべての派生証拠、または毒樹の果実を除外することが要求されます。

#### 政府行動

憲法修正第4条を主張するためには、まず政府の行為が必要である。この場合、ラリーは警察官のポーラによって搜索されたので、政府の行為と見なされます。

#### スタンディング - プライバシーの合理的侵害

被告はまた、政府の行為に異議を申し立てる資格を有していなければなりません。これは、被告が搜索された物品または場所に対して合理的なプライバシー期待を抱いている場合に生じます。ラリーの身体は搜索されたので、ラリーは自分の身体に対して合理的なプライバシーへの期待を抱いていたことになり、この行為に異議を唱える資格があることは明らかである。

#### 相当な理由と有効な令状の必要条件

一般に、警察官が搜索を行う相当な理由があり、有効な令状によって搜索がサポートされていない限り、搜索は不当とみなされます。しかし、捜査令状の要件には多くの例外が存在します。

#### 合法的な逮捕に伴う搜索

ポーラは有効な捜査令状を持っていなかった。しかし、令状要件の例外は、合法的逮捕に伴う搜索の場合です。合法的な逮捕は、警官が被告人が重罪を犯したと信じるに足る理由がある場合、令状なしで、公共の場で行うことができる。

ポーラはオスカーが暴行を受けたこと、そしてデフトがその犯人の特徴に当てはまることを知っていたので、合法的な逮捕を行っていたのです。したがって、彼女はDeftがこれらの重罪の加害者であると信じるに足る十分な理由があった。PaulaはDeftを合法的に逮捕したので、彼の体の搜索も合法的であった。したがって、裁判所はDeftのコカイン抑収の申し立てを却下すべきである。

ホットプッシュ

Paul[a]は、Deftが逃亡する可能性のある容疑者であったため、彼女のDeftの捜索は合法であったと主張することもできるかもしれませんが。しかし、彼女のより良い主張は、捜索は合法的な逮捕に付随するものであるということです。

## 2. 並び替え時のオスカーの身分証明書の提出を求める窃盗団の申し立て

被告人は自己負罪に対する憲法修正第5条の特権を有し、これには被告人が弁護人に対する権利を放棄しない場合、弁護人に対する権利も含まれる。この権利は、親告罪による警察の取調べがある場合は常に適用される。また、被告人は弁護士に対する憲法修正第6条の権利を有し、これは被告人が犯罪で起訴された時点で発生する。ここで、Deftは、ラインアップが行われた時点では、暴行・傷害で起訴されていなかったため、弁護人に対する修正第6条の権利は生じていない。

事実によれば、Deftは "質問に答える前に弁護士と話したい" と述べたので、弁護士に対する修正第5条の権利を放棄したことにはならない。問題は、ラインアップがDeftの修正5条の権利を侵害したかどうかである。

被告人が自由に出られないと合理的な人が考えるとき、被告人は拘束されている。被告人は逮捕されたばかりであり、そのため、整列時には警察に拘束されていた。

取調べは、警察が犯罪につながる反応を引き出す可能性のある発言をした場合に行われる。本件取調べの際、警察がDeftから犯罪的な反応を引き出すような発言をした形跡はない。したがって、Deftは、ラインナップ中に尋問を受けていたとはいえない。このため、Deftの弁護士に対する修正第5条の権利は、整列によって侵害されなかった。

仮にDeftの修正第5条の権利が侵害されたとしても、どうせ発見されるのであれば証拠を認めるという排他律の例外により、身分証明書は認められる可能性が高いだろう。オスカーは、Deftが犯罪を犯しているとき、加害者であるDeftをはっきりと見ている。したがって、政府は、その識別のための独立した情報源があったであろうことを示すことができる。従って、裁判所はOscarの識別を抑制するDeftの申し立てを却下すべきである。

## 3. オスカーを殴ったというDeftの自白を求めるDeftの申し立て

問題は、Deftが喚問された翌日にPaulaがDeftを尋問したことにより、Deftの弁護士に対する修正第5条および第6条の権利が侵害されたかどうかである。PaulaはDeftに適切なミランダ警告を行ったが、同時に権利放棄を得た。ミランダ権の放棄は、被告人が故意に、自発的に、かつ、知的に権利を放棄した場合に有効である。この権利放棄が、知ってて、自発的に、かつ、知的に行われなかったことを示す事実はないので、Deftが親告罪の尋問を受けたとしても、弁護士に対する修正第5条の権利は侵害されていない。



被告人の弁護士に対する修正第6条の権利は、起訴後のすべての手続きに適用されます。

問題は、PaulaのDeftに対する尋問が起訴後の手続きであったかどうかである。Deftは起訴され、喚問されていたため、弁護士に対する憲法修正第6条の権利が付着していた。この権利が発生すると、被告人が明示的に弁護士の権利を放棄しない限り、被告人の弁護士の立会いなしに起訴された犯罪について尋問されることはない。事実は、PaulがDeftのミランダ権の放棄を得たことを示すが、Deftが弁護士に対する権利を明確に放棄したことを明確に示すものではない。従って、裁判所はDeftの入力を抑制するための申し立てを認めるべきである。しかし、もしDeftが刑事裁判で自分自身のために証言するならば、彼の自白は反対尋問で弾劾するために使用することができる。

#### 4. デフトの暴行が他者防衛を理由に正当化されるとの陪審員による教示を求める申立てについて

被告人が、正当防衛または他人の防衛のために必要であると合理的に考えて、合理的な力で行動した場合、正当防衛が成立する可能性がある。他人の防衛については、被告によって「防衛」されている人自身が、その「攻撃者」に対して正当防衛の服の特権を持っていない状況において、防衛が存在するかどうかについては、裁判所の意見が分かっている。例えば、私服の警官が他人を合法的に逮捕した場合、被逮捕者も警官に対する特権を持っていなかったため、被逮捕者を「擁護」する第三者は弁護を主張する特権を持たないかもしれない。

しかし、この場合、逮捕したオスカーが私服や潜入捜査官ではなく、制服を着てフレンドを逮捕しようとしたのである。窃盗犯は、オスカーが警察官であることを明確に知っていた。

警官が明らかに逮捕を行うための合法的な根拠を持っていない場合、人はまた合法的に逮捕に抵抗することができます。しかし、この特権は、逮捕されている人に関しても非常に限られており、その人の逮捕を行うには何の根拠もない場合にのみ添付されます。この特権は、逮捕を目撃した見知らぬ第三者には適用されません。これらの規則は、社会を保護し、合法的で秩序ある社会を行うために、法の施行において警官を支援するために必要である。

オスカーがなぜ、どのように逮捕を行ったのか、その背景となる事情は、事実からはうかがえない。例えば、オスカーが逮捕の際に極めて身体的な虐待を行い、その行為が不当であった場合、Deftは抗弁することができるように思われる。もっとわかりやすく言えば、オスカーが理由もなくフレンドを「殴った」のであれば、デフトは抗弁権を主張できるかもしれない。しかし、オスカーが理不尽な行為をしていたことを示す事実はなく、さらに、フレンドは逮捕に抵抗していたため、オスカーが逮捕を完了するために何らかの物理的手段に訴える必要があったとしても、特権を拡大しないことに有利となる。

デフトの状況では、前述のような酌量の余地のある事実がない限り、オスカーがフレンド

ドを不法に逮捕しているとデフトが合理的か否かにかかわらず信じたとしても、デフトがフレンドを助けるためにオスカーを殴るのは合理的ではなかったとしか言いようがない。したがって、裁判所は、以下の理由により窃盗の暴行が正当化されると陪審員に指示する窃盗の申し立てを却下すべきである。

他者を守るための根拠となる

要するに、裁判官は、**Defendant**の輸入を抑制する申し立てを除き、**Defendant**の申し立てをすべて拒否すべきであり、裁判所はそれを認めるべきである。

## 質問6の回答B

### コカイン押収のためのDeftの申し立て

問題は、PaulaがDeftのポケットからコカインを適切に押収したかどうかである。憲法修正第4条は、政府捜査官による不当な搜索や差し押さえから個人を保護するものです。これは、個人がプライバシーに対する合理的な期待を持っている場合にのみ、証拠調べに適用される。Deftはポケットの中身に対して合理的なプライバシーへの期待を持っている。したがって、問題は、政府がポーラの捜査が4<sup>th</sup> Am.の要件を満たしていることを示せるかどうかである。

### 令状なしの捜査

PaulaはDeftのポケットを令状なしで搜索した。したがって、政府は、Paulaが有効な無令状捜査の例外に従って捜査を実行したことを証明しなければならない。

### 合法的な逮捕に伴う搜索

警察官は、合法的な親告罪による逮捕の結果として、被疑者を搜索することができます。この例外に当てはまるためには、基礎となる逮捕が合法的でなければなりません。警察官は、警察官が軽犯罪を犯すのを目撃していない限り、令状なしに軽犯罪で容疑者を逮捕することはできません。警察官は、容疑者が重罪を犯したと信じるに足る根拠がある場合、重罪の容疑者を逮捕することができます。

最初の問題は、PaulaにDeftが犯罪を犯したと信じるに足る根拠があったかどうかである。彼女はオスカーの正確な記述に基づいて逮捕した。彼女はDeftが前日にOscarに暴行したことを知っており、Oscarの「正確な」記述に頼っていたため、Paul[a]にはDeftが暴行とバクテリアを犯したと信じるに足る十分な根拠があったことになる。容疑者が犯罪を犯した可能性を示す信頼できる事実があれば、相当な理由が満たされる。オスカーの説明は十分である。

第二の問題は、PaulaがDeftが重罪を犯したと信じるに足る根拠があったかどうかです。多くの州では、暴行や傷害は軽犯罪です。しかし、暴行は一般的に加重暴行法により警察官に向けられた場合、重罪に昇格する。この州が警察官への暴行を重罪とする限りは、ポーラがデフトを逮捕したのは、デフトが重罪を犯したと信じるに足る根拠があったからであり、合法である。SILCAドクトリンに基づき、裁判官はDeftのコカイン押収の申し立てを却下すべき。

### その他の令状なし捜査の例外

もし裁判官がPaulaによるDeftの逮捕が違法であると判断した場合、これらの事実には他の令状なしの捜査の例外が適用されないため、裁判官はコカインを抑圧しなけ

ればなりません。他の例外とは、プレーンビュー、同意、自動車捜索、追跡中の捜索または消えかけの証拠を押収するための捜索、および合理的な疑いをもって行われるパトダウン捜索である。

容疑者が武装していることこれらの教義を支持する事実はありません。

## 2. オスカーの身分証明書の提出を求めるDeftの申し立て

問題は、オスカーの罪状認否前のDeftの身元確認が抑えられるかどうかである。

### 6 弁護人の権利

被告人は、同定に弁護士を同席させなかったため、同定が抑圧されるべきであると主張することができる。<sup>4</sup> 憲法修正第6条の下、被告人は起訴/罪状認否に続く訴訟のすべての「重要な段階」において弁護士を依頼する権利を有する。裁判所は、身分証明書の並び順は修正第6条の下での「重要な段階」であると判断している。

ラインアップは彼の罪状認否の前に行われたので、Deftの主張はここで失敗しなければならない。したがって、彼の弁護士に対する修正6<sup>th</sup> の権利は及んでいない。これは、Deftがミランダ警告を受けた後、適切に弁護人の権利を行使した場合であっても同様である。修正5<sup>th</sup> は、Deftに、親告罪の取調べの際に弁護士を同席させる限定的な権利を与えている。Deftの身体的外観は証言的性質がないため、Deftの整列への立ち会いは適用されない。

### 不必要な示唆を与える

Deftが同定を抑制するために提出できる唯一の他の主張は、ラインナップが不必要に暗示的であり、誤認の可能性がかなり高くなったというものである。Deftはこの主張を憲法修正第14条（<sup>4</sup>）の適正手続条項に基づき行う必要があると、裁判所は状況を総合的に判断して、ラインナップが示唆的であったかを検討することになる。ラインアップが不必要に示唆的であったことを示す事実はないので、Deftはこの議論に負ける可能性が高い。

したがって、裁判所は、オスカーが被告を識別したことを抑圧すべきではない。

## 3. Deftの供述録取の申し立てについて

この問題は、Deftの自白が抑制されるべきかどうかということである。 5<sup>th</sup> & 6<sup>th</sup> 修正条項の両方に基づいて抑制されるべきです。

### 5<sup>th</sup> 修正

逮捕の日、PaulaはDeftにミランダ警告を与え、彼は質問に答える前に弁護士と話したいと言って、弁護士に対する修正5<sup>th</sup> の権利を明白に行使しました。

いったん被疑者が弁護士に対する修正5<sup>th</sup> の権利を行使すると、警察は、被疑者が弁護士と話をするまで、その容疑または他の容疑について尋問することができない。Deftに対して新たな告発がなされたこと、Paulaがミランダ警告を読み聞かせ、権利放棄を得たことは、この分析に変化を与えない。Deftが弁護士に対する修正5<sup>th</sup> の権利を行使したことは、彼が弁護士と話すまで尋問を完全に禁止するものとして作用する。

憲法修正5条（<sup>th</sup>）に違反して得られた証言に対する適切な救済措置は、弾劾の場合を除き、弾圧である。したがって、裁判所は、検察側のケース[-]イン[-]チーフからのDeftの陳述を抑圧すべきである。

## 6<sup>th</sup> 修正

上述のように、被告人は起訴・罪状認否後の訴訟のすべての「重要な段階」において、弁護士の援助を受ける権利を有する。ここで、Deftの自白は、罪状認否の翌日に行われた。したがって、彼の弁護士に対する修正第6条の権利は付着していた。問題は、取調べが「重要な段階」であるかどうかだけである。

裁判所は、取調べは、弁護士の援助を受ける修正第6条の権利の下での訴訟の重要な段階であると判断している。したがって、被告人は、オスカーを殴打したことを認めたとき、弁護士を立ち会わせる権利があった。

<sup>th</sup> 弁護士に対する被疑者の権利に違反して得られた供述に対する適切な救済措置は、その供述を抑圧することである。従って、裁判所は、修正6<sup>th</sup>、Deftの供述を抑圧すべきである。

## 4. 陪審員教書：他人の弁護

問題は、裁判所が他者防衛の抗弁について陪審員教育を行うべきかどうかである。被告人は、他人が自己防衛のために力行使する権利を有するという合理的な信念から行動した場合、他者防衛のための暴行を正当化することができる。他者防衛の正当性を主張する被告人は、状況において過剰な力行使することはできない。

ここでは、まず、DeftがFriendがOscarの逮捕に抵抗するために力行使できると合理的に考えていたかが問題となる。制服警官による不法な逮捕に抵抗するために、個人は殺傷力のない力行使することができる。ここで、Deftは、オスカーがフレンドを不法に逮捕していると信じていたと言われている。なぜDeftがその逮捕が違法だと考えたかは分からない。しかし、もしDeftがその信念に合理的な根拠があるならば、彼はフレンドの防衛のために殺傷力のない力行使する権利がある。この権利は、友人が違法な逮捕を行った制服警官に対して、殺傷力のない力行使する権利を持っていることに起因する。



第二の要件は、**Deft**が合理的な力を行使したことです。私たちは、彼が

オスカーを殴った。これが状況的に妥当な力の行使である限り、デフトは他者防衛の正当性を発動できる。

この分析に基づき、裁判所は他者防衛に関する陪審員教示を行うべきである。

## 2007年2月カリフォルニア州司法試験エッセイ問題および選択

### 解答集

本書は、2007年2月のカリフォルニア州司法試験で出題された6つのエッセイ問題と、各問題に対する2つの選択解答を収録したものです。

掲載された答案は、合格者が書いたもので、良好な成績を収めたものです。これらの答案は、読みやすくするために、書き写す際にスペルや句読点に若干の修正を加えた以外は、提出されたままの状態で作成されています。著者の了解を得て、ここに掲載する。

質問番号	内容	ページ
1.	不動産	1
2.	企業／職業的責任	9
3.	刑事法・刑事訴訟法	18
4.	遺言と相続	29
5.	憲法	37
6.	エビデンス	46

### 質問3

ダンは人生の大半を精神病院に入退院している。食料品店で棚卸しをしていた時、ダンが通路を塞いでいると苦情を言ってきた客のヴィックと口論になった。ダンがヴィックに悪態をつき、店から追い出すと脅すと、ヴィックはダンに「お前は頭がおかしい、監禁されるべきだ」と言い放った。ダンは怒りを爆発させ、Vicを殺すと叫び、Vicを拳で殴り、Vicは倒れました。倒れたヴィックはタイルの床に頭を打ち、頭蓋骨骨折を起こし、死亡しました。

ダンは殺人で起訴された。彼は無罪と心神喪失を理由とする無罪を主張した。続く陪審員裁判でダンは証言台に立ち、ヴィックの下品な発言によって暴力に駆り立てられ、ヴィックを殴るのを止めることができなかったと証言した。精神科医を含む数人の証人が、ダンの精神病歴と、治療を受けてもなお続く常軌を逸した行動について証言した。

1. 陪審員はダンを第一級殺人罪で適切に有罪にすることができますか？ 議論してください。
2. 陪審員はダンを第二級殺人罪で適切に有罪にすることができますか？ 議論してください。
3. 陪審員はダンを自発的過失致死罪で適切に有罪にすることができるか？ 議論してください。
4. 陪審員は心神喪失を理由にダンを適切に無罪とすることができるか？ 議論してください。

## 質問3への回答A

### 3)

#### 1. 第一級殺人罪で有罪

第一級殺人は、典型的には法令で規定された特定の目的の犯罪である。典型的な第一級殺人の構成要件は以下の通りです。(1) 故意に人を殺し、(2) その殺人を反省する時間があり、(3) 冷静沈着な態度で行うこと。

ここでは、第一級殺人を規定する法令はないようだが、同じようにダンが第一級殺人で有罪になることはないだろう。

#### 意図的な殺傷

故意の殺人は、他人の生命を奪う具体的な意図を持って行われるものです。

ここで、検察官は、ダンがヴィックを殺すと叫んだとき、ダンの拳でヴィックを殴るといふ具体的な殺意を表明したと主張するでしょう。

したがって、ダンの明示的な意思表示から、検察官が故意による殺人の立証責任を果たす可能性が高い。

#### 殺戮を振り返る時間

第一級殺人は、殺人を反省する時間が必要です。これは一般に計画性と呼ばれています。しかし、予謀は、素人の理解にはそぐわないが、殺害について一瞬の反省を必要とするだけである。

ここで、検察官は、ダンがヴィックに "お前を殺してやる" という時間があつたのは、ヴィックを殺したことを反省したからだとして主張するでしょう。しかし、ダンは、「爆発」してヴィックを殴ったので、ヴィック殺害を反省する時間はなかったと主張するでしょう。このような激しい怒りと自発的な「お前を殺してやる」という発言は、反省するのに十分な時間とは解釈されない可能性が高いでしょう。

したがって、陪審員は、この犯罪の要素の成立を適切に判断すべきではない。冷

#### 静沈着な態度

被告人が冷静沈着な態度で殺人を行ったこと。そのとは、被告が情に流されることなく冷静に計算した上で他人を殺害したことを意味します。

ここで、検察官は、ダンが悲しみや怯えの表情を見せずに拳でヴィックを殴った行為は、冷静沈着に相当するのではないかと主張することでしょう。しかし、そのような主張は弱い。

ダンは、その行動の合理性に関係なく、自分の行動が爆発した結果であることをうまくアピールしていく。ダンは "爆発" した。とは到底解釈できない。

"クール"

従って、陪審員は第一級殺人のこの要素の成立を適切に判断することはできないはずである。以上より、陪審員はダンを第1級殺人罪で適切に有罪にすることはできない。

### ディフェンス

陪審員がダンを第一級殺人罪で有罪にできたとしても、そのような犯罪には心神喪失の抗弁（後述）が適用されるでしょう。

## 2. 第二級殺人

第二級殺人またはコモンローの殺人は、故意に悪意を持って人を殺すことである。悪意は、以下によって暗示される。(1) 人を殺す意図、(2) 人の身体に相当な損害を与える意図、(3) 人の生命に対する不当に高い危険の認識、(4) 重罪を犯す意図。

### 殺意

先に述べたように、ダンは、"お前を殺してやる"という表現から、故意にVicを殺したと認定される可能性がある。言葉だけでも意思表示には十分ですが、これは主観的な基準であり、陪審員は状況を総合的に判断することが認められます。陪審員は、VicがDanに、彼は狂っているから監禁されるべきだと言ったこと、それが悪意を否定するような怒りを引き起こしたことを考慮することができるだろう。

しかし、陪審員は、ダンがその意図を示す言葉を使い、実際にVicを殺した行為と結びつけ、Vicを殺す意図があったと認めることができる。

したがって、ダンは、Vicの殺意によって暗示される悪意による第2級殺人罪で適切に有罪になることができた。

### 実質的な身体的損害を与える意図

ダンに殺意がないと判断された場合、検察官は、ダンがヴィックに相当程度の身体的損害を与える意思を示したと主張します。

ここで、ダンは拳でヴィックを殴った。他人を殴ることは、殴られた場所によっては、他人に相当な傷害を負わせることができる。ダンは拳でヴィックの頭部を殴り、頭蓋骨を骨折させた。検察官は、人の頭を殴ることは極めて脆弱な場所であるため、ダンは相当な身体的危害を加える意図があったに違いないと主張するだろう。

一方、ダンは、路上であれボクシングであれ、人々は常に殴り合いの喧嘩をしている、と主張するだろう。彼は、殴り合いは人々が議論を解決するための一般的な方法であり、実質的な傷害は意図されていないと主張するでしょう。頭を殴ることで怪我をする可

能性が高いことを考えると、この主張にはほとんどメリットがない。



したがって、陪審員は、ダンが実質的な身体的危害を加えることを意図していたと適切に判断することができた。

#### 人命に対する不当に高いリスクの認識

ここでも検察官は、たとえダンに死や相当な身体的損害を与える意図がなかったとしても、きっとダンは人命の危険性が高いことを認識していたと主張することでしょう。

ここで、検察官は、他人の頭を殴って頭蓋骨を骨折させる力は、ダンが認識し得る高い危険性であるから、ダンはこの不当に高い危険性を認識していたと主張するだろう。

したがって、陪審員は、ダンには人命に対する不当に高い危険の認識があったことを適切に認定することができる。

#### 重罪の殺人

ダンにヴィク殺害を暗示させるような重罪を犯す意図があったという証拠はない。

したがって、重罪を犯す意図に基づく第2級殺人は存在しないことになる。まとめると、陪審員はダンを第2級殺人罪で適切に有罪にすることができる。

### 3. 過失致死

故意の殺人は、激情に駆られて殺人を誘発するような挑発行為によって、過失致死罪へと減刑されることとなります。業務上過失致死罪は、次のようなものである。(1)普通の人々の心に激しい激情を呼び起こすような挑発があり、(2)被告人が実際に挑発され、(3)挑発と殺害の間に被告人が冷静になるための合理的時間がなく、(4)実際に被告人が冷静にならなかったこと(※2)。

#### 十分な挑発行為

殺人を犯すのに十分な挑発とは、普通の人々の心に激しい興奮を呼び起こすようなものです。

ここでダンは、誰かに向かって「お前は気違いだ、閉じ込めておけ」と怒鳴ることは、怒りを誘発するのに十分な扇動であると主張するだろう。これは、ダンが精神病院を出たり入ったりする時間が長かったため、主観的にそうなっている。彼は、自分がそのような侮辱に対して非常に脆弱であったと主張するだろう。

一方、検察官は、これは周囲の状況を考慮しない合理的な人の基準であると当然に指摘するでしょう。合理的な人であれば、心神喪失という侮辱だけで殺意を煽られることはないでしょう。

この主張に基づいて、検察官はダンの殺人を任意過失致死罪に軽減しようとする試みにうまく反論することになる。

とはいえ、それ以外の要素は存在しているように見えます。

ダンは実際、挑発した。

ダンが "爆発" し、同時にヴィックを殺したのは、実は挑発的な行為だったのだ。

挑発と殺害の間に合理的な冷却時間がないこと

ダンが侮辱された後、すぐにヴィックの頭を殴った。冷静になるための合理的な時間はなく、ダンは実際には冷静にはならなかった[sic]。

#### 4. 狂気

犯罪で有罪判決を受けるためには、被告人は適切な精神状態 (*mens rea*) と同時期に物理的行為 (*actus reus*) を完了しなければならない。心神喪失は、あらゆる形態の殺人で有罪判決を受けるために必要な必要意思を否定するため、厳格責任以外のすべての犯罪の抗弁となる。

心神喪失は、精神科医の専門的な証言とは対照的に、必要な要素を適用することによって示されなければならない法的抗弁である。被告人が主張できる心神喪失の理論には4つあり、法域がどの理論を採用するかによって異なります。以下では、4つの理論すべてについて説明し、どの理論が適切であるかを判断します。

エムノーテンテスト

このテストにおける心神喪失とは、被告人が自分の行為の不当性を理解することができず、自分の行為の性質や質を理解する能力を欠いていたと定義されています。

ここで、ダンは、下品な発言が扇動的で、自分を止めることができなかったと証言しています。しかし、検察官は、ダンはヴィックを殺すと叫んだのだから、自分の行為の悪さを理解する能力があることを示したと主張するでしょう。また、自分を止めることができなかったというだけで、確かに悪いことだと分かっているながら、自分をコントロールできなかったということを意味します。

この証拠に基づき、ダンはこの問題による抗弁を成功させることはできないだろう。抗

し難い衝動テスト

このテストでは、被告人が心神喪失の抗弁を証明することができるのは、被告人が以下の能力を欠いていたことを示す場合である。

自制心と自由意志の能力

ダンは、このテストでは、おそらく心神喪失の抗弁を主張する方が成功することでしょう。前述の通り、ダンは「自分を止めることができなかった」のです。これは特に彼が自分自身を制御できなかったことを証明するものです。彼の意志は心神喪失によって支

配されたのである。

この証拠に基づいて、ダンは、このテストの下で心神喪失の抗弁を主張することに成功する可能性が高いです。

### ダーラムテスト

ダーラムテストは、被告人の不法行為が病んだ心の産物である場合、心神喪失の抗弁が可能であるという理論に賛同している。

ダンは、自分が精神病院を出たり入ったりする時間が長かったと主張するだろう。実際、何人かの証人が、ダンの精神病歴について証言している。こうした経緯は、彼の行為が彼自身の自由意志の産物ではなく、病んだ精神状態の産物であったことを示唆している。

ダンは、ダーラムテストのもとで心神喪失の抗弁に成功する可能性が高い。

### モデル刑法テスト

最後に、モデル刑法が採用したテストでは、被告人の行為が法律の要件に適合することができなかった場合、心神喪失によって弁明することができる。

ここで、ダンは、彼が法律の要件、すなわち殺人をしないことに自分を適合させる能力を欠いていることを証明する方法として、精神病歴と治療にもかかわらず続く常軌を逸した行動とを提供することになる。しかし、ダンも人生の他の側面において法律の要件に自分を適合させることができたので、これはあまり説得力のない議論であるように思われる。彼は食料品店で働き、うまく棚に並べることができた。

ダンも、他のすべての事例において、自分の行動を法律の要件に適合させる能力があると思われるので、検察官は、ダンの心神喪失の抗弁の主張を退ける可能性が高いと思われます。

## 質問3への回答B

3)

### 1. 1<sup>st</sup> 高度殺人罪

殺人とは、悪意を持って他の人間を殺害することです。殺人罪は、被告人の意図に基づいて程度に細分化されます。第一級殺人は、殺人の程度の中で最も深刻である。検察官が合理的な疑いを超えて、彼が意図的かつ計画的に誰かを殺したことを示すことができる場合、または、重罪の殺人規則を認めている管轄区域では、誰かが列挙された重罪の過程で、彼または共謀者の行為の予見できる結果として殺された場合、人は第1級殺人で有罪になります。これが重罪の殺人規則である。

#### 重罪の殺人

ダンは、基礎となる重罪のいずれかを犯していないため、重罪殺人規則に基づく第1級殺人では有罪とされない。コモンローにおける重罪の殺人ルールに基づき有罪となるには、被告人は強姦、強盗、誘拐、放火のいずれかを犯し、被害者はその犯行中（被告人が安全な場所に到達する前）に殺害されなければならない。事実関係を見ると、この殺害は、彼が心神喪失状態であれば無犯罪、ビックを殴ったので暴行罪のどちらかの結果として起こったことがわかります。暴行罪は列挙された重罪ではない。したがって、ダンはこの理論では第一級殺人の有罪になることはできない。

#### 計画的・意図的

予見性は、被告人が冷静沈着に行動し、殺人を考えるのに十分な時間があつたときに、殺人の決定がなされたことを必要とする。故意は、被告人が死亡の原因となる行為を行ったときに、殺意があつたことを要する。

事実は、Vic [sic]が彼と出会う前に棚卸しをしていたことを示しています。事件の前に彼がヴィックに敵意を抱いていたこと、あるいはヴィックを知っていたことを示すものは何もない。事実は、ダンがヴィックの発言に反応して怒りを爆発させた後、ヴィックを殴ったことを示しています。ヴィックの死因は、地面への衝撃による頭蓋骨骨折でした。ダンが冷静にVicを殺すことを反省していたとは、事実上、全く考えられない。また、通常死亡することのない行為であるVicを1回殴っただけであり、殺意があつたことは明らかでない。ヴィックを殺す直前に「殺すぞ」と叫んだものの、パンチを投げる直前のこの叫び声だけでは、陪審員は十分とは判断できない可能性が高い。また、冷静沈着な態度の証拠とはならず、むしろその逆の証拠となる。したがって、ダンの行動は計画的でも故意でもないように見えるので、第一級殺人罪は成立しない可能性が高い。

ダン、後述する心神喪失の抗弁、および管轄区域が認めている場合には心神耗弱の抗弁も可能である。心神耗弱の抗弁では、ダン、心の病気が原因で、たとえ以下のような状況であっても、必要な意思を形成することができなかつたことを証明しなければならない。

は、心神喪失のレベルには達しませんでした。

## **2. 2<sup>nd</sup> degree murder**

第二級、コモンローでは、殺人とは、悪意を持って人を殺すことである。悪意というメンツは、被告人が殺すつもりであった場合、大きな身体的損傷を与えるつもりであった場合、不当に高い死の危険性を無謀に無視した場合、あるいはレイプ、強盗、誘拐、放火の実行中に殺害した場合に満たされます。ヴィックの死因については争いがないので、検察官の争点は、3項で述べたように、ダンが激情に駆られてではなく、悪意を持って殺害したことを証明することであり、その場合は、故意を欠くことになるので、殺人罪で有罪にできないので、代わりに過失致死罪で有罪にしなければならないこととなります。この場合も、ダンも、後述の心神喪失の抗弁をすることになる。

**殺意** - 上述のように、ダンはVicを殴ったとき激怒していたことを示す事実があるので、陪審員は、ダンがVicを殺す意図を形成したことを示す事実を認定することができない可能性が高い。暴力を振るうよう挑発されたというダンの証言は、ダンに殺意がなかったことを絶対に示すものではないが、その挑発が合理的な人間を激怒させ、実際に激怒させ、合理的な人間が落ち着くのに十分な時間がなく、ダンも実際には落ち着いていなかったとしたら、陪審員は、ダンがヴィックを殴った時に殺意を形成していたと結論づけることができないだろう。しかし、陪審員がダンの激情が合理的でなかった、あるいは激情に駆られていなかったと判断すれば、ダンがヴィックを殺す直前にヴィックを殺すと叫んだので、ヴィックを殺す意思があったと結論づけることができる。しかし、ダンの行動は殺意が完全にはない。彼はヴィックを一回殴っただけである。しかし、ダンの行為は、ヴィックを一回殴っただけであり、ヴィックが地面に倒れたときに頭を踏みつけたり、ヴィックを凶器で殴ったりしていない。したがって、たとえダンに激情がなかったとしても、陪審員はダンに殺意があったとは認めない可能性が高い。

**身体傷害を負わせる意思**-殺意で述べたように、ダンがヴィックを殴った時点では、その激情により身体傷害を負わせる適切な意思が形成されていたとは陪審員は認めない可能性が高い。重要なのは意思の形成ですから、ダンが挑発の結果、激情に駆られていたため、相当な身体傷害を負わせる意思を形成するのに必要な精神状態を有していなかったとすれば、この理論によっても有罪とはなりません。しかし、陪審員が、彼 [sic] が激情の高まりの認定要件を満たしていないと判断した場合、この悪意説に基づく殺人罪で有罪になる可能性が高いです。ダンはVicを殺すつもりだと叫んだだけでなく、ダンはVicを殴ったが、これは重大な身体的損害を引き起こす可能性がある行為である。このように、殺意のある行為をしなかった上記とは異なり、ダンはここで必要な行為をしたのである。したがって、陪審員は、彼がVicを殴ったとき、重大な身体的危害を引き起こす意図があったとより合理的に認定でき、その行為の結果Vicが死亡したので、ダンは殺人罪で有罪である。

**人命に対する不当に高いリスクに対する無謀な無視** - この理論でダンに有罪にするには、陪審員は、ダンが自分の行動によって引き起こされる高い死のリスクを理解しており

、それに直面して無謀な行為に及んだと結論付ける必要がある。上述のように、もしダンが激情に駆られていたのであれば、陪審員は、彼が



は、自分の行動が不当に高いリスクを伴うことを認識していたため、この理論では有罪にできません。しかし、陪審員が激情に駆られて行動したとは認めない場合、ダンがVicを殴ると死ぬ可能性があることを知るべきだったのに、ダンとはにかくその行為に及んだので、この理論で有罪にすることは可能でしょう。

**重罪殺人** - 上述のように、暴行は重罪殺人を満たす犯罪の一つではないので、この理論では有罪にはなりません。

ダンは、後述する心神喪失の抗弁をすることになります。

### 3. 過失致死

ダンに故意過失致死罪を認めるには、陪審員は、ヴィックの挑発が合理的な人物を激怒させたこと、それがダンを激怒させたこと、その発言がダンを激怒させてからヴィックを殴るまでの間に合理的な人物が落ち着くのに十分な時間がなかったこと、その間にダンは実際落ち着かなかったことを認定しなければならない。

過失致死は弁護の対象として考えられることがあるが、これらの要素を証明することはダンの負担ではない。その代わりに、検察側は、上記のように、**1<sup>st</sup> Degree** または **2<sup>nd</sup> Degree** 殺人のいずれかでダンを有罪にするために必要な意図を立証するために、熱中殺人の欠如を示さなければならない。

**合理的な人** - 最初のテストは、合理的な人が激怒するかどうかです。典型的な例は、自分の配偶者が他の人とベッドを共にしているのを発見した場合です。ここでは、DanとVicの間で単純な口論がありました。Vicは、Danが通路を塞いでいると文句を言った。Danはこれに対してVicに悪態をつき、店から追い出すぞと脅した。VicはDanに、彼が頭がおかしいと言った。Danは激怒し、ヴィックを殴った。Vicは死亡しました。陪審員はこれらの事実が激情による殺人の要件を満たさないと判断するでしょう。なぜなら、合理的な人は自分たちがエスカレートした口論の最中に他の誰かが自分たちを[sic]おかしいと言ったからといって激情に駆られるようなことはしないからです。合理的な人は、通路を塞いでいたかもしれない店員に悪態をつかれたことに対して、相手が悪口を言うことを期待するものです。もし陪審員が、この状況下で合理的な人であればヴィックを殴るほど激怒することはなかったと判断すれば、ダンは過失致死罪という軽い罪では有罪にならず、代わりに上記で述べたように**2<sup>nd</sup> degree murder**で有罪になる可能性が高いでしょう。

ダンの特定の精神的な問題や心の状態は、このテストには無関係です（中略）。これは客観的なテストであり、合理的な人ならどうするかということに基づいています。したがって、ダンが狂っているというコメントに対して特に敏感であるかどうかは関係ありません。そのコメントが合理的な人の情熱を引き起こした場合にのみ、彼はこの弁護を受けることができます。

**ダンの激情** - もし陪審員が、合理的な人ならヴィックの行為に激怒したと認めるとしたら、次の問題は、ダンが激怒したかどうかである。この点については、事実関係がかなり明確である。ダンは怒りを爆発させ、**Vic**を殺すと叫び、そして殴ったとあります。これは、激怒した行動の典型であり、したがって、陪審は、ほぼ間違いなく、**Vic**を殺したと判断するでしょう。

ダンが激怒したこと。

**合理的な人物のクーリングオフ時間** - 陪審員は、最初の2つの要素が満たされていると認める場合、彼らはまた、挑発と行為の間に合理的な人物のクーリングオフに十分な時間がなかったことを認める必要があります。事実関係から、どの程度の時間かは明記されていませんが、すべての出来事が非常に短い時間で起こったことがわかります。もし、VicやDanが口論の現場から立ち去ったり、他の誰かが介入して、言葉のやり取りから殴るまでの間に時間があれば、陪審員は冷静になるための時間があつたと認定することができるだろう。しかし、事実関係には、相当な時間の経過が見られないため、陪審員は、合理的な人物には冷静になる時間がなかったと結論付ける可能性が高い。

**ダンは冷静さを欠いていた** - 最後に、陪審員はダンが冷静さを欠いていたことを認めなければなりません。これについても、激昂した直後にVicを殴ったので、事実はかなり明確である。したがって、陪審員はおそらくこのケースを見つけるでしょう。

ダンはここでも心神喪失の抗弁をすることになるが、それは後述する。

## **狂気**

すべての司法管轄区は心神喪失の積極的抗弁を認めているが、様々な司法管轄区で4つの異なる理論が存在する。積極的抗弁であるため、被告人は、問題となっている時点で心神喪失のテストに適合していることを証拠の優越によって証明する責任を負っている。裁判時の彼の正気度は問題ではない。ダンの心神喪失の抗弁を支持する証拠は、彼が人生の大半を精神病院に入退院していること、常軌を逸した行動をとること、そしてヴィックを殴るのを止めることができなかつたことである。これらの事実は、彼が、4つの心神喪失テストのすべての核心である、法律に適合する能力に影響を与える精神疾患を患っていることを示す傾向がある。

**ムノーテン規則** - ムノーテン規則では、心の病気のために、被告人が自分の行為の不当性を理解する能力を欠き、または自分の行為の性格を理解できない場合、心神喪失を理由として無罪とされます。これは基本的に、被告人の精神疾患によって善悪を理解できないかどうか問われる。事実は、ダンには精神疾患の既往があり、常軌を逸した行動をとることから、陪審員はダンに心の病があると認めることができることを示している。しかし、ダンは、パンチについて説明する際、ヴィックを殴るのを止めることができなかつたと証言している。しかし、ダンは、自分がヴィックを殴ることを止められなかつたと証言しており、自分がヴィックを殴ることを理解していなかつたとも、ヴィックを殴ることが悪いことだと理解していなかつたとも言っていない。その代わりに、彼は自分自身を制御できなかつたので、Vicを殴ったのです。従って、もし司法当局がこのテストを使用するならば、心神喪失を理由とする無罪を認めることはできない。

**不可抗力テスト** - このテストでは、心の病気のために、自分の行動を法律の要件に適合させるための自制心を行使できない場合、被告人は精神障害を理由に無罪になる。事実

は、ダンには精神疾患の既往があり、常軌を逸した行動をとるので、陪審員はダンに精神疾患があると認めることができることを示している。ダンはまた、Vicを殴るのを止めることができなかつたと証言している。言い換えれば、彼は自分を制御できなかつたのでVicを殴つたのである。その結果、もし司法当局が

このテストにより、陪審員は、ダンがヴィックを殴ることを止められず、そうできなかったのは精神疾患のせいだと信じるならば、心神喪失を理由に彼を無罪とするはずである。

**ダーラムルール** - ダーラムルールでは、精神疾患が犯罪行為の実際の原因である場合、被告人は心神喪失を理由に無罪とされます。言い換えれば、その行為が「その病気がなければ」行われなかったのであれば、無罪となる。事実は、ダンには精神疾患の既往があり、常軌を逸した行動をとるので、陪審員はダンに精神疾患があると認めることができることを示している。従って、もし司法権がこのテストを使い、陪審員が、ダンがビックを殴るのを止められなかったのは心の病気のせいだと考えるなら、心神喪失を理由に無罪とすべきです。しかし、もし精神疾患がVicを殴るのを止められなかった理由と無関係であると判断した場合、心神喪失を理由とする無罪を宣告すべきではない。

**モデル刑法テスト** - このテストでは、被告人は、心の病気のために、自分の行為の犯罪性を理解することができない場合、または法律の要件に自分の行動を確認するために、心神喪失を理由に無罪となります。これは基本的に、ムノーテン規則と不可抗力テストを混ぜたものである。後者について上述したように、管轄区域がこのテストを使用し、ダンがビックを殴ることを止められなかったと陪審員が考える場合、心神喪失を理由に無罪を宣告する必要があります。

したがって、陪審員が抗し難い衝動テスト、ダーラムルール、またはMPCテストを使用する場合、ダンが心神喪失を理由に無罪と適切に判断することができる。M'Naughtenルールを使用する場合、それは不可能である。

木曜午前  
2007年3月1日

# カリフォル ニア州司法 試験

3つの質問にすべて答えて  
ください。与えられた時間  
: 3時間

答案は、問題となる事実を分析し、重要な事実とそうでない事実の違いを見分け、事件の根幹となる法律と事実のポイントを見分ける能力を示すものでなければなりません。答案は、法律の適切な原則と理論、その資格と限界、および互いの関係を知っており、理解していることを示すべきです。

答案は、与えられた事実を法律を適用し、採用した前提から健全な結論に至るまで、弁護士らしい論理的な推論ができる能力を証明するものでなければなりません。単に法律を覚えていることを示すだけではいけません。

の原則に従うこと。その代わりに、それらを使用し、適用することに熟練していることを示すようにします。

結論だけを述べた答案では、ほとんど評価されません。結論の根拠となる理由を十分に述べ、すべての点について十分に論じましょう。

回答は完全であるべきですが、問題解決に関係のない情報を提供したり、法的な教義を論じるべきではありません。

カリフォルニア州法を使用するよう明示的に要求された質問以外は、一般的に適用される法律理論や原則に従って回答してください。

**2007年7月カリフォルニア州司法試験エッセイ問題および  
選択回答集**

本書は、2007年7月に実施されたカリフォルニア州司法試験の小論文問題6問と、各問題に対する厳選された解答2問を収録しています。

答えは、合格者が書いたもので、良好な成績を収めている。解答は著者が作成し、読みやすくするために綴りや句読点に若干の修正を加えた以外は、提出されたものをそのまま転記した。解答は著者の了解を得てここに掲載した。

<u>問題番号</u>	<u>内容</u>	<u>ページ</u>
1	不動産	1
2	不法行為	10
3	エビデンス	22
4	刑事訴訟法／憲法	36
5	レメディー	45
6	共同財産	56

## 質問4

ダンが州議事堂の階段に立ち、正面玄関から入ってくる6人の人々に叫んだ。「市民よ、よく聞け。市民よ、よく聞け。学校での祈りは、政府が推奨する宗教を意味するのだ。国家の教会だ。私がこの憲法を破棄するのと同じくらい早く、あなた方の憲法上の権利を奪うことができるのです」。

そう言って、ダンはポケットからライターを取り出し、左手に持っていた羊皮紙に火をつけた。羊皮紙は燃え上がり、その熱で手が焼けたとき、彼は思わず手を放してしまった。燃えている書類が風に吹かれて工事現場に落ち、可燃物の入ったドラム缶の中に沈んだ。ドラム缶は爆発し、近くにいた歩行者が死亡した。

州法では、合衆国憲法のコピーを燃やしたり、切り刻んだりすることは軽犯罪にあたります。

ダンが燃やした文書は、実は彼が信じていた合衆国憲法ではなく、独立宣言のコピーであることがわかったのだ。

ダンは殺人と合衆国憲法コピーの焼却未遂の罪で逮捕・起訴されました。彼は、(i) 彼が燃やしたのは実際には独立宣言のコピーであり、(ii) その起訴の根拠となった州法は合衆国憲法修正第1条に基づく彼の権利を侵害していると主張し、合衆国憲法のコピーを燃やそうとした容疑を解くよう申し立てている。

1. ダンは、殺人罪またはそれより軽い犯罪で適切に有罪になることができるか？議論してください。
2. 合衆国憲法の複製を燃やそうとした罪の却下を求めるダンの申し立てについて、裁判所はそれぞれの根拠についてどのように裁定を下すべきか。議論しなさい。



## 質問4への回答A

### 1. 殺人罪またはそれ以下の犯罪の構成

#### 要素

犯罪の4要素は、(i)有罪行為、(ii)有罪の心、(iii)共時性、(iv)因果関係から構成されています。

人が罪を犯すには、その罪の行為が自発的でなければならない。ここで、ダンは、書類を燃やしたいだけで、手放して流したわけではないように見えた。事実関係を見ると、火の熱で手が焼けたときに、思わず書類を手放したようにしか見えません。だから、ダンに必要な有罪行為を犯していないように見える。しかし、ダンの行動をより広いレベルでとらえると、ダンが自発的に書類を燃やし、最終的に歩行者を殺害するに至る一連の出来事を引き起こしたことになります。有罪の要素は満たされている。

併合と因果関係については、ダンが羊皮紙文書に点火するという故意により、燃えている文書を手放し、それが可燃物の入ったドラム缶に収まり、ドラム缶が爆発して近くの歩行者が死亡するという連鎖が発生したのである。一方では、書類を燃やした結果、誰かが爆発で死亡することは論外であるため、近接因果関係がないように見えます。一方、予見可能性に関しては、裁判所は一般的に柔軟であり、火遊びは危険な行為であるため、結果は予見可能であったという主張も成り立ちます。裁判所は、おそらく因果関係を認めるでしょう。

しかし、我々が立証しなければならないのは、ダンに必要な有罪の心を持っていたかどうかである。以下では、この要素について述べる。

#### 殺人

コモンローでは、殺人とは、悪意を持って人を不法に殺害することであり、それは、(i)殺意、(ii)重傷の意思、(iii)人命に対する不当に高い危険に対する無謀な無関心（すなわち墮落した心の殺人）、(iv)「重罪-殺人」の基礎となる重罪を実行する意思のいずれかの精神状態によって成立するとされています。

#### インテント トゥ キル

この事実から、ダンは、近くに可燃物の入ったドラム缶があること、ドラム缶の近くに歩行者がいること、歩行者が誰であるかのいずれをも知らなかったと思われる。したがって、ダンは、歩行者を殺害する具体的な意図を形成することができなかった。ダンに殺意が認められることはない。

#### 重大な身体的危害を加える意図

事実上、ダンが深刻な身体的危害をおろか、危害を加えるつもりもなかったのです。彼は単に象徴的な言論活動として文書を燃やしただけであり、おそらく文書を手放す気もなかったのだろう。

### 人命への不当に高いリスクに対する無謀な無関心

ダンが文書に点火して放った行為は、人命に対する不当に高い危険に対する無謀な無関心を反映したものではない。合理的な人であれば、燃やした文書が最終的に人を殺すことになるとは思えない。例えば、ダンは銃のような危険な武器を携帯し、人混みの中でそれを発射するようなことはしていない。

### 重罪の殺人

重罪殺人ルールの下では、人は本質的に危険な基礎となる重罪、通常は強盗、放火、強姦、強盗、誘拐の実行中に起きた殺人で有罪となることができる。ダンはこれらの重罪を犯す意図を持っていなかった。

### 軽微な犯罪 Voluntary

#### Manslaughter (自発的)

#### 過失致死罪

過失致死は、十分な挑発によって自制心を失い、故意に行った殺人である。ダンが故意による殺人で有罪にならないことは上記で立証済みなので、過失致死罪への減刑が可能かどうかは判断するまでもないだろう。いずれにせよ、ダンはそもそも挑発行為すら行っていない。

#### 過失致死

不注意による殺人とは、(i) 犯罪的過失、または(ii) 軽犯罪による殺人 (*malum in se* または本質的に危険な軽犯罪の遂行中に発生した殺人) のいずれかによる意図的でない殺人をいいます。

刑事上の過失は、不法行為上の過失を超えるが、墮落した心による殺人の無謀な無関心には及ばない。重要なのは、人が刑事上の過失を負うためには、その危険性を認識していたことが必要であるということである。ここで、ダンは、強風が炎を運ぶことによって起こる他の物体の偶発的な燃焼という、火災に起因する一般的な危険性を認識していた可能性があります。一方、ダンは、可燃性物質の入った開放ドラム缶が近くにあり、それが人を死に至らしめるという特別な危険には気づいていなかった。ダンに刑事上の過失を認めることはできない。

一方、ダンは、合衆国憲法のコピーを燃やしたり、切断したりするという軽犯罪を犯し、その軽犯罪の実行によって歩行者を最終的に死亡させたので、軽犯罪殺人罪で有罪となる可能性があります。一方、軽犯罪はそれ自体で悪質ではなく、本質的に危険なものでもなかった。ダンは過失致死罪で有罪とされるべきではない。

結論ダン、殺人罪またはそれより軽い犯罪で有罪とされることはない。

## (2) ダンの米国コピー燃やそうとした罪の却下申立書 憲法

### (i) 彼が燃やしたのは、実は独立宣言の写しでした

ダンは合衆国憲法のコピーを燃やそうとした罪で起訴されているが、実際に燃やしたのは独立宣言である。コモンローでは、事実上の不可能性は犯罪未遂の抗弁にはならない。例えば、ある人が銃で他人を撃とうとして、たまたまその銃の弾が切れていたとしても、その人は有罪になる。しかし、法律上の不可能性は未遂の抗弁となる。つまり、その人がやろうとしたことが、本人は犯罪だと思っていなくても実は犯罪でなかった場合、その人は未遂で有罪になることはないのです。

ここで、ダンが実際に独立宣言を燃やしたという主張は、事実上の不可能性を主張するものである。事実関係から、合衆国憲法の複製物を破壊する具体的な意図があったことが分かっているので、独立宣言書を持っていたために事実上不可能であったとしても、合衆国憲法の複製物を燃やそうとした罪が成立します。

結論裁判所は、この理由に基づくDanの却下の申し立てを却下すべきである。

### (ii) 告訴の根拠となった州法は、憲法修正第1条に基づく彼の権利を侵害するものである。

憲法修正第1条は言論の自由を保護し、それは憲法修正第14条を通じて州にも適用される。合衆国憲法のコピーを燃やしたり、切り刻んだりする行為を軽犯罪とする州法であるため、州の行為の要件はここで容易に満たされる。

### シンボリックスピーチ

ダンの行為は象徴的な言論の一形態である。象徴的な言論に対する規制が有効であり、憲法修正第1条に違反しないためには、その法律には言論の弾圧とは独立した、付随的な目的がなければならず、言論に対する制限はその目的を達成するために必要以上に大きくなってはならない。

ここで、州法は、言論弾圧から独立し、それに付随する目的を持っているとは思われない。例えば、徴兵証の焼却は、徴兵を容易にするという政府の正当な利益があり、言論弾圧は付随的で必要以上のものではないと判断され、支持された。ここでは、憲法を燃やすことを阻止することは、人々が政府に対する怒りを示すことを阻止するという、修正第一条の権利の範囲内にあること以外に、政府の重大な利益をもたらすとは思われない。

## 保護されない言論

政府は、ダンの行為を明白な危険をもたらす保護されない言論として仕立て上げようとするかもしれない。そのような言論は差し迫った不法行為を扇動することを意図しており、差し迫った不法行為をもたらす可能性が高いので、国家はそれを規制することができるのである。事実上、ダンが州議事堂の階段に立ち、合衆国憲法のコピーと思われるものを破壊しながら正面玄関に入ってくる6人の人々に向かって叫んだのですから、間違いなく、彼はそれらの人々を扇動し激怒させようとしたのです。一方、彼の発言には有害な行為を奨励するような内容はなく、文書を燃やすこと自体が暴力を助長するものではありません。

さらに、たとえ政府が、ダンが具体的に行っていたことが差し迫った違法な言論を扇動していたことを示すことができたとしても、政府は、問題の州法がこの種の保護されない言論を抑制するために設計されていることを示すことはできない。この州法は、単に憲法を燃やすことを禁止しているだけで、例えば、政府活動のすぐ近くでそのような行為をすることは危険で破壊的であるという議論が州にはあるかもしれない州議事堂の階段にそうした行為を限定しているわけではない。この法令は広範であり、差し迫った不法行為を扇動する可能性のある保護されない言論だけを制限しようとするものではない。

結論裁判所は、この理由に基づくDanの却下の申し立てを認めるべきである。

## 質問4への回答B

### ダン（「D」）の殺人容疑について

最初の問題は、ダンが殺人罪またはその他の軽い犯罪で適切に有罪になることができるかどうかである。

### 殺人事件

殺人とは、悪意を持って他人を殺害することと定義されています。殺人罪が成立するためには、被告人が自発的な行為を行い、かつ、その行為時に必要な精神状態を有していたことが必要です。被告人は、(1) 殺意があり、(2) 重大な傷害を負わせる意図があり、(3) 人命を軽視するような行為（しばしば「捨て身で悪意のある心」と呼ばれる）をした場合、殺人罪で有罪になります。

(4) または、殺人が非常に危険な重罪の遂行中に生じた場合。

ここで、Dが文書に点火した行為は、自発的な行為に該当する。火の熱で手を火傷し、思わず手を放してしまったという事実は、そもそも書類を燃やした行為が自発的なものであったことを否定するものではない。しかし、ある行為それ自体では、Dを有罪にするには不十分である。国は、Dが書類を燃やす行為をした時点で、殺意があったことも証明しなければならない。

これらの事実から、ダンが殺意をもって文書に火をつけたのではないことは明らかである。Dが被害者に対して殺傷力のある危険な武器（銃、ナイフなど）を使用した場合には殺意が推認されることがあるが、本件ではそのようなことはない。また、Dは、誰かに大きな傷害を負わせる意図を持って行動したわけではない。むしろ、紙を燃やすという行為は、近くにいた人たちに政治的主張をするために行われたものである。

国は、ダンが個人の周囲の文書に点火することにより、人命を軽視した無謀かつ不当な行動を取ったことから、ダンの行為は捨て身の悪意で行われたと主張しようとするかもしれません。この説でも、国は立証責任を果たせないだろう。ここで、Dが紙を燃やすという行為は、個人が人の死につながることを予期できるような行為ではありません。人命の軽視を示すには、法律がもっと要求している。

### フェロニー・マードー・ルール

州は、Dが重罪殺人規則（「FMR」）に基づき殺人罪で有罪になるべきだと主張しようとするかもしれません。この規則では、Dは、危険性の高い重罪の遂行中に発生したすべての死について、それを引き起こす意図があったか否かにかかわらず、責任を負う。その代わりに、その意図は、基礎となる重罪を実行する意図から推論される。加えて、重罪の遂行中に生じた死亡は予見可能でなければならず、Dが一時的な安全地点に到達する前に生じていなければならない。一般に、FMRは強姦や放火などの危険性の高い重罪の実行中に発生した死亡のために確保されている。

誘拐、強盗、空き巣。

ここで、問題は、DがFMRを適用するために、これらの基礎となる重罪のうち1つでも有罪とされ得るかどうかである。適用されるのは放火罪だけである。Dが放火罪の有罪であることを証明するためには、州は、Dが（1）故意に、または少なくとも無謀に、（2）他人の住居を（3）燃やすために行動したことを証明する必要がある。ここで、Dが近くの工事現場の庭を燃やすつもりでなかったことは明らかである。その代わりに、火がついた紙が風にあおられて可燃物の入ったドラム缶に入ったため、火災が発生した。しかし、国は、書類に火をつけて風に流した行為が無謀な行為に当たると主張しようとするかもしれません。しかし、国は、Dが住居を燃やしたことも証明しなければならないでしょう。ここでは、紙が住宅を燃やしたのではなく、工事現場に飛んでいったのです。

したがって、Dは危険性の高い重罪を犯していないため、**Felony Murder Rule**に基づく歩行者殺害の罪は成立しない。

### 過失致死

自発的過失致死罪は、激情に駆られて行動している間に他の人間を殺害することです。過失致死罪は、一般に、Dが「十分な挑発行為」によって他人を殺害した場合に成立する。この場合、Dにそのような行動を起こさせるような挑発はなかったため、過失致死罪は適用されない。

### 過失致死罪／軽犯罪致死罪

残る検討は、国がDを過失致死罪で適切に有罪にできるかということである。Dに刑事上の過失がある場合、過失致死罪が適用される。刑事上の過失は、不法行為における過失の場合よりも高い基準である。刑事上、Dは殺意を持って行動していなかったかもしれないが、それにもかかわらず、彼の立場にある合理的な人なら、そのような行為は他人の生命を無謀に無視して行われると認識するほど極めて不合理な方法で行動したことになる。ここで、国は、Dの行為に刑事上の過失があったことだけでなく、本件死亡事故がDの行為によって引き起こされたことを証明する必要がある。

Dが書類を燃やすという行為は、刑事上の過失行為のレベルに達していないため、この事実をもってしても、国は失敗する可能性が高い。Dの行為は、合理的な人であれば、書類を燃やすことが最終的に他人の死につながることを予見できたという意味で、無謀な行為とはいえない。さらに、国は、DがPの死亡の原因となったものの、その死亡は予見可能ではなかったため、因果関係の要件を満たすことは困難である。ここで、死亡の原因は、建設現場で紙が可燃性物質の入ったオープンドラムに沈殿したときの爆発である。したがって、Dは、そのような行為がこのような爆発による死亡をもたらすことを予見することはできず、また、合理的な人物も予見することはできなかった。

また、国は軽犯罪傷害致死罪の適用を試み、主張することも可能であり、これは適切である

より軽微な重罪の遂行中に死亡した場合、または州法で指定されたものによって死亡した場合である。ここで、憲法違反がこのようなルールに含まれるような軽犯罪であるかどうかは非常に疑問である。その結果、州はこれらの理由で成功しないでしょう。

## 2. ダンに対する未遂罪の

却下の申し立てについて

未遂を立証するためには、(1) Dが犯罪を行う意思を持ち、(2) 犯罪の完成に向けて実質的な一歩を踏み出したことを示す必要がある。基礎となる犯罪に関係なく、未遂は常に特定目的犯罪である。

ここで、国は、Dが合衆国憲法と思われる文書を燃やしたことで、犯行の意思を示すことができるだろう。また、実際に文書に点火しているので、第二の要素も満たされる。したがって、問題は、Dが起訴に対して有効な抗弁を有するかどうかである。

### 事実誤認

Dの棄却の申し立ては、事実誤認の抗弁に基づいている。すなわち、彼が実際に燃やしたのは合衆国憲法ではなく、独立宣言の写しであるから、未遂で有罪とされるべきではないと主張しているのである。

事実誤認は試みてもよい抗弁ではないので、Dはこの抗弁に失敗する。それは、ここで、もしDが信じていた通りの状況（憲法を燃やす）であれば、軽犯罪で有罪になっていたはずだからである。例えて言えば、盗品を受け取ろうとした泥棒が、警察がおとり捜査で麻薬を確保し自分に譲渡したから、もはや「盗品」ではないので有罪にはならないと後から主張することはできないのである。しかし、Dが信じていた通りの状況であれば、盗品等受領罪が成立していたことに変わりはない。ここで、Dの事実誤認は、実際の軽犯罪そのものに対する抗弁にはなり得るが、未遂に対する抗弁にはならない。

### 憲法修正第1条

憲法修正第1条は、個人の言論の自由を保護しています。しかし、憲法修正第1条には、言論を構成する表現活動に対する保護も含まれている。ここで、Dが憲法を燃やした行為は、政府が承認した宗教に内在する問題や、教会と国家の混同に関する彼の政治的見解を伝えることを意図しており、表現行為であったことは明らかである。

法令は、言論を構成する表現と無関係であり、そのような目的を果たすために狭く調整されている場合、私の表現活動を制限することができます。この場合、国は、個人が憲法を燃やしたり、切り刻んだりすることを、その手段として阻止したいようなので、この行為が表現と無関係であることを証明するのは難しいかもしれない。

## 政治的見解の表明

州は、おそらく米国最高裁のオブライエンのケースになぞらえようとするのだろう。そこでは、徴兵券を燃やすことを犯罪とする法令があった。被告人が戦争に抗議する手段として徴兵証を燃やしたところ、この法令で訴追された。裁判所は、この法律は、個人が自分の意見を表現する能力を抑制することだけを目的としていないため、合憲であると判断した。むしろ、県は徴兵の管理上の問題に関心を持っており、徴兵カードは国が徴兵メンバーや兵士などを把握するために不可欠なものであった。したがって、この法令は内容的に中立であったため、裁判所は中間的な精査を適用し、この法令はやむを得ない州の利益に対して狭く調整されたものであると判断した。

しかし、上述の通り、本件の州法にはそのような利害関係は存在しないようである。

Dはおそらく、ジョンソン事件のような、米国旗を燃やすことを犯罪とする法令は、憲法修正第1条の下で言論を制限しているため違憲であるとした事例を挙げるだろう。国旗焼却事件において、裁判所は、これらの法令は個人の意見表明の権利を抑制することを目的としているため、厳格な吟味が必要であると指摘している。やむを得ない利益を促進する必要がないため、憲法修正第1条に違反する。

この法律は、表現と無関係の活動ではなく、表現を対象としているため、O'BrienよりもJohnsonに近いと思われる。そのため、憲法修正第1条のもとで言論の自由を不当に侵害するものであり、違憲である。厳密な精査が適用されるため、州は非常に高い負担を負わなければならない、したがって、この法令が州の切実な利益を促進するために必要であることを示さなければならないだろう。やむを得ない利益が存在しないように見えるので、この法令は打ち消されるでしょう。



**2008年2月の論文質問とその回答（抜粋）**  
**カリフォルニア州司法試験**

本書は、2008年2月に実施されたカリフォルニア州司法試験の小論文問題6問と、各問題に対する厳選された解答2問を収録しています。

答えは、合格者が書いたもので、良好な成績を収めている。解答は著者が作成し、読みやすくするために綴りや句読点に若干の修正を加えた以外は、提出されたものをそのまま転記した。本書は、著者の了解を得て転載したものである。

<u>質問番号</u>	<u>内容</u>	<u>ページ</u>
1	不法行為	4
2	プロフェッショナルの責任	16
3	刑事法・刑事訴訟法／憲法	25
4	信託・遺言・相続	39
5	共同財産	51
6	企業／職業的責任	60

### 質問3

ダンの住む地域は、レッドとブルースという2つのギャングに制圧されていた。レッズの一人であるヴィックは、ダンを自分のギャングに引き入れようとした。ダンが拒否すると、ヴィックはダンの安全に責任を持ってないと言った。

数週間にわたってダンを脅し続けたヴィックは、ダンを路地に追い込み、ナイフを見せてこう言った。「よく考えて決断しろ。お前の期限はすぐそこだ」と。ダンは怯えた。ダンは恐ろしくなり、身を守るために銃を持つようになった。1週間後、ダンはヴィックが上着の下に手を入れて歩いているのを見た。ヴィックが自分を刺すのではないかと恐れたダンは、ヴィックを撃ち殺した。

ダンは逮捕され、刑務所に入れられた。殺人容疑で罪状認否が行われた後、裁判所から弁護士が選任された。ダンはその時、ブルースのメンバーであるシドと名乗る訪問者を受けた。シドによると、ブルースはダンを助けたくて、もっといい弁護士を雇ったのだという。シドによると、その弁護士はダンを助けたいから、殺人がどのように起こったかを正確にシドに話して欲しいという。ダンはシドに、嫌がらせを終わらせるためにヴィックを撃ったのだと話した。ダンは後で、シドが実は警察の情報提供者で、ダンから情報を聞き出そうとするよう事前に警察から指示されていたことを知った。

1. ダンは、合衆国憲法修正第5条および／または第6条の下で、シドに対する自分の供述を除外するよう申し立てることに成功するか？議論してください。
2. ダンは、殺人罪またはそれより軽い犯罪で有罪になることができますか？議論してください。

## 質問3への回答A

### 1. DanのSidに対する供述を排除するための申し立て

#### 5<sup>th</sup> 修正

5<sup>th</sup> 修正条項の保護は、政府当局に拘束されている者に対して、尋問の前にミランダ警告を行うことを要求している。黙秘権および弁護人に対するミランダの権利は、法廷でその人物に対して使用される供述を得る前に放棄されなければならない。ミランダは、犯罪に特化したものではない。

人は、自由に立ち去ることができないと合理的に考えている場合、拘束されていることとなります。尋問とは、犯罪につながるような反応を引き出す可能性の高い行為や発言と定義されています。

この場合、ダンは刑務所にいた。彼は殺人の罪で罪状認否がなされ、拘留されていたので、明らかに自由に出られない状態だった。従って、親権は満たされている。

取調べについては、ダンにシドに声をかけられ、シドは、自分がヴィックのギャングのライバルであるブルースのメンバーであること、ブルースがダンのために弁護士を雇っていることをダンに告げました。その弁護士がダンの弁護をするために、ダンがシドに事件のことを知らせる必要があるという。実は、シドは警察の情報提供者で、ダンから情報を得ようとするように警察から指示されていたのだ。

明らかに、シドはダンに証拠となるような返答を引き出すような話し方をしていた。ダンがより良い弁護をできるように、詳細を話すよう求めていたのだ。彼はダンに嘘をつき、彼を騙して自白させようとしていたのです。

しかし、ここでの問題は、ダンは、シドが自白を求める警察の情報提供者であることを知らなかったということです。裁判所は、被疑者が情報提供者が政府のために働いていることを知らなかった場合、警察の情報提供者によって得られた供述を容認しています。その根拠は、強要された

の要素はそれほど高くない。なぜなら、被疑者は警察が関与していることを知らないからだ。つまり、被疑者は情報提供者と話をしない自由があるのです。

この場合、裁判所は、ダンがシドが警察の情報提供者であることを知らなかったという事実と、ダンに嘘をついたシドの行動の狡猾さを比較して、尋問の要因を満たすかどうかを判断する必要がある。警察の情報提供者の自白を認めた過去の判例に基づけば、尋問はおそらく満たされておらず、自白はおそらく修正5<sup>th</sup>によって禁止されないだろう。

## 6<sup>th</sup> 修正

6<sup>th</sup> 修正条項は、すべての人に、尋問を含む、すべての重要な起訴後の手続きと出来事において、弁護人をつける権利を保証しています。この権利は、犯罪に特有であり、尋問の前に放棄されなければならない。

この場合、ダンが逮捕され、刑務所に入れられ、殺人の罪状で罪状認否がなされたのは、すべてシドがダンに接触する前だったので、修正6<sup>th</sup> の保護の時間枠が発動していたのである。実際、ダンには裁判所から弁護士を選任されていた。

ダンを助けることに関心を持つ敵対ギャングのメンバーを装った政府の情報提供者であるシドが、ダンに接近して犯罪につながる回答を引き出したとき、彼はダンの6<sup>th</sup> 修正法律顧問権に違反した。シドは会話を始め、ダンに嘘をつき、彼を騙して情報を提供させた。この間、シドは情報提供者として働いていた。これは、政府による尋問に相当する。

それは罪状認否の後であり、政府はダンに対する尋問を始めようとしたので、ダンにはまず弁護人を同席させる権利を放棄するか、弁護人を同席させる必要がありました。ダンには、シドが政府の情報提供者であることさえ知らなかったし、彼の弁護士も同席していなかったため、この権利を放棄していなかった。

ダンの弁護士に対する修正6<sup>th</sup> の権利が侵害されたため、ダンにはシドへの供述を裁判から除外するよううまく動くことができる。

彼がこの申し立てをした場合、政府はその供述が認められることを証拠の優越によって証明しなければならないが、この負担は既存の事実では満たすことができないだろう。従って、この供述は除外されることになります。

## 2. ダンが殺人罪やそれ以下の犯罪で有罪になることがあるのか？

殺人とは、悪意を持って他の人間を不法に殺害することです。

この場合、ダンがヴィックを追い払ったという行為に起因しているのです。

また、現実的な原因と近接的な原因の両方が必要である。実際の原因は、ダンのヴィックを撃つという行為が「なかったら」ヴィックは死ななかったので、簡単に満たされる。近因とは、常識、正義、論理の観念を害しないように、行為者の行為と何らかの合理的な関係を持つ人物や結果に責任を限定する哲学的な関係である。ダンがヴィックを射殺したのは、何ら介在する原因や予見できない出来事がなかったからであり、近因も容易に充足される。人が人を撃てば、死は論理的に予見可能な結果である。

悪意は、4つの理論のうちの1つで満たされます。

1. 殺意がある。
2. 重大な傷害を負わせる意図。
3. 人命の軽視（「墮落した心による殺人」）、または、「恣意的な心による殺人」。
4. フェロニー・マルダー・ルール

### インテント トウキル

殺意は、凶器使用法（**deadly weapon doctrine**）によって満たすことができます。殺意が、凶器の意図的な使用によって引き起こされた場合、殺意は暗示されます。

この場合、ダンは銃を使用し、それをVicに向け、Vicを撃ち、Vicを殺害した。銃は凶器なので、殺意は満たされている。

### 重大な身体的傷害を犯す意図

仮に殺意が満たされなくても、銃口を人間に向けて引き金を引くと、少なくとも人体に大きな傷害を与えることが予想されるため、大きな傷害を与える意図は明らかであろう。

### 意図的・故意の不注意

さらに、他の人間に対する銃の使用は、人間の生命に対する意識的な無視を示すので、人間の生命に対する行き過ぎた、故意の無視は満たされています。銃は人を殺すことができ、またしばしば殺すことができます。実際、人を殺すことは、銃の主な目的の一つです。他の人間に対する銃の使用は、その人間の生命を軽視していることを示しています。

### フェロニー・マルダー・ルール

重罪殺人の規則では殺人の根底にある重罪が必要で、それは殺人に「ブートストラップ」されない。この場合 ダンに殺人の動機があるとは思えない

はVicを殺害した以外の犯罪を犯したので、重罪の殺人ルールの下では悪意が黙示されることはない。

### 第一級殺人

コモンローにおける第一級殺人とは、意図的かつ故意に他の人間を殺害することであった。それには熟慮が必要ですが、熟慮はごく短時間のうちに起こり得ます。

この場合、ヴィックがダンを「怖がらせた」ので、ダンは身を守るために銃を所持するようになった。ダンは、ヴィックに会うまでの丸一週間、この銃を携帯していた。ダンが銃を入手し、あるいは保管場所から取り出して身につけ、1週間ずっと持ち歩いたのは、意図的・計画的な行動である。そして、Vicを見ると、銃を抜き、Vicを射殺した。

これらの事実、特に丸一週間の経過は、ダンが意図的、計画的に銃を使用したことを示すのに十分であろう。それは偶然にそこに到着したのではなく、ダンがヴィックを見るや、間髪入れずに行動したのである。

### 第二級殺人

第一級殺人でない殺人は、すべて第二級殺人である。

もし検察側がダンが意図的に故意にヴィックを撃ったことを立証できなかった場合、おそらく陪審員はダンがヴィックを撃つ前に熟慮しなかったと考えたので、第二級殺人で有罪になる可能性があります。

### セルフディフェンス

自己防衛とは、合理的な時期に合理的な力で自分を守ることです。殺傷力は、殺傷力の行使から身を守るためにのみ使用することができます。

ダンは、ヴィックを撃ったのは正当防衛であると主張するだろう。ダンは、彼の近所は2つのギャングに牛耳られており、非常に危険であることを指摘することでしょう。彼は、ヴィックがギャングの1つであるレッドであり、ダンをギャングに勧誘しようとしたことを証言します。ダンが拒否すると、ヴィックは「ダンの安全には責任を持ってない」と言い、ダンが怪我をする可能性があることを暗に示した。

その後、ヴィックはダンを数週間にわたって脅迫し、最終的にダンを路地に追い込み、ナイフを見せ、「お前の期限が迫っている」と告げました。ダンは、ダンの安全に関する発言、脅迫、ナイフ、期限の発言を総合すると、ヴィックがギャングに加わらなければダンを殺すつもりだったこと、あるいは少なくともダンはヴィックがそうすると合理的に信じていたことを示すと主張するだろう。

ダンは、その後、路上でヴィックが上着の下に手を入れているのを見たとき、ヴィックが脅したナイフで自分を刺すかもしれないと恐れ、そのため、ヴィックを撃って身を守ったと主張するだろう。

ダンの弁護の第一の問題点は、ヴィックに会うまでの1週間、銃を持ち歩いていたこと、そして、ヴィックが上着の下に手を入れているのを見たとき、ヴィックがそのとき武器を出したり脅したりしていないのに、銃を出してヴィックを撃ってしまったことです。州は、ダンがヴィックを撃ったときに何の脅威も感じていなかったのもので、正当防衛の抗弁をする権利はないと主張します。

### 理不尽な自己防衛

正当防衛は、善意であるが不当な正当防衛を行った場合に認められる防衛である。殺人罪が過失致死罪になるのを軽減するための弁護である。

ダンも、脅迫と発砲のタイミングから正当防衛が適切でないとすれば、少なくとも不当防衛の抗弁を受ける権利があることを主張するだろう。ダンも、自分は善意で行動し、本当にヴィックが自分を刺すと信じていたと主張するでしょう。

これは、ダンにとって、正当防衛のタイミングは不適切であるものの、ビックは数週間前からダンを脅迫しており、最近もナイフを見せながら「お前の期限はすぐ来るぞ」と言っていたので、ダンの恐怖は合理的であったと思われるからです。

### ヒート・オブ・パッション

熱情とは、冷却期間なしに、合理的な人に影響を及ぼすような状況が、突然、人の激しい熱情を呼び起こし、その人が冷静にならなかった場合の抗弁です。激情は、喧嘩の時の弁護の可能性がります。

しかし、この場合、ダンも銃撃の前に丸一週間ヴィックに会っておらず、路地でのナイフによる最後の事件から冷静になるのに十分な時間があるため、このようなことは成立しない可能性が高い。その1週間、ダンも銃を持ち歩き、ヴィックを見かけると、その場で何の前触れもなく射殺したのである。ダンの反応が「突然」「激しい」ものであったとは考えにくいようです。

### 過失致死

過失致死は、人命に対する欲望や無謀さを満たすほどひどいものではないが、通常の過失よりも深刻な無謀さによる殺害によって成立する。

過失致死罪は、無謀な銃の使用によって成立し得るが、ダンはヴィックを殺すつもりだったので、ダンはより大きな罪、あるいは正当防衛の防衛が有効であれば、全く罪がないものとして有罪になるだろう。

## 結論

ダンはおそらく殺意説に基づく第一級殺人罪で裁判にかけられ、正当防衛と不完全防衛の抗弁を主張することになるでしょう。ダンが、不完全防衛の抗弁を用いることにより、任意過失致死罪で有罪になる可能性が高いです。



## 質問3への回答B

### ダンの除外申し立て

#### 排他律

除外規定は、被告の修正4条<sup>th</sup>、5条<sup>th</sup>、及び6条<sup>th</sup>の権利に違反して得られた証拠の提出を禁止し、「毒木の実」の原則に基づき、限られた例外を除き、被告の4条<sup>th</sup>、5条<sup>th</sup>、及び6条<sup>th</sup>の権利を侵害した結果見つかった証拠も禁止している。従って、ダンの自白が彼の修正5<sup>th</sup>または6<sup>th</sup>の権利に違反した場合、その供述は認めることができない。

#### 5<sup>th</sup> 修正権

5<sup>th</sup> 修正条項は、被告人が自己負罪から解放されるべきであると規定しています。この権利は、警察によって強制的に入手された証言証拠に適用される。<sup>th</sup>修正5条により、警察が親告罪の取調べを行う前に、警察は被告人にミランダ警告を与えなければならない。ミランダ警告は、被告人に黙秘する権利と弁護士を依頼する権利を通知するものである。<sup>th</sup>憲法修正5条は、被告人が権利を行使しても、警察は無関係の犯罪について質問できることを意味し、非犯罪特異的な権利である。被告人が黙秘権を主張した場合、警察は被告人の権利に従わなければならないが、合理的な時間が経過した後、後で尋問することは可能である。被告人が弁護士を付ける権利を明確に主張した場合、警察は弁護士を付けるか、弁護士を付ける権利の放棄を得なければ、被告人を尋問することはできません。

5<sup>th</sup> 黙秘権と弁護人の権利は、身柄拘束の取調べの場合にのみ適用される。人は、政府との出会いを終了させる自由が客観的にない場合、拘束されている。警察が、有罪を示唆するか無罪を示唆するかを問わず、回答を引き出す可能性のある行為を行う場合、その人は尋問の対象となる。

ダンは、(1) 自分が刑務所において自由に出られないこと、(2) ダンから供述を引き出すために情報提供者が仕組まれたことから、身柄拘束の対象となったと主張するだろう。明らかに、ダンは刑務所にいたため、身柄拘束を受けていたのです。ダンは、自分が取調べを受けていたことを証明するのは難しいかもしれません。典型的な例です。

尋問は、政府の情報提供者と接触していることを認識している場合にのみ行われます。検察側は、ダン、シドが政府の情報提供者であることを認識しておらず、シドは自分を助けようとしてくれているギャングのメンバーであると信じていたと主張する予定です。従って、検察側は、警察は尋問を開始する前にダンに対してミランダ権を与える必要はなかったと主張します。検察側は、ダンがシドを信頼し、進んで話したのであれば、その供述が尋問に当たる、あるいは強制的に得られたと今更主張することはできない、と主張する予定です。

ダンは、シドが政府の情報提供者であることを知らなかったのも、シドが尋問する前にミランダ権を受け取るべきだったと主張しても、おそらく失敗するだろう。<sup>4</sup>従って、彼は彼の供述を修正条項5条に基づいて除外することはできないだろう。

### 弾劾の目的

たとえダンの供述が修正5<sup>th</sup>の権利を侵害したとしても、ダンが裁判で証言すれば、その供述はダンの証言を弾劾するために使用することができる。

### ミランダの果実

ダンが情報提供者に供述した結果、警察が何らかの証拠を入手した場合、これらの「ミランダの果実」は、認められる可能性がある。最高裁は、このような果実が認められるかどうかを決定的に判断していないが、認められる可能性が高い。

### 6<sup>th</sup> 修正権

6<sup>th</sup> 修正条項は、すべての刑事手続で弁護人をつける権利を規定している。被告人が犯罪で正式に起訴されると適用され、正式な起訴がなされた後、最初に被告人の弁護士の権利放棄を得ることなく、警察が証拠となる供述を得ることを防止する。この権利は犯罪に特化したもので、被告人が正式に起訴された犯罪にのみ適用されることを意味します。警察が無関係の犯罪について被告人に質問することを妨げるものではありません。

ここでは、ダンは殺人罪の罪状認否を受けていたので、政府によって正式な告発が行われたのである。従って、ダンは告訴後の警察の取調べにおいて弁護人をつける権利があった。ダンは、正式な告訴がなされた後、弁護人の権利の放棄を得ることなく警察の情報提供者による取調べを受けることによって、警察は彼の修正条項6<sup>th</sup>の権利を侵害したと主張するだろう。

警察は、ダンはシドが政府の情報提供者であることを認識していなかったと主張するだろうが、この認識は修正条項6<sup>th</sup>違反には必要ない。ダンは、罪状認否で弁護人の権利が付与されると、警察の取調べ中に弁護人の権利を有し、警察が意図的にシドの供述を引き出すことを防止することができる。

罪となる供述をする。警察は、ダンから自白を得るために、政府の情報提供者を利用し、自分の身元についてダンに嘘をつき、より良い弁護士をつけると約束し、犯罪への関与について尋ねたのである。警察は、取調べの際に弁護士を同席させるというダンの権利を放棄することなく、これら全てを行った。ダンの憲法修正第6条<sup>h</sup>に基づく弁護士の権利は侵害され、ダンには裁判においてその供述を排除する権利を有する。

ダンの修正5<sup>th</sup>の権利の侵害と同様に、検察は、強制的に入手した自白を裁判でダンの証言を弾劾するために使用することができる。

### 結論

ダンには既に罪状認否を受けていたので、シドに対するダンの供述は、起訴後の取調べにおいて弁護士に対する修正6<sup>th</sup>の権利に違反する可能性が高い。警察はシドを送致する前に、ダンの弁護士に対する権利の放棄を得るべきだったし、ダンがシドが警察の情報提供者であることを知らなかったことは問題ではないはずである。しかし、ダンは、シドが政府のために働いていることを知らなかったため、尋問とその後の供述は、ミランダ警告を受けるダンの修正5<sup>th</sup>の権利を侵害する可能性はないだろう。

従って、ダンは、憲法修正第6条<sup>(h)</sup>の権利の侵害として、除外規定に基づき彼の供述を除外するための申し立てに成功する可能性が高いです。

## ダンの殺人罪またはそれ以下の犯罪に対する有罪判決

### 殺人事件

殺人とは、故意に他の人間を不法に殺害することです。殺意を正当化する弁解がなく、適切な挑発も見つからない場合、また殺意が次のいずれかの精神状態で行われた場合に、故意が存在します：殺意、大きな身体的損傷を与える意図、人命に対する不当に高いリスクへの無謀な無関心、または重罪を犯す意図。

検察側は、ダンには弁解の余地がなく（強迫は殺人の弁解にはならない）、十分な挑発も存在せず、殺意、重大な傷害を与える意図、人命に対する不当に高い危険に対する無謀な無関心の3つの精神状態のいずれかがあったため、殺人罪で有罪となると主張するだろう。

検察側は、ダンがヴィックを殺すのに何の言い訳も存在しないと主張します。検察側は、ダンがヴィックに強要されたと感じたとしても、（1）強要はレッズに入ることであり、ヴィックを殺すことではない、（2）強要は殺人の言い訳にはなり得ない、という2つの理由から、ヴィック殺害を正当化することはできないと主張する。また、検察側は、ヴィックが殺された事件におけるダンに対するヴィックの行動から、以下のような弁解は存在しないと主張するでしょう。

ダンに、自分が殺されるか重傷を負わされる場所であるという合理的な信念を持たせる。検察側は、ヴィックがダンの存在に気づいていた証拠を提示しないこと、ヴィックが不法な力でダンに立ち向かっていないこと、ダンが刺されそうだったことは不合理であることを指摘します。

検察側は、ダンがヴィックを殺害するのに十分な挑発が存在しなかったこと、およびダンがここで要求される精神状態のいずれかを有していたことを示すことが要求されます。十分な挑発については後述しますが、検察側は、たとえダンが重大な暴行を受けたとしても、その暴行による挑発から冷静になるまでに1週間あったため、ヴィックを殺害したときにはまだその暴行による直接的なストレス下になかったと主張することでしょう。

また、検察側は、ダンが上記のいずれかの精神状態であったことを主張します。ダンは、銃を抜いて引き金を引くことにより、ヴィックを殺害する意思を有していた。この意図は、引き金を引けば殺害が起こるという認識と、その結果が起こることを意識的に望んでいたことによって証明される。また、検察側は、Vicを殺す意図がなかったとしても、撃った結果Vicが大きな身体的損傷を受けるかどうかについては知っていたか、無謀な行動を取ったと主張することができます。最後に、検察側は、ダンは引き金を引くことによって、自分の行動から発生するヴィックの生命に対する不当に高い危険性を無謀に無視して行動していたと主張することができます。ダンは、明らかに、銃撃の結果ヴィックが生きているか死ぬかを気にしていなかったため、ダンには殺人罪で有罪判決を受けるに必要な意思があったと検察は主張する。

検察は、弁解や適切な挑発が存在せず、ダンが殺人に必要な精神状態のいずれかで行動したことを示すことができるため、有効な弁護がない限り、ダンは殺人罪で有罪になる可能性が高いです。また、検察官が殺人が意図的で計画的であったことを示すことができれば、ダンは第一級殺人の有罪になる可能性があります。検察側は、ダンが銃を所持しており、路上でヴィックを見かけた直後に撃ったことから、殺人が故意かつ計画的であったことを示すと思われれます。

### セルフディフェンス

正当防衛は、殺人に対する完全な抗弁である。自己防衛は、被告人が、被害者が自分を殺そうとしている、または自分に大きな身体的損害を与えようとしていると合理的に考えている場合に正当化される。被告に落ち度がなく、不法な力に直面し、死または重大な身体的危害の差し迫った脅威にさらされている場合、正当防衛のために死力を行使することができる。

ダンは、正当防衛の防衛により殺人罪の有罪判決が完全に免除されるべきだと主張します。ダンは、ヴィックに対する殺傷能力の行使が正当であったことを立証するために、当事者間の歴史と犯行現場でのヴィックの行動を指摘します。ダンは、ヴィックが彼を路地に押し込み、ナイフを見せ、脅迫したとき、彼に

深刻な暴行を加えたと主張する。ダンは、この暴行によってダンがヴィックを重大な

また、ダンは、ヴィックが犯罪者であること（ヴィックがギャングに関与していたため、ダンには既にヴィックの犯罪性を知っていた）、ダンが自分のギャングに加わることを拒否すれば、ヴィックはダンを傷つけるために手段を選ばないこと、などを指摘した。

このような経緯から、ダンには、ヴィックが上着の下に手を入れて歩いていたことから、ヴィックが自分を撃とうとしていると信じることは合理的であると主張する。ダンには、当事者間の経緯とヴィックの不審な行動から、自分が刺されようとしている可能性が合理的に高いと考え、正当防衛のために死力を行使することが正当化されると主張する。

検察側は、当事者間の経緯からダンがヴィックを恐れたとしても、ダンが撃つ前にヴィックは不法な力でダンに立ち向かってはいなかったと主張するだろう。ヴィックがダンが通りを歩いているのを見たという証拠すらありません。また、検察側は、ヴィックがダンに危害を加える計画があったとしても、彼はダンが自分のギャングに加わることを望んでおり、ダンが再びギャングに加わることを拒否した場合にのみ、ダンを傷つけることができたとして主張するだろう。ダンがギャングに加わることを要求されていないことは明らかですが、この証拠は、ダンが直ちに危害を加えられると考えたことは不合理であるという検察側の弁護を支持することになります。少なくとも、ヴィックはダンに危害を加える前にもう1度話をしたかったのだから、ダンには直ちに死傷の脅威にさらされたわけではない。検察側は、ダンには、ヴィックがナイフを出すまで待ってから撃つべきだった、あるいは、少なくとも、脅すような態度でダンに近づくべきだった、と主張することでしょう。ヴィックがこれらを行わなかったため、ダンには正当防衛の抗弁を行使することができません。

### デュアレス

ダンには、強要されたためにヴィックを殺害したと主張するかもしれない。強迫は、被告が犯罪行為を犯すよう別の脅迫を受けて強制された場合に有効な抗弁となる。ダンがギャングに加わり、犯罪行為を行うことを強制された場合、強迫は良い弁護になったかもしれませんが。しかし、強迫は殺人に対する弁護に使用することはできません。したがって、この弁護は失敗するでしょう。

### 過失致死

ダンには、自分の罪を過失致死罪に軽減するよう努めるかもしれない。過失致死罪は、適切な挑発がなければ殺人となる殺人です。適切な挑発は、挑発が合理的な人を刺激するようなもので、被告人が実際に挑発され、事実は被告人が冷静になるための十分な時間がなかったことを示唆し、被告人が実際に冷静にならなかった場合、認定されます。

ダンには、ヴィックの度重なる脅迫が十分な挑発行為であると主張するでし

よう。彼は、路地に押し込まれ、ナイフを見せられ、基本的に死の脅迫を受けたことは、合理的な普通の人の心に怒りを引き起こすのに十分であると主張することでしょう。裁判所は通常、加重暴行罪として、Vic

十分な挑発行為があったとしています。また、ダンは、身を守るために銃を所持し、ビックに怯えて生活していることから、挑発されたと主張する。

しかし、ダンは、冷静になるための合理的な時間が見つからず、実際に冷静になれなかったことを示すのが難しくなります。ヴィックがダンを加害暴行してからダンがヴィックを殺害するまでの間に1週間が存在した。ダンはまだヴィックに怯えていたかもしれないが、加害暴行時にヴィックから与えられた挑発の下でまだ行動していたと認めるには、1週間は長すぎるだろう。むしろ、ダンが冷静になっていた可能性が高いが、事件と繰り返される脅迫にまだ動揺していたのである。

検察側は、ダンがヴィックを射殺したとき、ヴィックによる重大な暴行によって課せられた直接的なストレスの下で行動していなかったため、ここでは十分な挑発行為が存在しなかったと主張できる可能性がある。しかし、ダンがそのような十分な挑発を示すことができれば、彼の罪は自発的過失致死罪に減刑されるはずである。

### 過失致死

ダンは、「不完全な正当防衛」の原則の下で、自分の容疑を過失致死罪に軽減してもらおうとするかもしれませんが。ダンは、ヴィックが不法な力で彼に立ち向かっていなかったため、正当防衛として不適格であるとしても、彼は、殺されたり深刻な身体的被害にさらされたりするのを避けるためにヴィックを撃つことが必要であると合理的に信じていたと主張するだろう。裁判所は、ダンが撃たれた事件中、ヴィックがダンを殺そうとしていること、あるいはダンに重大な身体的危害を加えようとしていることを示唆するような行動をとっていないことから、ダンの正当防衛の完全防衛を認めるのではなく、不完全防衛の原則に基づいて、過失致死罪の軽減を求めるダンの主張を認める可能性が高いと思われます。

したがって、ダンはおそらく殺人、自発的過失致死、過失致死のいずれかの罪で有罪になる可能性があります。



サーズデーモーニング  
2008年2月28日



# カリフォル ニア州司法 試験

3つの質問にすべて答えてく  
ださい。与えられた時間：3  
時間

答案は、問題となる事実を分析し、重要な事実とそうでない事実の違いを見分け、事件の根幹となる法律と事実のポイントを見分ける能力を示すものでなければなりません。答案は、あなたが法律の適切な原則と理論、その資格と限界、および互いの関係を知り、理解していることを示すものでなければなりません。答案は、与えられた事実に法律を適用し、採用した前提から健全な結論に至るまで、論理的かつ弁護士らしい方法で推論する能力を証明するものでなければなりません。単に法律の原則を覚えていることを示すだけではいけません。むしろ、それらを使用し、適用することに熟達していることを示すようにしましょう。結論だけを述べた答案では、ほとんど評価されません。結論の根拠となる理由を十分に述べ、すべての論点を徹底的に議論してください。解答は完全であるべきですが、問題の解決に関係のない情報を提供したり、法理論を論じたりするべきではありません。カリフォルニア州法を使用するよう明示的に要求された問題でない限り、一般的に適用される法律理論や原則に従って解答する必要があります。



カリフォルニア州弁護士会入試部

180 Howard Street - San Francisco California 94105 1639 - (415) 538 - 2303

1149 South Hill Street - Los Angeles 90015-2299 - (213) 765 - 1500

## 2009年7月の論文問題とその解答例 カリフォルニア州司法試験

本書は、2009年7月に実施されたカリフォルニア州司法試験の小論文問題6問と、各問題に対する厳選された解答2問を収録しています。

答案は、合格者が書いたもので、良好な成績を取めている。解答は著者が作成し、読みやすくするために綴りや句読点に若干の修正を加えた以外は、提出されたものをそのまま転記した。本書は、著者の了解を得て転載したものである。

<u>質問番号</u>	<u>内容</u>	<u>ページ</u>
1	不法行為/民事訴訟/専門家責任	3
2	プロフェッショナルの責任	16
3	エビデンス	27
4	憲法	50
5	民事訴訟/救済/専門家責任	66
6	刑事法・刑事訴訟法	82

## 質問6

制服警官のPollyは、自動車法に違反するスピード違反の車を目撃しました。ポリーは標識付きパトロールカーでその車を追いかけて、フラッシュライトを作動させました。車は停車しました。ポリーは運転手のデイブに運転免許証と車の登録証の提示を求め、デイブはその両方をポリーに手渡した。書類に問題はなさそうだったが、ポリーはデイブと同乗者のテッドに「ここにいて。すぐに戻ってくるから」と指示した。ポリーはその後、デイブに対する逮捕状の有無を確認するため、パトロール車両まで歩いて行った。

歩いている途中、ポリーが振り返ると、テッドが座席の下に何かを滑り込ませているように見えた。ポリーはデイブの車に戻り、助手席側のドアを開け、座席の下を見ると、紙のランチバッグがありました。ポリーはその袋を取り出し、開けてみると、コカインとわかるものが小さな束で5つ入っていた。

ポリーはデイブとテッドを逮捕し、警察署に連れて行き、ミランダ警告を与えた。Daveは質問に答えることを拒否しました。しかし、Tedはミランダ権を放棄し、次のように述べました。「バッグの中身が何なのか、どうやってバッグが車の中に入ってきたのか、私は知りませんでした。デイブと私が昼食のために車を降りる前に、私はバッグを見ていません。暑いので車の窓は開けたままでした。あなたが私たちを止めるまで、私はバッグを見ませんでした。フロアマットの上に転がっていたので、シートの下に置いて足が置けるようにしました。」

DaveとTedは、コカイン所持の罪で共同起訴されました。DaveとTedはそれぞれ弁護士を雇っている。裁判の1週間前、Daveは弁護士に不満を持ち、近々選びたい新しい弁護士を優先して弁護士を解任しようと考えている。

Daveは以下の各動作を支持するために合衆国憲法に基づきどのような議論を展開することができるか、またその結果はどのような可能性があるか。

1. コカイン抑止の申し立て？議論してください。
2. テッドの供述を抑止する申し立て、あるいは別の方法で、別の裁判を求める申し立て？議論してください。
3. 現在の弁護士を解任し、代わりに新しい弁護士を立てるという申し立て？議論してください。

## 質問6に対する回答A

### 1. コカイン抑止の申し立て

立っていること。

Dave は、自分の車から発見されたコカイン所持で起訴されているため、この申し立てを行う資格がある。彼は、テッドとは異なり、平野で見えない車内の区画にプライバシーに対する合理的な期待を持っており、したがって、それらが不法に搜索された場合、修正4<sup>th</sup> 違反を主張し、そのように見つかった証拠を抑制するために除外規定を主張することができる。

### 交通規制

警察官は、自動車法のいかなる規定にも違反している車を停止させ、拘留する権利を有する。この場合、車はスピード違反と蛇行運転をしていたので、ポリリーには車を止める権利があります。このような停車により、Terry v Ohioの教義によれば、運転手と同乗者の両方が拘束されたとみなされる。Daveの運転免許証と登録証の請求は合法であり、逮捕状のための彼女の意図した検索も合法でした。

### 検索

しかし、ポリリーはパトカーに向かうのではなく、テッドが "座席の下に何かを滑り込ませる "のを目撃したのです。テッドは助手席におり、ポリリーは運転席から自分の車に戻って歩いていたので、これは非常に最小限の目撃であったに違いなく、やや信憑性に欠ける。とにかく、彼女が見たと言うものを実際に見たとしても、彼女の行動は違法であることに変わりはない。ポリリーはテッドの車のドアを開け、彼の座席の下をのぞき、そこにあったバッグを開けました。この行為は搜索と見なされる。なぜなら、人は自分の車の平面に見えない区画に対して、プライバシーに対する合理的な期待を抱いているからである。車の座席の下にある紙袋の中身は、確かに平面に見えるものではありません。したがって、ポリリーはこれを搜索するために、令状、または令状例外を必要とし

た。

## オートエクセプション

令状が必要な自動車の例外は、犯罪の証拠を見つけると信じるに足る理由がある場合、警官が車内のあらゆる区画を捜索することを認めるものである。ここで、ポリーはテッドが「座席の下に何かを滑り込ませる」のを見た。この状況下では、その光景は正当な理由を生むのに十分ではありません。質問されても、彼女は何を見たのか具体的に説明できない。ポリーがテッドの座席の下にあるものに犯罪の証拠が含まれていると疑うに足る他の事実はなかった。テッドが何かを隠しているように見えたという事実だけでは十分ではない。校内で生徒が校長に声をかけられたとき、黒いポーチを後ろに持っていたという最高裁の判例は、容疑者が何かを隠しているように見えたときに生じる単なる声にならない直感や疑念だけでは、合理的な疑い、ましてやより高い基準である相当の理由を作り出すには不十分であることを示すものである。

## 逮捕に伴う捜索

2009年3月の最高裁判決以前は、逮捕に伴う捜索に基づき、警官が車の乗員を逮捕中または逮捕後に車の助手席を捜索することが許されてきました。しかし、このルールは変更され、乗員が取り除かれ、車の内容物に手が届かなくなった場合は、捜索を認めないことになりました。さらに、**Polly**は**Ted**と**Dave**を逮捕することを選択したわけではなく、捜索を行った時点では、**Ted**と**Dave**を逮捕する権利を有していました。彼女は**デイブ**を車両コード違反で逮捕する権利を持っていたが、そうする決定をしていなかったのも、古い規則の下でも、テッドの座席の下を捜索するためにこの例外を使うことができなかつただろう。

## テリー・フリスク

前述したように、交通違反の停車は勾留である。犯罪が発生したという合理的な疑い（ここでは車両コード違反）があるため、警官が被疑者を拘束するとき、彼女は自分の身を守るために被疑者に武器がないかフリスクする権利がある。これは、目視による検査と、外衣に手を沿わせることによる簡単な身体検査を可能にするものである。これを行うには、警察官は少なくとも合理的な範囲での

その人が武器を持っているのではないかという疑惑です。ここでポリリーは許される範囲をはるかに超えてしまったのです。彼女は武器を探していたわけではなく、テッドが座席の下に何を置くか確認したときに、単に疑わしい好奇心を満たしただけである。前述したように、彼女はテッドが武器を隠していると信じる理由がなかった。もし、テッドかデイブに暴力犯罪の令状が出ていたら、フリスクに必要な疑惑が生じたかもしれない。しかし、その場合でも、彼女はデイブとテッドを車から降ろすように命じ、彼らの衣服を調べることができたはずで、座席の下やバッグの中を調べることは許可されていません。

## 結論

ポリリーが捜索を行うことは令状の例外を認めず、令状なしにデイブのプライバシーの合理的期待を破って行ったので、捜索は違法であり、発見されたコカインは「毒の木の実」であり、除外されるべきです。

## 2. テッドの供述抑圧または個別裁判の申し立て 対立条項

共謀者の供述は、当事者相手方の自白として被告に認められません。したがって、伝聞であれば他の伝聞の例外で認められる必要がある。証拠法上認められるものであっても、憲法上、弾圧が認められることもある。

憲法の対決条項では、被告に対して提供される証言証拠について、被告は宣言者と対決し反対尋問をする機会を持たなければならないと定めている。ここでは、デイブとテッドは共同で裁判を受けており、テッドの供述は実質的に両者に対して申し立てられている。テッドの供述は、テッドが反対尋問を受けない限り、デイブに対して認められることはない。そして、テッドの裁判でもあるため、テッドには、自己負罪に対する憲法修正第5条の権利により、証言台に立たない権利がある。もしテッドがこの権利を行使すれば、テッドは反対尋問を受けることができず、デイブの対決の権利が侵害されることになる。救済策は、デイブが要求したように、その供述を除外するか、テッドとデイブを別々に裁判にかけることである。

検察側は、もしこれらの救済措置の両方を回避したいのであれば、その供述はデイブに「不利な」提供ではないと主張することができます。その供述は、実際にはデイブを何ら有罪にするものではなく、むしろ両被告にとって何よりも免責的なものだからである。もし、テッドがコカインを所有しているというのがデイブの弁護であれば、この供述はテッドにとっては有利であるが、デイブの弁護を弱めることになるからである。あるいは、テッドが話を変えたのであれば、この事前の矛盾した供述はテッドの信用を傷つけ、テッドとの関連付けによってデイブの防御を弱めるかもしれない。したがって、この供述を含めて合意裁判を維持しようとする検察側の試みは、おそらく失敗するだろうが、テッドの供述がデイブの弁護に有害でなければ成功するだろう。

もしその供述がテッドの起訴に役立つのであれば、検察側はその除外を望まないでしょう。除外するよりも、検察側はデイブを別に裁判にかけることを希望し、この救済措置は検察側の同意のもとに認められる。

### ミランダ

たとえTedの供述がミランダ権または14<sup>th</sup> 修正条項の任意性に反して得られたとしても、Daveはその供述を自分に対する使用から除外する理由として、それらの権利を主張することはできない。被告は、証拠の排除を求める際に、自分自身の憲法上の権利のみを主張することができ、他人の権利を主張することはできない。

### **3. Daveの弁護士を解任し、代わりに新しい弁護士を立てるための動議**

刑事被告人は、投獄が可能な刑罰である限り、裁判において弁護士をつける絶対的な権利を有します。問題は、Daveが裁判の1週間前に弁護士を解任して交代する権利を有するかどうかである。デイブは公的に提供された弁護士を使わず、弁護士を雇っており、公的な経済的困難が伴わないため、これは彼のケースにとって有用である。しかし、[公判]は非常に近いので、裁判所は、事件が不当に遅れることがないと認めた場合に限り、デイブの申し立てを認める裁量権を有します。裁判所は、デイブがスピード審理違反の抗弁をするほど事件を遅らせることを許可しません。しかし、デイブがその抗弁を放棄する場合は、遅らせることを許可することができます。また、代理人によっ



て必要な証人が利用できなくなるような遅延が発生する場合、裁判所はそれを認めることとはないでしょう。

裁判所は、**Dave**の利益のバランスも考慮します。なぜなら、そうでなければ、**デイブ**は弁護士の非有効な助力の事例を持ち、裁判所と検察の時間と努力を台無しにする可能性があるからです。代理弁護の結果が遅延のみである場合、裁判所はその日程を検討し、迅速な裁判を受ける権利も検討します。しかし、これらすべての考慮事項を考慮しても、裁判所に不当な負担が生じることを示す事実がないため、裁判所は代理を許可する可能性が高いです。

## 質問6の回答B

### 質問1：コカイン押収の申し立てについて

憲法修正第4条/修正第14条の適用性。 プライバシーに対する合理的期待（REOP）を侵害する国家（政府役人）によるいかなる行為も、不当な搜索や押収に対する憲法修正第4条の保護の適用を誘発する。

ここで、ポリーが州警察官であったと仮定すると、憲法修正第4条は、憲法修正第14条を介した選択的組み込みによって、彼女の行為に適用されることになる。

憲法修正第4条 -- 国家の行為 私的行為者は憲法規範に拘束されない。上述のように、搜索または押収に対する修正第4条の異議は、搜索および押収に「国家の行為」が関与していなければならない。ここで、警察官であるポリーが、彼女が勤務するいかなる州または地方政府の代理人であることに疑問の余地はない。彼女の行動によってコカインが発見されたのだから、州の行動の要件は満たされている。

憲法修正第4条 -- プライバシーの合理的期待。 押収された証拠を抑制するために憲法修正第4条の請求を行うには、その請求を主張する者が原告適格を有していなければならない。

憲法修正第4条に基づく権利を有するためには、Daveは自分の乗員室の内容物に対してプライバシーに対する合理的な期待を有していたことを証明する必要があります。既存の判例法の下では、DaveはPollyに止められた車両の所有者であるため、Daveは車両の乗客コンパートメントの内容物、およびトランクやその他の物品が保管される場所についてプライバシーに対する合理的期待を有しています。

また、州は、Daveが車の外から見える場所にあったことを理由にREOPを欠いていると主張することはできません（助手席に見える場所に物を置くことは、REOPを欠いて

いることとなります)。

しかし、そのバッグは助手席の下にあり、車の外からは見えない。

したがって、**Dave**はその抑制を求める権利（押収された品目における**REOP**）を有しています。

交通違反の停止--合法的な停止：警察官は、車の乗員によって法律が破られた、ある、あるいは破られるであろうという合理的な疑いがある場合、あるいは車に禁制品がある、あるいは運転者が法律に違反しているという正当な理由がある場合、通常交通停止を行うことができます。

ここで、**Polly**は**Dave**の車が**Vehicle Code**に違反して「スピード違反」し、「交通を乱す」のを個人的に観察しました。したがって、**Polly**は、法律違反があったという、正当な理由とまではいかないまでも、少なくとも合理的な疑いがあったため、憲法修正第4条のもとで車を停止することは正当であった。

交通違反の取り締まり -- 合法的な押収最高裁は、交通停止は運転者だけでなく、乗客も憲法修正第4条の下で押収することを明確にしている。しかし、停止が正当化されたため（上述の通り）、この押収は憲法修正第4条の下で合法的である。

### 旅客室の搜索--不適切な搜索

#### *保証の必要性*

多くの例外はあるものの、一般的なルールとして、人が**REOP**を持つあらゆる領域の国家権力者による搜索は、(1)正当な理由、(2)有効な執行令状に支えられなければ実施できないことになっています。

ここでは、**Polly**が**Dave**の車を搜索するために有効に実行された令状を持っていなかったことは明らかである。したがって、この一般規則に何らかの例外が適用されるかどうかを確認する必要があります。

自動車に関する例外規定が適用されないのは、原因が不明なため

自動車例外規定は、自動車内の物品が迅速に運搬され、令状が申請・発給される前に消失する可能性があることから存在するもので、一般的な令状要件を代替するものに過ぎない。しかし、この例外は、国家権力が捜査のための相当な理由を有することを免責するものではない。

捜索のための相当な理由とは、捜索される場所に特定の禁制品が含まれると信じるに足る十分な理由があることを意味します。これは、状況の全体像に基づいて決定され、単なる疑いではなく、信頼できる情報源と明確な観察に基づく必要があります。

ここで、ポリーは、歩きながらテッドが座席の下に「何か」を滑り込ませるのを見ただけである。ポリーには、そのアイテムが禁制品または武器であると確信する他の事実はなく、テッドが実際にその行為を行っていることを確認することもできませんでした（彼女はそれを観察したとき歩いていたのです）。したがって、ポリーにはデイブの車の捜索を行う正当な理由がなかったのです。さらに、停車の根拠は通常交通違反であり、自動車室内を捜索する正当な理由となるようなもの（おそらく酒気帯び運転）ではなかった（おそらく空き瓶のため）。

ポリーはテッドの車を捜索する正当な理由を持っていなかったため、自動車例外規定を適用することはできません。

**Probable Cause の例外 - Terry Search of the Car:** 警官が、その人が武装しているかもしれないという合理的かつ明確な疑いを持った場合、その人の「テリー・フリスク」を行うことができます。これは、警官が職務を遂行している間の安全を確保するためである。

ここで、州は、ポリーの観察により、車の乗員が自分を危険にさらすかもしれない武器やその他の物を隠しているという明確かつ合理的な疑いが生じたことを主張することができます。

る。したがって、彼女が合法的にテッドを押収したことに従い

とデイブは、彼女の安全を確保するために、自動車の「テリー・サーチ」（武器の搜索のみ）を行う権利があったのです。

しかし、テリー搜索は武器の搜索にのみ限定されており、紙製のランチバッグは明らかに武器ではなかったと思われ（ポリーはそれを素手で触ったのですが、そうではありませんでした）。ポリーは、まず "plain feel "に基づいてそれが禁制品であることを確認しなかったため、テリー搜索理論に基づいてバッグを開けることは許可されていない。

したがって、この例外も適用されません。

明白な視界は適用されない。前述のとおり、紙袋は助手席の下にあったため、合法的な場所（車外）から警官の視界に入ることはなく、また紙袋の表面から直ちに証拠となるようなものでもなかった。したがって、紙製ランチバッグの発見は、この例外規定のいずれの要件も満たさない。

エバネッセントエクセプションは適用されない。消失性の例外は、しばしば、容易に処分できる、あるいは容易に消失する禁制品に適用され、それによって、有効な令状の取得を免除される。しかし、この例外は、密輸品が発見された場所を搜索する正当な理由があることを要求する。正当な理由がなかったため、この例外は適用されない。

同意がないこと。通常交通違反の取り締まりで乗用車を押収しても、警官が助手席を搜索することに同意したことにはならず、**Dave**や**Ted**が**Polly**にそのような同意を与えたわけでもありません。したがって、この例外も適用されない。

令状要件の例外または相当な理由がコカインに適用されることはない。令状要件の例外または相当な理由がここでの状況に適用されないため、車の搜索およびコカインの発見は抑圧されなければなりません。従って、**Dave**はこの申し立てに成功する可能性が高いです。



## 質問2：テッドの供述を差し止める、あるいは別個の裁判を求める申し立て

国家の行動ここでも、私的行為者は憲法規範に拘束されない。従って、抑圧の申し立てが有効であるためには、供述は「国家的行為者」によって得られたものでなければならない。ここでは、**Ted**による供述は、上述のように国家的行為者である**Polly**による尋問によって得られたものである。したがって、この要件は満たされている。

不法逮捕後の供述弾圧 -- 起訴する資格なし。質問1で述べたように、**Ted**と**Dave**の逮捕は、**Dave**の車の不適切な捜査の結果であった。なぜなら、**Ted**と**Dave**を逮捕する正当な理由は、すべて不適切に押収されたコカインに基づいていたためである。逮捕の正当な理由が違憲に入手された証拠のみに基づいている場合、その後の逮捕は無効であり、違法である。

違法な逮捕の後、拘留中の被疑者が行った供述は、違法な逮捕の「汚点」が浄化されたことを州が示さない限り、抑圧されなければならない。判例法では、たとえ被疑者が適切に行われた警告の後にミランダ権を放棄したとしても、不法に逮捕された被疑者を拘束することが、前の逮捕の「汚点を清算」するのに十分であるかどうかは不明である。はっきりしているのは、被疑者を釈放すれば、その汚点は浄化されるということです（しかし、ここではそうなりませんでした）。

しかし、この有効な問題の是非にかかわらず、**Dave**は、**Ted**の供述が違法な逮捕の証拠として不適切に入手されたという主張を起す立場にはありません。なぜなら、このような異議を申し立てることができるのは、そのような供述をした本人だけだからです。したがって、**デイブ**は**テッド**にこの主張を持ちかけることを勧めるのが賢明であろう。

共同被告人の自白、対決、および自己免責の権利 -- 編集または黙秘。これは共同被告人のいる刑事裁判であるため、一方の被告の自白が他方の被告に対して認められる場合、憲法上の特別な懸念が生じる。これは、被告人の自己負罪に対する権利（および証言

台に立たない権利) と被告人の以下の権利の間に交差があるためである。

「つまり、証人に宣誓をさせ、反対尋問を行い、その態度を評価し、そのプロセスに物理的に立ち会うことができるのです。

対決の条項は、「証言的供述」にのみ適用され、判例法は明らかに警察官への自白をその定義に含めている。ここで、テッドの供述は、ミランダ権を放棄した後にポリリーに対してなされたものであるから、この範疇に含まれる。したがって、この陳述書の承認は、「証言」のカテゴリーに属するものである。

さらに、この証言は明らかにデイブがバッグの中身に責任があることを示唆しており、テッドは自分（車の他の唯一の乗客）が紙袋とは何の関係もないことを明らかにしている。この証言は、デイブがバッグを本当に所有していたことを示すために、デイブに対して使われる可能性が高いでしょう。

このような事実の下では、テッドは証言台に立って対決することを強制されない（彼は証言台に立たないという修正5条の権利を主張できるので）、自白はデイブに否定的な光を当てないように編集されるか、または抑圧されなければならない。

弾圧に関する結論 デイブを非難するような光にならないように、その声明を編集できる可能性は低いので、裁判所はその抑圧を認める可能性が高いです。

代替案に関する結論 -- 別個の裁判。裁判所は、**Dave**と**Ted**に別々の裁判を与えることも可能であり、正義のためにそうすべきである。

これは、公平な裁判を受ける各被告の権利を害する可能性があり、陪審員は、一方の被告が「正しく」、他方の被告が「間違っ」、他方の過失を非難していると結論付けたくなるため、争点を混同してしまうのです。これは、州が以下の責任を負うという憲法修正第14条の要件に違反する可能性がある。

そのため、州がこの責任を負うことを確実にするためには、別個の裁判を行うことが唯一の方法です。

このような状況の下、裁判所は、正義のために、別件裁判の請求を認めるべきです。

### 質問3：弁護士解任の申し立て

憲法修正第6条の選択弁護人権：最高裁判例法によれば、憲法修正第6条の「根本的な意味」は、弁護人に対する権利には、自分の選択した弁護人に対する憲法上の権利も含まれるということである。この権利は、もちろん、選任された弁護人には適用されず（最高裁はこれを明確にしている）、依頼された弁護人にのみ適用される。さらに、この権利は絶対的なものではない。刑事被告人は、この権利を濫用し、正当な理由なく常に弁護人の代理許可を求めて、刑事手続を不当に遅らせることはできない。

ここでは、**Dave**が弁護士を雇ったことは事実上明らかであり、裁判所から弁護士を指名されたわけではありません。したがって、**Dave**は自分の選んだ弁護士を選ぶ憲法上の権利を持っています。しかし、**Dave**が新しい弁護士を要求した時期が、公判の1週間前であることも明らかです。

このような事実関係の下では、裁判所は、新しい弁護士が事件の詳細に精通するための時間を与えなければならない可能性が高いため、代理弁護人の要請を認めることが他の当事者（共同被告人と国の両方）に不当に不利益となるかどうかを検討しなければなりません。

したがって、このような事実の下では、裁判の前夜に、被告人が自分の選んだ弁護士をつける憲法上の権利を行使することを認めることに、裁判所が同意するとは考えにくいです。

憲法修正第6条 求刑権憲法修正第6条は、被告人が自分自身を代理する権利も保障して

いることに留意する（ただし、能力的に問題がないことが条件

の要件と、弁護士を依頼する権利の故意かつ知的な放棄が必要です)。ここで、Daveが自分自身を代表することを望むのであれば、裁判所は現在の弁護士の解任を認めることができます(ただし、新しい弁護士の代理は認めません)。しかし、事実はそのような希望を示していないため、裁判所はそのような代替案を提案しない可能性が高いです。

効果的な弁護人に対する憲法修正第6条の権利。憲法修正第6条は、被告人に弁護士の効果的な援助を受ける権利を保障している。弁護人の代理人としての欠陥は、それが実際の偏見(欠陥のために異なる結果が生じる合理的な可能性)を引き起こす場合、有罪判決を破棄し再審を請求する理由となる構造的な憲法上の誤りである。

ここでは、Daveが弁護士のパフォーマンスに不満を抱いていたに過ぎないことが、事実として示されている。もし、デイブが実際の利益相反を主張し(同じ弁護士がデイブとテッドの両方を弁護した場合に存在するであろう)、裁判所がこの実際の利益相反の主張に同意したならば、裁判所はデイブに現在の弁護士を解任し新しい弁護士を代理させるべきであり、さもなければ修正第6条の下であらゆる有罪判決が覆される危険を冒すことになる。



カリフォルニア州弁護士会アドミ  
ッションオフィス

180 Howard Street - San Francisco California 94105 1639 - (415) 538 - 2303  
1149 South Hill Street - Los Angeles California 90015-2299 - (213) 765 - 1500

論文問題とその解答例 2010年7月  
カリフォルニア州司法試験

本書は、2010年7月のカリフォルニア州司法試験で出題された6つのエッセイ問題と、各問題に対する厳選された2つの解答を収録しています。

答案は、合格者が書いたもので、良好な成績を収めている。解答は著者が作成し、読みやすくするために綴りや句読点に若干の修正を加えた以外は、提出されたものをそのまま転記した。本書は、著者の了解を得て転載したものである。

<u>質問番号</u>	<u>内容</u>	<u>ページ</u>
1	不法行為	3
2	プロフェッショナルの責任	22
3	エビデンス	34
4	事業者団体	54
5	刑事法・刑事訴訟法	64
6	共同財産	78

## 質問5

ハリエットがポーチにいと、ドンが近づいてきて銃を向け、"一緒に来るんだ"と言った。おもちゃの銃だと思ったハリエットは「帰れ」と言い、ドンは立ち去った。

帰宅途中、Donは密輸品のために警察の検問を受けなければなりません。オーティス巡査はDonの衣服を触り、銃を見つけ、それを没収し、Donを解放しました。その後、オーティス巡査はシリアルナンバーを確認し、登録所有者を探し出し、その銃は自分から盗まれたものだと言いました。

1ヵ月後、オーティス巡査はドンを盗品、すなわち銃の所持で逮捕しました。予約捜査の際、別の警官がドンのポケットからコカインを発見しました。

Donは、盗品所持とコカイン所持の罪で起訴されました。彼は銃とコカインの差し押さえを申請しましたが、裁判所はその申請を却下しました。

刑務所の中で、ドンは自家製のワインを飲んだ。その結果、彼が弁護人とともに法廷に現れたとき、彼は言葉を濁していました。裁判所はDonに、もし彼が裁判を受ける権利を放棄するならば、有罪を認めてそのまま釈放すると助言しました。Donはこれに同意し、有罪を認めました。その後、彼は有罪答弁の撤回を申し立てたが、裁判所はその申し立てを却下した。

1. 裁判所は、Donの抑制の申し立てを適切に却下したのか。
  - a. 銃は？議論してください。
  - b. コカイン？議論してください。
2. 裁判所は、有罪答弁の撤回を求めるドンの申し立てを適切に却下しましたか？議論してください。
3. ドンがハリエットに対する誘拐未遂で起訴された場合、適切に有罪にすることができるか？議論してください。



## 質問5への回答A

1) 裁判所は、Donの証拠隠滅の申し立てを適切に却下したかどうか。

A) ザ・ガン

オーティス巡査（O）は、Dが歩いて帰宅中にドン（D）から銃を発見し、その後、密輸のための警察の検問に遭遇した。したがって、この銃が証拠採用可能かどうかは、検問が合憲であったかどうかにかかっている。Dは、検問が不合理な搜索や押収を禁止する憲法修正第4条の権利に違反したと主張する可能性が高い。

### チェックポイント

憲法修正第4条の違反はすべて、政府の手によるものでなければならない。銃が発見された検問所は警察の検問所であったため、これは容易に満たされる。しかし、検問所が憲法修正第4条の保護範囲外であるためには、検問所は非差別的な方法で行われ、警察が犯罪行為を捜査する以外の目的でなければならない、というのが一般的なルールです。この場合、検問は非差別的な方法で行われた可能性が高い。無差別検問は、一般に、通過する人全員をチェックするか、あるいは、通過する3人目全員をチェックするなど、何らかの平等なルールがあります。

しかし、Dは、検問が犯罪行為の捜査に直接関係するため、無効であると主張する可能性が高い。米国最高裁は、根本的な目的が犯罪捜査でない場合にのみ、憲法上の検問が行われると判示しています。例えば、飲酒運転の検問は公道の安全という国家の利益によって動機づけられており、情報提供の検問は最近その地域で起こった事故の発生を調査するために行われるものである。この場合、警察の検問は、特に禁制品、つまり違法なものを探していることになる。Oは、禁制品のチェックという検問の目的が公共の安全を直接的に促進すると主張するかもしれないが、それが犯罪捜査に直接関係するという事実を考えると、この主張はおそらく否定されることになるだろう。従って、検問は違憲である。

Dの銃は違憲な警察の検問によって発見されたので、裁判所は銃の抑制を求めるDの申し立てを不適切に却下した。

#### テリー・ストップ&フリスク

Oは、銃の押収はテリー・ストップ&フリスクに従って行われたので、有効な押収であると主張しようとするかもしれません。ストップ&フリスクとは、容疑者が武装して危険であるという合理的な疑いがある場合に、警官が容疑者の体を撫でることを許可するものである。この場合、Oは、Dが武装している可能性があるという合理的な疑いがあったため、OがDの衣服をなでることができ、その結果、銃を発見するための憲法上の手段につながったと主張するだろう。しかし、最高裁は、「合理的な疑い」には「勘」以上のものが必要であり、犯罪行為が進行中であるという考えを生じさせる一連の明確な事実が必要であると判示しているので、この主張はおそらく失敗することになるであろう。この場合、Oには何の疑いもない。なぜなら、彼は単に警察の禁制品チェックポイントで人々をチェックしていただけだからだ。言い換えれば、Oには直感以下のものであり、合憲的なストップ&フリスクの根拠となる合理的な疑いがなかったということである。

したがって、上記のとおり、裁判所は、Dの銃の押収の申し立てを不当に却下した。

#### B) ザ・コカイン

Oは検問所でDから銃を押収した。その後、Oがシリアル番号を確認し、銃の登録所有者を突き止めたところ、その銃は自分から盗まれたものであると言った。1か月後、OはDを盗品等所持の容疑で逮捕した。警察署での予約捜査の際、別の警官がDのポケットからコカインを発見した。したがって、コカインの許容性は、予約捜査が合憲であったかどうかにかかっている。

#### ブッキングサーチ

上述の通り、憲法修正第4条は、不合理な搜索や押収から保護するものである。しかし、最高裁判所は、安全のため、また容疑者の所持品が紛失しないようにするために行われる定期的な予約捜査などの行政捜査は、憲法修正第4条の適用を受けないとしていま

す。従って、検察側は、コカインは適切に発見され、押収されたと主張する可能性が高いでしょう。

しかし、Dは、予約捜査は、違法な捜査、すなわち上述の検問による相当な理由に基づく逮捕に基づくものであるから、コカインは抑圧されるべきであると主張する。

### 毒の木の実

毒の木の実の原則は、事前の違憲行為に基づいて合法的に押収された証拠を認めることを排除するものである。上記のように、Dは、逮捕のきっかけとなった拳銃とその後の家宅捜索は違憲であり、したがってコカインは毒の木の実であると主張することでしょう。これに対し、検察側は、独立源泉法および必然的証拠開示法に基づいて、コカインは証拠能力を有すると主張すると思われます。

独立情報源法理は、警察がその発見に向けて憲法上の代替手段を有していたため、証拠を認めるものである。この議論は失敗する可能性が高い。警察がDのコカインを発見する唯一の方法は、違法な捜査による相当な理由に基づく逮捕に基づく予約捜査によるものである。それ以外の情報源はない。Oは、シリアル番号の調査や登録所有者との話し合いが独立した情報源であると主張するかもしれないが、違法に押収された銃がなければOはこれらの行動をとらなかったであろうから、そのような主張は失敗する可能性が高い。したがって、独立の情報源の原則は適用されない。

必然的発見法理は、警察当局がいずれ捜査によって証拠を発見したであろうから、証拠を認めるというものである。また、この主張は、前述した独立情報源法理が失敗するのと同じ理由で失敗する可能性が高い。Oが持っていたコカインへの唯一のルートは、違法捜査の成果である銃からのものだったのだ。

したがって、コカインは毒の木の実であり、検察側が違法捜査に関連する汚点が減衰していることを示さない限り、抑圧されるべきものです。

## テイントの減衰

Attenuation of taint doctrineは、警察が汚損の減衰につながった要因を示すことができれば、不適切に押収された証拠を認めるものである。本件では、Oが、拳銃が警察の検問所で発見されたにもかかわらず、逮捕の正当な理由は盗品であったことを主張することになります。具体的には、Oが銃のシリアルナンバーを調査し、その銃の真の登録所有者と話し合ったことが、Dを盗品で逮捕する相当な理由となった。この減衰以前は、銃は違法捜査の産物に過ぎなかったが、現在は、登録所有者による盗品請求の証拠となっているのである。さらに、Oは、丸1ヶ月が経過していることから、違法捜査は、Dが最終的に盗品で逮捕された主な動機ではないことを主張することになります。裁判所もこれを認めると思われる。

したがって、裁判所は、逮捕は違法捜査で発見された銃に基づくものであるが、その違法捜査の汚点が十分に減衰しており、盗品でDを逮捕する相当な理由があるとして、予約捜査で発見されたコカインを適切に認めたのである。

2) 裁判所がDonの有罪答弁の取り下げの申し立てを適切に却下したかどうか 裁判所は、Dの有罪答弁の取り下げの申し立てを却下したかどうかは、以下の点にかかっている。(Dの最初の有罪答弁が故意かつ自発的であったかどうか、および、Dが有罪答弁を行う際に適切な手続きが行われたかどうか。

## Dの有罪答弁とヴォランタリーインテンシブについて

一般に、被告人の有罪答弁は、故意かつ自発的なものでなければならぬとされています。本件では、Dは自家製のワインを飲んだ結果、言葉が不明瞭になっていた。このことは、たとえ弁護人や裁判所から権利の内容を説明されたとしても、Dには有罪答弁に伴う重要な内容を理解する能力がなかった可能性が高く、その結果、Dは故意に有罪答弁をすることができなかったことを示している。

## 有罪答弁のための形式的な手続き

有罪答弁が上訴審で維持されるためには、被告人が有罪答弁を行う際に、裁判官は被告人に以下のことを伝えなければならない。

(2) 強制的最低量刑、(3) 陪審裁判を受ける権利があること、(4)

無罪を主張する権利があります。これらの情報と対話はすべて記録されなければならない。

このケースでは、これらの手続きは一切行われなかった。その代わりに、裁判所は、Dが裁判を受ける権利を放棄した場合、裁判所は有罪答弁をしてそのまま帰らせると助言しただけであった。このように、裁判所はDに陪審裁判を受ける権利について多少助言したものの、裁判所がDに可能な最高刑、強制最小刑、および無罪を主張する権利があることを伝えなかったことは明らかである。

したがって、裁判所は、(1) Dが自発的な酩酊状態によって意思能力を欠き、承知の上で自発的に有罪を主張した可能性は極めて低く、(2) 裁判所は有罪答弁の受理および入力について憲法上要求される手続きに従わなかったため、有罪答弁を撤回するというDの申し立てを不適切に却下した。

3) ドンがハリエット誘拐未遂で適切に有罪になれるかどうか Dがハリエット誘拐未遂で有罪になれるかどうかは、Dが犯罪行為（「actus reus」）を必要な精神的意図（「mens rea」）と同時にやったかどうかにかかっている。

### メンズ・レア

裁判管轄が特定されていないため、この分析ではコモンローが適用されると仮定している。コモンローの下では、犯罪は一般目的犯罪と特定目的犯罪のいずれかに分類される。両者を区別する明確なルールはないが、一般目的犯罪はより低い精神的閾値を要求し、特定目的犯罪は、意図的に犯罪に関与したり、被告の行為がもたらすであろう結果を知っているなど、より高い精神的認知の閾値を要求するといえは十分であろう。

この場合、誘拐は一般目的犯罪である。しかし、Dが誘拐未遂で起訴された場合、特定故意犯となる。未遂罪は、被告人が犯罪を犯す具体的な意図を持っていることが必要である。したがって、適切に有罪判決を受けるためには、陪審員はDがハリエット（H）を誘拐することを具体的に意図していたと認定しなければならない。Dはハリエットに本物の銃を向け、"一緒に来るんだ"と言ったことから、ハリエットを誘拐する意図があ

ったと思われる。一方の行為（銃を向ける）または他方の行為（「一緒に来るんだ」と言う）には



しかし、Dは、Hが帰宅するように言った後、Dは帰宅していることを指摘する。したがって、Dが誘拐未遂を犯すのに必要な精神状態を有していたかどうかは不明である。

このように、Dが未遂罪に必要な精神状態を有していたかが不明であるため、Dは誘拐未遂罪の成立に必要な心証を有しない可能性がある。しかし、後述するように、Dが誘拐を実行するために行った行為によって、具体的な意思が示される可能性がある。

### アクタス・レウス

通常の誘拐罪では、Dがハリエット（H）を偽って監禁し、その場所を移動するか、長期間にわたってその存在を他人から隠す必要があるが、Dは仮に誘拐未遂罪で起訴されているため、そこまではする必要はない。コモンローでは、未遂罪で有罪になるには、被告人が犯罪を犯す「危険な近さ」にいないなければならないが、他の法域では、被告人は犯罪の実行に向けて「実質的なステップ」を踏むだけでよいことになっている。

この場合、Dの行為は、「危険な接近」と「実質的な段階」の両方の法理を満たすと思われる。歩いて近づき、銃を向け、「一緒に来るんだ」と言ったことは、意図した誘拐の被害者と対面しており、意図した被害者を脅したり強制したりする口頭でのコミュニケーションの事実と相まって、犯罪を犯す危険な接近の範囲内にある。同様に、Dが時間をかけてHの自宅に近づき、銃を突きつけ、Dと一緒に来るように強要したことは、被害者を移動させるという誘拐犯罪の完成という結果をもたらすものであるから、同行は誘拐犯罪の実行に向けた相当なステップであることは明らかである。

さらに、これらの行為は、Dの精神状態について極めて有力な証拠となるものである。

誘拐を行うが、その危険な近辺にいる場合、未遂で有罪になるのに必要な精神状態を有していることになる。

したがって、DがHに対する誘拐未遂罪で起訴された場合、上記の理由により、Dは適切に有罪判決を受けることができる。

## 質問5への回答B

### 1a. Donの銃の抑止のための申し立て

ドンの銃の没収は、憲法修正第4条の権利に違反する、許されない捜索・押収であるという主張に基づいて、銃の没収を求める申し立てが行われます。

### 政府の行動

憲法修正第4条が適用されるためには、捜索と押収は政府関係者によって行われたものでなければなりません。この場合、OtisはDonを検問所で止めており、おそらく職務中であったと思われます。たとえOtisが非番の時にDonを止めて捜索したとしても、それは政府の行為として十分であることに注意してください。

### プライバシーに対する合理的な期待

さらに、憲法修正第4条は、個人が捜索された品物や場所に対してプライバシーに対する合理的な期待を持つことも要求しています。ここでは、銃はDonの衣服の中と彼の体から見つかりました。警察がそれを見つけるためにドンの体をなでる必要があったという事実は、彼がプライバシーに対する合理的な期待を持っていたことを証明するものです。銃が盗まれ、Donが正式な所有者ではなかったという事実は、Donがプライバシーの合理的期待を欠いていたことを示すのに十分ではありません。

### 保証書

一般的に、4<sup>th</sup> Amendment の検索は、有効な令状が必要であり、そこには特定性と相当な理由がなければなりません。ここでは、令状がなかった。したがって、オーティスは、たとえ令状に欠陥があったとしても、その令状に誠実に依存することはできないので、令状要件の例外を適用しなければならない。

### チェックポイント

ドンはまず、検問は法律で認められていないため、銃の没収は無効であると主張します。検問が有効であるためには、検問のために人を止めたり、選んだりする中立的な理由が必要です。例えば、警官が検問所を通過する3人ごとに止めるのであれば、それは検

問の十分な中立的根拠となります。このケースでは、ドンを停止する際に不適切な警察の目的を示す具体的な証拠はなく、したがって、警官の行為は推定上、有効となる予定です。

また、検問が有効であるためには、政府の何らかの正当な関心や利害に対処していなければならない。もう一度例を挙げると、危険な飲酒運転者を道路から排除するという正当な利益があるため、運転者を止め、飲酒運転者を見張るための検問は許される。しかし、この検問所は、密輸品を運ぶ歩行者を止めるためのものです。ドンは、たとえ歩行者が酔っていたとしても、飲酒運転のような本質的に危険なリスクは存在しないと主張するでしょう。

さらに、ドンは、特定の理由で歩行者を止めることは許されるかもしれないが、何らかの明確な目的がなければならないと主張するでしょう。ここで、役員は単に密輸品を探しており、それはあらゆる犯罪の証拠となり得るものです。警官が何の理由もなくすべての通行人を止めることは許されない。したがって、この検問は、より明確な目的がない限り、おそらく有効ではありません。

### テリー・ストップ&フリスク

ドンを停車させる第二の正当化は、テリー・ストップに基づくものである。テリー・ストップは、停車した個人が危険であるか、あるいは何らかの不適切な目的を持っているのではないかという合理的な疑いを必要とします。もし警官が停車に必要な合理的な疑いを持ち、さらに容疑者が危険であるという合理的な疑いを持つならば、警官は武器を探すために個人をパトダウンまたはフリスクすることができます。パトダウン中に、警官が「平素の感覚」で武器か薬物であると考えた場合、警官はその品物を押収することができます。

この場合、オーティス巡査がドンを停めるのに合理的な疑いがあったという証拠はありません。Donは単に「家に向かって歩いていた」だけで、武器を持っていたとはいえ、武器は彼の服の中にあり、Otisが銃を見たとか、Donの服に武装を示すような膨らみを見たとか、Donが不審な行動をとっていたという他の理由を示すものはないのです。オーティスは、ドンが誘拐未遂の可能性があった後にハリエットの店を出たという今回の証拠のすべてを指摘するかもしれないが、この事実を考慮しても、ドンの帰り道からは、誰かを誘拐しようとしたことを示すものは何も出てこない。

したがって、ドンの銃の押収は、検問の正当化、テリー・ストップ&フリスクの正当化のいずれにおいても、おそらく妥当ではなかったと思われます。

## 1b.コカイン抑制のためのドンの申し立て

### 第4回修正条項の添付ファイル

コカインを発見したDonの捜索は、Donが逮捕された後に政府職員によって行われ、Donはポケットの中に入っている物に対して合理的なプライバシーの期待を抱いていました。したがって、4<sup>th</sup> 修正条項の保護が付されている。

### ブッキングサーチ

Donはまず、予約捜査が許されないと主張する。予約捜査は、それが警察署の通常の実務の結果として、またそれに従って行われる限り、有効である。そうであれば、その捜索には正当な理由も、合理的な疑いも必要ない。この場合、コカインはDonの予約捜査の際に、Donのポケットから発見されました。これが通常予約捜査であったという事実以外の証拠はないため、捜索と押収は適切であった。

### 毒の木の実

予約捜査自体は有効であったとしても、Donは、予約捜査は、銃につながる許されない捜索・押収の結果として生じただけなので、それは許されないと主張することでしょう。予約捜査は、Otis巡査が検問所での捜査で見つかった銃の盗品所持でDonを逮捕した後に行われました。

また、不当に汚染された証拠によって発見された証拠も無効となります。この場合、銃が不適切に押収されたので、検察は証拠を入手するための何らかの代替手段を示す必要があります。もし検察側が、証拠の独立した入手先があったこと、いずれにせよ必然的に発見したであろうこと、あるいは二次的証拠は被告人の自由意志による介入的行為から生じたことを示すことができれば、とにかくその証拠は有効であると言えます。

### 独立したソース

もし警察が独立したソースから証拠を導き出すことができれば、それは許されない証拠の汚れを浄化するのに十分である。このケースでは、警官がコカインを見つけたのは、

予約捜査の結果であり、それは直接的に以下のものを押収したことから生じたに過ぎない。



ドンの銃警官は銃を押収した後、シリアルナンバーを確認し、登録された所有者を探し出し、その銃が盗まれたことを警官に告げました。その後、警察は所有者の供述を追って、ドンを所持の容疑で逮捕しました。このように、コカインにつながる証拠の出所は一つしかなく、その出所は不許可に汚染されていたのです。

### 必然的な発見

もし警察が、必然的にコカインを発見したであろうことを示すことができれば、それはまた、銃の押収の汚れを浄化するのに十分であろう。繰り返しになりますが、銃から得た情報がなければ、警官がコカインを発見していたという証拠はありません。銃がなければ、警官はおそらくコカインを発見することはなかったでしょう。したがって、必然的な発見の例外は適用されないのです。

### 被告の自由意志による介入行為

最後に、コカインを発見するに至ったドンの自由意志による何らかの行為が介在していたことを示せば、それも認められる可能性があります。検察側は、最初の捜索から1ヶ月間、警察がドンを逮捕しなかった事実を指摘し、汚名を晴らすのに十分な時間があつたと主張することでしょう。これはおそらく検察側の最善の主張ですが、それでも違法捜査以外の証拠との直接的な関連性を示すことはできません。したがって、コカインもおそらく除外されなければならないでしょう。

## 2. ドンの有罪答弁の撤回申し立てについて

裁判官は被告の有罪答弁を受け入れることができる前に、裁判官は、被告が無罪を主張し、裁判を要求する権利を持っていることを被告に通知する必要があります。裁判官はまた、有罪答弁だけでなく、可能な最高刑から生じる任意の強制最小値の被告人に通知する必要があります。裁判官はまた、弁護士を確保するために彼の能力の被告人に通知するか、代わりにそれ自体を続行する必要があります。最後に、裁判官は、この情報と被告の嘆願自体のすべてが記録されている必要があることを被告に通知する必要があります。

この事件では、裁判官はこのようなことは一切しませんでした。裁判所は「ドンが裁判を受ける権利を放棄するならば、有罪答弁をしてそのまま帰らせる」と助言しました。ドンは有罪を認めました。裁判官は、有罪を認めた場合に起こりうる結果についてDonに知らせず、また彼の嘆願が記録されることも伝えなかった。おそらく、裁判官は、裁判を放棄することができることを伝えることによって、裁判を受ける権利をDonに知らせるといった要件を十分に満たしていますが、裁判官は、単に裁判を放棄する能力について議論するのではなく、彼の権利を明示的に述べるべきであったのです。

さらにドンは、裁判官が判決を下す際にドンの能力不足を認識すべきだったことを指摘します。刑務所でワインを飲んだ結果、ドンは法廷に出たとき「言葉が不明瞭になっていた」のです。このとき裁判官は、被告人の有罪答弁に応じる際の諸要件を通常以上に注意深く遵守すべきであった。しかし、裁判官はこれらの要件を満たせなかった。したがって、裁判所は、有罪答弁の撤回を求めるドンの申し立てを不適切に却下した。

### 3. 誘拐未遂

誘拐には、人の移動または退去の能力を抑制すること、および、人の隠匿または移動のいずれかが必要です。ここでは、ハリエットが銃を向けることによって一時的に離れることができなくなったとしても、ハリエットは銃が本物だとは思っておらず、ドンが去ったので、隠匿も移動もなかったため、実際の誘拐はなかった。

誘拐未遂には、誘拐の具体的な意図と、その行為の完了に向けた実質的なステップが必要です。この場合、ドンの精神状態を示す直接的な証拠はありませんが、彼の行動は、おそらく必要な誘拐の具体的な意図を持っていたことを示しています。まず、後に逮捕されたことから分かるように、ドンは本物の銃を持参し、それをハリエットに向け、要求していた。これはすべて、ドンの心境を示すものであり、彼女と一緒に来いと述べた結果を意図していたことを示すものである。さらに、ハリエットがそれが本物の銃だと信じていたら、おそらく一緒に行っただろうから、誘拐には十分だ。したがって、より多くの証拠があれば助かりますが、ドンが必要な意図を持っていたと結論づけるには十分な証拠量があります。

誘拐の具体的な意図に加え、ドンは誘拐の完了に向けた実質的な段階を完了していません。このテストは最も限定的なものではありません。もし、ドンが単にハリエットの家に銃を持ち込んで、その時点で逮捕されたのであれば、彼がそこまで銃を持ち込んだという事実は、おそらく実質的な一歩となるでしょう。しかし、ここでは、ドンは銃を持ち込んだだけでなく、ハリエットに銃を向け、要求したのである。これ以上、ドンがすべきことはなかったのである。ドンは、行為自体が完了しなかったこと、ハリエットが怯まなかったことを指摘するかもしれませんが、これらの結果はいずれも未遂には必要ありません。したがって、ドンは誘拐未遂で有罪になるでしょう。

マイノリティルールでは、ドンが誘拐への実質的なステップを完了したことなく、誘拐の成功に危険なほど近づいたことが要求されることになる。ここでは、銃を抜き、ハリエットと一緒に来るように要求した行為は、おそらく成功に危険なほど近いというに十分であった。ドンは、ハリエットと一緒に来なかったという事実を再び提起し、ハリエットが実際には彼を恐れてさえないなかったという事実を指摘することによって、より良い議論を行うだろうが、再びこの議論は、実際の誘拐という犯罪の結果へと向かうものである。ドンは、ハリエットが彼の要求を受け入れる以外に、その行為を完了するために必要なことはすべて行っていたのである。したがって、ドンはハリエットに銃が本物であることをさらに説得しようとした以外にできることはすべてやったのだから、少数決の下でもおそらく有罪になるであろう。

論文問題とその解答例 2011年7月  
カリフォルニア州司法試験

本書は、2011年7月に実施されたカリフォルニア州司法試験の論文問題6問と、実際に一読して合格した受験生が書いた各問題に対する解答2問を収録しています。

選ばれた回答には良好な成績が与えられ、読みやすくするためにスペルや句読点に若干の修正を加えた以外は、提出されたものをそのまま書き写したものを掲載することにした。回答者の了解を得て、ここに掲載する。

質問番号	内容	ページ
1	刑事法・刑事訴訟法	4
2	民事訴訟法	18
3	契約内容	32
4	プロフェッショナルの責任	46
5	不動産	57
6	共同財産	70

## 質問1

ビッキーは自宅のガレージでコンピュータの小売販売業を営み、成功を収めている。Vicky は Dan に、何日か後に休暇に入るつもりだと告げた。その後、ダン は Eric に Vicky の休暇の予定と、彼女が留守の間に彼女のコンピュータをすべて持ち出す計画を知らせた。Eric は Dan に、コンピュータを持ち出すことには関わりたくないが、Dan がコンピュータを持ち出すのに必要なら彼のピックアップ・トラックを借りられると告げた。

Vickyが休暇で不在の間、DanはEricのピックアップ・トラックを借りた。その夜遅く、ダン はトラックを運転してVickyの家に向かいました。到着すると、一部開いていた横のドアを全開にしてガレージに入った。休暇から早く帰宅したVickyは、ガレージの物音で目を覚まし、ガレージと家をつなぐドアを開け、ガレージに足を踏み入れました。ダンがトラックの荷台にコンピュータを積んでいるのを見て、ダンとトラックの間に入り、"Stop, 泥棒!"と叫んだ。

ダン はビッキーを押し退けると、トラックまで走っていき、走り去った。彼はすぐにフレッドの家に行き、フレッドに何が起こったかを話した。フレッドはパソコン2台と引き換えに、ダンがトラックをフレッドの家の裏に隠すことを許した。

ダン、エリック、フレッドが犯した犯罪があるとすれば、どのようなものでしょうか？議論してください。

## 質問1に対する回答A

### I. ダンの犯罪

ダンは、Vickyの家に侵入してコンピュータを盗むことを企て、実際にそれを実行したことにより、強盗、窃盗、強盗致傷の犯罪を犯したのです。彼はまた、Ericと強盗や窃盗を共謀した可能性があります。

### 強盗

コモンローでは、強盗は夜間に他人の住居を不法に壊し、そこに重罪を犯す目的で侵入することと定義されていた。現代のほとんどの管轄区域では、あらゆる建造物への強盗を含むように要素を修正し、夜間の強盗に限定していない。

ここで、ダンは、コンピュータを盗むためにVickyの家に入り、強盗を行った。

### 住居侵入罪 (Breaking and Entering)

強盗は、建造物を壊して侵入することが必要です。「壊す」とは、部分的に開いているドアを押し開くことを含む、あらゆる形態の強制的な侵入を意味する。「侵入」は、強盗の身体の一部または支配下にある道具による物理的な侵入を必要とする。

ここで、ダンは、侵入するために、Vのガレージの部分的に開いていたサイドドアを全開に押し開けた。これは侵入の証拠である。さらに、ダンは、Vickyの住居の一部であるガレージに侵入した。従って、住居侵入の要素は満たされている。

### アナザーの構造

ダンがVickyのガレージに入ったが、これは彼女の小売販売業の場所であると同時に彼女の家（住居）の一部でもある。これは、他人（Vicky）に属する、強盗の目的上保護された建造物を構成するのに十分である。したがって、この要素は満たされている。

### その中で重罪を犯す意図をもって

強盗罪は、建造物への侵入時に、内部で重罪（管轄区域によっては軽犯罪）を犯す意図があることが必要です。

この場合、Danは、Vickyのガレージに入ったとき、Vickyのコンピュータの窃盗を行う意図を持っていた。彼は以前からEricにその意思を表明しており、侵入前に彼の気が変わったことを示唆する事実は何もない。実際、コンピュータを実際に持ち去った彼の行動は、その意図があったことを証明しています。

したがって、Danは強盗を犯した。

### 窃盗

コモンローにおける窃盗罪は、被害者から財産を永久に奪う目的で、他人の私物を不法に持ち去ったり、持ち去ったりすることである。

### トRESPASS

トRESPASSとは、他人の保護された財産を無権利かつ非合意で侵害することである。

のスペースになります。

ここで、DanはVickyの同意を得て夜間にガレージに入ったわけではないので、彼の判断は不法侵入となる。Danは、Vickyが彼女のビジネスを一般に公開しており、彼女のビジネスはガレージにあったので、不法侵入ではないと主張するかもしれないが、Vickyがビジネスを運営しておらず、実際には休暇中であるはずの夜間にガレージに無理やり入る暗黙の、あるいは実際の権限を持っていなかったことは明らかなので、この議論は失敗するだろう。

### ASPORTATION

ASPORTATIONとは、他人の財産を奪って持ち去ることです。窃盗の目的では、財物のわずかな移動でも十分である。

この場合、DanはVickyのガレージからコンピュータを持ち出し、自分のトラックに積み込んで車で移動した。したがって、彼はコンピュータを移動させたので、この要

素は満たされる。

他人の個人所有物



コンピュータは、Vickyと彼女のビジネスの有形かつ移動可能な動産であった。コンピュータはダンの所有物ではなく、ダンがコンピュータに対する権利を主張することとはなかった。したがって、この要素は満たされている。

#### 恒久的な剥奪の意図

窃盗事件の被告は、持ち出しの時点で、所有者から財産を永久に奪うという意図を持っていない限りなりません。

ここで、ダンは、コンピュータを盗み、おそらく価値あるものとして売却することを計画していたので、永久に奪う意図を有していた。事実上、ダンの側に反対の意図を示すものは何もないので、この要素は満たされる。

したがって、ダンも窃盗を犯した。

#### 強盗

コモンローの強盗は、被告人が永久に奪う目的で、力または力の脅威によって、他人の個人資産をその人または存在から奪い、持ち去ることを要求しています。

ダンが永久に奪う目的でビッキー所有のコンピュータを持ち去り、持ち運んだという要件は前述のとおりです。以下、残りの要素について説明する。

#### 人または存在

強盗罪では、被害者の身辺から物を奪うことが要求されており、被害者が持っている物や、屋内では被害者が奪った時にいた部屋の物など、広い範囲で定義されています。

ここで、Vicky は、Dan が彼女のコンピュータの一部をトラックに積み込んだとき、ガレージに存在していた。実際、ダンはコンピュータを持って逃げようとしたので、彼女はダンとトラックの間に入り、彼女の所有物が奪われた時、彼女は直ちにそこにいたことが示唆される。したがって、コンピュータはビッキーに非常に近いところから持ち去られたので、この要素は満たされる可能性が高いです。このように、コンピュー

夕は彼女のすぐそばから持ち去られたのです。

## 武力または武力の威嚇

強盗は物理的な力を使うか、物理的な力を使うように脅す必要があります。

ここで、逃げようとしたとき、ダンは、ヴィッキーを物理的に押し出した。他人を突き飛ばすことは物理的な力であり、ダンはそれを使ってヴィッキーのコンピュータを奪うことを成し遂げ、完了させた。

ダンは、Vickyが彼に立ち向かう前にすでにコンピュータを所有していたため、力づくで奪ったわけではないと主張するだろう。彼は、力は自分の逃走を効果的にするために使われただけで、強盗そのものではないと言って弁護するでしょう。しかし、被害者への物理的な力がなければ強盗は成功しなかったので、強制的な強盗の要件を満たす可能性が高いと思われます。

そういう理由で、ダンもビッキーに強盗を働いた。

## バッテリー

バッテリーとは、他人に対して意図的に不法に物理的な力を加えることです。電池は一般的な意図の犯罪であり、被告人が被害者に傷害を引き起こすことを意図しているという要件はありません。つまり、被告人は被害者に傷害を負わせることを意図している必要はなく、力を構成する物理的行為を意図していればよいのです。

ここで、ダンは逃げる際にVickyを物理的に押し退けた。彼は、Vickyを自分の邪魔にならないようにし、トラックまで進むことができたので、押しのける行為を完了するつもりであった。したがって、ダンも暴行を犯した。

## 強盗・窃盗の共謀罪

共謀罪は、コモンロー上、同じ違法な目的を達成するために、その目的を完遂する意図をもって2人以上の人間が合意することを必要とする、不定型の犯罪です。多くの法域では、共謀を立証するために「明白な行為」の立証を要求している。大多数の州では、二者間の共謀のみが認められているが、少数派の州では、「一方的な共謀」という考え方が認められており、被告人が

は、実は別の目的を共有する「ギルティ・マインド」と共謀していると考えています。

検察側は、ここで、ダンがエリックと事前に計画を話し合い、エリックはダンに強盗のためのトラックを貸したので、ダンがエリックと共謀してビッキーを強盗したと主張しようとするかもしれません。しかし、後述するように、エリックに強盗を完了させる意思があったかどうかは明らかではありません。もし、Ericが強盗を達成するために必要な意図を欠いていたならば、ダンは、一方的な共謀を認める裁判管轄においてのみ、共謀罪の有罪判決を受けることができるのである。

## II. エリックの犯罪

### 強盗・窃盗の共謀罪

問題は、EricがDanと違法な目的（強盗・窃盗）のために契約を結ぶ意図を持っていたかどうか、また、Ericが違法な目的を計画通りに実行することを意図していたかどうかである。ここでは、事実関係から、Ericにはその意図がなかったと考えられるので、共謀罪は無罪となる可能性が高いです。

検察側は、エリックが、ダンがそのトラックを使ってヴィッキーの会社に強盗に入るつもりだと知りながらダンにトラックを貸したことは、エリックがその犯罪を共謀した証拠であると主張するでしょう。しかし、エリックはダンに対し、「コンピュータを奪うことには関わりたくない」と明確に述べています。それにもかかわらず、ダンに自分のトラックを使って強盗をさせることの賢明さには疑問があるが、この事実は、エリックが強盗に参加する意図があったことや、強盗を成功させるというダンの目標を共有していたことを証明するものではない。彼は、窃盗が行われることに無関心であったかもしれないし、その考えに好意的であったかもしれないが、このことは、彼がダンの窃盗の成功を意図していたことの説得力のある証拠とはならない。検察側は合理的な疑いを超えて故意を証明する責任があるため、このような主張は説得力を持ちそうにありません。

したがって、ダンもエリックも共謀罪では有罪にならない可能性が高いです

### 。共犯者の責任

共犯者とは、本人が成功することを意図して犯罪を行うことを幫助、教唆、または奨励する者のことである。大半の法域では

は、本人が犯した犯罪のうち合理的に予見可能なものすべてについて、共犯者に責任を負わせる。

### 強盗・窃盗

ここで、EricはDanが行った強盗窃盗の共犯者である可能性が高く、これらの犯罪について有罪判決を受けるべきです。エリックは、ダンがコンピュータを盗んだ後、自分のトラックを使って運ぶことを申し出ること、ダンに逃走用の車を提供し、ダンに協力したのである。エリックがダンにトラックを貸すことに参加しなければ、ダンが犯罪を犯すことができたかどうかは明らかではありません。したがって、ダンが強盗や窃盗を犯すことが予見できたのであれば、エリックはそれに対して責任を負う。

この場合、Ericは、DanがVickyのビジネスに入り、コンピュータを奪おうとしていることを知っていた。従って、彼はダンの窃盗と強盗の意図について個人的に知らされていた。実際、彼はダンに対し、「ダンがコンピュータを運ぶのに必要なら、エリックのトラックを使ってもいい」と明確に伝えていた。したがって、ダンが強盗と窃盗の共犯者として責任がある。

### 強盗

Ericは、Vickyが家にいることは予測できず、したがって、Danが彼女の身の回りから何かを奪うことは予測できなかったため、Vickyに対する強盗の共犯者ではないと主張するでしょう。彼はビッキーが休暇中だと思ったと主張し、したがって、ダンが有罪になり得るのは強盗および/または窃盗だけであると主張するでしょう。

しかし、バランスを考慮すると、この議論は失敗する可能性が高い。EricはVickyの旅行計画について個人的に何も知らなかったし、Vickyのコンピュータを持って逃げる目的でDanにトラックを貸すことに同意したことにより、DanがVickyの旅行計画の判断を誤る可能性があることを引き受けたのである。さらに、事業はVickyのガレージで行われていたため、Vickyの敷地内であり、誰かが事業のためにVickyの敷地内にいる可能性やVicky以外の誰かがそこに住んでいる可能性は予測できなかったわけではないだろう。そのため、他人の存在は合理的に予見可能であり、その人の存在からコン

コンピュータが盗まれることも予見可能であった。

したがって、**Eric**は共犯として強盗の罪を犯している。

## バッテリー

同様に、Ericは、Vickyが出席することさえ知らなかったので、DanがVickyに対して暴行を加えることは合理的に予見できなかったと主張することでしょう。上記の理由から、この主張はおそらく失敗する。家宅侵入の実行には常に誰かが立ち会うという固有のリスクが伴うし、事業所への侵入も同様の懸念がある。強盗の最中にビッキーや他の人がそこにいることは予見可能であり、従って、ダンは逃走を図るために彼らに対して武力を行使する可能性があったのである。

そのため、Ericは暴行罪の共犯者として有罪になります。

## III. フレッドの犯罪

### アクセサリー・アフター・ザ・ファクト

ほとんどの司法管轄区では、犯罪者が逮捕を避けるために幫助、助言、または奨励した個人は、それが起こる前に犯罪に何の役割も果たさなかった場合、「事後従犯者」と見なされます。このような被告人は共犯者ですが、一般に、本人の犯罪ではなく、司法を妨害した自身の行動に対してのみ処罰されます。

ここで、フレッドは、ダンが自宅に持ち込んだコンピュータが、ダンがヴィッキーから盗んだものであることを知っていた。それにもかかわらず、彼は、その2台と引き換えに、ダンがトラックをフレッドの敷地内に隠すことに同意した。この行為は、ダンの犯罪隠蔽と摘発の手助けになった。ダンが運転するのをビッキーが見た逃走車を隠すことは、ダンが彼女の財産の窃盗から逃れる可能性を高めることになり、したがって、フレッドは事後従犯として行動した。

### 盗品の受取りについて

もし、このケースの司法権が盗品と知りながら受け取ることを刑事犯罪として認めているならば、Fredはその犯罪でも有罪になる可能性が高いです。

ダンがフレッドにコンピュータが盗品であることを明確に伝えたが、フレッドはダンのトラックを隠すのと引き換えに、コンピュータを受け取ることに同意した。



したがって、サイエンティアの要件は

がここで出会ったのは、フレッドがコンピュータが盗まれた状態を直接知っていながら、自分の所有物にすることに同意したからだ。

## 質問1に対する回答B

### ダンの刑事責任

強盗です。

強盗罪とは、夜間に他人の住居に侵入し、そこで重罪を犯す目的で行われるものです。

ブレイキング・アンド・エンタリング

強盗を行うには、他人の住居に物理的に侵入する必要がある。ここで、ダンは、一部開いていたサイドドアを全開にしてVicky宅のガレージに侵入した。ドアが既に開いていたため、文字通り何かを壊してガレージに入ったわけではありませんが、この要素は満たされています。家に「侵入」するために必要なのは、ほんのわずかな動きだけです。

ドアも施錠されている必要はない。したがって、部分的に開いていたガレージのドアを押し開け、その後ガレージに入ることで、ダンが住居侵入を行った。

夜間は

現代の法令では、夜間に強盗が行われるという要件は撤廃されているが、コモンローの強盗罪では、夜間に強盗が行われることが必要であった。ここでは、事実は、Danが夜間にVickyの家まで車で行ったことを示している。したがって、コモンローの要素および現代の法定要素を満たしている。

他人の住家。

コモンローの強盗の定義では、他人の住居に侵入すること、つまり、その人が住んでいて寝ている場所であることが必要でした。現代の法律では、この要素を拡大して、オフィスビルのようなあらゆる建造物を含むようになりました。ここで、ダンがVickyの家の車庫に押し入った。Vickyはガレージで寝泊まりはしなかったが、ガレージでコンピュータのビジネスを行っており、頻繁にガレージで時間を過ごしていた。さらに、ガレージは、Vickyが騒音を聞いたときに入ったドアで家とつながっていた。従って、ガレ

ージはVickyの住居の一部であり、これ

の要素は、コモンローの強盗の定義の下で満たされています。また、ガレージは建造物とみなされるため、現代の法定定義でもこの要素は満たされています。

そこで重罪を犯そうとする意図。

住居侵入を行った時点で、住居内で重罪を犯す意図があることが必要である。ここで、ダンは、Vickyが休暇で留守にすることを知ると、Ericに彼女のコンピュータをすべて持ち出すつもりであると伝えました。したがって、ダンは、Vickyの家に侵入した時点で、以下で分析する窃盗を行うことを意図していた。彼は、部分的に開いている横のドアを押した時にこの意図を持っていた。したがって、ダンがガレージ内に入ると重罪を犯すという必要な意図を持っており、その意図は住居侵入と同時であった。

ダンが窃盗の目的で夜間にヴィッキーのガレージに侵入したため、強盗罪を犯しています。

### 窃盗

窃盗罪とは、永久に奪う目的で他人の私物を不法に持ち去り、持ち去ることです。

不法侵入の持ち出し、持ち去り。

人は、他人の所有物から動産を取り上げ、ほんの少しでも動かさなければならない。ここで、DanはVickyのコンピュータをトラックの荷台に積み込んだ。コンピュータは、Vickyのコンピュータ小売販売事業の一環として彼女のガレージに保管されていたため、Vickyの所有物であった。したがって、ダンが不法侵入による窃盗と持ち去りの要素を満たしている。

他人の個人所有物。

ここで、コンピュータは、Vickyが自宅のガレージでコンピュータの小売業を営んでいたため、Vickyの所有物である。したがって、この要素は満たされています。

恒久的に奪う意図。

個人財産の所有権を永久に奪う意図があるか、その行為が実質的な損失の危険をもたらすことを知りながら行動していなければなりません。ダン、彼女のコンピュータをすべて持ち出すつもりで、それをEricに伝えました。事実は、彼がコンピュータを奪った後、それをどうするつもりであったかを示していないが、特に彼が彼女を突き飛ばして車で走り去った後、それらをVickyに返すつもりであったとは考え難い。したがって、ダン、Vickyからコンピュータを永久に奪う意図を持って行動した。窃盗のすべての要素を満たすので、ダン、Vickyのコンピュータを奪ったときに窃盗を犯した。

### 強盗です。

強盗とは、他人の私物を、他人の身辺から力の行使または威嚇によって、侵入して奪い、持ち去ることである。ここで、DanはVickyのガレージからコンピュータを持ち出し、自分のトラックに積み込んだが、これは不法侵入による持ち出しと持ち去りの要件に合致している。コンピュータはVickyの私物であり、彼女は自宅のガレージに保管していた。DanはVickyを留守にしたままガレージに入りましたが、VickyはDanがコンピュータをトラックの荷台に積み込む際にDanの声を聞いてガレージに足を踏み入れました。彼女はダンとトラックの間に入り、ダン、彼女を押ししました。コンピュータはVickyの身の回りにはなかったが、コンピュータはすぐ近くにあった。VickyがDanに怒鳴ったとき、Danは力づくで彼女を押ししました。従って、ダン、Vickyの直轄地域からコンピュータを奪うために力を行使した。Vickyのコンピュータを奪う際に力を行使したため、強盗罪も犯している。

### バッテリー

バッテリーとは、他人に力を加えることを意図して、他人の身体に違法に力を加えることです。ここでは、ダン、ビッキーが彼とトラックの間に入り込んだときに、ビッキーを押し出した。これは、Vickyに対する不法な力の行使である。ダン、ビッキーを逃がすために移動させようとしたため、ビッキーを押し出す意図で行動した。従って、ダン、暴行罪も犯した。

### エリックの刑事責任

共謀罪です。

共謀とは、ある違法な目的のために、その違法な目的を達成する意図を持って、2人以上の人間が合意することです。さらに、現在では、共謀を促進するための明白な行為が行われることが法令に含まれている。ここで、DanはEricに、Vickyが休暇で不在の間にVickyのコンピュータをすべて持ち出す計画を告げました。Ericは、Danがトラックを使ってコンピュータを持ち去ることを知りながら、Danにトラックを貸したものの、自分は窃盗には関わりたくないと告げました。EricはDanがVickyの自宅に強盗に入ることに同意していたわけではありません。彼は、Danと同じような不法行為をしていたわけではない。彼はDanに鍵を渡しており、これは明白な行為として認められるが、彼はVickyの家に強盗に入り、彼女のコンピュータを盗む意図を持ってはいなかった。従って、Vickyから盗むという違法な目的のためにDanと協定を締結したわけではない。Ericは共謀罪の責任を負わない。

#### 共犯者責任。

犯罪の共犯者は、犯罪を行う者が対象の犯罪を行うことを意図して、その者を援助、激励、助言、教唆する。ここで、EricはDanにピックアップトラックの鍵を渡し、Danがそのトラックを使ってコンピュータを移動できるようにしました。これは、校長であるDanがエリックのトラックを使えるようになれば、Danがコンピュータを移動できるようになるため、実際に強盗を行ったDanを援助したことになります。エリックは、Danがコンピュータを持ち去ることには関わりたくなかったものの、コンピュータを運ぶのにトラックが必要なら貸してあげるよ、とDanに言っていました。このように、エリックは、実際に強盗に参加することは望んでいなかったものの、強盗が行われることを知りながら行動していたのです。彼は、Danがトラックを使ってヴィッキーの家に強盗に入ることを知っていたのです。エリックは共犯者責任に必要な意思を有していた。Danがビッキーに対する犯罪を行うのを助け、Danを助ける意図を持って行動したため、エリックは共犯者として責任を負う。

#### 対象犯罪に対する双務的責任。

共犯者は、本人の犯罪が予見可能であった場合、本人が犯した犯罪に対して責任を負う。EricがDanに車の鍵を渡した時点で、DanがVickyのコンピュータを全て盗み、Danが

Ericのトラックを使って移動させることは完全に予見可能であった。さらに、ヴィッキーがダンに休暇と言ったにもかかわらず、家にいることは予見できた。結果的に、彼女の休暇の予定はキャンセルされなければならなかった可能性がある。ヴィッキーや他の誰かが家にいたなら、それは予見可能であった。



ダンが何らかの手段でコンピュータを奪おうとすることを予見していた。したがって、Ericは、Danがコンピュータを盗もうとすることを知りながらEricがDanにトラックの鍵を渡した時点で、これらの犯罪はすべて予見可能であったので、Danの強盗、窃盗、強盗および暴行という犯罪に対して責任を負う。

### フレッドの刑事責任事後

従犯。

コモンローの下では、共犯者は、どのように本人を援助したか、またその援助がいつ行われたかによって、第一級または第二級の共犯者として責任を負わされました。現代では、重罪犯の逃亡を幫助した者は、事後従犯として責任を負う。これは別の犯罪であり、従犯者は本人の対象犯罪に対して責任を負わない。ここで、ダンは、ビッキーの家から車で逃げた後、すぐにフレッドの家に行った。彼は、自分がしたことをすぐにフレッドに話した。したがって、フレッドは、ダンが重罪犯であること、ビッキーのコンピュータを盗んだ後に逃亡しようとしていることを知っていた。彼は、ダンがトラックをフレッドの家の裏に隠すのを許したので、ダンに協力した。そうすれば、Vickyが通報するそのトラックを警察が発見することが難しくなり、その結果、Danの逃亡を助けることになる。フレッドは事後的に共犯者として責任を負う。共犯者として行動したエリックとは異なり、フレッドが共犯者としての責任を負うことは、ダンが犯した別の犯罪についても責任を負うことを意味しない。

### 盗品の受領

盗品の受領は、その財産が盗品であることを知りながら、財産を受領、購入、または受領することを要求している。ここで、ダンは、フレッドの家に到着すると、自分がしたことをすぐにフレッドに話した。フレッドは、コンピュータがVickyのものであり、ダンがVickyのガレージから不法にコンピュータを持ち出したところであることを承知していた。フレッドは、ダンがフレッドの家の後ろにトラックを隠すことを許可する代わりに、盗まれたコンピュータのうちの2つを受け取ったとき、それがヴィッキーから盗まれたものであることを知りながら、その財産を受け取ったのである。

従って、Fredは盗品受領罪の刑事責任を負うこととなります。

**2012年7月の論文問題とその解答例**  
**カリフォルニア州司法試験**

本書は、2012年7月のカリフォルニア州司法試験で出題された6つのエッセイ問題と、実際に一読して合格した受験者が書いた各問題に対する2つの解答を収録したものです。

選ばれた答案には良好な成績が与えられ、読みやすくするためにスペルや句読点に若干の修正を加えた以外は、提出されたものをそのまま掲載した。回答者の了解を得て、ここに掲載する。

<u>質問番号</u>	<u>内容</u>	<u>ペー ジ</u>
1	民事訴訟法	4
2	共同財産／職務上の責任	22
3	エビデンス	40
4	契約内容	58
5	遺言と相続	71
6	刑事法・刑事訴訟法	85

## 質問6

ダンはある教会で働いていた。ある日、一人の女性が教会にやってきて、ダンに「ある財産を寄付したい」と言い、古い本と拳銃を手渡しました。

ダンは当初、本と銃の両方を教会の管理者に届けるつもりだったが、気が変わって本だけを届けた。銃は車の前の座席に置いた。

翌日、ダンは運転中に警察官に止められ、飲酒検問所では、警察官がすべての車を止め、運転手に短く降りてから道を進むよう求めていました。警察官は手順を説明し、"車から降りていただけますか?"と尋ねた。

仕方ないと思って、ダンは「わかった」と言った。

ダンは車から降りた後、警察官はフロントシートの上にある銃を確認し、ダンに所有者であるかどうかを尋ねました。ダンは、「いや、僕が盗んだんだ。でも、返すつもりだったんだ。」と答えた。

ダンは窃盗で起訴され、合衆国憲法修正第4条とミランダ対アリゾナ裁判に基づき、銃と警察官への供述を差し止めるよう要求される。

1. Danは彼の申し立てに勝てる見込みがあるか？議論してください。
2. ダンが申し立てに勝たなかった場合、裁判で有罪になる可能性は高いか？議論してください。

## ろくがいねん

### 1. ダン（以下、D）の申し立てに勝てる見込みはあるのか？

A. 憲法修正第4条の根拠について憲法修正第4条は、政府による不当な搜索や押収から市民を保護するものです。従って、違反には政府の行動が必要である。搜索は財産に対する合理的な期待に対する違反であり、押収は政府の存在に基づき、人が「自由に立ち去ることができる」と感じない事例である。一般に、捜査が合理的であるためには、令状が必要である。令状は中立的な裁判官によって与えられ、宣誓供述書に示された明確な事実に基づき、範囲と時間において合理的かつ特定のものでなければならない。本件では、Dの車を搜索する令状も、Dを押収する令状もなかった。したがって、搜索・押収は、一定の例外を除き、推定的に不合理である。重要な例外の1つは、検問所の搜索であり、そのような例外のもう1つは、同意である。最初の問題として、人は搜索に異議を申し立てる資格を有していなければならない。ダンは自分の車を運転していたのだから、彼にはその資格があるだろう。

i) 検問の捜査無許可、無疑問の道路検問は、特定の状況下で最高裁により支持されている。第一に、検問は、飲酒運転の防止など、高速道路の安全性という正当な理由によって支えられていなければならない。第二に、検問は、警官の裁量が非常に制限されるような形で実施されなければならない。つまり、警官が車を止める際には、すべての車、あるいは10台に1台の割合で止めるなど、手順に沿って行わなければならない。役員は、彼が主観的に犯罪者に見えると思うどんな車を停止することはできません。第三に、検索は範囲内で合理的でなければなりません - それは、検索が目的とされているものを確認するために必要な程度を超えてはならない。

しかし、この検問は、飲酒検問という正当な理由に基づくものであるように見えます。これは、最高裁で合憲と明示されています。しかし、他にもいくつかの問題があります。ひとつは、すべての車が止められていることです。これは推定上不合理とは言えないが、基本的に車検証の発行が可能であるため、問題となる。

高速道路を走っている人を片っ端から止めて取り押さえること。第二に、警察はDに車から降りることを要求した。最高裁の判例では、警察は人を止めることしか許されていない。飲酒運転や他の犯罪の可能性がある場合は、車から降りるよう求めることができる。すべての車を停止させ、運転手に車から降りることを要求しているため、高速道路の安全性の正当性を満たすために必要な時間よりも不当に長い停止であると判断される可能性があります。

結論から言うと今回の検問は、最高裁の判例に基づく許容範囲を超えすぎている可能性があります。しかし、それは僅差である。私はこれを合理的で許容される令状なしの捜索と考えるが、裁判所はそうではないと確信するかもしれない。

ii) 捜査への同意人は、同意することによって、不当な捜索や押収から解放される権利を有効に放棄することができる。Dが車から降ろされるまでは、停止と押収が許されていたと思われるので、車から降りることに同意すれば、捜索と押収に対する潜在的な異議が完全に取り除かれることになる。問題は、その同意が自由にかつ自発的になされたものかどうかであろう。裁判所は、警察が同意に基づいて人の家を検索しようとするとき、彼らは彼または彼女は同意を拒否する権利を持っていることをその人に伝える必要はありませんことを発見した。これは、同意の「自発的」な側面を取り除くものではない。ここでは、ダンが主観的に「仕方がない」と思っていたが、それでも車から降りることに同意している。裁判所が家宅捜索で使われる同意のルールを車内捜索に適用すると仮定すれば、この同意は自発的になされたものと認められるはずである。

結論したがって、警官が彼を車から降ろすことが検問の規則に基づいて正当であったかどうかにかかわらず、銃の捜索は同意に基づいて合理的であったと思われる。

iii) プレーンビューの原則検問のプロセス全体が合憲であったため、あるいは憲法上許容される検問の停止後にDが車から移動することに同意したため、停止と押収が合憲であったと考えられる。

ダンが車から降りた時、警察は憲法上の根拠があった。したがって、ダンが車から降りたとき、警察は憲法上、確固たる立場にあったのです。平見主義とは、合法的にある場所において、犯罪的なものを平然と見ている警察が、その平見の認定を法廷で使えるようにするものである。その正当性は、人は公衆に見せるものに対してプライバシーを合理的に期待することはできない、というものです。この場合、銃は平見主義に該当する。警察は、テリー式自動車捜査や自動車例外規定が適用されないので、それらに頼る必要はない。銃は平面にあり、警官が窓を覗くことによって車を「搜索」した範囲において、平見例外が適用される。

iv) 結論：搜索と押収は合理的であり、銃の所持は認められるべきである。チェックポイント・ルールはプロセス全体を正当化する可能性があるが、そうでないとしても、少なくともDが車から出るよう要求されるまでのチェックポイント・ルールは合法的であった。彼は同意しているので、憲法第4条に違反することはない。銃は、平見主義に基づき、認められる。

B. Dは憲法修正第5条ミランダの根拠で勝てるか？憲法修正第5条は、自己負罪の禁止を保護する権利です。この権利に基づく裁判である**Miranda v. Arizona**は、**Miranda**警告がなされない場合、その人の供述は法廷で不利に使用できないとしています。ただし、ミランダは親告罪の尋問にのみ適用され、人が親告罪でない場合や自発的に情報を提供する場合には適用されない。ミランダ警告には、黙秘権、弁護人をつける権利、弁護人がつくという知識、拘留中の発言は法廷でその人に不利に使われる可能性があるという知識が含まれています。

i) ミランダ警告はなかったここでは、警官は何の警告もしませんでした。したがって、Dの供述は、それが親告罪の取調べ中になされたものであれば保護される。

a. 身柄拘束。身柄拘束とは、合理的な無辜の市民が、その出会いを解消して自由に立ち去ることができない状況のことである。ここで、Dは、車から降りて、何人かの警察

官に囲まれながら聞かれていた。この時点までは

というのも、警察はあまり力や威圧を示さず、かなり友好的な出会いだったからです。しかし、この時点で、誰かが警察に「この事情聴取はやめてくれ、このまま走り去るつもりだ」と言うことが正当で正しいと感じるかどうかわかりませんが、特に飲酒検査が行われる前であれば、判断が難しいところです。従って、危ういところである。しかし、Dは車から降りて警察と話し、飲酒検査を受けようとしているので、合理的な人であれば、取り調べを打ち切って立ち去る自由はないと判断し、これは身柄拘束の状況であると判断します。

b. 尋問 (interrogation)。尋問的な質問とは、犯罪につながるような回答を引き出す可能性が合理的に高いもの。これもかなり危うい。一方では、警察官は銃が犯罪的に所持されているという兆候はなかったもので、それについて質問しただけでは、犯罪につながるような反応を合理的に期待するには十分ではないかもしれません。他方で、もしその銃が犯罪的に所持されていたのであれば、真実の回答は犯罪につながることになる。しかし、警察官は、銃が盗まれたという疑いを全く持たずに、Dに銃について質問したのですから、これは非尋問的な質問であると私は考えます。つまり、盗まれた銃があることを知っていて質問したのであれば、それは証拠になるような回答である可能性が高いのです。しかし、これは、警官が何の疑いもなく車の中の銃について質問しているようにしか見えません。したがって、ダンの供述は認められるべきものです。また、たとえ彼が銃の所有を否定したとしても、彼が犯罪を認めるという部分は完全に自発的なものであったと思われる。つまり、警察は、彼が銃を盗んだかどうかを尋ねなかった。所有者であるかどうかを尋ねたのである。したがって、Dの答えは「いいえ」であったかもしれない。その代わりに、全く促されることなく、Dは自分が銃を盗んだと志願したのです。

ii) 結論：これはおそらく身柄拘束の状況であった。この状況はおそらく尋問的ではなかったが、そうであったかもしれない。仮に取調べの状況でなかったとしても、Dの「銃を盗んだ」という供述は、警察の取調べに応じたものではなく、任意であり、認めることができる。仮に、親告罪の尋問場面であったと認定されれば、供述で認められない



のは、警察官の質問に対する答えの部分だけとなる。"いいえ"です。

## 2. Dが有罪になるのはどの窃盗罪か？

A. 窃盗罪は特定目的犯罪である。すなわち、窃盗犯は、真の所有者の所有物を永久に奪うという故意がなければならない。窃盗罪には、窃盗（永久に奪う意図を持って他人の個人資産を不法に取得し、持ち去ること）、偽計窃盗（窃盗に加えて、意図的かつ正当な詐欺によって財産への実際の所有権を得ること）、窃盗罪（窃盗に加えて、トリックまたは詐欺によって財産を単に所有すること）、横領（法的にその資産を所有する者が他人の個人資産を不正に変換すること）、が含まれます。

B. 窃盗罪の嘘はない。これは、なんなら横領になります。その理由は、窃盗罪はすべて、所持した瞬間にその品物を盗む意図を必要とするからです。ここで、ダンは、すでに合法的かつ適法に所持していたとき、つまり教会のための運び屋として、教会のために銃を所持するまでは、銃を保持する意図を形成していなかったのである。なぜなら、継続的不法侵入の原則は、所有者の意図に反して何かを借りたが、後でそれを盗むつもりはなかったというシナリオに適用されるものだからである。その人は決して合法的に所有しているわけではないのです。ダンの具体的な意思表示は、銃を所持している時点では形成されていないので、窃盗罪は成立しない。

C. 横領のこと。横領は

i) **Fraudulent** : すなわち、不正行為。ここで、Dは、教会に銃を届けるはずであったが、銃を保管している。従って、銃が発見された時点で、彼は銃を不当に所持していることになる。

ii) 変換すること。これは、所有者（教会）の所有権を永久に奪う意図を意味します。これが大きな問題である。ダンは、銃を返したかったと警察に言っているが、彼が銃を永久に持ち続けるつもりだったという兆候はない。もしかしたら、彼はただちょっとだけ銃を持ってドライブしたかっただけかもしれない。この犯罪は特定目的犯罪なので、検察側は、ダンが主観的かつ

というのは、提出しないことを決めた時点で、その銃をずっと持っているつもりだったのです。重要なのは、盗むつもりで銃を保管した時点で、犯罪は完了したということです。後に返却の意思が芽生えたかどうかは関係ありません。検察側は、銃を持って車を走らせ、提出すべき時に提出しなかったという事実を指摘することができますが、これは役に立つかもしれませんが。"盗んだ"という供述もそうでしょう。これは裁判での争点になりますが、今のところ、せいぜい証明される程度にしか見えません。

iii) 他人の私物の女性は教会に銃を渡した。従って、その銃は教会の所有物である。

iv) 合法的に所持している人物によってダンは教会で働いていて、この場合、教会に銃を届けるのが彼の仕事だった。したがって、女性が彼に銃を渡したとき、彼はその銃を合法的に所持していたこととなります。彼女は、彼が教会の従業員であることから、教会に渡すつもりで渡したのです。教会は彼に寄付金を受け取り、教会に届けるという任務を課していました。従って、この所持は合法であった。これは、銀行の支店長が、数えるべきお金を盗むようなものです。

D. 結論：横領はあり得るが、検察が銃を盗む具体的な意図を証明できる場合のみであり、それは難しいだろう。

3. 一般的な結論。銃と供述（「私が盗んだ」）は認められる。横領は具体的な意図がある場合、その可能性が高い。

## ろんりせき

### 1. 抑制の申し立て

憲法修正第4条は、国家による不当な搜索や押収を禁止している。ミランダ対アリゾナ裁判では、「親権的尋問」の対象となる個人に対して、自己負罪から保護される権利を守るために警告を与えることが要求されている。これは明らかに州の行為なので、ここでの問題は、銃が不当な搜索または押収に従って押収されたかどうか、あるいは供述が親権者の取調べの文脈で得られたかどうかである。

### 排他的ルールと毒樹の果実の法理

除外規定は、裁判所が違法な搜索または押収に従って押収された証拠を除外することを要求しています。毒木の実法理はまた、合法的な捜査の結果として得られた証拠も、一定の例外を除いて排除しなければならないと規定している。除外規定はまた、ミランダに違反して得られた陳述の抑制を要求するが、毒木の実の原則はミランダには適用されない。ここで、銃が違法な搜索または押収中に押収された場合、または供述がミランダに違反して得られた場合、この証拠は抑圧されなければならない。

## 銃

### プライバシーへの期待

彼らは検索されている場所や財産のプライバシーの合理的な期待を持っているときに個人が検索または押収に挑戦する資格を持っています。個人が故意に何かを公衆に晒した場合、その人はもはやその搜索に異議を申し立てる資格を有しません。この場合、ダンは銃を自分の車の前席に置いた。窓ガラスが着色されていたかどうか、誰かが車の中を容易に見て、銃を見ることができたかどうかは、明らかではありません。しかし、通常、個人は自分の車の中や内容物に対してプライバシーを期待しているので、ダンはおそらく搜索に異議を唱える権利がある。合理的な人が自由に立ち去ることができない場合、押収にあたるであろう彼の身の拘束に異議を唱える資格があるのは確かである。

## 定期的なチェックポイント

定期的な飲酒検問は、非裁量的な方法で行われ、不合理な時間個人を拘束しない限り、憲法第4条の下での押収とはみなされない。このケースでは、検問所の警官がすべての車を停車させ、すべてのドライバーに途中で降りるよう求めていた。その結果、この検問所はダンや彼の車の押収ではなく、憲法修正第4条を含んではない。

## 同意

また、個人が捜索に同意している場合、捜索や押収は不合理ではありません。有効な同意は、故意かつ自発的になされたものでなければなりません。個人が有効に同意したかどうかは客観的に判断され、裁判所は合理的な警察官が、個人が捜索や押収に同意したと信じるかどうかを考慮します。このケースでは、警察官は手順を説明し、ダンさんが車から出るかどうかを尋ねました。その結果、ダンさんは手続きについて知らされていたようで、彼の同意は知っていたことになる。また、彼は「わかった」と言って車外に出たので、彼の同意は自発的なものであった。合理的な警察官であれば、これを有効な同意と見なすだろう。

## プレーンビュー

平見主義とは、警察官がその場所にいる権利を有する場合、平面にある物が犯罪の産物または道具であると信じるに足る理由があれば、その物を合法的に捜索または押収することができることを規定するものである。本件では、検問の性質とダンの同意に基づきダン車を停止させる権利を有していたため、前述の通り、警察官はその場にいる権利を有していた。このとき、拳銃は平然と所持していた。そこで、警察官は、ダンに対し、その銃は自分のものかどうか尋ねたところ、ダンさんは、盗まれたものであると答えました。このとき、警察官は銃に触れたり動かしたりしていなかったため、まだ捜索や押収はしていなかった。しかし、ダンさんが盗まれたものであると告白したとき、警察官がそれを押収する正当な理由が生じ、したがって、その押収は平見主義に基づき合法的であった。

仮にミランダ違反（後述）の状況で供述を引き出したとしても、毒木の原則はミランダには適用されないため、また、銃はありふれた場所にあったため、銃の押収は適法であった。

銃の押収を求めるダンの申し立ては失敗する可能性が高い。

### ステートメント

ミランダに違反して供述が得られるのは、個人が拘束されており、警官が最初に適切なミランダ警告を行うことなく、その個人を尋問している場合である。ここでは、警官がミランダ警告を行わなかったことは明らかなので、問題は、ダンが拘束されていたかどうか、ダンが銃を所有しているかどうかという警察官の質問が尋問に当たるかどうかということである。

### カストディ

個人は、その立場にある合理的な人が、その場を離れて拘束を終わらせる自由を感じない場合、ミランダの目的上、拘束されていることとなります。しかし、最高裁判所は、日常的な交通機関の停止は、ミランダの目的のための親権を構成しないと明確に判示している。したがって、この場合、日常的なセキュリティチェックポイントは、ミランダの目的上、拘禁とはみなされないでしょう。このテストは客観的なものであり、主観的なものではないので、ダンが選択の余地がないと考えたことは問題ではない。警察官がダンに同意するかどうか尋ねたとき、ダンの立場にある合理的な人は、この質問を、同意しない自由があることを示すと解釈することも可能であった。

ダンが供述をした時点では拘束されていなかったため、ミランダに違反した不法行為ではなく、認められる。

### 尋問

警察官は、その質問が犯罪につながる供述を引き出す可能性が合理的に高い場合に、個人を尋問しているとみなされる。ここで、警察官はダンに対して、彼が銃の所有者であるかどうかを尋ねました。この質問は、誰が銃の所有者であるかを判断するため

だけで、有罪の供述に導くためのものではなさそうです。 で

という質問に対して、ダンは単純に「はい」か「いいえ」で答えることを期待されていたのだろう。いいえ」の場合は、おそらく誰のものかを答えることが予想されただろう。警官の立場からすれば、この質問によって銃の盗難を自白させることは、おそらくありえないと思われたのでしょ

う。ダンが供述をした時に尋問を受けていなかったため、この理由でもミランダに違反して得られたものではありません。ダンの陳述書抑止の申し立ては、失敗する可能性が高い。

## 2. 有罪の可能性 窃盗の要素

窃盗とは、その財産の所有者または正当な所有者からその財産を永久に奪う意図を持って、他人の財産を奪ったり隠したりすることです。ここでの問題は、ダンが教会に属する財産を奪ったかどうか、そして教会から銃を永久に奪う意図があったかどうかです。

### 撮影

他人の財産の奪取は、被告人が他人の財産を物理的に移動させたり、自分の体に隠したりした場合に起こります。この場合、ダンが女性から銃を渡された時点では、その銃を所有する権利があったかもしれませんが、女性が銃を渡し、ダンに教会に渡してほしいと言った時点で、その銃は教会に帰属します。ダンが、教会に銃を渡すつもりであったかもしれないが、教会に渡さずに自分の車に置いた時点で、銃の奪取が発生したのである。彼が本を引き渡し、寄付について教会を誤解させた時、彼の所有権は継続せず、彼の行為は窃盗の第一要素を満たしている。

### 永久剥奪の意図

被告人は、財産の取得が行われた時点で、所有者または正当な占有者を永久に奪う意図を持っていた必要はない。永久に奪うという意図は、占有後に生じれば十分である。このケースでは、以下の点が明らかではありません。



ダンには永久に奪う意図があった教会に本だけを渡し、銃を自分の車に置いたということとは、銃を教会に渡すつもりはなかったと思われます。これは、永久に奪う意図を示す状況証拠であり、この要素の要件を満たすのに十分であると思われます。一方、彼は警官に「返すつもりだ」とも言っています。もし、彼が後で銃について気が変わっただけなら、これは無関係であり、もし彼が必要な意図を持っていたなら、これでも十分である。しかし、この供述は、彼が必要な意図を持っていなかったことを示す状況証拠となる可能性もあります。これは、陪審員が被告人の供述を信じるかどうかによって判断される問題です。

### 法律の間違い

ダンは自分が「銃を盗んだ」と信じているようだ。しかし、彼の行動の違法性についての彼の信念は重要ではありません。彼の供述は、彼が永久に奪う意図を持っていたかどうかを判断するためにのみ関連するだろう。なぜなら、実際には合法である違法行為を行ったと信じることは、その行為を違法とするものではないからである。

### 横領

横領は窃盗の一種であり、被告人がその時点で所有する権利を持っていた財産を奪うことである。したがって、たとえダンが当時銃を所有する権利を持っていたとしても、ダンは基本的な窃盗とは対照的に横領で有罪になる可能性があります。この有罪判決は、陪審員が、車に銃を置くことは、ダンが教会の財産を自分のものに変え、教会から永久にそれを奪うつもりであったことを示すのに十分であったと認めるかどうかにかかっているであろう。

ダンは所持する権利のない銃を持ち出し、状況証拠からその銃を教会から永久に奪うつもりだったことがわかるので、裁判では窃盗罪で有罪になる可能性が高いです。



カリフォルニア州弁護士会

入学課

180 Howard Street - San Francisco, California 94105-1639 - (415) 538 - 2303  
1149 South Hill Street - Los Angeles, California 90015-2299 - (213) 765 - 1500

## 2013年2月のエッセイ問題とその解答例

### カリフォルニア司法試験

本書は、2013年2月に実施されたカリフォルニア州司法試験の論文問題6問と、各問題に対する選択解答2問を収録したものです。

答えは、合格者が書いたもので、良好な成績を収めている。解答は著者が作成し、読みやすくするために綴りや句読点に若干の修正を加えた以外は、提出されたものをそのまま転記した。本書は、著者の了解を得て転載したものである。

<u>問題番号</u>	<u>内容</u>
1	刑事法および刑事訴訟法
2	プロフェッショナルの責任
3	レメディー
4	不法行為
5	民事訴訟法
6	ビジネス・アソシエーション

## 質問1

マックスは絵画を輸入している。長年にわたり、ヨーロッパの小さな美術館から盗まれた絵画を故意に購入し、転売してきたのだ。彼は3人の息子、アレン、バート、カールと共同で州Xでギャラリーを営んでいるが、自分の犯罪行為について彼らに話したことはない。しかし、息子たちはそれぞれ、多くの絵画が盗品であることを疑っている。

ある日、マックスとその息子たちはロンドンから送られてきた絵画を手を取った。マックスは、犯罪筋の一人であるテッドが最近盗んだ絵を、イギリスの小さな美術館から購入する手はずを整えていたのだ。

マックスは、拾った絵が盗まれたものだと信じていたが、その信念を皆に伝えることはなかった。

アレンも、この絵が盗まれたものだと信じていたが、その思いは通じなかった。

バートは絵画の盗難について知っていた。しかし、マックスの知らない間に、テッドがマックスに盗まれた絵のコピーを送り、盗まれた絵そのものは後で売るために保管しておくように手配していた。

カールは、マックスの取引に関する情報を法執行機関に定期的に売り込み、取引を継続することだけを目的に事業に参加し続けた。

マックス、アレン、バート、カールは有罪ですか？

(a) 盗品受領の共謀

(b) 盗まれた絵画の複製物に関する盗品の受領、および/または。

(c) 盗まれた絵画の複製品に関して、盗品受領の企てを行ったか？議論してください。

## 一問一答

### (a) マックス、アレン、バート、カールの盗品受取共同謀議に対する責任について

#### マックス

問題は、Maxが盗品受領の共同謀議に対して責任を負うかどうかです。

共謀は、(i) 違法な目的を達成する、または違法な手段で合法的な目的を達成するという明示または黙示の合意、(ii) 共謀に合意する意図、(iii) 違法な目的を達成する意図、(iv) 共謀の目的を推進するための明白な行為、を必要とします。

#### (i) 契約内容

マックスとその息子であるアレン、バート、カールのいずれとも、絵画が盗まれたものであるという明示的な合意はなかった。マックスは、ヨーロッパの小さな美術館から盗まれた絵画を故意に購入し転売しており、息子たちと共に州Xでギャラリーを運営しています。マックスは、自分の犯罪行為について彼らに話したことはなく、したがって、彼らが明示的に共謀を行うことに同意することはあり得なかった。しかし、マックスとテッドには合意がある。なぜなら、マックスは、彼の犯罪関係者の一人であるテッドが最近盗んだ絵画を買うように手配していたからである。

マックスと彼の息子たちの間には、彼らが合意していたことを示す状況や行為がないため、黙示の合意は存在しません。マックスは、息子たちが犯罪行為を行っていることを秘密にしていることに対して追加的な補償を受けることを確約したことはなく、共謀について明確な言葉を交わしていなくても、息子たちの誰かがマックスに理解を確認するような意思表示をしたことはない。ここで、息子たちはそれぞれ、多くの絵画が盗品であることを疑っていた。しかし、マックスは息子たちが気づいているかもしれないとは思っていなかった。マックスは、盗まれたと思われる絵画を手に入ったとき、その確信を他の者と共有することはなかった。

## **(ii) 共謀への同意の意思**

共謀罪の責任を負うためには、少なくとも2つの有罪の心がなければならない。少数派の司法権の下では、有罪の心が、他の非 有罪の心が共謀に同意する意思を有すると純粹に信じていれば、一方的な意思で十分である。マックスは、盗まれた絵画を扱っているという信念を他の者と共有しなかったので、共謀を行うことに同意する意図は存在しなかった。ここでは、バートは絵画の盗難に関する知識を共有しなかった。また、カールは、警察に情報を売ることのみを目的として事業に参加し続けていたため、同意の意思もなかった。したがって、多数決に基づくと、バートにもカールにも共謀に同意する意思はなかったと考えられる。少数説によれば、マックスがカールに違法行為を告げず、カールがマックスと情報を共有したことを示唆する事実もないため、やはり合意する意図はない。そもそもマックスとその息子たちの間には何の合意もなかったのですから、マックスには共謀を行うことに合意する意思はなかったのです。

マックスとテッドは、テッドが盗んだ絵画をマックスが引き取る段取りをしたことからわかるように、共謀に同意する意思を持つ。

## **(iii) 違法な目的を達成する意図**

目的を達成するための意図が必要であり、ここでは盗品受領の意図がそれにあたります。マックスは、ヨーロッパの小さな美術館から盗まれた絵画を故意に購入したので、盗品を受け取る意図がありました。

## **(iv) 目的達成のためのあからさまな行為**

目的を推進するための明白な行為が必要であり、それは単なる準備を含むものである。ここで、マックスは、盗まれた絵画と思われる絵を手にとったときに、明白な行為を行った。

マックスはテッドとの共謀で有罪になった。

## アレン

上記のルールを参照してください。

### **(i) 契約内容**

アレンは、多くの絵画が盗品であると疑い、テッドが盗んだものが盗品であると信じていたにもかかわらず、その信念を他人と共有しなかったため、共謀罪を犯す合意をしなかったのである。

### **(ii) 同意の意向**

アレンは、絵画が盗まれたかもしれないという確信を他のメンバーと共有していなかったため、共謀に同意するつもりはなかった。彼は、絵画が盗まれたことを他のメンバーからではなく、記事を読んで初めて知りました。

### **(iii) 目的達成のための意図**

アレンは、盗まれた絵画の受け取りを止めるために何もしなかったため、目的を達成する意図はあったかもしれない。

### **(iv) オーバーアクト**

ロンドンから送られた絵画を受け取ることが公然の行為である。

したがって、Allenは共謀罪の責任を負わない。

## バート

上記のルールを参照してください。

### **(i) 契約内容**

バートは、盗品であることを疑い、絵画について知っていたにもかかわらず、その知識を他の者と共有しなかったため、共謀を結ぶ合意はしていない。しかし、バートは、テッドがマックスに盗品のコピーを送り、盗まれた絵そのものを後で売るために保持するよう手配したため、テッドと共謀を結ぶ合意がある。

### **(ii) 同意の意向**

バートは、マックスに告げず、テッドがマックスに盗品の絵画のコピーを送り、盗品の絵画自体を後で販売するために保持するよう手配したことから、他の者と合意する意図はなかった。しかし、バートは、テッドが取引の相手方であり、マックスが盗まれた絵画を受け取るよう手配したことから、テッドと合意する意図があった。

### **(iii) 目的達成のための意図**

バートは絵画が盗品であることを知っており、後で都合の良い時に売って個人的な利益を得ようと思っていたため、目的達成の意図があったのです。

### **(iv) オーバーアクト**

ロンドンから絵を引き取りに行った時点で、あからさまな行為が行われた。

従って、BurtはTedとの共謀責任を負う。

## カール

上記のルールを参照してください。

### (i) 契約内容

カールは共謀を結ぶ合意はしていない。

### (ii) 同意の意向

マックスの議論でも述べたように、多数決裁判では、有罪の心が2つ必要であるため、カールは警察に情報を売るためだけに行動しており、実際に不法行為を行うわけではないので、合意の意思はないことになります。しかし、片務的アプローチでは、マックスの有罪の心は1つで十分であり、マックスは共謀罪が成立することになる。しかし、カールは、自ら同意する意思がないため、責任を負わないことになります。

### (iii) 目的達成のための意図

カールには財産を盗む意図はなく、警察に情報を売るために参加しているだけです。

### (i) オーバーアクト

ロンドンから絵が送られてきたときに、あからさまな行為が行われたのだ。

## 結論

共謀の合意がないため、どちらも互いに共謀罪の責任を負いませんが、**Burt**と**Max**は**Ted**と個別に合意した結果、共謀罪の責任を負います。



## (b) マックス、アレン、バート、カールの、盗まれた絵画のコピーに関する盗品受領の責任について

共謀者は、対象犯罪と共謀を促進するために行われた犯罪について責任を負います。上記のように、共謀の責任を負う者は、盗品等受領罪の責任を負うことになる。しかし、盗品の受領という対象犯罪は、盗まれた絵画の複製であるため、発生しない。よって、この時点では対象犯罪の責任はない。

盗品の受領には、(i) 盗品の受領または管理、(ii) 他人による個人資産の受領、(iii) その財産が犯罪を構成する方法で取得されたことを知りながら、(iv) 恒久的に奪う意図があること、が要求されます。

### マックス

マックスは、その財産が犯罪を構成する方法で入手されたものであることを知っていた。なぜなら、マックスは、彼の犯罪関係者の一人であるテッドが最近盗んだ絵画を購入するよう手配したからである。絵画は個人所有物であり、それは他人であるテッドによって盗まれたものです。彼の動機は盗まれた絵画を転売することであったため、永久に奪う意図があった。しかし、彼が受け取ったものは実は盗品ではなかったため、彼は実際に財産を受け取ったり、支配下に置いたりしたわけではない。従って、彼は責任を負わない。

### アレン

マックスと同じ理由で、アレンは実際に盗まれた絵画を受け取っていないため、責任はない。

### バート

マックスと同じ理由で、アレンは実際に盗まれた絵画を受け取っていないため、責任はない。

## カール

Maxと同じ理由で、Allenは実際に盗まれた絵画を受け取っていないので、責任はありません。さらに、カールは、警察が盗品を取り戻し、正当な所有者に返すことができるように、警察と協力していただけなので、永久に奪う意図はなかったのです。

## 結論

実際に盗品を受領または管理するようになった者はいないため、盗品の絵画の複製物について責任を負うことはできない。

## (c) マックス、アレン、バート、カールの、盗品のコピーに関する盗品受取未遂の責任について

未遂は、犯罪行為を達成する具体的な意図と、行為の実行の方向への実質的な一歩、または行為の実行に危険なほど接近していることが必要です。

## マックス

マックスは盗品を受け取る具体的な意図を持っていた。彼はその絵が盗まれたものであると信じていた。不合理な間違いでも、特定の意図は否定される。しかし、もし事実が彼が信じた通りであれば、それは犯罪であったので、彼の意図は否定されない。事実誤認は抗弁にならない。彼は、テッドから絵を拾ったとき、実質的なステップを犯した。

## アレン

また、アレンは、盗難に関する記事を読んだため、絵画が盗まれたと信じていた。たとえば、盗まれた絵が実際には盗まれていなかったとしても、事実誤認は抗弁にはならず

の行為は、事実が彼の信じたとおりであれば犯罪となったはずであり、したがって、彼は未遂の責任も負うことになります。

## バート

バートは絵画の盗難について知っていた。彼は盗まれた絵画を受け取る具体的な意図を持っていた。しかし、このコピーに関しては、彼は単なるコピーであることを手配し、マックスに後で売るために盗まれた絵を保持するように言っていた。したがって、この絵画の複製を手にしたとき、彼には盗品を受け取る具体的な意図はなかったのです。従って、彼は未遂の責任を負わない。

## カール

カールは、多くの絵画が盗品であることを疑っていた。しかし、彼は盗品を受け取る具体的な意図を持っていなかった。彼は警察と協力していただけなので、永久に奪うつもりはなかったのです。

## 結論

マックスとアレンには未遂の責任があるが、バートとカールにはない。

## だいいちぎ

### A. 盗品授受の共謀

共謀罪は、（1）違法または不正な目的を達成するための2人以上の合意、および（2）共謀を推進するために行われた明白な行為、を必要とします。多数決の下では、陰謀の当事者全員が違法または不正な目的を追求することに同意しなければなりません。少数決の下では、一人の参加者のみの同意で陰謀が成立します（例えば、一人の参加者が犯罪を犯すために共謀し、もう一人が潜入捜査官である状況においてなど）。明白な行為の要件については、違法な目的を推進するために共謀者が行ったほぼすべての行為で十分である。

共謀者は、別個の犯罪としての共謀と、違法な目的を推進するために共謀者が犯したすべての予見可能な犯罪の両方について責任を負う。共謀罪には合併の原則がないため、共謀罪とそれを推進するために行われた原罪の両方について有罪になる可能性がある。犯罪が違法な目的の結果として予見可能である限り、共謀者は、共謀を推進するために共謀者が犯した基礎的な犯罪に個人的に参加する必要はない。

本件では、M、A、B、Cの間には、Tが盗み、Tから取得した絵画を受け取るという明示または黙示の合意がなかった。共同謀議者間の合意は、書面である必要はなく、口頭で表明する必要もなく、状況に応じて行動や知識から黙示することが可能である。しかし、共謀責任が発生するためには、共謀の当事者間で、違法な目的を追求するという理解と心の交流があったことを示す何らかの証拠が必要である。ここで、Mは確かに盗品を受け取るという必要な知識と意図を持っていたが、その目的を推進するためにA、B、Cの合意を得るようなことはしていない。実際、Mは、自分が定期的に盗品売買を行っていることを息子たちに話したことはない。

ヨーロッパから盗まれた絵画を購入し、その絵画が盗まれたものであるという信念を共有することもなかった。また、A、B、Cの3人は、父の悪事を疑っていたというだけでは十分ではなく、その事実からも目を背けていたのである。さらに、A、B及びCは、父親の不正な活動を疑っていたという事実だけでは、そのような疑いや知識をMや互いに共有していなかったため、彼ら全員と父親の間にその共通の違法な目的を追求する暗黙の合意を形成するには十分ではない。また、Aは、絵画が盗品であると信じていたが（そして、彼らが拾った絵画は盗品である）、言動を通じてその信念を共有するようなことはしていないので、問題とはならない。BとCについても同様である。それぞれが独自に父親の活動を疑い、あるいは知っていたが、言葉や行動を通じて、M、A、B、C（あるいはそれらの下位組み合わせ）の間で盗品を受け取るという合意がなされたことを示唆するものは何もない。したがって、M、A、B、Cには、共謀罪は成立しない。

また、仮に合意の証拠が存在する場合、Cの役割は、共犯者間の合意を示すのに十分であるかどうか問題となる。前述のとおり、多数決の下では、すべての共謀者が違法な目的を追求することに合意していなければならない。したがって、Cが法執行機関への情報提供者であり、法執行機関との取引を継続することのみを目的として参加することは、当該目的を推進するための合意を破壊することになる。その結果、多数決の下では、この理由でも共謀は成立しないことになる。しかし、マイノリティールールでは、一人の参加者の合意で足りるので、Cの地位にかかわらず、その証拠が存在すれば、合意が成立することになる。

しかし、そのような合意の証拠が存在すれば、明白な行為の要件は満たされることになる。Tがロンドンから送った絵を4人で取りに行ったことは、共謀を促進するための明白な行為として適格であり、問題の目的を促進するほぼすべての行為が適格となる。

また、合意が存在した場合、Mとその息子たちには不可能の抗弁は通用しない。法的不能の抗弁は有効であるが（すなわち、もし、その目的である

しかし、ここでは、事実上の不可能性（つまり、盗まれた絵画を受け取ることを望んでいたが、実際には盗まれた絵画ではなく、複製品であったということ）が抗弁となるであろう。）事実上の不可能性は、一般的な犯罪の抗弁ではなく、共謀罪の抗弁でもないため、仮に合意の証拠があったとしても、彼らの有罪を妨げることはできない。

最後に、MとTは、盗まれた絵画を盗む及び/又は受け取るための共謀の罪を犯す可能性が十分にある。MとTは、TがMに盗品の絵画を販売することに合意し、Tは、共謀を促進するために複製を送付し、支払いの手配をする行為を行ったのである。同様に、BはTと共謀しており、Tから盗まれた絵画を受け取った場合、絵画の窃盗及び/又は受領、販売に関しても共謀責任を問われる可能性がある。

## **B. 盗品の受取りについて**

盗品等受領罪は、被告人が、（1）正当な所有者から不当に奪われた財産を、その真の所有者に返還しない意図で受領し、（2）問題の財産が正当な所有者から不当に奪われたことを知ることを要件としています。被告人の知識は、状況に応じて明示的にも黙示的にもなり、さらに、状況に応じて被告人が財産が盗まれたという事実を「故意に知らない」場合にも、知識の要件を満たすことができる。

しかし、この場合、M、A、B、Cが受け取った絵画は、実際には盗品ではない。したがって、コピーを受け取ったことを理由に盗品を受け取ったという罪は成立しない。しかし、Bが後にTから本当の盗品を受け取った場合には、本罪が成立する。しかし、Bは、複製を受け取ったことについては、複製が盗品でなかったという理由と、それが本件盗品でないことを知っていたため、盗品であることを知りながら故意に目をつぶっていたとは認められないという理由で、無罪となる。

M、A、B、Cは、上記のように、事実上の不可能性を主張することも可能である。しかし、本罪の疎明要素の1つは、財産が実際に盗品であることであり、本事実の下ではその要素は満たされないので、ここでこの抗弁を適用する必要はない。

Mとその息子たちが本物の盗品である絵画を受け取っていた場合、彼らの間で共謀の合意がなかったとしても、M、A、B、Cのそれぞれが本罪を犯すことになる。MとBは明らかに盗品であることを知っており、Aは記事からだと思っていたので、真正品を知っていて受け取ったことは（すぐに当局に返却したことがなければ）犯罪となる。Cは日頃からMに関する情報を当局に売っていたため、絵画が盗品であることも知っていた可能性が高い。したがって、もし彼らが真の絵画を受領していたならば、それぞれ盗品等受領罪が成立する。

### C. 盗品等受領の企て

未遂は特定故意犯である。この犯罪は、（1）被告人が犯罪の完成に向けて十分な行動をとること、（2）その犯罪を犯す明確な意思があることを要求している。被告人が未遂を構成するのに十分な行動をとったかどうかを判断するために使用する適切なテストについては、権威が分かれている。すべての裁判所が、犯罪の「単なる準備」は未遂責任を課すには不十分であることに同意しているが、いくつかの裁判所は、被告人が犯罪の実行に向けて実質的な一步を踏み出したことを要求している。他の裁判所では、代わりに、被告人が問題の基礎となる犯罪の実行に成功する危険なほど接近することを要求している。共謀罪と異なり、未遂罪は合併の原則に従う。つまり、被告人が実際に原罪を犯した場合、未遂は完成した犯罪に合併され、被告人は未遂と完成した犯罪の両方について責任を負うことはない。

MとA。この場合、Mは絵画が盗まれたことを知りながら、その複製を本物だと信じており、Aも絵画が盗まれたことを知りながら、この複製を本物だと信じていた。このように、MとAは、それぞれ盗品等收受罪を犯すことを具体的に意図していた。また、それぞれそのための実質的な一步を踏み出し、その結果

その絵の複製を手にするだけで、危ういところまで行った。しかし、**B**が父親や兄弟と汚い二股をかけたために、**M**と**A**はこの犯罪を成功させていただろう。したがって、**M**と**A**は、拾った絵が複製であることにかかわらず、それぞれ盗品等收受未遂罪を犯している。

**M**と**A**は、前述したように事実上の不可能性を主張する。しかし、事実上の不可能性は一般的な抗弁ではなく、また未遂の抗弁でもないため、この抗弁は失敗することになる。結局、**M**が誰かの財布を盗もうとしたが、その人が財布を家に忘れていた場合、それでも**M**は窃盗未遂の責任を負うことになる。このように、未遂責任に関してもそうである。

**B**: **B**は異なるケースを提示している。彼は、明らかに、犯罪を犯すために実質的な一歩を踏み出し、危険なまでに近づいたが、絵画の複製を取ることによって盗品を受け取るという犯罪を犯そうとする明確な意思は持っていなかったのである。実際、彼は、拾った絵画が複製であり、盗品でないことを知っていたので、具体的な意図を欠いていたのである。したがって、**B**は、このような状況下では、ロンドンから送られてきた絵画の複製を持ち去ったことによる盗品等收受未遂罪は成立しないであろう。上述の通り、**B**は他の行為、例えば、**T**が真の盗品の絵画を送った場合にそれを実際に受け取ったり、**T**との契約に基づいて真の盗品の絵画の売却代金を受け取ったりすることによって有罪となる可能性がある。

**C**: しかし、**C**は、自分が拾った絵画が盗品であると信じていたので、**M**や**A**同様、未遂で有罪になる。そのため、**M**や**A**と同様、未遂罪となる。**C**は、その協力の結果、訴追免除を得ることができるとは限らないが、免除が認められない限り、**M**、**A**とともに盗品受領未遂罪で有罪となる。





カリフォルニア州弁護士会  
司法試験委員会／入試事務局

---

180 Howard Street - San Francisco, CA 94105-1639 - (415) 538-2300  
845 S. Figueroa Street - Los Angeles, CA 90017-2515 - (213) 765-1500

## きじゅつもんだいととうごう

2014年7月カリフォルニ

ア州司法試験

本書は、2014年7月のカリフォルニア州司法試験の論文問題6問と、各問題の選択解答2問を収録しています。

答案には高いグレードが与えられ、一読して試験に合格した応募者が書いたものである。解答は、読みやすくするために綴りや句読点に若干の修正を加えた以外は、申請者が提出したものをそのまま作成した。著者の了解を得て、ここに転載する。

<u>質問番号</u>	<u>テーマ</u>
1.	契約/償還
2.	エビデンス
3.	企業団体／職業上の責任
4.	刑事法および刑事訴訟法
5.	信託／共有財産
6.	不法行為

## 質問4

ある夏の午後、プロール巡査は、ボタンを完全に閉めた厚手の冬用コートを着たダンが通りを走っているのを目撃した。プロール巡査はダンに止まるように命じました。ダンはそれに従いました。プロール巡査がダンの外衣をなで始めたとき、下からカーラジオが落ちました。プロール巡査はダンを逮捕し、警察署に連行した。

警察署でクエリ巡査はダンに会い、無線機について質問し始めた。ダンは、話したくないと述べました。クエリ巡査は、もしダンが黙秘を選ぶなら、ダンが協力的であることを地方検事に告げることができないと答えました。ダンは直ちにラジオを盗んだと自白しました。

ダンは窃盗で起訴された。彼はカルヴィンを弁護士として依頼した。彼はカルヴィンに、ラジオは贈り物としてもらったものだと言った。裁判で虚偽の証言をするつもりだと告げた。カルヴィンはダンに、絶対に証言させないようにすると告げた。

Calvinは、(1)ラジオを証拠として押収すること、(2)DanのQuery巡査に対する自白をミランダに基づいて裁判での使用を差し止めること、および、以下の命令を求める申し立てを行った。

(3) ダンが裁判で証言することを禁止すること。

裁判の1週間前に行われた申し立てに関する公聴会で、ダンは、カルヴィンの証言禁止命令の申し立てに対し、次のように述べた。"自分のことは自分でやりたい"と

1. 裁判所はCalvinの各申請に対してどのような裁定を下すべきですか？議論してください。
2. ダンの弁護依頼に対して、裁判所はどのような裁定を下すべきか？議論してください。

## 質問4：選択した回答a

### 1. カルバンの申し立てに対する裁定

ラジオを証拠として押収するための申し

立て 修正第4条の保護

修正第4条は、修正第14条を通じて州に組み込まれ、個人、家、私物の不当な捜索や押収から個人を保護するものである。押収は、個人の行動の自由が警官によって制限され、その人が警官の前から自由に離れることができないような場合に行われる。検索は、役員がそのような人の体の物理的な検索、人の家の検索、または盗聴を通じてプライベートな会話に盗聴として、個人がプライバシーの合理的な期待を持っている情報を収集するときに発生します。ただし、人が公道で話すなど公衆に開示するものにはプライバシーへの合理的期待がないため、警官が権利を有する場所にいる場合、その人の行動を観察したり、平然と見える範囲にある禁制品を特定したりすることができる。検索または押収に影響を与える合理性のための一般的な基準は、以下に説明するように、特定の状況でより少ない基準が適用されますが、正当な理由です。憲法修正第4条は一般的に、警察官が人を捜索する前に捜査令状を取得し、正当な理由の基準が満たされることを保証するために、逮捕の前に逮捕状を取得することを要求している。

テリー・ストップ

テリー最高裁判決によれば、警察官は正当な理由なしに個人を停止させ、捜索することができる。「テリー・ストップ」は、2つの条件が満たされた場合、憲法修正第4条に基づく合理的な捜査となる。まず、役員は、個人が人を停止するために犯罪行為に従事していることを、具体的かつ明確な事実に基づいて、合理的な疑いを持っている必要があります。その後、警察官はその人物に質問をすることができます。個人を捜索するためには、警察官は合理的な疑いを持たなければならない。

具体的かつ明確な事実に基づき、その人が武装している疑いがあること。相手が武装している場合、警官に危険が及ぶ可能性があるため、これは妥当なことである。

### 発作 (Seizure)

押収は、警官が容疑者の動きの自由を制限し、その人が警官の前から自由に離れられなくなる場合に起こります。裁判所は、警官の言葉遣いや口調、対決が行われた環境など、すべての状況を考慮します。しかし、単に物理的に狭い場所（バスなど）にいるだけでは、警官と人とのやりとりが差し押さえになることはありません。警官がその人に停止を命じた場合、その人が警官の指示に従い、その動きが実際に拘束されるまでは、差し押さえは発生しないのです。

ここで、プロール巡査は、ダンが通りを走っているときに停止するよう命じた。彼は、ダンに近づき、自発的に話をするように頼んだわけではありません。むしろ、「止まれ」と命令することは、合理的な人であれば、ダンが拒否すれば刑罰を受ける可能性があるように、ダンの動きを拘束する警察権力の行使であると解釈されるであろう。ダンは、プロールの命令に従い、実際に停止した。したがって、差し押さえが発生した。

### 停車のための合理的な疑い

Prowl巡査がダンを止める合理的な疑いを持っていた場合、Terryによる修正第4条のもと、ダンの押収は合理的であろう。修正第4条を満たすために、プロール巡査はダンが犯罪行為に関与しているという合理的な疑いを持たなければならない。これは単なる直感や、警官が信用する理由のない匿名の情報以上のものでなければならない。警官は、人を止める合理的な疑いを客観的に示す具体的な事実を特定することができなければならない。

ここで、ダンは夏の午後にボタンを完全に閉めた厚手の冬用コートを着て通りを走っていた。夏にそのようなコートを着ている人を見るのは客観的に珍しいことであり、徘徊者の経験から、人々は盗品や麻薬などの密輸品を隠すためにそのようなコートを使うのだらうと思われたのである。さらに、ダンは走っていた。コートを着ているからには、夏場は暑いはずで、運動のために走っていたとは考えにくい。

これらの事実を総合すると、ダンが客観的に不審な行動をとっていたことになるので、プロールにはダンを停車させる合理的な疑いがあった。

### 検索

検索は、警官が個人のプライバシーに対する合理的な期待を侵害したときに発生します。囚人や仮釈放者など、何らかの理由でプライバシーへの期待が低下していない限り、個人の身体は常にプライバシーへの合理的な期待を持つ領域である。ダンが仮釈放者あるいは保護観察中であることを示すものは何もない。したがって、徘徊巡査がダンの体をなでたとき、捜査が行われた。

### パトダウンを行うための合理的な疑惑

テリーの下では、プロールがダンを検索することは、ダンが武装しているという合理的な明確な疑いがあれば、合理的である。ダンの行動は客観的に疑わしいが、彼は何もしておらず、プロールがダンが実際に武装している可能性が客観的に高くなるような事前知識を持っていた形跡はない。プロールは、ダンに停止を命じた後、ダンと話すこともなく、直ちに身体検査を開始した。プロールは、ダンの厚手のコートには容易に武器が隠されていたはずであり、プロールの身体検査は自己防衛のためであったと主張するだろう。しかし、相手が武装していることを示唆する独立した事実に基づく身体検査は、逮捕後にのみ合理的である。ここでは、プロールが捜索を行ったとき、ダンは逮捕されていない。

**Prowl**による**Dan**の検索は、合理的で明確な疑いに基づいておらず、したがって**Dan**の憲法修正第4条の権利の侵害であった。

### 証拠の排除

個人の憲法修正第4条の権利に違反して押収された証拠は、一般に、その個人のその後の刑事訴追において除外される。除外規定は、警察官が憲法違反を犯すのを阻止するための抑止メカニズムとして機能する。最高裁判所が、除外規則の抑止効果が除外を正当化するには不十分すぎると結論付けた状況もあるが（ノックアンドアナウンス違反など）、そのような状況でも除外は可能である。

除外規定は、テリー・ストップの状況下で作動します。除外規定に従った違法捜査の結果として発見された禁制品は、証拠から除外されます。

ここでは、プロールがダンを不当に搜索したとき、ダンの憲法修正第4条の権利を侵害した。従って、裁判所は無線機の差し押さえを命じるべきである。

ダンの自白の抑圧の申し立て

#### 憲法修正第四条

まず、ダンは、修正第4条の違反が直接彼の自白につながったので、自白は、上述の「毒の木の実」の原則の下で除外されるべきであると主張するだろう。しかし、憲法修正第4条の除外規定は、供述ではなく、物的証拠を除外するために運用される。したがって、ダンの自白は、憲法修正第4条によって排除されることはないだろう。

#### 憲法修正第5条の保護

憲法修正第5条の自己負罪の権利は、被疑者が自らの刑罰上の利益に反する供述を強制されることから保護するものである。ミランダ最高裁は、この保護を解釈し、警察の手による親権的尋問を受ける個人に対し、警察の尋問の本質的な強制力を相殺するために、一定の警告を発しなければならないとした。

#### ミランダ警告

警察官は、被疑者が拘束尋問を受けると、被疑者一人一人に自分の権利について警告を与えなければなりません。警告は、黙秘権、弁護士への権利、そして彼が支払う余裕がない場合、弁護士が彼のために提供されることを容疑者に通知する必要があります。

#### カストディアル

尋問の際に警察の身柄拘束を受けていれば、「身柄拘束」の要素は満たされる。個人が逮捕されると、一般に次のように理解される。

警察に拘束されている場合逮捕前であっても、警察署などの正式な場で拘束され、いつでも自由に外出できることを知らされていない場合、被疑者は身柄拘束の対象となる可能性があります。被疑者が起訴されたり、告発されたりしなくても、拘禁の要素は満たされます。

ここでは、ダンが逮捕され、警察署に連れて行かれ、そこでクエリが尋問を開始した。ダンが正式な場において、実際に逮捕されたのだから、親告罪の要素は満たされている。

### 尋問

「尋問」の要素には、警察が実際に被告人に、証拠となるような返答につながる可能性が合理的に高い質問をすることが必要です。被疑者が水を飲みたいとか、快適かどうかといった質問は、尋問には当たらない。

ここでは、ダンが拘束された後、クエリはラジオについて具体的に質問を始めた。こうしてダンが尋問されることになった。

ここではミランダの両方の要素が満たされているので、クエリはダンにミランダ警告を読まなかったことにより、自己負罪に対する修正第5条の権利を侵害したことになる。

### ダンの「話したくない」という発言について

警官が被疑者にミランダ権を読み聞かせた後は、その権利の明示的な行使は厳格に尊重されなければならない。その後、警官は被疑者への尋問を停止しなければなりません。

ここでは、クエリはダンに自分の権利を読み聞かせるべきであった。ダンの「話したくない」という明確な発言は、おそらく黙秘権の行使として適格である。クエリは、ダンが黙秘権を明示的に行使した後もダンの尋問を続けたので、クエリはダンの修正第5条の権利に違反した。

### 憲法修正第5条に基づく陳述書の除外

修正第5条違反の救済措置は、不適切に取得された自白の除外です。しかし、一般的には、自白のあらゆる物理的な果実が対象となります。

自白でなされた供述に依拠して押収された証拠（禁制品の場所など）などは除外されません。さらに、被疑者が刑事事件で証言した場合にも、その供述を弾劾するために使用することができます。

ここで、ダンはラジオを盗んだと自白した。ダンの修正5条の権利が侵害されたので、この供述は検察側の立証から除外されるべきであるが、ダンを弾劾するために使用することは可能である。

### ボランタリネス

憲法修正第5条と第14条は、強制的な供述から個人を保護するものでもあります。供述は、それが非自発的になされた場合、強制される。非自発的な供述は、法的強制（大陪審での証言のための召喚状など）の結果、または身体的暴力、脅迫、自白すれば起訴しないという約束などの不適切な警察の戦術によってなされる可能性がある。カルヴィンは、任意性を理由に供述を抑圧するよう動かなかつたが、ダンは、任意性を理由に除外すれば、反対尋問でダンに対して供述が使用されるのを防ぐことができるので、そうすることが賢明であろう。

ここで、クエリはダンに対し、もし彼が供述を拒否した場合、「ダンが協力的であったと地方検事に言うことはできない」と言った。この発言は、その発言に基づいて起訴されないことをダンに明示的に約束したわけではないが、ダンは、クエリが、ダンが自白したかどうかに基づいて異なる刑罰結果を保証できることを示唆したと主張するだろう。クエリーは、自分が検察にできる供述を提案しただけで、検察が具体的にどう反応するかは分からないと言うだろう。

クエリは、ダンの刑罰結果が異なることを実際に約束したわけではないので、その発言は自発的になされた可能性が高い。

### 任意性を理由とする陳述書の排除

ダンの供述が強制的になされたものである場合、その供述自体は、弾劾を含め、あらゆる目的のために除外されるであろう。さらに、その陳述の物理的な成果も同様に除外されるであろう。したがって、ダンは裁判で証言することを望んでいるので、たとえこの主張が失敗する可能性があるとしても、供述が不随意であったことを主張するべきである。



## ダンの証言禁止を求める動議

### 被告人の証言権

各被告は、自身の裁判で証言する憲法上の権利を持っています。弁護士は、依頼人が証言台で嘘をつかないよう助言する職業倫理上の義務を負うが、依頼人がそうすることを阻止することはできない。ABAの権威によれば、弁護士は、依頼人が偽証するつもりであることを知った場合、代理人からの撤退を求めなければならない。その場合、裁判所は撤退の許可を与えることができるが、効率と正義のために弁護を継続する必要があると判断することもできる。

したがって、裁判所は、ダンの証言を阻止するためのカルヴィンの申し立てを却下すべきである。しかし、ABAの規則では、CalvinがDanの代理人から退くことを求めるのが適切であろう。

## 2. ダンの代理人依頼

### 憲法修正第6条の保護

憲法修正第6条の弁護士は、国家による起訴行為のすべての重要な段階において、弁護士によって代表される刑事被告人の権利を保護するものである。憲法修正第6条の権利は、被告人が拒否する能力がある場合、選択の弁護人への権利または表現の権利を拒否する権利を含む。

### 自己代表権

憲法修正第6条は、自己弁護の権利を含んでいます。裁判所は、被告人に能力がある場合、この権利を認めなければならない。

#### 裁判に耐えることができる能力

一般的な規則は、被告人が裁判を受ける能力がある場合、被告人は自分自身を弁護する能力があると判断されることです。裁判を受ける能力があるためには、被告人は自分に対する手続きの性質を理解し、手続きの結果を知っていなければなりません。

ここでは、ダンには能力に影響を与えるような精神的欠陥があることを示唆する事実はない。したがって、裁判を受ける能力を満たしている。

#### 自己表現能力

最高裁は、自己弁護の目的における能力は、被告人が法的に洗練されていることや、客観的に見て良い仕事をするができることを必要としないと述べている。裁判所は、ほとんどの被告人は、自己弁護よりも弁護士によってより良いサービスを受けることができると認識しているが、修正第6条の保証は、裁判所が被告人の行為が彼自身の最善の利益であると認めるかどうかにかかわらず、裁判所が被告人の自己弁護を認めることを要求している。

したがって、ダンは特別な法的知識や技能を有していないように見えるが、そのような知識は、憲法上の自己弁護権を発動するために必要ではない。従って、裁判所はダンの弁護を認めなければならない。

#### アドバイザー・カウンセラー

裁判所は、本人を支援するために顧問弁護士を付けることを要求することができます。顧問弁護士の役割は、法的助言と情報を被告に提供することですが、顧問弁護士は、特定の証人（被告以外）だけを呼び出すか、特定の証拠を提示することを選択するなど、任命または保持弁護士ができる戦略的決定を行うことは許可されていません。顧問弁護士の役割は、司法手続の整合性と効率性を保護するために、自己弁護する被告人のための保護層として機能します。

したがって、裁判所はダンの弁護を認めなければならないが、カルヴィンまたは他の弁護士をダンの顧問弁護士として指名することも可能である。

## 質問4：選択した回答B

1. 裁判所はCalvinの各申請に対してどのような判決を下すべきでしょうか。

(1) ラジオを証拠品として排除するル

ール

憲法修正第4条、第5条、または第6条の下で証拠が不法に入手された場合、その証拠は一般的に被告人に対しては容認されない。Mapp v. Ohioにおいて、最高裁判所は、排除規則が州に対して組み込まれると判示した。さらに、毒木の実の原則に基づき、政府が (i) 独立した根拠、(ii) 不可避な発見、または (iii) 自由意志の介在を証明できない限り、無効な捜査または自白の結果得られたすべての証拠も抑圧される。

憲法修正第4条 捜索と押収

憲法修正第4条は、人は不当な捜索や、人、家、書類、物品などの押収を受けないことを定めています。そのため、ダン（D）は、自分が不法に押収され、ラジオが無効な押収の成果として除外されなければならないことをうまく主張できるはずである。

(1) ステートアクション

憲法修正第4条は、国家の行為によってのみ発動される。したがって、憲法修正第4条が適用されるためには、州または連邦の警察官、あるいは市または州から代理を受けた民間人が行為者である必要がある。ここでは、プロール巡査（OP）は州の警察官であるように見えるので、州の行為の要件は満たされている。

(2) 捜索・押収

憲法修正第4条に基づく「押収」は、合理的な人がその出会いを自由に拒否することができないような出会いの状況である場合に発生します。憲法修正第4条の下での「捜索」は、Dが以下のような状況にある場合にのみ発生する。

搜索された場所や物に対して合理的なプライバシーの期待がある場合、または憲法で保護された領域に政府が侵入した場合。

差し押さえ。ここでは、DはOPから停止を命じられた。警察官は、人に話をする気があるかどうかを尋ねることができ、その時点では、人は断る自由があり、押収されることはありません。しかし、警察官が人に停止を命じた場合、警察官としての権限は、合理的な人が出会いを拒否する自由を感じないようなものである。したがって、Dは、停止を命じられ、実際に停止した時点で、OPに取り押さえられたことになる。

搜索を行う。ここでは、Dは路上での動きに対してプライバシーを合理的に期待することはできない。OPは好きなだけ彼の後を追うことができる。しかし、Dは、コートの下に隠して人目につかないようにしているものについては、プライバシーに対する合理的期待をもっています。通りに出るだけで、Dが持っているものすべてが「公」になるわけではありません。この場合、OPは憲法上保護される領域、すなわちDの身体にも侵入している。Dが着ていた外衣をなでることによって、OPはDに侵入し、憲法修正第4条に基づきDを搜索した。

したがって、この搜索と押収に憲法上の有効な根拠がない場合、その証拠は修正第4条に違反して入手されたものであり、抑圧されなければならない。

### (3) 保証の必要性

捜査や押収は、警察が令状を持っているか、令状要件の例外が適用されない限り、一般に不合理である。令状は、(i) 相当な理由、(ii) 搜索される人物と場所について具体的に記載されていなければならない。

(iii) 有効な方法で執行されること。令状が無効であるにもかかわらず、逮捕者が誠実にこれに依拠した場合、その令状が(i)依拠を不当とするほど相当の理由または特定性を欠いていない、(ii)判事の詐欺によって取得されていない、(iii) 判事が公平であった、のいずれかである限り、搜索または押収が支持されます。

したがって、令状要件の例外が適用されない限り、捜索および押収は違憲である。

#### (4) 保証の例外

テリー・ストップ警察官は、「明白な事実」に基づくD側の犯罪に対する合理的な疑いがあれば、最高裁のテリーの枠組みで、いわゆる「調査拘束」を行うことができます。

ここでは、ある夏の午後に、Dがボタンを完全に閉めた厚手の冬用コートを着て通りを走っていたという事実だけが示されている。夏であるにもかかわらず、Dが完全なボタンのついた冬物のコートを着ていたという事実は、確かに疑わしい。実際、合理的な人なら、そのようなコートを着る目的は、禁制品の証拠を隠すためであるとほぼ想定せざるを得ないだろう。夏のように外が暖かければ、コートは不要である。一方、Dは、サンフランシスコのように夏がかなり寒い場所に住んでいるかもしれませんし、Dが風邪をひいていたり、体が冷えていたりするかもしれませんし、Dがレスリングのようなスポーツイベントのために、無理に汗をかくトレーニングをしていたかもしれません。裁判所は、警官を見た後、警官から真逆さまに逃げることは合理的疑いを裏付けるのに十分な証拠であるとしたが、単に走ることは、追加の事実がなければ合理的疑いであるとされたことはない。

とはいえ、Dが道を走っていたこと、冬にボタンを完全に閉めたコートを着ていたことを考えると、裁判所は、警察官が犯罪の可能性を調査するためにDを短期間拘留する合理的な疑い（ただし、相当な理由ではない）があったと判断する可能性が高いと思われます。

テリー・サーチ明確な事実に基づいて犯罪性を合理的に疑った警察官は、Dが武装して危険であると信じる合理的な根拠があれば、Dのテリー・サーチを行うこともできる。テリー・サーチは以下の通りでなければならない。

Dの外衣の身体検査に限定され、武器の搜索に限定されなければならない。武器ではない証拠を取り除くためには、警察官は、他の証拠、例えば、薬物やカーステレオが違法であると信じるに足る理由が必要である。

ここでは、Dが武装して危険であるという現実的な証拠はない。彼はコートを着て走っていたので、上述のように、Dが何らかの窃盗犯罪を犯したばかりで、コートの中に禁制品を隠そうとしているという合理的な疑いを認めるには十分である。しかし、Dは、この時点で自分が武装していると信じる理由はないと主張するでしょう。OPは、Dが怪しいから武装していると思う、と単純に主張することはできません。一方、OPは、多くの窃盗犯罪は武器を持って行われるため、Dが武器を所持していたことは合理的であると裁判所を説得できるかもしれません。Dが実際には武器を所持していなかったとしても、この主張を崩すことはできません。これは微妙なところですが、裁判所はOPがここでテリー・サーチを行うことを許可する可能性が高いでしょう。

この場合、OPはDの外衣をなでただけなので、搜索の範囲は許容されると思われる。その際、カーラジオが落ちていた。カーラジオは武器ではないが、後述する平見主義により証拠能力が認められる可能性がある。いずれにせよ、搜索と押収自体は違憲ではない。

プレーンビューPlain Viewの原則は、(i) 警察が見ている場所にいる権利がある場合、(ii) 警察が証拠を見て、その証拠が禁制品であることが直ちに明らかである場合に適用される。ここでは、上述したように、OPはテリーに基づきDを停止させる権利を有しており、従って、Dのコートから落ちたラジオを見る場所にいる権利を有していた。さらに、OPにとって、カーラジオが禁制品であることは直ちに明らかであった。実際、Dは、夏にコートを着て、コートの中にカーラジオを隠しながら、通りを走っていた。ラジオは明らかに盗品であり、したがって、平見主義により証拠能力がある。

同意Dは、搜索・押収されない憲法上の権利を有するが、この権利は放棄の対象となる、すなわち、Dが同意すれば搜索・押収は不合理とはならない。

検索または押収。同意は知っていて自発的なものでなければなりません。ただし、その出会いを拒否する権利があることを知っていることは必要ありません。

ここで、**D**は、**OP**による押収にも捜索にも同意していたとみなされる可能性は低い。実際、前述したように、彼は押収されたのである。被告人は、押収された時点で同意したとみなされることはない。さらに、捜査への同意に関しても、**OP**は**D**の外衣をなで始めただけである。尋問に同意することは、捜索に同意することの範囲には含まれない。したがって、仮に**D**が尋問に同意したとみなされたとしても、捜索に同意したとはみなされない。いずれにせよ、**Terry**の下で捜索と押収は有効である。

## 結論

テリー・ストップ&フリスクの下で捜索と押収が有効であり、ラジオが**D**のコートから落ちてすぐ見えるところにあったことを考慮すると、ラジオの証拠は認められる。

## (2) 警官の質問に対するダンの自白の弾圧

憲法修正第5条は、人が自己に不利な証人となることを強制されないよう保護するものです。警察の身柄拘束による尋問には強制の危険が内在しているため、最高裁は、弾劾に使用されない限り、被告人の自白が被告人に対して認められる前に、被告人にミランダ警告を与えなければならないと判示している。

### ミランダ警告

ミランダは、**D**がいる場合に発動される。(i) 拘束されている、(ii) 尋問されている。

カストディ (**Custody**)。ミランダの目的上、拘置とは、合理的な人が自由に立ち去ることができない場所と定義されます。さらに、親権は、その状況が駅頭での尋問と同じように本質的に強制的な圧力を伴うかどうかを見て評価される。

ここで、Dは逮捕されて警察署に連行され、そこでクエリー巡査（OQ）と面会した。Dはその場を離れることができず、このような状況で合理的な人が自由に立ち去ることはできないでしょう。さらに、これは署内での尋問であり、ミランダが保護することを意図している固有の圧力は、ここでは頂点に達している。従って、Dは拘束されている。

尋問。尋問とは、合理的な警官が証拠となる回答を引き出す可能性があるとは判断するあらゆる質問と定義される。ここで、OQはDに無線機について質問していた。これは明らかに証拠となる反応を引き起こす可能性の高い質問である。したがって、Dは尋問されたことになる。

ミランダの両要素を満たしているので、Dはミランダ警告を受ける必要があった。OQは、Dに黙秘権があること、供述した内容は法廷で不利な証拠として用いられる可能性があること、弁護士を依頼する権利があること、弁護士を依頼する余裕がない場合は弁護士を選任してもらう権利があることを伝えるべきであった。Dは警告を受けなかったため、彼の自白は（彼を弾劾するために使用されない限り）彼に不利にならない。

#### ミランダの発動

Dは警告を受けなかったが、この場合、ミランダ権を行使しようとしたようにさえ見える。黙秘権を行使するためには、Dが明確かつ明白に行使の意思を示す必要がある。ここで、DはOQに対して「話したくない」と発言している。これは "remain silent" という言葉を使っていないかもしれないが、合理的な警察官は "not want[ing] to talk" が remain silent以外の何かを意味すると考えることはできないだろう。そう言った後、OQは彼に話すように強要しようとした。これは許されない。OQはDの要求を尊重し、話すのをやめなければならない。発した後に強要することで、後の自白はミランダに違反する。この場合、DはMirandizedでもなかったため、彼のことは関係ない。しかし、たとえDがミランダイズされていたとしても、OQが黙秘の要求を守らなかったという事実は、この供述を排除する別の根拠となる。



## 結論

自白は（弾劾の目的を除いて）抑圧されなければならない。したがって、裁判所は、弾劾のために使用することを条件として、その申立てを一部認めるべきである。

### (3) ダンの裁判での証言の禁止 憲法上の防

#### 御のための証言の権利

すべての被告人は、刑事裁判で自分の弁護をするために証言する憲法上の権利を持っています。この権利は、カルバン（C）が裁判所や専門家に対して負っているいかなる倫理的義務にも優先する。実際、Cも裁判所も、この状況でDが証言することを禁止することはできない。

[注：Cの適切な対応は、Dに虚偽の証言はできないことを伝え、正直に証言するよう説得することであつたらう。それが失敗した場合、Cは代理人業務からの撤退を試みるべきであつた。裁判所がそれを認めなかった場合、ABAの規定により、Cは法廷にその旨を伝え、法廷が必要な措置を取ることを認めるべきだつた。カリフォルニア州の規則では、開示は認められていない。むしろ、Cは、Dが虚偽の証言をしようとしていることを知る時点まで、Dに証言させ、尋問し、その時点で、Dの叙述による証言を認め、クロージングでは、決してDの叙述に頼らないようにすべきであつたのです。いかなる倫理規定と憲法の下でも、Dの証言の禁止は許されない]。

## 結論

裁判所は、刑事被告人には憲法上証言する権利があるとして、Dに証言を認める判決を下すべきである。裁判所は、虚偽の証言を是正するために、叙述的な証言を要求するなどの必要な措置を講じることができる。

2. ダンさんの代理人申請について、裁判所はどのように判断すべきでしょうか？

ファレッタ・モーション

刑事被告人が弁護人に代理される権利は、**Faretta**において、自己弁護の権利を必要とするとされた。**Faretta**の申し立てが適時になされ、被告人が自分を代表するのに十分な能力があると裁判所が判断した場合、裁判所は被告人の尊厳を尊重し、被告人が自分で選択し、自分を代表する権利を持つことを認める必要があるとしています。裁判所は、弁護を補助する（実際にはコントロールしない）バックアップ弁護士を任命することもできますが、それは憲法上必要ではありません。

能力最高裁は最近、被告人が裁判を受ける能力があっても、自分で弁護する能力がない場合があると判示した。

この場合、**D**が自分で弁護できるかどうかについては、ほとんど情報がない。彼は裁判を受ける能力があると判断されたようであり、少なくともこの時点ではそのような審理は行われていないようである。したがって、**D**が自分で弁護できないことを示す事実がなければ、**D**は裁判を受ける能力があるとみなされる可能性が高い。裁判官は、**D**が罪状と法的問題を理解することができたかどうかを確認しなければなりません。繰り返しますが、**D**がこれに対処できないことを示す事実は何もありません。裁判所はまた、**D**と**C**の間の問題にも注目し、これを**D**が自分で弁護できるようにするさらなる正当な理由として用いるだろう。

適時性。裁判所は、そうすることが事件の不当な遅延を引き起こす場合、被告人が自分自身を表現することを許可する必要はありません。要請は適時でなければなりません。

ここで、**D**は、弁護士が選任され、公判前の様々な申し立てがなされた後に、自ら弁護を依頼した。実際、この申し立ては公判のわずか1週間前に行われた。**D**の証言を認めるには、**D**自身に裁判の準備をする時間を余分に与える必要がありそうで、そうすると、裁判が延期されることになる。そうすると、証人の確保に支障をきたし、裁判所の効率や検察側の立証能力にも支障をきたす。また、**D**は、**C**が自分の弁論を許さないという事実から、同情を買うかもしれない。しかし、それはむしろ代執行する理由となる。

Dに弁護を依頼するよりもこの場合、Dは、直ちに裁判を行う用意があることを示す必要がある。いかなる種類の遅れも、裁判所が彼のFaretta申し立てを拒否するのに十分であろう。

#### 結論

Dには代理人としての能力があると思われるが、裁判の期日が申立日から1週間しかないこと、Dが裁判のために十分な準備をする時間が必要と思われることから、裁判所は時機に後れたものとして申立を却下するものと思われる。



カリフォルニア州弁護士会  
司法試験委員会／入試事務局

---

180 Howard Street - San Francisco, CA 94105-1639 - (415) 538-2300  
845 S. Figueroa Street - Los Angeles, CA 90017-2515 - (213) 765-1500

## きじゅつもんだいととうごう

**2015年7月カリフォルニ**

**ア州司法試験**

本書は、2015年7月のカリフォルニア州司法試験の論文問題6問と、各問題の厳選解答2問を収録しています。

答案には高いグレードが与えられ、一読して試験に合格した応募者が書いたものである。解答は、読みやすくするために綴りや句読点に若干の修正を加えた以外は、申請者が提出したものをそのまま作成した。著者の了解を得て、ここに転載する。

質問番号

テーマ

- |          |             |
|----------|-------------|
| 1.       | 民事訴訟法       |
| 2.不動産    |             |
| 3.       | 刑事法・刑事訴訟法   |
| 4.       | 共同財産        |
| 5.       | 企業団体／職業上の責任 |
| 6.憲法・不動産 |             |

## QUESTION 3

警察官のオーウェンは、ドーラが田舎の家で覚醒剤を売っているのではないかと直感した。そこでオーウェンは、麻薬探知犬を連れてドーラの家に行き、ドーラが帰るのを待った。

オーウェンはまず、麻薬探知犬をドーラの家周辺に散歩させた。彼の指示で犬はポーチに飛び乗り、玄関のドアを嗅いで、覚醒剤の存在を示した。

そして、家の裏に梯子をかけ、上まで登り、2階の寝室の窓を覗き込んだ。ベッドサイドに小さな箱が置いてあるのが見えたが、ラベルは読めなかった。双眼鏡でラベルを見ると、メタンフェタミンの原料が書かれていた。

オーウェンは車に戻り、ドーラが帰宅するのを見届けると、家に戻って開いた窓の下にしゃがみ込んだ。やがて彼は、ドーラが電話の相手に "数オンスのメタンフェタミンを売ってやる" と言っているのを耳にした。

ドーラは覚醒剤販売未遂で逮捕・起訴されました。

ドーラは、合衆国憲法修正第4条に基づき、(1) 麻薬探知犬の反応、(2) 小箱、(3) 耳にした会話の証拠隠滅を申し出ている。

それぞれの点について、裁判所はどのような判決を下すべきでしょうか。議論してください。

## 質問3：選択した回答a

米国憲法修正第4条は、修正第14条の適正手続き条項によって州に組み込まれ、市民を不当な捜査や押収から保護しています。捜索と押収の試金石は合理性である。つまり、捜索を行うには、警察官または国家の代理人が有効な捜索令状を持っていなければなりません。令状がない場合、有効な令状の例外が存在しない限り、捜索は不合理となる。

### 排他的ルール - 抑制の救済措置

憲法修正第4条に違反して押収された証拠は、裁判において抑圧される。さらに、**毒木の実**の原則に基づき、違法捜査の結果として集められたすべての証拠も、政府が違憲行為の汚点が十分に減衰したことを示さない限り、抑圧されることになる。

### ステートアクション

「捜索」には政府の行動が必要である。ここでは、オウエンは警察官である。したがって、この要件は満たされている。

### "検索"

捜査は、政府が物理的に人の人体、財産、物品に侵入する場合、または政府が人の「プライバシーの合理的期待」（REOP）に侵入する場合にのみ発生します。

Owen巡査が後述する活動のいずれについても令状を持っていた形跡がないため、彼の行動は「捜索」を構成し、有効な令状の例外が適用されない場合には不合理となる。

### 1. 犬の反応

ここでの争点は、玄関先での麻薬探知犬の使用が捜索にあたるかどうかである。

## 政府の動き

上述したように、憲法第4条は国家の行為によってのみ発動される。警察官による行動で十分である。ここでは、オウエンは警察官である。従って、国家の行為が存在する

## "検索"

捜査は、政府がプライバシーの合理的期待（REOP）を妨害する場合、または憲法上保護された空間（人、場所、物品）に物理的に侵入する場合に存在します。

## トレスパス理論

最高裁は最近、薬物の捜索を目的として自宅の玄関先に麻薬探知犬を連れてくることは、憲法修正第4条に基づく「捜索」であると判示した。玄関は通常、黙示の同意の原則の下に開かれているが、麻薬探知犬の使用はこの同意を超えるため、不法侵入にあたるというのである。（注：交通違反の取り締まりで麻薬探知犬を使用する場合とは異なり、憲法第4条の下で合理的とされる）。

ここで、Owenは麻薬の有無を確認する目的で、麻薬探知犬をポーチに連れてきた。その際、令状はなかった。ドーラはこれに同意していないので、これは憲法第4条のトレスパス理論に基づく捜索である。

## リアップ

ドーラは、憲法第4条のREOP理論に基づいて、これを捜索と主張することもできます。捜索とは、国家権力が人の合理的なプライバシーへの期待に侵入する場合に発生します。REOPは、人が主観的にプライバシーへの期待を持ち、その期待が客観的に合理的である場合に存在します。自分の家では常にREOPが存在する。ここでは、家はDoraのものであった。したがって、Doraは、麻薬探知犬に関して、人が自分の玄関にREOPを持っていると主張することができる。

政府は、玄関はREOPがない場所だと指摘するだろう。これは家宅捜索そのものではない。しかし、仮にそうだとした場合、Owenは犬も連れて、DoraのREOPがある敷地の中に入っている。

### カルチレッジとオープンフィールドの比較

カーティレッジとは、家のすぐ近くにあり、家の活動と密接に結びついた地域のことで、裁判所はそこにREOPが存在することを認めている。カービレッジでないエリアは「オープンフィールド」と呼ばれ、オープンフィールドにはREOPは存在しません。

政府は、玄関はcurtilageに含まれないと主張するでしょう。しかし、犬はそのすぐ隣の家も歩いている。これは裁判所がREOPを認めたcurtilageとみなされる可能性が高い。

### センサリー・エンハンスメント・テクノロジー

しかし、オープンフィールドであっても、一般市民が利用できない「感覚を高める技術」を使えば、政府の行為は「捜索」になる。ここで、麻薬探知犬はこのテストに合致する可能性がある（最高裁の複数意見はそう感じている）。したがって、たとえ野外で飼われていたとしても、麻薬探知犬の使用は捜査にあたることになる。

### 結論

令状なしに憲法上保護された区域に侵入したこと、またその代わりに、玄関の麻薬探知犬がドーラのREOPに違反したことから、裁判所は令状なしに「捜索」が行われたと判断し、犬の反応を示す証拠は抑圧されるべきであるとする。

## **2. 小箱**

この証拠の合法性は、捜査が行われたかどうか、そして令状の例外があったかどうかにかかっています。



## 政府の動き

政府の措置があった（上記のルール文参照）。

## "検索" - REOP

政府は、警官が野原にいて双眼鏡を使っただけなので、捜索は行われなかったと主張するだろう。ドーラは、警官が自宅の裏庭にいたことは、敷地内への侵入であると主張することでしょう。

## オープンフィールドとカービレッジの比較

上記のルールステートメントを参照してください。ドーラは、はしごが彼女の家に立てかけられていて、彼が窓をのぞいたので、警官は彼女の家の敷地にいたと主張するでしょう。彼は裏庭にいただけでなく、**2階**の窓を覗き込んでいたのです。裏庭で梯子を立てかけるなんてことは想定外ですから、これはオープンフィールドではありません。これは明らかにオープン・フィールドではなくカーテリッジです。

## センサリー・エンハンスメント・テクノロジー

また、ドーラは、たとえ政府が窓際にきちんといたとしても、双眼鏡の使用は捜索にあたりと主張するでしょう。政府は、この技術は一般に利用可能であるため、これは捜索ではないと主張するでしょう。

裁判所は、政府が、たとえ野外に立っていても、一般市民が利用できない感覚拡張技術を使用する場合、捜査が行われると判断している。例えば、熱を感知する技術を使うことがこれにあたる。ここでは、警官は一般に入手可能な双眼鏡を使用した。双眼鏡は容易に入手できるので、裁判所はおそらく、これだけではこの行為を捜索に変えないだろうと判断するだろう。

しかし、裁判所は、オーエンが敷地内にいたため、捜査が行われたと判断する可能性が高い。捜索である以上、令状の例外が適用されない限り、その証拠は抑圧されるべきです。

## プレーンビュー

政府は、たとえ捜査が行われたとしても、プレーンビューの例外により令状は必要なかったと主張するだろう。**Plain View**とは、警官が「ありふれた視界」にある証拠を発見した場合、令状は必要ないというものです。私たちは、（例えば、開いている窓のそばを歩くときなど）犯罪につながる行為に目をつぶることを警察に要求しているわけではありません。捜査がプレーンビューの範囲に入るためには、2つの要素が満たされなければならない。(1) 警察が合法的に観察した場所にいない限り、(2) 証拠の有罪を招く性質が容易に明らかでなければならない。

## 合法的にその場所にいる

ここで、ドーラは、警官が自宅の敷地にいることはあり得ないと主張するだろう。政府はまず、オーエンは単に敷地の中にいただけなので、その存在は合法であると主張する可能性がある（上記議論参照）。さらに、政府は、犬が玄関で反応したことが、警官が家をよく見るための正当な理由になったと主張することもできる。裁判所は、令状がなければ、2階の窓から侵入することは適切ではなかったと判断するでしょう。警官がこの家の近くに来るには令状が必要だったのです。従って、彼は合法的にここにいたわけではありません。

## 証拠の証拠性

警官が合法的にそこにいる場合、平野にある証拠と認定するには、その犯罪性が容易に明らかになる必要がある。ここでは、Owenが見た窓からは箱が読み取れず、箱にメタンフェタミンの原料が入っていることを確認するためには双眼鏡が必要であった。しかし、双眼鏡は一般に入手可能であるため、裁判所は、これが「明白」の要件を満たしていると判断することができる。一方、材料が入っていたことだけでは、その材料自体が違法なものでない限り、証拠能力がない可能性があります。裁判所は、この証拠には明らかに証拠となるようなものはないと判断することができます。

したがって、プレーンビューの原則は適用されません。

## 毒の木の実

毒木の実法理は、違法捜査の結果押収された証拠は、その違法性が減衰していない限り、抑圧されるものである。ここでは、たとえ明白な視界の例外が適用されるとしても、ドーラは、玄関先で麻薬探知犬を違法に使用した結果であるため、それを抑圧すべきであると主張することができます。政府は、汚点が減衰していると主張するだろう。

## 減衰量

毒の木の実は、違法性が減衰していることを政府が証明できれば、認めることができる。これは、違法行為と証拠の発見との間に十分な時間が経過している場合、証拠の独立した情報源がある場合、あるいは必然的に発見されたであろう場合に示されることが多い。

ここでは、ほとんど時間が経過していない。オーエンは犬を使うところから裏庭に行くところへ直行した。さらに、必然的な発見のための独立した出所や理由がない。したがって、この証拠は減衰によって救われることはなく、毒のある果実として抑圧されるべきものである。

## 結論

裁判所は、警官が家の周囲に入った時点で、その活動は搜索を構成し、警官が観察を行った場所に合法的にいなかったため、また、たとえいたとしても、証拠の有罪性が直ちに明らかにならなかったため、令状要件に対する平見例外は適用されないと判断することになる。従って、小箱の証拠は抑圧されるべきである。

## **3. 耳に残る会話**

### ステートアクション

上記のルールステートメントを参照してください。ここには国家の行動がある。

## "検索"

上記のルールステートメントを参照。検索の有無は、ドーラが窓を開けて会話することにプライバシーを合理的に期待できたかどうかにかかっている。

## 盗み聞き

一般的に、公共の場で行われる会話にはREOPはありません。また、プライベートで行われる他人との会話にもREOPはありません。理論は、1つは別の人に話すとき、あなたはその人が警察の情報提供者であるかもしれないというリスクを想定していることです。警察は電話を盗聴するために電子的な方法を使用することはできませんが、人が電話で聞いていないことをREOPがあるので、それはある。一般に、人が会話を盗み聞きすることにREOPはありません。裁判所は、警官が隣のアパートで耳にした会話を盗み聞きするために壁に耳を貼り付けた場合、検索がなかったことを開催しています。役員は感覚を高める技術、またはこれらの会話を耳にする盗聴を使用した場合、しかし、そこに検索されます。警察は電話を盗聴するために電子的な方法を使用することはできませんが、人が電話で聞いていないことをREOPがあるので、しかし、それはです。一般に、人が会話を盗み聞きすることにREOPは存在しない。

ここで、政府は、警官が被告人が有罪になるような発言をしているのを耳にただけなので、検索はなかったと主張するでしょう。彼女は窓を開けていて、通行人にも聞こえるような大きな声で話していたのです。供述が電話でなされたとしても、その会話は電子的な盗聴によって聞かされたわけではありません。また、感覚を高める技術も使用されていない。したがって、裁判所は、ドーラが外で耳にした会話にREOPはなかったと判断する。

## カルチェージ

ドーラは、オーエンが敷地内にいたから検索だと再び主張するだろう。しかし、裁判所は、単に他人の敷地にいるだけでは、カーティレッジにはならないと判断している。前庭の窓の下にいるのは、おそらく、家の親密な活動に十分に関連していないため、（裏から覗いているのに比べて）**curtilage**を構成することはできない。

2階の窓など)。私たちは日常的に、警官が家の中を歩き回ることを許可しています。

ここでは、オウエンは単に前庭と開いた窓の下にいただけである。警官が家の周囲を合理的に探索することは許されているこれはおそらく敷地内とは認められないでしょう。従って、裁判所はオウエンは開けた場所にいただけで、カーテリッジには該当しないと判断する。

### ワラントの例外？

もし裁判所が捜査が行われたと判断した場合、政府は令状の例外が適用されることを主張しなければならないだろう。令状の例外は適用されない。

### 毒の木の実／減衰量

ドーラは、毒の木の実として、とにかくこれを抑制すべきだと主張するでしょう。上記のルールステートメントを参照。政府は、先の捜査が違憲であったとしても、この証拠はOwenが前庭で立ち聞きして独自に発見したものであるから、抑圧されるべきではないと主張するかもしれない。彼の耳打ちは、麻薬探知犬とは何の関係もない。

しかし、先の捜査が違憲であり、その違法な捜査がなければオウエンは窓の前になかったと裁判所が認定すれば、犯罪性は十分に減衰しておらず、抑圧されるべきです。

### 結論

公共の場で耳にした会話にプライバシーを期待することはできないので、裁判所は、ここでは捜索はなかったと判断し、したがって、憲法修正第4条は関係ないとします。会話の証拠は抑圧されるべきではない。しかし、裁判所は、先の麻薬探知犬の違憲使用の成果として、それを抑圧すべきであると判断する可能性があります。

## 質問3：選択した回答B

Dora（以下、「D」）は、警察官Owen（以下、「O」）が行ったいくつかの疑わしい捜査手法により、メタンフェタミンを販売しようとした罪で逮捕、起訴されました。Dは、合衆国憲法修正第4条に基づき、証拠の抑圧を申し立てた。Doraは、かなり探索的な薬物（メス）に関与していたにもかかわらず、Owenによって彼女に対して得られたすべての証拠の抑圧に勝訴するものと思われます。

### 第四次修正規則

憲法修正第4条は不当な捜索や押収から保護し、憲法修正第14条のデュープロセス条項に従って州に対して組み込まれる。ここでは、麻薬犬の反応、双眼鏡で見つけた小さな箱、窓から聞こえた会話のすべてが、不当な捜査と除外規定に関する問題の引き金となる。

### 家庭におけるプライバシーへの期待

「捜索」とは、警察官や国家権力が、人がプライバシーを合理的に期待できる領域（例えば、自宅、自動車、所持しているバッグなど）に侵入することです。最高裁は、自宅は神聖な場所であり、人はプライバシーに対する期待を持ち続けるとしてきた。逆に、政府の捜査権限は国境で頂点に達する。ここで、事実は、Oが田舎にあるDの家で数回の捜索を行ったことを示している。従って、ドラのプライバシーに対する期待は、エリアサーチにおいて非常に高い。

### 不当な捜索・押収と排除のルール

一般的に、捜査は令状と正当な理由がなければ不当とされます。しかし、令状要件にはいくつかの例外が存在します（例：平野にある禁制品、平野で犯罪を犯している人）。例外が適用される場合、令状がなくても捜査は妥当とされる場合があります。しかし、例外が適用されない場合、違法な捜査や犯罪に関連する証拠を発見した場合、その証拠はすべて捜査の対象となります。

不当な捜査は、除外規定に基づき証拠から除外されるべきである。最後に、違法捜査がその後の有罪判決を招く証拠を発見した場合、その後に発見された証拠も「毒木の実」である証拠、すなわち最初の憲法第4条違反がなければ発見されなかったであろう証拠として除外される可能性がある。そのような後続の証拠が認められる唯一の方法は、その証拠の独立した情報源がある場合（違法捜査とは無関係）、またはその証拠が（違法捜査にもかかわらず）必然的に発見されたであろうという場合である。

以下では、前述の規則を適用していますが、再掲載はしていません。

### (1) 薬物探知犬の反応の証拠隠滅

#### 無保証

緊急事態（犯人の追跡、証拠隠滅）が発生しない限り、警察は家宅捜索を行うために令状が必要です。令状には、依頼した警官が相当な理由があると判断した事実が明確に記載され、中立的な判事によって承認されなければならない。ここで、事実は、OがDの家を調査する前に令状を取得したことを示さない。従って、捜索は推定上不合理であり、憲法修正第4条に違反する。

#### 推定される原因

事実は、OがDがメタンフェタミンを売っているかもしれないという「直感」でドーラの家に行き、さらにOが麻薬探知犬を連れてきたことを示している。最高裁は、相当な理由とは、決定的である必要はないが、「直感以上」でなければならないと判示した。その代わりに、犯罪行為が進行中である可能性が高いという「合理的で明確な疑い」に基づくものでなければならない。Oの直感が何に基づいていたかを示す事実がない（令状申請書にも記載されていない）ので、相当な理由の要件は満たされていない。

### 許されない犬の搜索

上記のように、搜索は、人が憲法上プライバシーを期待できる領域に警察が侵入する場合に行われる。最高裁は、人は自宅とその周囲の敷地の両方においてプライバシーに対する期待を有すると判示し、麻薬探知犬の使用は搜索に当たると判断している。したがって、犬の搜索は、自動車の文脈では（不合理な遅延がないと仮定して）許されるが、令状または相当な理由なしに家宅搜索の文脈でそのような搜索は許されるものではない。

ここで、Oが犬を散歩させたのは、「ドーラの家の周り」である。Oがドーラの敷地に入らないようにすれば、憲法修正第4条違反はないだろう。例えば、縁石に置かれたドーラのゴミの匂いを嗅がせることができる。さらに、Dの家は「田舎」にあるので、OがDの敷地の周囲の空き地を搜索する権利もあるかもしれない。そのような空き地には、住宅と同じプライバシー利益がないのだから。しかし、事実によれば、Oが犬にポーチに飛び上がるよう指示し、犬が玄関のドアを嗅いだところ、覚醒剤の存在を示した。

これは明らかに憲法修正第4条に基づく搜索にあたる。Oは犬をDoraの実際の住居の近くに連れてきて、犬にポーチに飛び乗るように命じた（厳密には不法侵入-裁判所は最近GPSカー事件で搜索を判断する一つ的手段であるとした）。このように、ドーラのプライバシー権や財産権を侵害し、令状や特定できる相当の理由もなく搜索を行ったため、麻薬犬の反応は違憲の搜索となったのである。

除外規定に基づき、麻薬犬の反応は証拠として認めることはできない。

### 同意も例外もない

なお、警察官が搜索に同意した場合は、令状や相当な理由は必要ありません。その場合でも、捜査は同意の程度によって範囲が限定される。ここでは、Owenが「（Doraが）立ち去るまで待った」という事実が明確に示されている。



犬による捜索を開始する前に従って、同意がないことは明らかであり、適用されない。同様に、Oが猛追していたことや、証拠隠滅の危険があったことを示す事実は何もなく、それどころか、Dが家を出たときには誰も家にいなかったようである。

## (2) 小箱の証拠隠滅

オーエンは、Dの家の裏側に梯子を立て、上まで登り、2階の寝室の窓を覗き込みました。ベッドサイドテーブルに置かれた小さな箱に読めないラベルが貼られているのを見て、Oは双眼鏡を使い、記載されている材料からメタンフェタミンの製造が可能であると判断した。

### 不当な令状なし捜査

上述の通り、Oには正当な理由も令状もなく、従って合法的に敷地内にいたわけでもない。梯子を使用し、家に立てかけた行為は、（梯子が彼のものかドラのものかにかかわらず）ドラの家に対する財産権の侵害であり、その後、梯子による有利な立場から窓を覗くことにより、事実上の捜索を行ったことになる。上述の事実と同様に、OがDの家に物理的に入らなかったという事実は、裁判所が不当な捜索を認定する妨げにはならない。ここでは、ドーラの財産的利益（自宅に対して梯子を設置させないこと）とプライバシー利益（自宅に設置した梯子から2階の窓を警官が覗き見しないこと）の両方が侵害されたことになる。したがって、前述のように、令状も相当な理由も存在しなかったもので、捜索は違憲である。

犬の捜索は、相当な理由または緊急事態を生じなかった 検察は、犬の吠え声に続いて、警官が覚せい剤を含む家に関して相当な理由を持っていたと主張することができる。たとえそうであっても、令状要件の例外は適用されないので、捜査は憲法上許されないままである。前述のように、ドーラはその家におらず、他の誰かがその家にいたことを示す事実もない。さらに、ドーラは、警官が自分の土地にいることを知らないようである（そうでなければ、彼女はメタンフェタミンについて大声でしゃべることはないだろう）。

窓を開けての麻薬取引)。したがって、仮に犬の嗅覚が違法でなかったとしても、令状がないため、プライバシーへの期待が最も高いDの自宅をOが搜索することは不可能である。

### 双眼鏡検索

一般的なルールとして、法執行機関によるテクノロジーの使用は、本来、警察の行動を搜索に変えるものではありません。しかし、一般に広く普及していない技術を警察が使用した場合、財産に対する人の物理的利益が侵害されていなくても、搜索になることがある（比較：赤外線カメラと双眼鏡の比較）。ここで、警察官は、枕元の小箱の成分を読み取るために、双眼鏡を使ってDの窓を覗いた。双眼鏡を使うこと自体は問題ないように思われる。

しかし、上記の理由により、Oは、許されない搜索（家の裏側に梯子をかける）を行うことによって、Dの窓から箱を覗く必要性を判断できるようになったに過ぎない。したがって、Oの「搜索」、すなわち双眼鏡を使用して箱の中の成分を読み取ること、およびその後その情報を発見することは、違法な搜索、または最初の違法な搜索の果実のいずれかに該当する。従って、この証拠も除外されるべきである。

注：オフィサーがドーラの敷地外の木からドーラの窓を覗いた場合、警察はそのような捜査は許され、"plain view"の範囲内であると主張するかもしれない。しかし、最高裁が自宅における人のプライバシーへの期待を尊重していることを考えると、これは疑問である。

### **(3) 窓を開けての会話聴取の証拠隠滅**

Dが帰宅した後、Oは「家に戻り、開いている窓の下にしゃがみ込んだ」。その後、Dが電話の相手に対して、以下のような証拠になるような発言をするのを聞いた。

は数オンスのメタンフェタミンを販売することができた。これは、提出された3つの証拠に関して、最も近い判定です。

ドーラは自宅で発言しており、プライバシーへの期待はあるが、一方で、(1) 他の回線にいる人に発言していること、(2) 窓が開いていたことが事実として示されている。警察は、一般に、令状なしに捜査の手段として盗聴を行うことはできないが、人は、第三者に情報を開示する場合には、そのリスクを負うと言われている。したがって、相手方の人物を証人として得て、耳にした会話を紹介すれば、憲法上の問題は生じない（ただし、Oがその通話を知ったのは、違法となりうる捜査によってであり、その捜査がなければ発見されなかったであろうということを除く）。いずれにせよ、発言が第三者に対してなされたことで、ドーラのプライバシーへの期待は若干低下する。

第二の重要な事実、ドーラの窓が開いていたことである。オフィサーは、窓が開いていたことで、ドーラは自分の会話が聞かれるリスクを想定していた可能性が高いと主張するでしょう。従って、オフィサーは、許されない捜査は行われなかったと主張するだろう。しかし、ドーラは、彼女は「田舎」に住んでおり、家は離れていて、人の往来も少ないと主張するだろう。したがって、彼女のプライバシーに対する期待は、窓が開いていることによって変化することはないと言うだろう。さらに、ドーラは、警官が意図的に「開いた窓の下にしゃがんだ」ため、物理的に彼女の敷地に入り、その存在を隠すことによって違法な捜索を行ったと主張することでしょう。最後に、ドーラは、2および3で述べた違法な捜査がなければ、警官は彼女の家に戻ることもさえなかったと主張することになる。

最初の2回の違法捜査とその後の警官による奇策が明らかに違反であることから、ドーラは、違法捜査の成果として、あるいは毒の木の実として、この証拠の排除に再び勝訴することができるだろう（たとえ捜査が行われなかったとしても、最初の違法捜査がなければOは窓に戻ることはなかったのだから）。



カリフォルニア州弁護士会  
司法試験委員会／入試事務局

---

180 Howard Street - San Francisco, CA 94105-1639 - (415) 538-2300  
845 S. Figueroa Street - Los Angeles, CA 90017-2515 - (213) 765-1500

きじゅつもんだいととうごう

**2017年2月カリフォルニア州司**

**法試験**

本書は、2017年2月のカリフォルニア州司法試験の小論文問題6問と、各問題の厳選解答2問を収録しています。

答案には高いグレードが与えられ、一読して試験に合格した応募者が書いたものである。解答は、読みやすくするために綴りや句読点に若干の修正を加えた以外は、申請者が提出したものをそのまま作成した。著者の了解を得て、ここに転載する。

<u>質問番号</u>	<u>課題</u>
1.	遺言書
2.	救済措置／不法行為
3.	エビデンス
4.	事業者団体
5.	プロフェッショナルの責任
6.	刑事法・刑事訴訟法

## QUESTION 6

デビーが夫のカールを殺す殺し屋を探すために、アイヴァンに2000ドルを提供したと、信頼できないことが多い情報屋のアイヴァンは、刑事のアランに話した。

その情報に基づいて、AlanはDebbieの逮捕状を取った。その令状を裏付ける宣誓供述書の中で、AlanはIvanが信頼できないことを知っていたにもかかわらず、Ivanを「信頼できる情報提供者」と表現した。

Aランは逮捕状を潜入捜査官のボブに渡し、ボブにデビーと接触し、殺し屋のふりをするように言った。

ボブはデビーに電話をかけ、自分はアイヴァンの友人で殺しを請け負うことができると話し、近所のバーで会う約束をした。二人が会うと、次のような会話が交わされた。

**Bob:** ご主人を殺してくれる人を探しているそうですね。

デビー：していましたが、今はリスクが高すぎると思っています。考えを改めました。

**Bob:** そんな馬鹿な。全然危険じゃないですよ。5000ドルでやりますから、完璧なアリバイを作ってください。

デビー：悪い値段じゃないですね。考えさせてください。

**Bob:** 今しかないんです。

デビー： かしよう 頭金を200ドルもうちよつと考えたいんだ。まだ自信がないんだ。

デビーがボブに200ドルを渡して立ち去ろうとしたとき、ボブは警察官と名乗り、彼女を逮捕しました。彼は彼女に手錠をかけ、身体検査を行い、白い粉末状の物質が入った透明な小瓶を彼女の前ポケットから見つけました。ボブはこう述べた。「さて、さて。何を見つけたんだい？"デビーは「コカインです」と答えました。私は今、本当に困っているんだと思います"と答えました。

デビーは殺人教唆とコカイン所持の罪で起訴されました。

1. 以下の申し立てについて、裁判長はどのように裁定すべきでしょうか。
  - a) 憲法修正第4条に基づきコカインを押収すること？議論してください。
  - b) デビーの逮捕後の供述をミランダの下で抑圧するには？議論してください。
2. デビーは裁判でおとり捜査の抗弁に勝てる可能性がありますか？議論してください。

## 質問6：選択した回答a

### コカイン抑制

憲法修正第4条は不当な搜索や押収を禁止しており、憲法修正第14条の適正手続条項を通じて州に対して組み込まれている。国家権力者による捜査が有効であるためには、中立的な判事によって出された有効な令状、または令状要件の例外に従って行われる必要がある。この場合、デビーを逮捕し搜索したボブは潜入捜査官であり、したがって国家行為者であるため、彼の搜索は憲法修正第4条に準拠する必要があったのである。

BobはDebbieを搜索するための令状を持っていなかった。事実関係では、アランは逮捕状を取得しましたが、搜索のための特別な令状はありませんでした。とはいえ、有効な逮捕に基づき、警察は被逮捕者の身辺とその翼の範囲内にあるものを含めて搜索することができる。このような検索は、役員の安全を保護し、被逮捕者がリーチを持つ任意の証拠を破壊しないことを確認するための両方が意図されています。搜索は逮捕と同じ時間、同じ場所でなければなりません。このケースでは、BobはDebbieの身の回り、つまり彼女のフロントポケットから白い粉状の物質を逮捕と同時に見つけたので、逮捕が合法である限り、搜索は合法であったこととなります。

### 有効な捜査令状は？

逮捕の根拠としてまず考えられるのは、アランが取得した逮捕状である。憲法修正第4条は、令状には搜索される場所と押収される人または物が具体的に記述されていなければならないと定めている。アランが取得した令状は、「押収」すなわち逮捕される者としてデビーを挙げていたので、この要件を満たしているように見えた。

とはいえ、令状は正当な理由に基づくものでなければならず、それは、公正な

捜索された場所に禁制品やその他の犯罪の証拠があること、および逮捕された人が実際に疑われている犯罪を犯したことの蓋然性があること。この場合、逮捕状は正当な理由によって支えられていなかった。それは、しばしば信頼できないことが証明されていた情報提供者であるアイヴァンのたった1回の供述に基づくものであった。相当な理由とは、状況を総合的に検討することによって決定される。それぞれの判断は、必然的に非常に個別的であるが、信頼性の低い一人の情報提供者の発言だけでは、相当な理由という要件を満たすことはできない。裁判所は、匿名の情報提供者からの情報提供は、相当な理由に関連するものの、それ自体では相当な理由を立証できないと判断している。信頼できない情報提供者からの情報は、匿名の情報提供者からの情報よりも信頼できないので、アイヴァンの供述は逮捕の正当な理由とならない。

### グッドフェイスの例外？

それにもかかわらず、警官が善意で令状に依拠した場合、つまり、警官が令状に相当な理由がないことを知らなかった場合は、無効な令状に依拠することができる。(i)令状は、その表面上、合理的な警官がそれを信頼しないほど正当な理由に欠けている、(ii)令状は、その表面上、合理的な警官がそれを信頼しないほど特定性に欠けている、(iii)宣誓官は、令状の発行に際して判事を欺いた、(iv)判事は令状の目的に対して非常に偏見があり、すべての中立性を放棄したといえる場合、のいずれかが当てはまる場合にはこの例外は適用されません。

ここでは、令状は表面上、おそらく正当な理由によってサポートされているように見えた。AlanはIvanが信頼できる情報提供者であると判事に伝えており、信頼できる情報提供者からの情報提供は、正当な理由を立証するのに十分である。したがって、アランが令状を渡した後、令状を執行したボブは、令状要件の最初の2つの例外から外れることになる。しかし、3番目の例外は明らかに適用される。Alanは、Ivanが信頼できる情報提供者であると言って判事を欺いたが、実際にはIvanはしばしば信頼できないことが証明されていた。警察は、欺瞞によって令状を取得し、その後、欺瞞を知らない警官に善意の例外を利用させることはできない。

を実行した。したがって、デビーの逮捕は、令状要件の善意による例外の下では許されない。

### 令状なしの逮捕は有効か？

警察は、家にある証拠が隠滅されると信じるに足る理由があるか、容疑者の追跡が15分以内であるような、消えやすい証拠を追跡している場合を除いて、家やその他の私的な場所で逮捕を行うにはほとんど常に令状が必要です。とはいえ、ボブはデビーを個人の家で逮捕したのではなく、会う約束をしていた近所のバーで逮捕したのです。警察は、一般に、人が犯罪を犯したばかりであると信じるに足る理由があれば、いつでも公共の場で令状なしの逮捕を行うことができる。従って、**Bob**による**Debbie**の令状なしの逮捕の有効性は、**Bob**が**Debbie**が犯罪を犯したばかりであると信じるに足る根拠があったかどうかにかかっているのである。

ボブは実際、正当な理由を持っていた。その数秒前、デビーは殺人を犯すための頭金として彼に**200**ドルを支払っていたのだ。このことは、少なくとも、デビーが犯罪を犯したと考えるに足る十分な根拠を彼に与えたのである。殺人とは、故意に悪意を持って他人を殺害することです。ほとんどの州では、計画的な殺人は第一級殺人ですが、人命に対する不当に高いリスクに対して無謀な無関心で行動することによっても殺人は行われます。殺し屋を雇うことは、おそらく前者の基準を満たし、後者の基準も確実に満たす。デビーがボブに金を払ったとき、間違いなく勧誘を行った。人は、他人に実質的な犯罪を犯すよう促し、要求し、あるいは金を払った場合、勧誘の罪に問われる。ボブに前金を払うことで、デビーは間違いなく、彼が夫であるカールを殺害することを勧誘していた。彼女はボブの目の前でこの犯罪を犯したばかりだったので、ボブにはデビーを逮捕する正当な理由があった。したがって、この逮捕は合法的であった。

デビーは、ボブにカールを殺してほしいとはまだ思っていないし、考える時間が必要だとはっきり言ったので、ボブの前では実際には勧誘を行わなかったと主張するかもしれない。この弁護が以下のような場合に有効であるかは明らかではない。



というのも、デビーはまだ犯罪を犯すという約束を守るための対価としてお金を支払っていたからです。ボブは、彼に殺人を犯してほしければ、今すぐ金を払え、さもなければ絶対に払わないと言い、彼女は全額ではないにせよ、彼に金を払ったのである。とはいえ、デビーが裁判でこの議論に勝つかもしいないことは問題ではない。なぜなら、逮捕に必要なのは正当な理由、つまり、やはりその人物が実質的な犯罪を犯したという公正な蓋然性だけだからだ。ヒットマンに金を払うことで、デビーは少なくとも勧誘を行った可能性があり、そのため逮捕は合法的であった。

さらに、ボブには、デビーがアイバンに2000ドルを提供して夫を殺す殺し屋を見つけるよう勧誘したと考える相当な理由があった。アイヴァンの信頼できない証言だけでは正当な理由が成立しないかもしれないが、デビーは「そうだった」と言い、「悪い値段じゃない」とボブの申し出に関心を示し、最終的に200ドルを提供して申し出を継続させることで、彼の報告を裏付けた。この先の勧誘も、正当な理由の源となり得る。

前述したように、捜索は有効な逮捕に付随して行われることがあります。時間と場所が同時であれば、警官は逮捕者の身辺とその翼の中にあるすべてのものを捜索することができる。Bobの捜索は逮捕の時と場所であり、Debbieの身辺を越えてはいない。したがって、それは逮捕に基づく合法的な捜索であった。このような捜査が行われれば、たとえそれが逮捕されたのと同じ犯罪の証拠でなくても、見つかった証拠は抑圧の対象とはならない。したがって、白い粉はDebbieが逮捕された犯罪の証拠ではなかったが、Debbieが逮捕された犯罪の証拠となった。

- 殺人の勧誘 - 抑制の対象にはならない。

したがって、裁判官は、コカインを抑圧するためのデビーの申し立てを却下すべきです。

## 逮捕後の供述抑圧

一方、Debbieの逮捕後の供述は、弾圧の対象となる。憲法修正第5条（およびそれを実施するミランダ事件）の自己免責条項、第14条のデュープロセス条項によって州に対して組み込まれたものである。

憲法修正案では、警察は、親告罪の取調べを開始する前に、黙秘権と弁護士を要求する権利について警告しなければならない。警告は逐語的である必要はないが、(1) 黙秘権があること、(2) 発言は裁判で不利になることがあること、(3) 弁護士と話す権利があること、(4) 弁護士を雇えない場合は、弁護士が用意されること、などを伝えなければならない。これらの警告のきっかけは、親告罪の取調べである。合理的な人が自由に立ち去ることができず、日常的な自動車停止やテラー・ストップのように比較的短時間の拘束でないと予想される場合、そのやりとりは「親権的」と言える。相互作用が親権的であるかどうかのもう一つのテストは、駅での尋問と同じ本質的に強制的な圧力を与えるかどうかである。警察が、犯罪につながるような反応を引き出す可能性があるを知っている、あるいは知っているべき方法で行動する場合は、いつでもそのやりとりは「取調べ」となる。この可能性が存在する限り、警察は実際に正式な尋問を行う必要はありません。被疑者のミランダ権侵害は、有罪を示唆する供述を抑制する根拠となるが、そのような供述から得られる捜査上の成果を抑制することには必ずしもつながらない。

ここで、Debbieは明らかに身柄拘束の取調べを受けた。彼女は逮捕されたのですから、拘束されていたのです。ボブは警察官であると名乗り、彼女に手錠をかけ、身体検査を始めたところだったのです。手錠をかけられ、逮捕された状態で行われる質問は、警察署で行われる質問と同様に強制的なものであり、このような逮捕から自由に離れることができる合理的な人はいないでしょう。さらに、ボブはコカインを見つけると、**"What have we got here?"** と聞いたので、デビーは尋問の対象になった。ボブは、逮捕の過程でデビーの所持品から発見された不審物について警察官がしたこの質問が、犯罪につながる回答を引き出す可能性が高いことを知っていたはずである。したがって、その物質がコカインであると特定するデビーの証拠となる回答は、弾圧の対象となります。また、デビーの「困っている」という発言は、デビーの罪の意識を示すことにより、デビーを有罪にする傾向がある。

したがって、裁判所は、ミランダに基づく逮捕後の供述を抑圧するための彼女の申し立てを認めるべきである。とはいえ、ミランダの抑圧は証言にのみ適用されるため、白い粉の入った袋という物的証拠そのものは抑圧する必要はない。

のような供述は、物的証拠ではなく、**Debbie**の口頭での供述です。この粉末はミランダに違反して入手されたものではないので、警察はそれを検査し、コカインであると証明されれば、裁判で証拠として提出する自由がある。デビーは、ボブはデビーが話したから中身を知っただけなので、袋の中身の性質は違法な尋問の成果だと主張するかもしれない。この主張は、いくつかの理由で失敗するだろう。第一に、ボブにはその袋がコカインかもしれないと知るための独立した情報源があった。すなわち、彼自身の視力と常識である。ポケットに入れて持ち歩く白い粉の袋は、麻薬である可能性が十分に高いので、合理的な警察官なら何があっても検査させるだろう。第二に、これと関連して、警察は、逮捕者から見つかった疑わしい粉はすべて当然のように検査されるので、粉の化学組成の発見は避けられなかったと主張できる（これが真実であると仮定すれば、そうであるべきである）。第三に、毒木の実の原則は、ミランダの下で抑圧可能な供述に遡ることができる証拠の発見には適用されません-供述そのもののみが抑圧の対象となります。最高裁は、警官がミランダ警告を行わなかったことが悪意によるものでない限り、そのような下位の証拠の証拠価値は、抑圧による抑止効果を上回ると判断している。ここで、ボブは、捜査を進めるためにデビーから証拠を集めるために、ミランダ警告を差し控えるという悪意ある行動をとったという事実はない。逮捕とその後の捜査の熱気の中で、単に警告をするのを忘れたと思われる。とはいえ、この3つ目の弾圧に対する主張が失敗したとしても、最初の2つのうちどちらかがあれば、コカインを裁判で認めるに十分である。

## エンタメ

おとり捜査の弁護では、被告人が (i) 誘引と (ii) 素因の欠如を示すことが要求される。誘引は、犯罪計画が警察に端を発している場合に生じる。素因の欠如は、被告人が犯罪を犯す意図を持っていなかったが、警察が圧力または他の不当な詐欺のいくつかの並べ替えを適用したため、そうしただけであった場合に発生します。被告人は、おとり捜査の抗弁を成立させるために、証拠の優越によって両方の要素を立証しなければならない。

デビーが勧誘を行ったと認定された場合、彼女が囹捜査の抗弁を立証することはまず不可能であろう。素因については、ボブにカールを殺させるという具体的な計画は警察から出たものかもしれないが、ヒットマンを使って夫を殺すという根本的なアイデアはデビーのものであった。彼女はアイヴァンに2000ドルを支払って殺し屋を探すという、根本的な犯罪を実現するための大きな一歩をすでに踏み出していた--この事実は、彼女が「考えていた」と言ったときに確認された。(彼女は、計画を中止したことから、撤回を主張することができるが、おとり捜査の弁護人は、他に有罪判決を受けたことを前提にしている)。このように、彼女は、すでに犯罪を犯す素質がなかったことを示すのに苦勞することになる。計画の発端は彼女であり、それが単なる思いつきではなく、実際には重大な計画であることを示すために、彼女はすでにかかなりの資金を投入しているのである。

誘惑に関しては、デビーの方がやや優勢だろう。彼女がボブに、最初の計画は危険すぎるから気が変わったと言ったとき、ボブはいくつかの方法で圧力をかけた。彼は、この計画は全く危険ではないから、彼女の心変わりは馬鹿げていると言い、彼女のアリバイは「完璧」であると説得し、不自然なほど安い価格を提示し、その場で承諾するように言ったのである。これらはすべて、警察が感情的・経済的圧力を併用して犯行を誘発しようとしたことを示している。

とはいえ、このような単なる前置き表現が、誘引を立証したり、他に存在すると思われる素因を否定したりするのに十分であることはまれである。一般に、囹捜査に至るには、政府はより強力な圧力(肯定的な脅しのようなもの)を加える必要がある。薬物密売の場合、被告人が現実の世界で手に入れられるよりも著しく有利な価格で薬物を売買する申し出によって、これらの要素が満たされることがある。しかし、殺人の勧誘については、割引を提供するという事実だけでは、おそらく誘引や素因の欠如を示すのに十分ではない。他に殺人を行う意思のない者が、低価格を提示されることによって殺人の勧誘を行うように誘導されることは一般にない。したがって、デビーの囹捜査の抗弁は、裁判で勝訴する可能性はない。

彼女は、判決の際に、判決の囹捜査の議論または判決の要因操作の議論のいずれかを提供することで、少し良い運を持っているかもしれません。これらは通常

は、囹捜査のレベルには達しないが、不公平または圧力をかけるような警察の行為に基づいて、裁判官が判決を軽減し、ガイドラインを下回るようにすることを認めている。ボブの圧力的な発言は、デビーが、実際には計画を実行しないことにしており、実際に警官の圧力がなければ実行しなかつたらろうと判決判事を説得できれば、これらの量刑上の防御を満たすことができるかもしれません。この場合、刑期は短縮されるかもしれませんが、刑事責任を免れることはできません。

## 質問6：選択した回答B

### 憲法修正第4条に基づくコカインの弾圧について

#### 憲法修正第4条

米国憲法修正第4条（修正第14条のデュー・プロセス条項により州に組み込まれた）により、政府は不当な捜索や押収を行ってはならないとされています。

#### 排他的ルールと毒の木の実

除外規定は、修正第4条に違反する不当な捜索と押収、および修正第5条に違反する自白の強要の産物が、その後のいかなる裁判からも除外されることを定めている。**Fruit of the Poisonous Tree Doctrine**は、警察の違法性に由来するすべての製品/証拠は、裁判での提出から除外/禁止されると述べている。「毒の木の実理論」は、(1)証拠/禁制品の独立した出所がある場合、(2)被告の側に自由意志による行為が介在する場合、(3)警察がその証拠を入手したことが必然である場合に克服することが可能です。

#### ちゅうかくしょうがいルール

たとえ憲法修正第4条や排他的ルール／毒の木の実の原則に違反があったとしても、その情報が提出されなければ陪審員の判断が異なっただであろうという合理的な蓋然性が無い限り、有罪判決が覆されることはないでしょう。これは「無害な誤り（Harmless Error）」規則と呼ばれる。

#### コカインの捜索と押収

上記の通り、憲法修正第4条は、警察が不合理な捜索や押収を行うことを禁じています。コカインの押収がデビーの修正第4条の権利を侵害したかどうかを判断するためには、いくつかのステップを踏まなければなりません。

**(1)** まず、これが政府行為であるかどうかを判断する必要がある。政府行為とは、公費で賄われている警察、あるいは逮捕権を持つ代理人である民間警察がある行為を行うことである。ここでは、政府・警察の行為であるかのように見えます。アランは刑事であり、ボブは潜入捜査官であった。従って、警察・政府の行為があった。

**(2)** 次に、デビーが搜索された場所や押収された品物に対して、プライバシーを合理的に期待できるかどうかを判断する必要があります。別の言い方をすれば、彼女がこの特定の搜索に文句を言う資格があるかどうかを判断する必要があります。**(1)**個人が施設を所有している場合、**(2)**個人が施設の所有者/賃貸人である場合、**(3)**個人が施設の宿泊客である場合、常に立件は可能である。これらは、Debbieの特定の状況には当てはまらない。被告は、搜索された場所に対して合理的なプライバシーの期待を持っている場合、立件されることがあります。この場合、搜索はDebbieの身の回り、ポケットの中で行われた。デビーは間違いなくポケットの中にプライバシーに対する合理的な期待を持っています。したがって、政府／警察は、Debbieを搜索する際に、有効な令状を持っていたか、適切な令状を持っていないことに対する正当な言い訳を持っていたはずである。

**(3)** 上記のように、我々は次にBobとAllanがDebbieの搜索と逮捕のために有効な令状を持っていたかどうかを判断しなければならない。有効な令状には2つの具体的な要件がある。**(1)** 特定性、**(2)** 相当な理由。特定性とは、令状に回収される物品、逮捕される人物、搜索される地域が比較的具体的に記載されていることを要する。相当な理由とは、搜索される場所で禁制品が発見されるという合理的な確信、または逮捕される個人が犯罪を犯したという合理的な確信である。ここで、本件の逮捕状、特に相当な理由の要件に重大な問題があるように思われる。

デビーの逮捕のための令状であるため、特定性の要件は満たされているように見える。これは特定の人物であり、有効な令状の要件の第一項を満たすのに十分な特殊性である。問題は、相当な理由の創出に関してである。Alanは情報提供者の情報に基づいて令状を取得した。

情報提供者の情報が正当な理由の立証に使用されうる状況は数多く存在します。とはいえ、情報提供者が信頼できるかどうかは、状況を総合的に判断する必要があります。これには、情報提供者の過去の信頼性、情報提供者の証言を裏付ける独立した証拠の有無、そして最も重要なのは、情報提供者の証言が裏付けされるかどうかが含まれます。ここでは、アイヴァンの証言の裏付けとなるようなものはないようです。さらに、アイヴァンがしばしば信頼できないことを証明していることも明らかである。このように、追加の裏付け証拠なしにアイヴァンの情報を信じる理由はない。十分な情報に基づいていないのだから、そもそも令状が無効であるとの主張が成り立つ。

**(4)** 令状が無効であっても、逮捕/捜査官が令状の執行に誠意を尽くせば、捜索/逮捕は合法とみなされる場合がある。ここでは、ボブが正当な理由の欠如を知っていた形跡はなく、善意で令状に頼ったように見えます。とはいえ、逮捕/捜査官の善意が無効な令状を免除しない状況もいくつかある。**(1)** 令状があまりにも特定性を欠いているため、合理的な警官がその令状が有効であると誠実に信じることができない場合、**(2)** 令状があまりにも正当な理由を欠いているため、合理的な警官がその令状が有効であると誠実に信じることができない場合、**(3)** その令状を発行した判事が偏っている場合、**(4)** その令状を取った警官が令状申請書で嘘をついている場合、などです。この場合、令状の表面には、どの警官もその有効性を合理的に信じることができないほど、令状の詳細さや相当な理由が欠けていることを示すものは何もない。また、令状に署名した判事に偏見があることを示すものもありません。しかし、アランが令状を取得するために令状申請書に嘘を書いたという証拠があります。事実は、アランがそうでないことを知っていたにもかかわらず、アイヴァンを「信頼できる情報提供者」と記述したことを示しています。もし判事が、令状が信頼できない情報提供者の情報のみに基づいていることを知っていたら、令状を裏付ける十分な理由がないため、おそらく令状は発行されなかっただろう。したがって、令状は無効であり、令状に対する警官の誠実な信頼は、その欠陥を克服するものではない。



(5) 令状が無効であり、警官の誠意がその欠陥を克服するのに十分でない場合、有効な令状に従って捜索および/または逮捕を実施する必要がある場合がまだいくつかあります。そのような例としては、以下のようなものがあるが、これらに限定されるものではない。(1) プレインビューの原則、(2) 有効な逮捕に伴う捜索、(3) 緊急事態、(4) 自動車の例外。ここで、**Bob**は、コカインの捜索と押収が有効な逮捕に付随する捜索に従って有効であったと、有効に主張することができるかもしれません。警官が個人を有効に逮捕するとき、彼らはその人の衣服/体だけでなく、彼らの翼の範囲内の人の周りの任意の領域を検索することが許可されています。有効な逮捕に基づき行われた捜査の結果得られた禁制品／犯罪の証拠は、適切な令状がないにもかかわらず、認められるものである。ここで、**Bob**は、**Debbie**の捜索とコカインの押収は、有効な逮捕に従って行われたと主張するでしょう。彼は、デビーが犯罪（殺人の勧誘-詳細は後述）を犯すのを個人的に目撃したので、彼女を逮捕することが許され、彼女の身体を捜索する権利があったと主張することでしょう。デビーは間違いなく、この状況に対して異なる見解を持っているでしょう。

**Debbie**は、自分は犯罪を犯しておらず、捜索と押収は有効な逮捕に付随する捜索に従って行われたものではないと主張します。勧誘罪は、(1) 被告人が犯罪を犯すよう他人に要求したり依頼したりすること、(2) 要求された犯罪が行われるという意図を必要とします。勧誘は特定目的犯罪です。犯罪を行うという合意が当事者間にある場合、勧誘は陰謀と融合し、起訴の目的上、もはや生きていない。ここで、**Debbie**が殺人を犯す意思を示したかどうかは不明である。もし、彼女に必要な意思がなかったら、勧誘罪は成立しない。デビーは「考えさせて」、「気が変わった」、「まだよく分からない」などの言葉を使った。彼女はボブに頭金を渡したが、ボブが彼女の夫に対して殺人を犯すのに必要な意思を表明したとは思えない。彼女の主張は、犯罪が行われなかったので、有効な逮捕はなく、逮捕に伴う捜索も不適切であるということでしょう。

**結論** - ここで、裁判所は抑圧すべきかどうかについては微妙なところであると思われる。

憲法修正第4条に基づきコカインを最初の問題として、有効な令状がなく、Alanが令状を取得する際に嘘をついたため、指揮官の令状に対する誠実な信頼は救われません。Bobが行った捜査には有効な理由があるように見えますが、Debbieは、(1) Bobに殺人罪を犯すよう明示的に頼んだことはない、(2) Bobに殺人罪を犯す意図を示したことはない、という理由で勧誘罪は成立しないと主張します。政府側は、頭金はサービスを受けるためのものであり、金銭のやりとりがあれば十分勧誘罪が成立すると反論してくるでしょう。

結局のところ、デビーはボブに殺人を犯すよう明示的に依頼したわけではなく、必要な意図も持っていなかったため、勧誘罪は成立しないように思われる。彼女はお金を提供したが、殺人を犯すという合意も、殺人を犯すという明示的な要求もなかった。それは単に、ボブと会っている間に費やした時間を補償するためと思われる。もし、デビーが後で電話をかけてきて、そのお金を犯罪の実行に充てるように言ったとしたら、そのお金はボブに殺人を実行させる意図を持って渡されたことになる。従って、犯罪は行われておらず、ボブがコカインを発見するために行った捜査は有効な逮捕に付随するものではなかったと思われます。従って、コカインは抑圧されるべきです。

### ミランダに基づくDebbieの逮捕後の供述を抑圧すること

#### 憲法修正第5条とミランダ

米国憲法修正第5条（修正第14条のデュー・プロセス条項により州に組み込まれた）に基づき、個人は「親権者の取調べ」の前にミランダ警告を受ける権利を有する。ミランダ警告には、(1) 被告人には黙秘権がある、(2) 被告人の発言は法廷で不利な証拠として用いられることがある、(3) 被告人には弁護士を呼ぶ権利がある、(4) 被告人が困窮して弁護士を呼ぶ余裕がない場合、弁護士が用意される、などが含まれる。警告は逐語的である必要はない。前述のとおり、ミランダ警告のきっかけは、"custodial interrogation"である。"身柄拘束"とは、個人が自分の意思で離れることができないような状況を意味します。これは留置場でのことかもしれませんが、以下のような場合もあります。

警察の行為が、その人が故意に立ち去ることができるという合理的な信念を残さないその他の状況において発生します。"尋問"は、警察が一連の質問によって犯罪につながる回答を引き出す可能性があるとして予見できる場合に発生します。親告罪の取調べがあれば、取調べを受ける本人はミランダ警告を受けなければならない。そうでない場合は、除外規定と毒木の実の教義が適用される場合があります。

### 排他的ルールと毒の木の実

除外規定は、修正第4条に違反する不当な搜索と押収、および修正第5条に違反する自白の強要の産物が、その後のいかなる裁判からも除外されることを定めている。**Fruit of the Poisonous Tree Doctrine**は、警察の違法性に由来するすべての産物／証拠は、裁判での提出から除外／禁止されると定めている。毒の木の実の原則は、(1)証拠/禁制品の独立した出所がある場合、(2)被告人の側に自由意志による行為が介在する場合、(3)警察がその証拠を得ることが必然だった場合に克服することが可能です。

### ちゅうかくしょうがいルール

たとえ憲法修正第5条や排他的ルール／毒の木の実の原則に違反したとしても、その情報が提出されなければ陪審員の判断が異なっただであろうという合理的な蓋然性がない限り、有罪判決が覆されることはありません。これは「無害な誤り (Harmless Error)」規則と呼ばれる。

### デビーの身柄拘束について

**Debbie**の逮捕後の供述が**Miranda**に違反し、そのため弾圧を受けるかどうかを判断するためには、彼女が親告罪の取調べを受けている状態であったかどうかを判断する必要があります。**Bob**は**Debbie**から200ドルを受け取った後、警察官であることを名乗り、彼女に手錠をかけ、彼女を搜索した。搜索の途中、**Bob**は白い粉状の物質の入った小瓶を見つけ、**"well, well, what have we got here?"**と尋ねた。この特別なケースの事実に基づけば、ボブがこの発言をしたとき、デビーは拘束されていたように思われる。彼女は手錠をかけられ、ボブに体を探されていたのです。従って、その時点で自分の自由意志で立ち去る権利があると考える合理的な人はいないでしょう。

次に、ボブの質問が、上記で定義した「親権者の取調べ」の意味における「取調べ」に該当するかどうかを判断する必要があります。ボブの質問は、"What have we got here?" です。これは比較的無害に見えるが、間違いなく犯罪につながる回答を引き出すことを意図している。警察が密輸の疑いのある小瓶の中身を尋ねるとき、警察は間違いなく被告人を有罪にできるような回答を得ようとしているのです。

デビーはミランダが定義する「拘禁」状態にあった。なぜなら、合理的な人は警察に手錠をかけられ身体検査をされたときにその場を離れることはできないし、ボブが犯罪につながる回答を引き出すことが予測できる質問をしたので「尋問」されていた。ボブの尋問の前にミランダによる警告を受ける権利があったように思える。ボブの質問はミランダ違反であるため、デビーの回答は修正第5条に基づき除外されるべきである。

### デビーの「エントラップメント」の弁明

上記の通り、Debbieは殺人の勧誘で起訴された。勧誘には、(1)被告人が誰かに犯罪を行うよう依頼すること、(2)依頼された犯罪を行うという具体的な意思が必要です。デビーがやりたかったとされる殺人罪は、明示的または黙示的に悪意を持って他人を不法に殺害することと定義されています。殺人には第一級と第二級という複数の「程度」がある。第一級は、殺意と知識を伴う計画的な殺人、または重罪（殺人自体から独立した危険な重罪の実行中の殺人）です。第二級殺人は、それ以外の種類の殺人である。殺人に必要な意図は、(1) 殺意、(2) 重傷の意図、(3) 重罪の意図、(4) 墮落した心・無謀な無関心のいずれかです。

Debbieが勧誘に必要な意図を示したかどうかについては疑問があるが、弁護側は、おとり捜査の抗弁が有効であると判断した。囹捜査の抗弁を成功させるためには、被告人は、(1) 政府が不当に被告人を奨励／支援／援助していることを示す必要がある。

2) 政府の行為がなければ、被告人は犯罪を犯さなかったであろうこと。これは立証が非常に難しい弁護で、デビーはその提示に成功するのが難しいかもしれません。

まず、政府がDebbieに問題の犯罪を行うことを奨励および/または可能にしたかどうかを判断する必要がある。ここで、デビーの行動は、彼女が殺人の勧誘という犯罪を犯す素質があったことを示しているように思われる。まず、デビーは、ボブがアイヴァンの友人であり殺人を行えるという情報しか提供しなかったときに、近所のバーでボブと会うことに同意しました。二人が会ったとき、デビーは「私は（夫を殺してくれる人を）探していたけれど、今は危険すぎると思っている。気が変わったわ。」この発言は、デビーが犯罪を犯したくないから撤退しているのではなく、捕まるのが怖いということを示唆しているように思える。ボブは無理に続けようとはせず、「全然危険じゃない」と言い、値段の見積もりを出す。このとき、デビーは "Let me think about it "と述べる。ボブが今すぐ答えが欲しいと言うと、デビーは頭金を出すことを進め、"I still not sure about it. "と述べる。デビーの発言と行動から、ボブは彼女に勧誘の罪を犯すよう不当に強要したとは思えない。ボブは単にそうする機会を与えただけである。デビーの発言は、やりたい気持ちはあるが、単に捕まるのが怖いということを示唆しているように思われる。ボブの、彼女は捕まらないという保証は、囹捜査の第一の原則に必要なレベルには達していない。

また、政府の行為がなければ、Debbieは犯罪を犯さなかったと判断する必要がある。前項で立証したように、Debbieには犯行意思があるが、単に捕まることを恐れているに過ぎない。政府は、金銭の提供は殺人を犯すための頭金であり、デビーには勧誘に必要な基礎的犯罪を犯す意思があったと主張することでしょう。デビーは、ボブが自分は捕まらないという保証があったから、お金を渡さなかったと主張するでしょう。しかしそれは、囹捜査に必要な第二の原則を立証するには十分ではありません。もし、別の／政府以外の行為者が同じ保証をしたならば、デビーは同じように反応する可能性が高かったと思われる。

なぜなら、(1)政府はデビーの犯行を不当に促したり、可能にしたりしなかったからです。

勧誘の罪、②政府の妨害がなければデビーが罪を犯したであろうこと、から、囹捜査の抗弁はデビーにとって有効な抗弁とは言えないようです。



カリフォルニア州弁護士会  
司法試験委員会／入試事務局

---

180 Howard Street - San Francisco, CA 94105-1639 - (415) 538-2300  
845 S. Figueroa Street - Los Angeles, CA 90017-2515 - (213) 765-1500

きじゅつもんだいととうごう

2018年2月カリフォルニア州司

法試験

本書は、2018年2月のカリフォルニア州司法試験の小論文問題5問と、各問題の厳選解答2問を収録しています。

答案には高いグレードが与えられ、一読して試験に合格した応募者が書いたものである。解答は、読みやすくするために綴りや句読点に若干の修正を加えた以外は、申請者が提出したものをそのまま作成した。著者の了解を得て、ここに転載する。

<u>質問番号</u>	<u>課題</u>
1.	専門家責任／契約
2.	憲法
3.	不動産
4.	刑事法・刑事訴訟法
5.	遺言書／共有財産

## QUESTION 4

4歳の女の子、クレアが行方不明になった。日頃からアヴァ巡査に信頼できる情報を提供しているアイクは、最近ドンが子供を誘拐して自分の娘として育てようと計画しているのを耳にしたと話した。アバ巡査の相棒のバート巡査は、ドンの家の捜索令状を申請するため、裁判所へ急いだ。一方、Ava巡査はDonの家に駆けつけ、ドアをノックした。ドンが出てきた。アバ巡査は「行方不明の子供がここにいるかもしれないと聞いたんだ」と言い、「中に入って探してもいいか」と尋ねた。ドンは "いいえ" と答えた。アバ巡査は言った。「命がかかっているんだ。あなたが望もうと望むまいと、私はあなたの家を検索しているのです」と言った。ドンは脇に寄り、アバ巡査の入室を許可した。

アバ巡査は家の中を徹底的に探した。寝室のクローゼットから、2フィート×2フィートほどの大きさの爆弾を発見。バスルームの薬棚からコカインの小瓶を数本見つけました。ベッドの下を見ていたら、無地の封書を見つけ、それを開けたら、ドンの家からクレアの家までのルートが強調された地図が入っていた。クレアは見つかりませんでした。彼女が捜索を終えた直後、バート巡査が「クレアのためにドンの家を検索する」ことを許可する令状を持ってやってきた。ほどなくして、クレアは無傷で他の場所に現れた。

ドンは以下の容疑で起訴されました。(1)爆弾所持 (2)コカイン所持 (3)誘拐未遂の罪に問われました。

ドンは、アメリカ合衆国憲法修正第4条に基づき、爆弾、コカイン、地図の証拠隠滅を求める申し立てを行いました。

1. に関して、裁判所は抑制の申し立てをどのように判断すべきでしょうか。

- a. 原爆? 議論してください。
- b. コカイン? 議論してください。
- c. 地図は? 議論してください。

2. ドンは誘拐未遂で有罪になれるか? 議論してください。



## 質問4：選択回答A

サプレス・モーション

米国憲法修正第4条（修正第14条の適正手続条項を通じて州にも適用される）に基づき、人、財産、書類の不当な捜索や押収はすべて違法とされます。違法な捜査が行われた場合、一般的に除外規定が適用されます。つまり、不当に入手された証拠は、通常、弾劾やその他の限られた目的のために使用することはできますが、証拠として認められなくなります。同様に、不当に入手された証拠から派生した証拠も「毒の木の実」とみなされ、減衰がない限り認められません。とはいえ、裁判所は「無害な誤り」規則に従い、不当に入手した証拠の承認が重要で最終判決に影響を及ぼさない限り、有罪判決を覆すことはないでしょう。

### プライバシーに対する合理的な期待

憲法修正第4条に基づく弾圧請求を行うためには、人は捜索された場所に対して合理的なプライバシーの期待を抱いていなければなりません。ここでは、Donの自宅が捜索の対象となった。警官のノックに応えたDonは、間違いなく自宅に対してプライバシーに対する合理的期待を有している。

### 保証の必要性

最高裁は、憲法修正第4条の下での令状要件を支持しています。令状には、捜索される場所と人、捜索される物の種類が合理的に具体的に記述されていなければならない。したがって、これから説明する特定の例外を除いて、警官が誰かの家を検索するためには令状が必要である。令状要件には6つの例外がある：(1) Search Incidental to Arrest, (2) Consent, (3) Hot Pursuit and Exigent Circumments, (4) Automobiles, (5) Plain View, (6) Stop and Use, (7)は令状要件である。

フリスク

ここで、検察側は、アバ巡査がDの家宅捜索に同意していたことと、状況の緊急性から家宅捜索を余儀なくされたことの両方を主張することになる。

## 同意

被捜査者が自発的に捜査に同意した場合、そうでなければ違法な捜査が許可される。その人は、同意を拒否する自由があることを知る必要はありません。しかし、役員は、そのような同意を得る際に強制的な方法を利用することはできませんし、そうでなければ、それは自発的とはみなされません。

ここで、AvaはDに家宅捜査の許可を求めたが、"No"と平然と言われた。したがって、Dは、ここでは同意がなかったと主張することができ、成功する可能性が高い。しかし、検察は、アバがDに「命がかかっている」、だから家を検索すると言ったとき、Dが身を引いたのは暗黙の了解であると反論するでしょう。特に、同意を否定された後では、そのような主張が成功することはないでしょう。裁判所は、Dは警官を家に入れるしかないと思ったと結論づけるだろう。実際、警官は「あなたが望むと望まざるとにかかわらず」家を検索すると言っている。

したがって、この場合、同意が令状からの除外をもたらすとは考えにくい。

## 緊急の状況

また、緊急の事情により、令状が必要な場合は、例外として、警察官が令状を待つ必要があります。例えば、重罪犯が逃走している場合や、警官が、令状を取るまでの間に被告人が犯罪の証拠や道具を破壊してしまうことを心配している場合などです。

ここで検察側は、アバはまさにそのような懸念を持っていたと主張します。パートに令状取得を依頼した後、アイクの信頼性を考えると、令状が来たときには手遅れかもしれない、そのときにはすでにDがクレアを隠したり運んだりしているかもしれない、とエヴァは心配したのです。しかしDは、それは同意のない不当な家宅捜索を正当化する緊急事態には当たらない、と答えるだろう。Dは

エヴァはクレアの誘拐を心配していたのなら

は、同意を拒否された後、ドンの家の外で待っていました。そうすれば、ドンが誘拐した人物を運ぶのを防ぐことができたでしょう。しかし、それでもドンは小さな4歳の女の子を隠し、あるいは危害を加える時間を与えてしまったかもしれない。

最終的には、状況の「全体性」が、緊急事態の例外を認めることに有利であるかどうかを判断するのは、裁判所の責任であろう。しかし、裁判所がそうしないことを選択したとしても、政府は、必然的発見の原則（後述）に依拠して、認めることに賛成するよう主張することができる。

### バート巡査の捜査令状／必然的な発見

捜査が行われた後に令状を取得しても、行われた違法な捜査に対する免責は得られない。したがって、アバがDの自宅を搜索したことが不当であったとしても、令状はそれ自体で搜索を合法的なものにするものではない。

しかし、**Bert**の令状が有効であったかどうかは重要である。なぜなら、もし令状が有効であれば、必然的発見の原則（合法的手段によって必然的に発見された場合には、除外すべき証拠を含めることができる）に基づき、捜査が無害となる可能性があるためである。

ここでは、まず、令状は有効なものであった（事実に反するものはない。さらに、警察官は有効であると信じる令状に誠実に依拠することが許される）。仮に、**Ava**が令状が届くまで搜索を行うのを待っていたとすると、令状は、その後、彼女が行ったのと同じ搜索を行うことを許可したことになる（つまり、**Ava**が令状または緊急事態論のいずれに基づいても搜索範囲を超過したことについては、後述する）。

したがって、緊急事態と令状の間で、裁判所はおそらく搜索そのものを合法と見なすだろうが、その場合、具体的な搜索そのものと、それが合法的な範囲を超えたかもしれないということになる。

### 検索対象範囲

緊急事態の例外として、ドンが搜索しているような場合。

少女やその他の誘拐の証拠、あるいは令状の明示的な条件に基づき、アバの搜索は「クレアのためのドンの家の搜索」に範囲が限定され、おそらく前者の例外により、誘拐の証拠も搜索された。

### 爆弾

エヴァは寝室のクローゼットで爆弾を発見した。クローゼットは、間違いなく、誘拐の被害者を隠すのに適した場所である。したがって、アバがクローゼットを搜索するのは適切であった。もちろん、彼女がクローゼットを開けたら、2フィートx2フィートの大きな爆弾はすぐ目に入るところにあったのですが、これも令状要件の例外で、警官が合法的にその場にいるときにすぐ目に入るところにあったものを搜索（したがって没収）することが認められています。この場合、**Ava**は合法的にクローゼットにいて、爆弾は彼女の視界にあったのです。従って、裁判所は爆弾の証拠隠滅の申し立てを却下すべきである。

### コカイン

コカインは薬棚で発見されましたが、子供、それも**4歳**の少女を隠すには小さすぎるのではないのでしょうか。検察側は、少なくとも誘拐の証拠（クレアの身体的な証拠だけでなく）が認められる緊急事態特例のもとで、エヴァは誘拐の手がかりを探すために探したと主張するでしょう。しかし、その理論では、家のほとんどすべての面が搜索可能になってしまうので、失敗する可能性が高い。裁判所は、令状の例外は狭い範囲に限られると考えている。もちろん、明示された令状によれば、アバの搜索はクレアに限定されており、クレアは薬品棚から発見されることはありえない。したがって、裁判所は、コカインの証拠隠滅の申し立てを認めるべきである。

### 地図

地図は、アバが「ベッドの下」を探しているときに発見されました。クローゼットと同様、ベッドの下は誘拐された被害者が縛られたり、置かれたりする可能性がある場所です。しかし、地図は封筒に入っていて、地図を見るために警官が開けなければならなかった。令状によれば、それは明らかに範囲を超えている。緊急事態の例外の下でも、これは爆弾よりもコカインの発見に近いと思われます。

地図が外から見える状態でない限り（事実が記載されていない）、**Ava**はその中を搜索する権限を超えていることになる。したがって、裁判所は、地図の証拠隠滅の申し立

てを認めるべきである。

結論として、裁判所は爆弾を認めるべきだが、コカインや地図は認めるべきではない。

## 2. クレアの誘拐未遂

ドンがクリアの誘拐未遂で有罪になれるかどうか。

### 誘拐

コモンローの下では、誘拐罪の起訴は、合理的な疑いを超えて以下の要素を証明する必要があります（最初の2つの要素は、基本的に虚偽の投獄のより少ない犯罪に関与するものです）。(1) 監禁または拘束、(2) 境界のある場所への監禁。

(3)で、被害者が移動または隠匿されたこと。監禁・拘束は、被害者が自由に出て行けると感じないような性質のものでなければなりません。同様に、拘束された場所は、少なくとも被害者の認識では、被害者が危害を受けずに逃げることができないものでなければなりません。ポーチの上で銃で脅されるだけでも、この要件を満たすことができます。また、誘拐の場合は、不法監禁の状態で被害者を隠したり、移動させたりすることが必要です。

### 誘拐未遂

誘拐未遂罪（AK）は、未決犯罪であり、実際の誘拐罪が起訴された場合には、その犯罪に合流することになります。AKは特定要素犯罪であり、Dが上記のような誘拐の要素を満たす特定の意図を持っていたことを意味します。また、未遂は、明白な行為の存在を必要とします。慣習法の下では、これは、Dが実際の犯罪を犯すのに「危険なほど近づいている」必要があることを意味します。現代の裁判所は、この規則をいくらか緩和しているが、それでも、共謀における明白な行為を証明するために必要な、単なる準備以上のものを要求している。典型的には、実際の犯罪を促進するための「実質的な一歩」を要求している。

ここでは、陪審員は実際の証拠と状況証拠の両方から具体的な意図を推測することができるだろう。アイクが証言すると仮定すれば、彼はドンの子供誘拐計画やドンの家で見つかった地図について耳にしたことを話すことができるだろう。

(認められると仮定して)誘拐される子供が実際にクレアであったことを確認することになる。爆弾とコカインが証拠として認められるとして、誘拐未遂の罪状を知らせるとは考えにくい。もしかしたら、爆弾はクレアを脅したり拘束したりするために使われる予定だったのかもしれないが、事実にはその点については何も書かれていない。証拠は比較的少ないが、それでも陪審員は、DがCの誘拐を行う具体的な意図を持っていたと合理的に認定することができる。

明白な行為については、より密接な問題であり、最終的にDに有利に解決する可能性が高い。地図は、少なくとも共謀の「単なる準備」の要件を満たす明白な行為であることは確かだが、犯罪を達成するための「実質的なステップ」ではない（達成に「危険なほど近い」状態にはほど遠い）可能性がある。陪審員がこの結論に達するには、おそらく他の状況証拠に頼らざるを得ないだろうが、提示された事実には、他にどのような証拠が存在し得るかが記載されていない。地図がなければ、ほとんど間違いなく、明白な行為は存在しない。

したがって、このような状況下で、Dがとった措置についてより多くの証拠がなければ、Dは誘拐未遂罪として有罪になる可能性は低い。

## ディフェンス

即ち、Dには、自発的又は非自発的な酩酊状態、強迫、囹捜査、心神喪失等の特定故意犯に対する有効な抗弁はないように思われるからである。

## 質問4：選択した回答B

### 1. 差押さえの申立て

争点は、爆弾、コカイン、地図などの証拠が、米国憲法修正第4条に違反して入手されたものかどうかです。

### 修正第四条

米国憲法修正第4条は、不当な捜査や押収から市民を守るためのものです。

### 政府行動

憲法修正第4条は、政府による行為に適用されます。公的に給料をもらっている警察や、警察の指示で行動している人による行為が必要です。

アバ巡査 (A) は公費で雇われている警察官である。し

たがって、政府の行為があった。

### プライバシーに対する合理的な期待

検索または押収に挑戦するために立っているために、人は立っている必要があります。人が検索または押収される場所やアイテムの上にプライバシーの合理的な期待を持っている場合に立って存在します。人は彼の家の上にプライバシーの合理的な期待を持っています。

AはDon (D) の自宅を捜索したので、Dはプライバシーに対する合理的期待を抱いていた。したがって、Dは捜索・押収に異議を申し立てる資格を有する。



## ワラント

搜索と押収は、それが有効な令状に基づいている場合、合理的である。令状は、正当な理由と特定性を必要とします。相当な理由は、犯罪の証拠が搜索される場所または項目で発見される公正な確率を必要とします。特定性は、搜索され押収される可能性のある品目の説明を必要とする。相当な理由は、信頼できる信用できるソースから得られた情報に基づいている場合があります。

Aは、クレア（C）がDの家にいると信じるに足る十分な理由があった。信頼できる情報提供者であるアイクは、Dが子供を誘拐して自分の子供として育てる計画を耳にし、4歳の女の子であるCが行方不明になったことをAに話した。さらに、BはCのためにDの自宅を搜索する令状を取得したので、令状には特定性が含まれていた。しかし、バート巡査（B）が令状を取得しても、Aは搜索を行う際にDの家を搜索するための令状を持っていなかった。

したがって、この搜索は令状に基づくものではなかった。搜索は令状に基づいていなかったため、爆弾、コカイン、地図の証拠は、Dの憲法修正第4条の権利に違反して入手された。

## ワラント例外

令状がない場合、搜索と押収によって得られた証拠は、搜索の要件に対する例外に該当しない限り、裁判では認められないこととなります。

## 同意

警察官は、同意が自発的なものであり、かつ、その人が同意する明白な権限を持っている限り、同意を得て物品または場所を搜索することができます。

AはDの家のドアをノックし、Dに「中に入って行方不明の女の子を探さないか」と尋ねた。Dは "No" と答えた。Dは身を引いてAの入室と搜索を許可したが、AがDが望もうが望ままいが搜索すると言っていることからわかるように、Dに選択の余地はなく、Dの同意は自発的なものではなかったといえる。

したがって、この搜索は同意に基づくものではありません。

## 緊急の状況

緊急援助などの緊急事態が発生した場合、警察官は令状なしに他人の家に入り、捜索を行うことができます。

4歳の女の子Cが行方不明になり、AはDがCを誘拐したと信じるに足る確実な情報を持っていた。幼い子供がDの家において、逃げるために助けを必要としている可能性が高いという事実は、緊急事態を構成し、AがCを助けるためにDの家に入ることを許可する可能性がある。

緊急事態が存在すると仮定すると、次のステップは、Dの家で発見された各物品が有効な令状の例外によって得られたかどうかを分析することである。

## プレインビュー

(1) 警察官が合法的に敷地内にいた場合、(2) その物品が禁制品または犯罪の証拠が目に付くところにあった場合、(3) 警察官がその物品が犯罪または禁制品の証拠であると信じるに足る理由があった場合には、令状なしに証拠を押収することができます。

## A. THE BOMB

AがDの自宅を捜索したところ、寝室のクローゼットから爆弾が見つかった。緊急事態があったため、AはDの家に入る正当な権利があった。さらに、AにはCがクローゼットに隠れている可能性があると思える理由があったので、Aは合法的にクローゼットにいたこと、Aがクローゼットを開けたときに爆弾を見たので爆弾はすぐ目に入ったこと、爆弾は2フィート×2フィート程度の大きさであったことなどが認められる。さらに、Aは警察官であり、爆弾がはっきりと見えていたことから、Aには爆弾が犯罪の証拠であると信じるに足る十分な理由があった。

したがって、爆弾の証拠は、Dの憲法修正第4条の権利に違反して取得されたものではない。

## B. ザ・コカイン

浴室の薬棚からCが見つかると思えにくいだが、Aは薬棚を捜索し、コカインの小瓶を数本発見した。AはCを捜していたので、Dの薬棚を捜索する合理的な信念は持っていなかった。Aはキャビネットを開けたので、コカインは目につくところになかった。

したがって、コカインの証拠は、Dの憲法修正第4条の権利に違反して入手されたものである。

### C. ザ・マップ

Aは、Cが4歳の女の子であり、ベッドの下に入る可能性があることから、封筒が目につくところがあると合理的に考えていた。しかし、封筒の中にCが入ることはありえないので、Aは封筒が犯罪の証拠であると信じるに足る十分な理由がなかった。Aは地図の入った封書を開封してしまったので、地図はありふれたものではありません。

したがって、地図の証拠は、Dの憲法修正第4条の権利に違反して取得されたものである。

### 排除律

人の憲法上の権利に違反して得られた証拠は、裁判では容認されません。さらに、違法な捜索と押収から得られた証拠も、違法な捜索と押収の果実として容認されないこととなります。ただし、除外規定に該当するような証拠でも、検察側が証拠の汚点を取り除くことができれば、裁判で認められる可能性があります。検察側は、(1) 独立した情報源を通じて証拠を入手したであろうこと、(2) その証拠は必然的に発見可能であったこと、または (3) 介在する行為が違法行為と入手した証拠の間の因果関係を断ち切ることを、証拠の優越によって示す責任を負います。

地図とコカインはDの修正第4条の権利に違反して入手されたものであるから、検察側がその汚点を取り除くことができない限り、地図とコカインは裁判で抑圧されるべきである。

検察は、証拠が必然的に発見されたであろうことを示すことができない。Aは違法な捜索を行ったが、BはD宅のクレーの捜索令状を取得し、Aが捜索を完了した直後に到着した。令状はCのためにD宅の捜索を許可しており、Cは薬箱や封筒からは発見できなかった。A及びBはそれらの場所を捜索することができなかったであろう。

薬箱と地図が捜査令状の範囲を超えたため

コカインと地図が必然的に発見されることはなかっただろう。また、Dは捜索に同意していないので、違法性の連鎖を断ち切るような行為は介在していない。さらに、コカインと地図はDの自宅にあり、Dが所持していたため、独立した情報源から発見される可能性は低い。

したがって、地図とコカインの証拠は抑圧されるべきです。

あるいは、緊急事態が存在せず、爆弾の証拠がDの修正第4条の権利に違反して入手されたと裁判所が判断した場合、警察官はCがクローゼットに隠れることができると合理的に考えていたはずなので、捜査令状によって爆弾の証拠は必然的に発見されたはずである。

したがって、裁判所は、コカインと地図に関する抑止の動議は認めるべきであるが、爆弾に関する抑止の動議は却下すべきである。

## **2. ゆうかい未遂**

問題は、Dが誘拐未遂で有罪になれるかどうかです。

### **キッドナッピン**

誘拐とは、他人を移動または隠し場所に閉じ込める行為です。誘拐は一般意思犯罪であり、規定行為を行う意思、または自己の行為の状況や規定結果が発生する可能性があることを認識していることが必要です。

### **アテンプト**

未遂とは、規定犯罪を実行しようとする行為であるが、完成された犯罪には至らないものである。多数派の見解では、被告人が規定の犯罪を実行するための実質的な一歩を踏み出したとき、未遂罪が成立する。少数派の見解によれば、被告人は以下の場合に有罪となる。

犯罪の完遂が危ぶまれるとき、未遂罪が成立する。未遂は特定故意犯であり、被告人は犯罪を行う具体的な意図を持って行動する必要がある。誘拐未遂は、他人を誘拐する意図を持って行動することが必要です。

AがDの自宅を搜索したところ、Dの自宅からCの自宅までのルートが強調された地図が発見された。さらに、池は、Dが子供を誘拐して自分の娘として育てようと計画していることを耳にした。検察側は、Dが子供を誘拐する計画を持っていたことから、誘拐の意図があったと主張します。しかし、Dは誘拐を実行するための実質的な一歩を踏み出していない。Dは地図を持っていたが、誘拐の実行には至っていなかった。Aが到着したとき、Dは自宅におり、Cはすでに誘拐されていた。DはCを誘拐するための実質的なステップを踏んでおらず、地図は犯行を完了するための実質的なステップに相当しない準備行為であった。また、Aが到着したとき、Dは自宅に一人でいたため、誘拐を実行する危険な状態にはなかった。

したがって、Dに誘拐未遂罪が成立することはない。



カリフォルニア州弁護士会  
司法試験委員会／入試事務局

---

180 Howard Street - San Francisco, CA 94105-1639 - (415) 538-2300  
845 S. Figueroa Street - Los Angeles, CA 90017-2515 - (213) 765-1500

## きじゅつもんだいととうごう

2019年7月カリフォルニ

ア州司法試験

本書は、2019年7月のカリフォルニア州司法試験の論文問題5問と、各問題の厳選解答2問を収録しています。

答案には高いグレードが与えられ、一読して試験に合格した応募者が書いたものである。解答は、読みやすくするために綴りや句読点に若干の修正を加えた以外は、申請者が提出したものをそのまま作成した。著者の了解を得て、ここに転載する。

質問番号

テーマ

- |    |              |
|----|--------------|
| 1. | 民事訴訟法        |
| 2. | 救済措置 / 憲法    |
| 3. | 刑事法・刑事訴訟法    |
| 4. | プロフェッショナルの責任 |
| 5. | 契約内容         |

### QUESTION 3

デリアはコインショップに入り、本物の銃に見立てたおもちゃの銃を取り出し、店主のオスカーに向けました。オスカーは貴重なローマのコイン一式を彼女に渡し、彼女は逃げ出した。どちらも何も言わなかった。

その後、警察に "あなたのコイン強盗はデリアです、彼女は盗んだコインを売ろうとしています" という内容の匿名のメールが届いた。Fong刑事はDeliaを尾行し、彼女が公共の路地で公衆電話を使用しているのを目撃した。その公衆電話は電話ボックスの中にあるものではなかった。彼は彼女の前を通り過ぎたとき、彼女が優しく言うのを聞いた。「私は慎重な収集家に渡す必要がある "ホット "ローマのコインのセットを売りたいのです。今夜9時にかけ直すわ」。

このマイクは、150フィート離れたところから鳥のさえずりを聞くことができるというもので、ペットショップで購入した。そして、路地を見下ろすデッキのあるネル宅に行き、ネルに「テロ計画の調査中で、"人命がかかっている "からデッキに行く必要がある」と嘘をつきました。9時、ネルは彼をデッキに通した。

その日の午後。彼は、路地で同じ公衆電話を使っていたデリアにマイクを向けると、彼女が小さく言ったのを聞いた。「いいわ、バイヤーに電話して、ホットコインの取引が成立したら教えてね」。

翌日、Fong刑事は上記の情報をすべてDeliaの家の捜索令状のための宣誓供述書にまとめ、裁判官から署名入りの捜索令状を取得し、Deliaの家を捜索し、コインを回収した。Deliaは強盗の罪で逮捕され、起訴された。

裁判に先立ち、Deliaは合衆国憲法修正第4条に基づき、彼女の供述と硬貨の差し押さえを求める申し立てを行った。

1. デリアは弾圧の申し立てのためにどのような主張をすることができ、検察はそれに対してどのような主張をすることができ、裁判所はそれに対してどのような判決を下すべきでしょうか。
  - a) Deliaの発言、「私は慎重なコレクターに渡す必要がある "ホット "ローマのコインのセットを売りに出しています。今夜9時に電話する」 議論する
  - b) Deliaの発言、「Fine, call your buyer and let me know if we have a deal for the hot coins.」。議論してください。
  - c) ローマのコインを議論してください。
2. デリアは強盗の罪を犯しているのか？議論してください。

## 質問3：選択した回答a

### Deliaの抑制のための申し立て

OF=フォング巡査

### ステートアクション

憲法上の権利に基づく弾圧の申し立てには、州の行為が必要です。ここでの行動はすべて警察官であるFongによって行われたので、州の行動があったこととなります。

### 憲法修正第4条

憲法修正第4条は、「不当な搜索や押収に対して、その個人、家屋、書類、所持品を保護される人民の権利を侵してはならず、宣誓と確約によって裏付けられ、搜索する場所と押収する個人または物品を特に記述した相当の理由によらなければ、いかなる令状も発行してはならない」としている。

特定性と相当性の要件は、表面的には、令状に基づき行われる搜索にのみ適用される。しかし、最高裁は、令状なしの搜索が令状ありの搜索より低い基準で行われるのは意味がないため、令状なしの搜索にも令状に基づき行われる搜索にも、同じ特定性と相当性の要件が適用されると判示している。令状なしの搜索では、相当な理由が若干厳しくなり、限界的なケースでは、令状なしの搜索は相当な理由に基づかないと判断される (*US v. Ventresca*)。令状なしの搜索は、令状要件の例外が適用されない限り、推定的に不合理である。



## a) デリアのファースト・ステートメント

Deliaの発言は、Fong巡査が令状なしに盗み聞きしたものです。

したがって、仮に捜査が行われたと仮定すれば、それは推定上不合理である。以下、この問題を分析する。

## スタンディング

立件は、裁判管轄権ではないが、それにもかかわらず、被告人が抑制動議を主張することを禁止することができる閾値の質問である。被告人は、憲法上の請求を行うために、プライバシーに対する自らの合理的期待が侵害されたこと（被告人の地位）を示さなければならない。

デリアが抑圧しようとする言葉は、彼女自身のものなのです。

## 情報提供者に基づく推定可能な理由

イリノイ州対ゲイツ事件では、最高裁は、情報提供者から得た情報に対する比較的厳しい制約を緩和し、それまで成文化されていたのAguilar/Spinelliにある。元々、Aguilar/Spinelliの下では、情報提供者からの情報は、2つの要素で評価される。第1に、令状に含まれる情報を確認する裏付けとなる状況が必要であり、第2に、情報の信頼性ととともに、情報提供者の信頼性が評価されることになる。州側がこの2つの要素を満たさない限り、相当な理由は成立しないのである。

## *Illinois v.*

ゲイツ氏は、このテストを修正し、どちらか一方を強く主張すれば、もう一方の主張が不十分でも補うことができるとした。さらに、事実が評価されることになる。

は、プロングに特化した方法ではなく、状況の総合的な判断に基づいています。

ここで、OFの調査は、情報提供者の匿名かつ確証のない情報に基づいて行われた。これは、*Aguilar/Spinelli*と*Illinois v. Gates*のいずれにも該当しない。なぜなら、タレコミを受けた時点では、強盗の事実以外に、OFが利用できる裏付けとなる状況がなかったからである。おそらく、オスカーは、デリアの外見と一致するような強盗の人相を提供しただろうが、これが実際にOFに利用できたかどうかについては、事実上、沈黙している。いずれにせよ、情報提供者の信頼性は確立されておらず、また、その情報の正確性は、風説以外の何物でもなく、確認できない。

しかし、*Illinois v. Gates*は、情報提供者のタレコミに基づき正当な理由が成立するかどうかを規定しているに過ぎない。警察が、真実かどうかわからない情報を追跡調査するために、正当な理由がない場合に、情報提供に基づいて捜査することができるかどうかを規定するものではない。したがって、情報提供者からの情報は、それ自体では正当な理由を裏付けるものではありませんが、いかなる憲法上の規定にも違反しないOFによるさらなる行動を裏付けるものとして完全に認められます-実際、このようなことが起こっているのです。

## デリアの公衆電話利用 カッツ

### は巻き込まれたのか？

最高裁は、「*US v. Katz*事件」の判決で、警察がテクノロジーを使ってある人物の話を盗み聞きすることが、憲法修正第4条の下で合憲であるという判決を下しました。

電話ボックス内での会話ハーラン判事の同意見によれば、憲法修正第4条に基づく行為は、1) 被告人の主観的プライバシー期待を侵害する場合、2) 社会が合理的と認める用意がある場合、搜索となるとされている。

OFの今回の行動は、令状なしに行われた。したがって、この行為が搜索であれば、推定上違憲となる。したがって、捜査が行われたかどうかを判断する必要がある。

### プライバシーに対する主観的な期待

デリアは、自分自身の会話の内容には主観的なプライバシーの期待があると主張することは間違いないでしょう。確かに彼女は自分の会話をOFに聞かれたくはなかったでしょう。しかし、プライバシーの主観的期待は、当事者の行為に基づくものであり、当事者の主観的思考に基づくものではない。デリアが話した場所は、誰でも行ける「公共の路地」であった。彼女が使用した公衆電話は密閉されたものではありませんでした。Deliaは、彼女の行動から、特に耳に入ることに注意する意図があったと主張することができる（彼女は「小さな声で」話した）。しかし、会話が公共の場で行われたことを考えると、これだけでは主観的な期待を立証するには十分ではないだろう。

## プライバシーに対する客観的な期待

しかも、デリアの行為は、社会が合理的と認めるようなものではありません。公道で行われたものであり、警察官は立ち入る権利がある場所から捜査を行うことができるというのが定説である。

さらに、そもそもデリアが自分の会話にプライバシーを期待できるのかも不明である。当事者が他者と会話する場合、相手から会話の内容を開示される危険性がある (*Hoffa v. US*)。

しかし、これは、当事者が盗聴器を身に付けている場合など、その当事者からの開示にのみ適用されると主張することもできる。このケースでは、デリアの会話は第三者であるOFによって盗み聞きされた。OFが会話を盗み聞きするために特別な措置を講じていた場合 (第II部で検討)、デリアは客観的に合理的なプライバシーへの期待を有していたと主張できるかもしれないが、会話のすべてが公共の場で行われたという事実は、これに反していると考えられるだろう。公共の場に盗聴器が設置された場合、プライバシーに対する客観的期待が侵害されたとする裁判例もあるが、今回はそのようなケースではない。

したがって、客観的に合理的なプライバシーの期待はなく、OFがデリアに耳打ちしたことは、まったく捜索にはあたらない。

OFの行動は捜索ではないので、情報提供者の情報が正当な理由を立証できないことは問題ではありません。また、会話の傍受が最初の情報提供者のタレコミの「果実」であったかどうか問題ではない。憲法修正第4条の適用を受ける行為が全くなかったのだから、ここでのOFの行為に憲法上の異議はありえないのである。

## 結論

この動議は、最初の声明に関して失敗します。

## b) 第二宣言

2つ目の声明は、1つ目の声明とは異なる多くの問題を提起しています。

## スタンディング

上記のルールデリアは起立し、発言は彼女自身のものである。

## リスニングデバイスの使用

OFは「バードソングマイクロフォン」を使ってデリアの会話を盗聴している。また盗聴するとデリアが不審に思うかもしれないからと思われる。

この判例は、警察が一般に使用されていない技術を使用して、物理的に侵入しなければ得られない情報を住宅内部から取得する場合、捜査が行われるとしている。

しかし、ここでのキョロは完全に的を射ているとは言えない。この技術は、ペットショップで購入されたものであるため、一般に公的に使用されているものである。さらに、鳥のマイクを使うことによって、憲法で保護された領域に侵入することはなかったのである。

公衆電話を使用したとき、Deliaは自宅にいなかった。(ただし、捜査があった可能性もあり、プライバシーに対する合理的期待があったとも考えられます。これについては後述する)。

もう一つの判例は、ダウ・ケミカル事件で、高倍率カメラを用いた空中捜索の合憲性が検討された。この事件で最高裁は、捜査が行われたとは全く認めなかったが、この事件でのカメラの使用は、場合によっては、他の方法では憲法に違反しない行為を合憲な捜査に変える可能性があることを認めている。

ここでのマイクは一般に公的に使用されていたものであるから、マイクを使用すること自体で捜査が憲法違反に変わることはないと思われる。

公共の場にいる人は、一般に利用可能な技術を使っている他の私人が自分たちの会話を聞くかもしれないというリスクを負うと考えることができる。したがって、マイクの使用は、それ自体では、憲法違反を引き起こすことはないだろう。

### ネルの家への口実の入り込み

OFが捜索を行った場所によって、別の問題が発生する。

### 同意

憲法修正第4条の目的における同意は、*Schneckloth v. Bustamonte*に準拠します。裁判所は、同意が自発的であったか否かを判断する際に、状況を総合的に評価する。しかし、同意は権利放棄ではない - それはする必要はありません。

を知ること、または知的であることが有効である。

ここでは、OFがNellの家に入ったことにより、2つの別々の問題が提起されています。まず、Deliaは、同意がOFの側の嘘によって得られたものであるため無効であることを主張する必要があります。OFが「テロ計画を調査している」とか「命がかかっている」と言ったことは問題ではありません。これらは緊急性の問題を提起しますが、ここでの立ち入りは緊急性によって正当化されるのではなく、むしろ同意によって正当化されるでしょう。その上、緊急事態に基づく立ち入りは、警察が憲法修正第4条の実際の違反またはその恐れによって立ち入った場合にのみ違憲とされ、ここでは違反はなかった。

というのも、ネルさんの家はOFが搜索していなかったからです。

むしろ、デリアは、同意が虚偽に取得されたため、任意ではなかったと主張するだろう。しかし、警察は同意を得る際に嘘をつくことが許されているので、今回の入室が不本意な同意によって得られたとは判断されない可能性が高い。しかし、OFのNellに対する主張のひどさが、この結果を変える可能性はある。

しかし、より大きな問題は、立場の問題である。仮にDeliaがNellの家への立ち入りが不適切であると主張したとしても、Nellだけが自分の家の所有権を主張できるため、DeliaにはNellの家への立ち入りに異議を唱える資格はない。したがって、後の搜索に異議を唱えるためには、Deliaは、OFが権利のある場所にいたこと、OFがDeliaにマイクを向けたとき、DeliaのOFに関する権利は、Nellが自分にマイクを向けた場合と同じであると推定する必要があると思われる。

## プライバシーに対する主観的な期待

次に、近くの民家のデッキにいた警察官が、一般に使用されている機器を被告人に向けていた場合、その行為が捜索にあたるかどうかを考えてみます。

ルールは従来と同じです（カッツ）。

主観的期待の分析が先である。デリアは「そっと話した」と主張するだろうが、公共の路地で会話が行われたことを考えると、これだけではプライバシーの主観的期待を立証することはできない。

## プライバシーに対する客観的な期待

しかし、プライバシーの客観的期待に関する分析は、ここでは異なる。デリアの会話の盗聴は、OFが彼女のそばを通りながら聞いたのではなく、150フィート離れたところでマイクを使って行われたのです。このことは、客観的な分析を変える可能性があります。

裁判所は、警察による行為が、ある文脈では捜索とならない活動を、別の文脈では捜索に変えると判示することがある。例えば、公共の場に盗聴器を設置することは、公共の場で会話をする個人は傍観者に聞かれる危険性を想定できるが、傍観者が近くにいないときに公共の場で会話が行われた場合は、プライバシーに対する期待が異なるという理論に基づいて、プライバシーの客観的期待を侵害すると判断されることがある。

この場合、立ち聞きされた会話はまだ公共の路地で行われていたが、デリアは通話時に、他の個人がいることを知らなかったと思われる。



が近辺にいた。これは、以前より少し難しい議論ですが、裁判所は **OF** のここでの活動は検索ではないと判断する可能性があります。

しかし、**OF**の活動が検索であれば、情報提供者のタレコミに基づく正当な理由がないため、推定上不合理となる。この場合、同意もなく、逮捕に伴う検索でもなく、緊急事態によって正当化される検索でもないため、例外的に適用されることはない。

## フルーツ

従来通り、警察は推測的な情報に基づいても不正行為を調査する権利があるため、警察の当該行為が全く検索でない場合は、情報提供者のタレコミに基づく相当な理由が認められるかどうかを検討する必要はない。しかし、**OF**の行為が検索とみなされる場合は、**fruits doctrine**が適用される可能性がある。

毒の木の実の原則は、先の違法行為の結果として得られた証拠について、先の違法行為による「汚染」が浄化されない限り、これを禁止するものである。仮に、情報提供者のタレコミから正当な理由が成立しなかったとすると、タレコミによる「汚染」は、その結果行われたあらゆる捜査に及ぶことになる。**Fong**による実際の盗聴が合理的であったかどうかは関係ないだろう。

フルーツ・ドクトリンには、減衰、独立した情報源、必然的発見の**3つ**の例外があります。**Fong**の行動は完全にチップに依存しているため、独立したソースは存在せず、**Fong**が最終的に**Delia**の不正行為を発見していたであろうという議論もない。また、減衰の論拠もない。

は、タレコミからフォンの行動までの間に介入する出来事や大きな時間経過がない。したがって、もしFongの行動が搜索と見なされるなら、果実の理論によって弾圧される可能性があります。

## **結論**

Fong氏の活動は搜索ではなかったと思われ、したがって、弾圧は失敗することになります。搜索を行ったという主張は非常に弱く、もし搜索が行われたのであれば、供述は抑圧される可能性があります。

## **c) ローマのコイン**

### **レオン・令状に従った搜索**

合衆国対レオンの原則は、令状に従って行われた捜査が、後にその令状が相当な理由に裏付けられていないとされた場合、違憲とはされないというものである。ただし、警察が故意に虚偽の情報を用いて令状を発付した場合や、判事が中立的な立場を放棄した場合など、レオンにはいくつかの例外がある。

ここで、情報提供者からの情報は、相当な理由を裏付けるものではなかったと主張することができる。しかし、その後のOFによる行動は、間違いなく捜査ではないので、令状に依存せず、正当な理由（捜査の場合は不正の証拠が見つかり、逮捕の場合は被告人が犯罪を犯したと、専門的でない基準を用いて合理的な人が結論付けるに足る量の疑いのこと）を裏付けるものであった。

本件令状の基礎となる悪意はなく、また、事実を示すものでもない。

判官は偏見を持っていた。したがって、レオンはローマのコインの弾圧を禁止する。

## II. デリアの強盗傷害罪の責任について

強盗罪は加重窃盗罪であり、他人の私物を、その所有者から永久に奪う目的で、力または恐怖によって、その人の前から不法に奪い（キャプション）、運ぶ（アスポテーション）ことである。

ここで、**Delia**は店に入り、**Oscar**からローマコインを取り上げた。したがって、財産の奪取と持ち去りがあり、**Delia**はコインを売る準備をしていたため、オスカーからコインを永久に奪う意図があったと推定される。第一の問題は、コインが力または恐怖によって奪われたと言えるかどうかである。

デリアはオスカーに銃を向けた。これは玩具の銃であったが、「本物の銃に見えた」のであり、オスカーが主観的にその銃が偽物であることを知っていたことを示す事実はない（さもないれば、デリアに硬貨を渡すはずがない）。さらに、オスカーの立場にある者が、その銃が本物であると信じたことは、客観的に合理的であった。したがって、**Delia**はコインを奪うために力の脅しを使ったことになり、この要件を満たす。脅迫が言語化されていないことは問題ではなく、銃口を向けることは、言葉を使わなくても、力の脅迫を意味すると合理的に理解されたはずである。

したがって、デリアは強盗の罪を犯している。

## 質問3：選択した回答B

### 1. サプレッション・モ

ーション 4thアメンブ

リー

憲法修正第4条は、不合理で違法な搜索や押収から個人の個人、財産、効果を保護するものである。憲法修正第4条は、憲法修正第14条を通じて、州にも適用されるよう組み込まれた。憲法修正第4条違反の救済措置は、毒樹の果実として知られる無効な搜索と押収の果実である、受け取った情報の抑制である。この救済措置が適用される場合、例外がある。

ここで、Delia (D) は、3つの証拠が彼女の憲法修正第4条の保護に違反して収集されたと主張し、弾圧を求めている。

ステートアクション

国家活動とは、国家または国家の代理人が行動することである。ここでは、警察と刑事が行動しているので、全員が国の職員であり、国事行為に該当する。

### A. "ホットセットを持っている..."

スタンディング - プライバシーの合理的期待

人は抑圧の主張を行うために立っている必要があります。彼らは、検索された項目のプライバシー (REP) の合理的な期待を持っている必要がありますまたは彼らは押収の対象とする必要があります。人は私的な会話の中で合理的な期待を持つことができます。

オープンフィールドやパブリックビューにある情報については、人はプライバシーに対する合理的な期待を持ちません。

ここで、峰（F）はDを追って公共の路地に入る。人は、公共の場である路地では合理的な期待を持たない。この路地は公共のものであるため、人がREPを行うPの家の curtilage内にあることを示す証拠はない。

最高裁判所（SCOTUS）は、公衆電話ボックスでの会話について、そのボックスが密閉されており、他の方法では会話が聞こえない場合には、人はREPを有すると判断しています。このケースでは、警察が電話ボックスに盗聴器を仕掛け、その人が会話を秘密にしようとしていたことが決定的な事実となりました。公衆電話は電話ボックスの中ではなく、公衆の面前にあり、通りすがりの人が聞くことができたのです。公衆電話は電話ボックスの中ではなく、公衆の面前にあり、通りすがりの人に聞こえる状態であった。

したがって、"I have the set of hot Roman coins "という コメントにはREPは存在せず、Suppressionの救済措置は使えない。"

### 保証の必要性

万が一、SCOTUSがREPの定義を拡大した場合、警察は有効な令状（後述）または令状の例外によってのみ、この情報を収集することができるようになる。例外としては、有効な逮捕に伴う捜索、テリー・ストップにおける武器の捜索、平見での捜索などがある。

ここでは令状がないので、Fは例外を必要とします。

### プレーンビュー

警察官は、合法的にその場において、その物品が視界に入り、その違法性が一目瞭然である場合、平面にある証拠を捜索し押収することができます。

ここで、警官が主張できるのは、会話は平野にあった、路地にいる誰もが

を聞くことができた。警官は合法的にこの公共の場にいたのです。そして会話の違法性は一目瞭然でした。

したがって、この例外が適用されることとなります。

結論電話ボックスのない公衆電話におけるこの公開会話にはREPが存在しないので、弾圧は妥当ではない。

## **B. いいわ、バイヤーに電話して...**

### リップ

上記のルールを参照してください。宿泊客でない場合、人は他人の家でのプライバシーに対する合理的な期待を持たない。人は、検索に同意する場合、REPを持たない。検索が一般に利用できない技術によって行われ、かつ自然な感覚を高める場合、人は他の私的な場所への検索からプライバシーの合理的期待を持つ（Kyllo）。

### Nさんの家

ここで、まず問題となるのは、Fがニール宅の敷地内にいることである。彼は嘘をついてこの敷地にアクセスした。しかし、警官が同意によって敷地にアクセスするために嘘をつくことは、その嘘が権限の誇示に基づくものでない限り、許される。例えば、警官が令状を持っていると嘘をつくことは許されない。しかし、同意を得て麻薬の売人の家に入るために、麻薬の買い手のふりをすることは許されている。ここで、Fの嘘が権威に基づく嘘であるかどうかは不明である。しかし、同意の有効性に関係なく、警官はNのデッキにいる。Dは自分の家ではない家にプライバシーを期待することはできない（ラカス参照）。

したがって、彼女はこの異議に基づくREPを有しない。

#### バードソングマイクロホン

ここでは、Fがペットショップのバードソングマイクロホンを使って、公共の路地でのDの会話を盗聴していることが第2の問題点である。キョロでは、熱線探知機を家庭内の人の動きにアクセスするために使用した場合、許されないと判断された。マイクは放物線状で、150フィートの距離から鳥の声（とあらゆるものの声）を聞くことができる。しかし、このマイクは一般に容易に入手可能であるため、この主張は失敗する。

さらに、キョロとは異なり、DがREPのない場所でマイクを使用して搜索している。

Kylloは自宅での搜索であった。上記の議論を参照。Dは最初のコメントと同じ路地におり、公共の場でブースもないため、公衆に出す会話にプライバシーを期待することはできない。

したがって、REPは存

在しない。ワラント要

件 上記ルールを参照

。

万が一、SCOTUSがこれを捜査と判断した場合、令状はなく、例外を適用しなければならない。

#### プレーンビュー

上記のルールを参照してください。

同様の理由で、Fは有効に会話を聞いたと主張するだろう。しかし、この例では、Dは、Fが聞いたときに、その存在の合法性を争うことができる。



Nの敷地内にいたため、会話を見ることができた。これは、Nの敷地内への立ち入りを同意の上で許可したものだと思われ、Fは会話を見た時点で有効に敷地内にいる可能性が高いので、上記のNの自宅での議論を参照されたい。

したがって、Plain Viewが有効である可能性が高い。

### エクシジェンス

緊急事態や重罪犯の急迫がある場合、警官は他の違法な捜索を行うことができます。

ここでは、緊急事態は存在しない。Fはテロ計画や人命が危機に瀕していることについて嘘をついた。

この例外は適用されません。

結論：この会話にはREPがないため、抑制は不可能である。

### C. ローマコイン物証REP

上記のルールを参照してください。人は自分の家にREPを持つ。家庭は憲法第4条のもと、神聖なものです。

ここでは、FがDの自宅を捜索している。したがって、捜索は令状または例外に従ったものでなければならない。

### 保証の必要性

上記の規則を参照してください。令状は、正当な理由、署名入りの宣誓供述書、押収する場所と物品を具体的に記載し、中立的な判事によって承認されなければならない。

。

宣誓供述書があり、令状は裁判官によって署名される。中立的な裁判官であれば有効です。押収される品目と搜索される場所は特定されている。搜索ではDの自宅が特定され、コインが押収されるべきことが特定される。

### *推定される原因*

相当な理由とは、犯罪の実行がおそらく起こっている、あるいは起こったと合理的な警察官が信じるに足る十分な事実を必要とします。警察官は、自分自身の個人的な知識、合法的に入手した証拠、信頼できる検証可能な情報提供者の証拠を使って、相当な理由の根拠を持つことができます。事実だけでは十分でない場合もありますが、総合的に判断して、相当な理由があると判断することができます。

ここで、警察は、Dがコイン強奪犯であり、盗んだコインを売ろうとしているとの匿名のメールを受け取った。情報提供者は匿名であるため、情報の信頼性、検証可能性を得ることは困難である。SCOTUSは、情報が特殊であり、警官が独自の調査によってそれを検証する場合、このような情報提供者を認めている。この場合、Fは、公共の場でDを尾行し、彼女の会話を盗み聞きして情報を確認したので、これは有効な情報提供であると考えられる。

さらに、Fは、上記のように有効に入手された他の証拠も持っている。Fは、「慎重なコレクターに渡す必要がある売出し中のホットなローマコインのセット」について公開されていた電話での会話を持っている。9時にかけて直す..."と"よし、バイヤーに電話して、ホットコインの取引があるかどうか教えてくれ"というものだ。どちらも、「ホットコイン」が示すように、盗品の所持・販売という犯罪の有力な証拠となるため、令状の独立した根拠となる可能性が高い。警官は自分の経験や専門知識を利用することができます。したがって、ホットコインが盗品のしるしかもしれないと知っている

警官は、この情報を信頼することができます。

正当な理由がある。

したがって、Dの自宅の搜索は、合法的かつ有効な令状に従ったものである。搜索は令状の範囲を超えるものではないと思われる。

## 例外事項

### 新株予約権の誠実な信頼性

万が一、裁判所が憲法修正第4条に違反して供述を収集したと判断した場合、その情報は証拠隠滅という毒の木の実となるため、正当な理由が損なわれることになる。しかし、合理的な警官が合理的な信念がないと判断するのではなく、相当な理由があると判断する場合には、警官は令状に頼ることができる。警官が不誠実に行動した場合は、この例外に依拠することはできません。

したがって、新しい法律により令状を裏付ける捜査が無効となったとしても、合理的な警官が正当な理由を全く欠いていないと信じるであろう令状に、警官は誠実に依拠することになる。Fが悪意を持って行動したという兆候はない。嘘をついたという事実でさえ、この嘘はよりひどいと思われるが、捜査の一環として警官が日常的に行っていることである。

したがって、この例外が適用されることとなります。

結論ローマコインは有効な令状に基づき収集されたものであるため、弾圧されることはない。

## 2. 強盗

強盗罪は、物理的な力または差し迫った物理的な力の脅しによって、窃盗を行う犯罪です。

他者

### 他人の身体に対する武力による威嚇

武力による威嚇は、差し迫ったものであり、物理的な力の恐れを生じさせるものでなければならず、経済力だけでは十分ではありません。経済的な力だけでは不十分である。

ここで、DはOを銃で脅している。おもちゃの銃だが、本物の銃に見えるので、合理的な人は差し迫った物理的な力の恐怖を持つだろう。Dは言葉で脅していないが、行動で十分であり、銃を人に向けることは確実に脅しになる。DはOに銃を向けているので、銃はOの人物に向けられた。

このように、窃盗はOの身辺に対する威力による脅迫によって達成された。

### 窃盗

窃盗罪とは、永久に奪う目的で、他人の財産を不法侵入、窃取、持ち逃げすることです。

### トRESPASS

トRESPASSとは、他人の財産に干渉することであり、コンバージョンのように永久的な剥奪を要求するものではありません。

ここで、Dはコインショップに入り、貴重なローマコインを奪っている。したがって、Dはコインショップのコインの所有権を勝手に奪って妨害していることになる。が成立する。

所有者であるオスカー（O）は、暴力の脅威に応じてそれらを与えるだけです。したがって、この占有は不法侵入である。

#### *持ち帰る、持ち運ぶ*

Dは、物理的に持ち去る必要があり、財布に入れる、棚から物を取るなど、わずかな動きで持ち去りとなります。

ここで、Dはコインを取って店を出て行く。

このように、彼女はそれを取って運んでいるのです。

#### *他人の個人的な所有物*

動産とは、取り外し可能な物で、物や金銭が含まれます。

ここで、Dは貴重なローマのコイン一式を手に入れる。コインは形あるものであり、他の人、Oのものである。

したがって、この要素は満たされています。

#### *恒久的な剥奪の意図*

Dは、真の所有者からその財産を永久に奪うことを、取得の時点で明確に意図していなければならない。この意図は、後に否定されても、行為リースの時点で意図していた限り、意図と認められる。意図の有無は、状況から推測することができる。

ここで、Dは店に入り、おもちゃの銃を取り出してOに向け、コインを奪って逃走している。これらの事実から、当時は永続するつもりであったことが推認される。さらに、電話ボックスでの会話から、その後の証拠もある。

彼女はホットコインのセットを持っており、それを売りたいと考えています。これは、持ち出しの時点で、彼女が永久に奪うつもりであったという強い証拠である。

したがって、窃盗罪のすべての要素を満たしている。

結論Dは強盗罪の有罪



## きじゅつもんだいととうごう

### 2020年10月カリフォルニア州

#### 司法試験

本書は、2020年10月のカリフォルニア州司法試験で出題された5つのエッセイ問題を収録しています。

試験と、各問題に対する選択解答2つ。

答案には高いグレードが与えられ、一読して試験に合格した応募者が書いたものである。解答は、読みやすくするために綴りや句読点に若干の修正を加えた以外は、申請者が提出したものをそのまま作成した。著者の了解を得て、ここに転載する。

質問番号	テーマ
1.	プロフェッショナルの責任
2.	事業者団体
3.	不動産
4.	刑事法および刑事訴訟法
5.	レメディー



ロサンゼルス事務所  
845 S.  
Figueroa  
Street Los  
Angeles, CA  
90017

## QUESTION 4

金が必要で、そのためなら何でもするという背の高いドンと背の低いアルは、夜中にヴィックの家に盗みに入るために出発した。途中、アルは「関わりたくない」と言ったが、ドンはアルの顔をひっぱたいて応えた。"今、ついて来なければ、明日、お前の足を折るぞ"と。Vicの家でDonは鍵のかかっていない玄関を開け、Alと一緒に中に入った。ドンは玄関のテーブルの上にあった財布を取り、アルと二人で逃げ出しました。

その時、たまたまヴィックの家の前を歩いていたワンダが、二人の男が家から飛び出してくるのを目撃した。その夜、ワンダは警察に対し、背の高い方の男は短髪で髭を剃っていると説明したが、背の低い方の男については説明できなかったという。

ドンとアルはすぐに逮捕された。翌日、新聞にドンの最近の写真が掲載され、大きな髭と長髪のドンが写っていた。新聞でその写真を見たワンダは、すぐに警察署に行き、オリバー巡査にドンが人違いではないか、と心配するように言った。オリバー巡査は、ドンが逮捕されたとき、ポケットにヴィックの財布が入っていたことをワンダに告げた。ドンが罪状認否を受ける前に、オリバー巡査はワンダにドンを含む6人の長髪のひげ面の男たちのラインナップを見せるように手配した。20分間並んだ後、WandaはDonが家から走って出てくるのを見た男の一人であると確認しました。裁判では、アルはドンと一緒にヴィックの家を飛び出したと供述しました。

1. アルはどのような犯罪で起訴されるのか、どのような抗弁を主張できるのか、そしてどのような結果になる可能性があるのか。議論してください。
2. 合衆国憲法修正第 5 条および第 14 条に基づき、Don は、どのような根拠に基づいて、Wanda が並べられた際の身分証明の証拠を抑止するよう求めることができますか。また、その結果はどのようになるでしょうか。議論してください。

## 質問4：選択回答A

アルの (A) 犯罪の共謀

罪

二人以上が犯罪を行う具体的な意図を持って犯罪を行うことに合意した場合に、共謀罪が成立します。コモンローの下では、契約の両当事者が具体的に犯罪を行うことを意図することにより、二者間の共謀が必要です。また、コモンローの下では、明白な行為の要件はない。しかし、最近では、MPC、連邦法、および多くの法域で、共謀が成立するためには、合意に加えて、明白な行為が必要であるとされています。MPCでは、一方的な共謀も認めており、相手が実際にその行為を望んでいなくても、ある犯罪の共謀罪が成立する場合があります（例：潜入捜査官との合意の場合）。共謀は実際に行った犯罪と統合されないため、実質的な犯罪が行われたとしても、その犯罪の共謀罪が成立する可能性もある。

ここで、DとAは、Vから窃盗罪を犯すことを意図しており、Vから窃盗することを合意し、深夜に一緒に「Vの家に向かって出発」し、Vから窃盗を行ったことが事実として認められる。したがって、コモンロー上、Aは窃盗罪の共謀罪が成立し強盗罪（実質的な犯罪については、以下で詳しく分析します）、Aが合意したときVから盗むためにDと。

そして、多数決/連邦/MPCルールのもとでは、間違いなく、明白な行為もあった。

DとAがVの家に向かって出発したときに行われた。Aは、Vの家に向かっただけでは明白な行為を構成するのに不十分であると主張することができる。を有していなかったと主張することができる。

を所持し、侵入の目的で特殊な機器や工具を所持していた。しかし、ここでは、DとAは "午前0時"頃にVの家に向かって出発している。真夜中（合理的な時間を大幅に過ぎた）に誰かの家に向かうことは、おそらく共謀を認めるに十分な明白な行為があったことを示すのに十分であろう。

### ピンカートン

**Pinkerton Rule**の下では、すべての共謀者は、予見可能で犯罪を助長するような共謀者が犯したすべての実体的犯罪に対して責任を負うこととなります。

そこで、ここでは、Aが、一緒にやろうとした窃盗罪を犯す過程でDが犯したすべての実体的な犯罪についても責任を負うことになる。したがって、無施錠のドアを開け、玄関のテーブルの上にあった財布を取ったのはDであるにもかかわらず、Aは、自分自身はこれらの犯罪を犯していないと主張したとしても、これらの犯罪についても責任を負うこととなります。ドアを開けること、財布を取ることは、いずれも人の家から盗むという犯罪を推進するための予見可能な犯罪である。

### 共犯者責任

共犯者責任は、共犯者が犯罪の実行を具体的に意図して、本人の犯罪を幫助した場合に発生します。(注：コモンローの下では、共犯者は故意・承知の上で援助すればよい)。また、共犯者は、本人が行ったすべての実質的な犯罪に対して責任を負うこととなります。

ここで、Aは、自分は犯罪の原因行為を行っていないから、犯罪の主体ではない、と主張するかもしれませんが。しかし、裁判所は、事実関係に基づき、彼がVの店に行ったことから、彼がこれらの犯罪の主犯格であると判断する可能性が高い。

の家に入り、敷地内にも入りました。

### 窃盗

窃盗罪とは、他人の財産を永久に奪う目的で、その同意なく持ち出し、移動させることです。

ここで、Dは、奪う目的で、玄関のテーブルから財布を持ち出し、移動させた。

Vが財布を永久に持ち去った。Dが財布を持ち去った後、DとAはともに自宅から逃げ出した。そして、DやAが財産を返そうと思っていた形跡はない。それどころか、少なくともDは、お金に困っていて、"お金を手に入れるためなら何でもする"ことを考えると、お金を預かるつもりだったのだろう。

そのため、後述する抗弁がなければ、DとWはともに窃盗罪で有罪になる。

### 強盗（武力による威嚇を伴わない）

強盗とは、脅迫や威嚇によって他人の前や人から窃取することです。財布の持ち去りはその人の家で起こったことですが（Vがそこにいたなら間違いなくその人の目の前で）、脅迫や威嚇はなかったので、ここでは強盗は成立しません。

### 強盗

強盗罪とは、夜間に住居に侵入し、中で重罪を犯す目的で行われるものです。住居と夜間の要件は、多くの法域で緩和されている。

ここで、DはVから盗む目的で夜間にV宅に侵入したが、すべての要素を満たしている。鍵を開けて家に「侵入」している。偶数

とはいえ、鍵がかかっていないのだから、一般に開放されている場所（誰かの家）ではないので、裁判所は「侵入」があったと判断するのだろう。そして、自宅という場所に侵入した（「入室」）。彼らが侵入した建物は、確かにVの自宅（したがって住居）であった。そして、Vから盗むつもりで侵入した（したがって、内部で重罪を犯した）。

そのため、ここでは強盗罪が成立している。よって、Aは強盗罪に問われる可能性がある。Aの抗弁

#### 退会

共同謀議者は、法域によっては謀議から脱退することができます。コモンローの下では、合意がなされた時点で共謀が発生するため、共謀者は共謀から離脱することができません。しかし、コモンローの下でも、将来の犯罪に対する責任を問われないように、合意がなされた後でも、共謀者は共謀から離脱することができる。ただし、このような脱退は、他の共謀者に対して明確に行う必要があり、また、通常、警察への通報が必要となる。

多数決のルールでは、共謀者は、明白な行為が行われる前であれば、共謀から脱退できる -- そして、共謀者は、共謀者に対して脱退の意思表示をするか、その代わりに、警察に通報するか、どちらかである。MPC/マイノリティ・ルールでは、共謀者は、犯罪を阻止するための行動を取れば、明白な行為の後でも脱退することが可能である。

ここで、Aは、自分が適切に共謀から脱退したと主張するだろう。とDに告げた時点で共謀から離脱したと主張するだろう。

を巻き込んだ。しかし、裁判所は、どの裁判管轄においても、彼の主張を受け入れることはないだろう。コモンローの下では、Dと犯行に合意していたため、その時点で撤回することはできないし、多数決の下では、Dの深夜にVの自宅まで歩くという明白な行為を既に約束していたため、その時点で撤回することはできない。マイノリティールの下でも、Aは犯行を阻止するために何もしていないので、実質的な撤退はできなかった。それどころか、Dが玄関の鍵を開けた後、実際に家の中に「入った」のである。

#### デュアレス

強迫とは、被告人が、自分または第三者が重大な身体的危害または死をもたらす差し迫った脅威にさらされていたため、罪を犯さざるを得なかったと主張する弁護である。

ここで、Aは、強要されたためにこれらの犯罪を犯すことを余儀なくされたと主張するだろう。Dから顔をひっぱたかれ、「ついてこないと足を折るぞ」と言われたことを主張するのである。しかし、Aはこの抗弁で勝てる可能性は低い。強迫の抗弁は、脅迫が差し迫っていることが必要である。本件では、DはAを脅迫しているが、「明日、足を折る」と言っただけである。また、Aがその気になれば、関わりたくない判断した後に、逃げたり、その場を離れたりすることができなかったということはない。そのため、裁判所は、強迫の抗弁について、Aに有利な判断をする可能性は低い。

これらの理由から、Aは窃盗と強盗の実体犯罪およびこれらの犯罪の共謀の罪で起訴されるのが妥当である。強要と脱退の抗弁は、どの裁判管轄でも成功する可能性は低い。

## 質問2

### ステートアクション

米国憲法修正第5条と第14条は、国家の行為から人々を保護するものです。この場合、明確な国家行動が存在します。ここでの問題は警察の行動を含んでおり、したがって国家的行動があるのです。

### 排他律

除外規定に基づき、第4、5、6条の修正条項に違反して取得されたすべての証拠は、証拠から除外されなければなりません。除外規定にはいくつかの例外があります（ノックアンドアナウンス、減衰、因果関係の連鎖など）が、ここでは関係ありません。

### ラインアップ

Dの最も強い主張は、ワンダ（W）の識別が不許可的に示唆的であるという理由で、その証拠の抑制を求めることであろう。ラインアップに関する規則では、警察は、誤認識をもたらす可能性が高い不当な暗示的ラインアップを使用することはできない。

### 不可抗力的な示唆

Dは、このラインナップが不当に示唆的であったという強力な議論を展開することができる。彼は、Wがラインナップを見せられた時には、すでに新聞に掲載された彼の写真を見ていたと主張するだろう。さらに、Wが新聞で彼の写真を見た後、警察に行ったとき、警察はDからVの財布を見つけたので正しい人物であることを確認し、その結果、Wは新聞で彼の写真を見ただけでなく、彼の写真を見たので、ラインアップは不当な示唆的であったと主張するだろう。



と、写真の人物が犯人であることを警察から確認された。

誤認識が生じる可能性が高いもの

そして、Dは、上記により誤認識が生じる可能性がかなり高いと主張するだろう。実際、Wが写真を見ていなかったら（オリバー巡査に写真を確認されていなかったら）、彼女はまだ "短髪できれいなひげを生やした"背の高い男性を探していたはずだと主張するのである。写真を見て、警察官の供述を聞いたからこそ、彼を特定できたのだと主張するのです。

これに対し、警察は、並び方が不当に示唆的でないことを確認したと主張するでしょう。警察は、長髪のひげ面の男6人（おそらく全員背が高い）だけを意図的に選び、Wにそれぞれを確認する時間を多く与えたと主張するだろう。実際、彼らは、WがDを特定したのは20分後であったと主張することでしょう。

警察の努力にもかかわらず、Dはおそらく、それが不許可の暗示的なものであるという理由で、ラインナップにおけるWの識別の証拠の抑制をうまく訴えることができるだろう。たとえ警察が他の背の高いひげ面の男性を選んだとしても、警察は新聞の写真の人物が犯罪を犯した人物であることを確認することによって、すでにWに偏見を与えていたのである。

## 質問4：選択した回答B

### 1. アルの犯罪

#### 犯罪

#### *主犯と共犯*

アルは、ドンの犯罪の共犯者として、本人としての責任を負う可能性があります。犯罪の主犯とは、犯罪の行為主体を行う者、つまり犯罪の加害者のことです。ここでは、ドンは実際に玄関を開けて財布を拾って持って行った人です。従って、ドンは犯罪の主犯です。共犯者とは、犯罪の完成や隠蔽のために、本人を幫助する者のことである。共犯者は、本人を幫助したすべての犯罪について責任を負う。ここで、アルはドンとともにヴィックの家に入り、ドンが財布を取るのを見て、ドンとともに逃走した。おそらく、AIはDonの見張り役をしていたのであって、単に付き添いをしていただけではない。したがって、AIがそこにいた間のDonの行為が犯罪である限り、後述するように撤回を主張しない限り、AIはその責任を負うことになります。

#### *共謀罪*

共謀とは、2人以上の者が違法行為を行うことを合意することである。コモンローでは、合意には明示的な行為を必要としなかったが

共謀罪は、現代法では、明白な行為も要求されます。共謀の合意は書面でも口頭でもよく、潜在的な共謀者の間に共通の筋書きや計画があれば、状況証拠から推測することができる。ここでは、AIとDonの間の書面または口頭による合意について、事実は黙秘されているが、証拠では

を見ると、共通の企みがあったことがわかる。AIとDonは共にお金が欲しくてたまらず、そのためなら何でもするつもりで、一緒にVicの家に入り、盗むことに着手したのです。したがって、後述するようにAIが共謀から手を引いたと主張できない限り、AIは共謀罪の責任を負うこととなります。また、彼は、多数派のPinkertonルールに基づき、共謀の予見可能な結果であった場合、共謀を推進するために行った実質的犯罪および追加的犯罪についても責任を負う。

### 窃盗

窃盗罪とは、他人の私物を、その時点で永久に奪う目的で、不法に持ち去り、持ち出すことです。ドンは窃盗罪を犯した可能性が高いので、共犯者責任と共謀責任のもと、アルも以下の抗弁を条件として窃盗罪で有罪になります。

### トレスパッソリー

不法侵入となるためには、所有者の許可なく持ち出しが行われたことが必要です。

ここで、アルとドンは、ヴィックの家からヴィックの知らないうちに財布を持ち出していた。

の夜です。したがって、彼らがVicの許可を得て財布を持ち出したとはとても思えませんし、そのようなことを示唆する事実もありません。したがって、この要素は満たされている。

### 撮影

テイクとは、所有者の所有物から私物を取り上げる行為のことです。この場合、財布はVicの家にあったので、持ち出しの時以前は彼の所有物であった。Donがこれを拾ったとき、所有者の占有から自分の占有に移すことによって、占有要件を満たした。したがって、この

要素が満たされる。持ち

運び

持ち去りとは、財産が奪われた場所からわずかでも離れることです。ここでは、ドンが財布を持って家から走って出て行ったので、この要素は明らかに満たされています。

他人の私物

また、その財産は他人の所有物である必要があります。ここでは、財布は持ち去る前にVicが所有していたため、この要素を満たしています。

恒久的な剥奪の意図

窃盗を犯す者は、財産の所有者を永久に奪うという具体的な意図を、持ち去りの時点で持っていなければならない。ここで、DonとAlはお金に困っていた。したがって、DonがVicに返すつもりで財布を取ったとは考えにくく、したがって、Vicから財産を永久に奪うつもりであった可能性が高い。したがって、この要素と窃盗に必要なすべての要素が満たされています。

強盗

強盗とは、力または脅迫によって他人の身辺から窃取することである。ここでは、Donの行為は強盗には当たらず、従って、Alは共犯者責任や共謀者責任を通じても強盗罪の責任を負わない。

窃盗

上記の通り、窃盗はDonによって行われました。

他者から見た

ここで、財布はVicの所持品ではなく、玄関のテーブルから取られました。財布が取られたときにVicが気づいていた、あるいはその場にいたという証拠もないので、この要素は満たされません。

武力または威嚇による

強盗であるためには、奪取を実現するために必要以上の力が必要であるか、差し迫った身体的危害の脅威による威嚇が必要である。ここでは、そのどちらも満たされていません。Donは財布を取るのに必要な力だけでテーブルから財布を取り、Vicはどこにもいなかったため、脅迫による威嚇はなかった。

したがって、Donは、他人の人身から、あるいは強制や脅迫によって奪ったわけではなく、強盗を犯しておらず、したがって、Alは、共犯者または共謀者としてその責任を負うことはできません。

強盗

強盗罪とは、夜間に住居に侵入し、侵入時に重罪を犯す意図を持って侵入することです。

ブレイキング

Breakingとは、窓を割ったり、ドアを蹴破ったりするような力の行使のことです。使用される力は、侵入するために必要な力以上でなければなりません。ここでは、Donは鍵のかかっていない玄関のドアを開けました。これは、侵入するために必要以上の力があった、つまり、ドアが大きく開いておらず、それを開くために力が使われたので、breakingとみなすには十分です。

## 入室

**Entering**とは、物理的に平面を越えて住居に入ることである。ここでは、ドンもアルも家の中に入ることになりました。

## 住まい

住居とは、居住のために定期的に使用される建造物のことです。現在人が住んでいる必要はないが、放棄されてはならない。現在では、すべての州で、このコモンローの定義を他の建造物や建物、あるいは自動車に拡大した法令が制定されています。この場合、ここは**Vic**の家であったので、住居であった。**Vic**がその時家にいたかどうかは不明だが、普段から住んでいる場所であれば、家にいる必要はない。したがって、この要素は満たされている。

## 夜

夜間とは、日没から日の出までの時間帯のことです。現代の法令では、強盗が夜間である必要はありませんが、夜間の場合はより高い罰則が課される場合があります。ここでは、**Al**と**Don**は真夜中に**Vic**の家から盗みに行ったので、夜間の要素は明らかに満たされています。

## 重罪を犯す意図

侵入の時点で、強盗になるような内部の重罪を犯す具体的な意図を持っていたことが必要である。ここで、**Al**と**Don**は**Vic**の家から盗むという明確な目的を持って**Vic**の家へ行きました。これは重罪であるため、侵入した時点で、彼らは必要な意図を持っていた。従って、以下の抗弁のいずれかが適用されない限り、**Don**は強盗罪の有罪、**Vic**はその共犯者または共謀者として有罪である。

## ディフェンス

### デュアレス

強迫とは、人から実際の選択権を著しく奪う不適切な脅迫のことです。刑事事件では、脅迫は強迫を主張する人またはその人が知っている他の人に対する差し迫った重大な身体的傷害または死亡でなければなりません。ここで、AIはDonが彼の顔を平手打ちし、「今来なければ、明日お前の足を折るぞ」と言ったとき、彼は意味のある選択を奪われたので、強迫の抗弁を主張することができると主張するでしょう。しかし、アルに対する脅しは、ドンが自分の足を折るというものであった。

脚は、その時点ではありません。したがって、脅迫は差し迫ったものではなく、アルは抗弁として強迫を主張することはできません。また、アルは、ドンが自分を平手打ちしたことが差し迫った脅迫であると主張するでしょうが、ドンは脅迫を行う前に自分を平手打ちしており、平手打ちは差し迫った重傷または死亡ではなく、脅迫の前に行われたので、重傷または死亡の脅迫ではありません。

### 共犯者としての撤退

コモンローでは、すでに本人を幫助していた場合には、いかなる撤回も認められませんでした。現代法では、共犯者がもう手伝いたくないと明確に表明し、犯罪の遂行において本人を妨害しようとした場合にのみ、撤回が認められ、その結果、責任から解放される。ここで、アルは、もう関わりたくないと言った時点で、共犯者責任を撤回したと主張する。しかし、アルは依然としてドンに同行して見張り役をしていたのであるから、共犯者責任を免れることはできない。

## 共謀罪からの脱退

アルはまた、自分が共謀から離脱したことを主張しようとするだろう。コモンローでは、共謀は、明白な行為なしに犯罪を犯す合意があったときに達成される。この基準では、いったん合意がなされると、共謀からの脱退は認められません。ここでは、AIはDonと一緒にVicから盗むことに着手しており、合意はすでになされている。現代の法律では、共謀罪が成立する前に、明白な行為が要求されます。明白な行為は合法である場合もあれば違法である場合もあります。真夜中にどこかに出かけることは合法かもしれませんが、このケースでは、それはヴィックから盗むという共謀を促進するための明白な行為でした。したがって、アルは、関わりたくないと言う前に、すでに共謀を犯していたのです。さらに、彼はDonを援助し続け、犯罪を遂行し終えたので、やはり共謀罪の責任を負うこととなります。共謀者は、実質的な犯罪の責任を免れることができるが、それは、共謀の成功を妨げようとした場合に限られる。この場合、AIはそれをしなかったので、基礎となる犯罪に対する責任も残る。

## 2. Donの抑制の申し立て

憲法修正第5条および第14条の適正手続条項に基づき、裁判所は、警察のラインナップが被告人の権利を侵害しているかどうかを判断するために、2つのステップを踏むことになる。まず、裁判所は、ラインナップが不許可的に暗示的であったかどうかを判断する。第二に、裁判所は、たとえその並べ方が不当なほど暗示的であったとしても、それでもなお、その識別が信頼できるかどうかを判断することになる。



## 不可抗力的な示唆

並び替えは、その形式や内容が識別を行う者に不当に偏見を与える場合、不当に示唆的である。ここで、Wandaは警察に対して、背の高い男性（おそらくDon）は髭を剃っており、短髪であると説明したが、背の低い男性のことは説明することができなかった。ドンが大きなひげと長髪で逮捕されたとき、ワンダはドンが人違いかもしれないと思った。オリバー巡査はワンダに、ドンが逮捕されたときヴィックの財布をポケットに入れていたことを告げた。その後、Oliver巡査はDonを含む6人の髭の生えた長髪の男たちを並ばせることにした。20分後、WandaはDonがその男であることを確認した。

このラインナップには、4つの側面があり、許容できないほど暗示的である。第一に、ワンダは整列の前に新聞でドンの写真を見ている。したがって、彼女はすでに彼が、警官が家から出てきた人物だと考えた男であることを知っていたのです。第二に、オリバー巡査は、逮捕したドンという男がヴィックの財布をポケットに入れていたことをワンダに話した。新聞で写真を見たことに加え、今度はワンダがドンがその財布を持っていると聞かされたのです。これらの事実から、ワンダは、犯行の夜、背の高い男が髭を剃って短髪であったという自分の説明を真剣に疑うこととなります。第三に、警察のラインナップには、長髪とひげの男性しか含まれていなかった。Wandaは、自分が探している男は短髪でひげを剃っていると信じていたが、Oliver巡査は、長髪とひげのある男しか選択肢に入れなかったのである。そのため、Wandaは、許容できないほど示唆的な選択肢に制限されていると感じたのかもしれませんが。

## 今でも信頼できる

それでもなお、信頼できるのであれば、それを使うことができます。この場合、ワン

ダの発言と一致しないこと、ドンを識別するのに20分もかかったことから、信頼できない可能性が高いです。



## 2021年7月の論文問題とその解答例

### カリフォルニア州司法試験

本書は、2021年7月のカリフォルニア州司法試験で出題された論文問題5問と、各問題の選択解答2問を収録しています。

選ばれた解答は、「模範解答」や「完璧な解答」と見なされるものではありません。これらの答えは、一次試験合格者が書いたものであり、高い評定が与えられています。読みやすくするために、スペルや句読点に若干の修正を加えた以外は、応募者が提出したものをそのまま再現しています。これらの答えは、実際の受験者が時間の制約の中で、外部資料を利用することなく書いたものである。そのため、設問が提起するすべての問題を必ずしも正確に把握し、回答しているとは限らず、また、余計な情報や誤った情報を含んでいる可能性があります。回答は、著者の同意を得て掲載しています。

<u>質問番号</u>	<u>テーマ</u>
1.	民事訴訟法
2.	プロフェッショナルの責任
3.	不法行為
4.	刑事法・刑事訴訟法
5.	遺言と相続／共有財産

## QUESTION 4

Anna刑事は、Davidがヘロインの運搬に関与しているという匿名の情報提供者から情報を得たため、合法的に拘留中のDavidを取り調べにかけようとしていました。Anna刑事はデイビッドにミランダ権を告げ、ヘロイン輸送について何か知っているかと尋ねました。デイビッドは、"弁護士が必要かどうかわからない"と答えました。次にAnna刑事はデイビッドにヘロインをどのように輸送していたかを尋ねました。デイビッドは"もし私がそれに関係しているならば、私の車を使う"と答えました。Anna刑事は、デイビッドがこれ以上の質問に答えることを拒否したため、デイビッドを釈放しました。その後、Anna刑事は全警察官にメッセージを送り、デイビッドの車について、ヘロインの運搬に関与していると思われるとの説明をしました。

その日のうちに、Anna刑事のメッセージを聞いたベーカー巡査は、メッセージに書かれていた車を見かけました。ベーカー巡査は、運転手が車を止めるようなことをしないかと思い、その車を追跡することにしました。車が赤信号にぶつかったとき、ベーカー巡査は車を止め、運転手（実際はデイビッド）を車から降ろすように命じました。その後、ベーカー巡査はデイビッドを身体検査し、ポケットから携帯電話を発見しました。ベーカー巡査が携帯電話の電源を入れると、テキストメッセージのアイコンが表示され、そのアイコンをクリックすると、"ヘロインはトランクの中だから倉庫に届けろ"というデイビッド宛てのメッセージが表示されました。その後、ベーカー巡査は車のトランクを捜索し、30ポンドのヘロインを発見した。彼はDavidを逮捕し、車を警察の押収場に運び、処理するよう手配しました。

Davidはヘロイン運搬の罪で起訴されました。デイビッドは抑制を求めます。

1. 彼の発言、「何かあれば車を使う」。
2. ヘロインはトランクの中だ、倉庫に届けろ」という内容のテキストメッセージ、および
3. 車のトランクから見つかったヘロイン。

裁判所は、抑制のための各動作に対してどのような判決を下すべきですか？議論してください。

## 質問4：選択回答A

刑事事件の被告人は、憲法修正第4条、第5条または第6条の権利の侵害を主張する証拠抑止の申し立てを行うことができる。これらの修正条項は、修正第14条のデュー・プロセス条項を通じて州に対して組み込まれる。除外規定は、除外規定の例外が適用されない限り、これらの憲法上の権利に違反して得られた証拠は、被告人に対する州側の本訴において許容されないことを規定している。除外規定の目的は違法な警察行為を抑止することであり、最高裁は社会的コストが違法な警察行為の禁止における抑止価値を上回る場合、除外規定に一定の例外があることを決定しています。除外規定は、被告の憲法上の権利に違反して直接得られたすべての証拠と、そのような証拠から後に派生した証拠を "毒の木の実" として認めることを禁止しています。

### 1. 発言、"何かあれば車を使う"

#### 憲法修正第5条

問題は、David が修正第5条に基づき供述を抑圧するための有効な論拠を有していたかどうかです。憲法修正第5条は、被告人が強制的な自供から解放される権利を保護するものです。最高裁は、以下のように決定しています。

ミランダ警告は、この権利を保護するために、被告人が自供自縛に対する特権を行使する権利と弁護人に依頼する権利を認識させるために必要であること。被告人のミランダ権の放棄は、知っていて行わなければならない。

自発的にミランダは "拘置" の時点で付く。被告人が身柄を拘束されるのは

"移動の自由"テスト、つまり、合理的な人が警察の拘置所から自由に出られると感じない場合です。ここでは、事実はDavidが「合法的に拘束されていた」と述べているので、Davidがミランダの目的のために拘束されていたことを認めざるを得ず、その拘束が合法的であったかどうかは分析しないことにする。

ミランダは取調べにのみ適用されます。取調べには、警察官による明示的な質問のほか、被告人による有罪の供述に合理的につながる可能性のある警察官による供述や行為が含まれます。しかし、被告人が自発的に行った供述は、ミランダに違反して取得されたものではありません。

被告人がミランダ権を適切に行使したかどうかを分析する上で、重要な問題は、被告人が明確に行使したかどうかである。黙秘権を主張するには、被告人が黙秘を希望することを明確に表明する必要があり、長時間黙って座っているだけでは、明示的な発動をしたことにはならない。弁護人と話す権利を主張するためには、被告人は弁護士と話す権利を明確に主張しなければならない。

ここでは、Davidは合法的に拘束され、Davidに尋問を加えようとしていたようなので、ミランダの両方の条項が適用されます。アンナ刑事はデイビッドにミランダの権利を適切に助言したので、その助言に問題はありませんでした。一旦そうすれば、彼女はデイビッドが権利を行使するのを待つ必要はなく、彼に質問をし、それに対して、デイビッドは沈黙権や弁護人を放棄したり、主張したりすることができました。従って、ヘロイン出荷について何か知っているかどうかを尋ねることは有効であった。そしてデイビッドは、"弁護士が必要かどうか分からない"と答えました。デイビッドが尋問に従事することに不安を感じていたことを示唆することは可能ですが、それは曖昧な供述であるため、弁護人の権利を行使するには不十分であったことはほぼ間違い

ありません。彼は

とか、"弁護士と話したい"とか、"あなたと話すのは良くないと思うので、まず弁護士と話をさせてください"とか、言っていたんです。その後、アンナ刑事は、デビッドがまだ弁護士や沈黙の権利を主張していなかったため、権利放棄が有効であるとして、別の質問をすることが許され、適切に質問をしました。その後、**David**はここで問題になっている有罪判決を受ける供述をしました。したがって、**David**はミランダ権を放棄しており、弁護士または黙秘権を明確に主張していなかったため、この供述は検察側の主訴においても弾劾の目的においても認められないものである。(ミランダに違反して得られた証拠も弾劾の目的では認められるが、検察側の正本裁判でも認められるので、ここでは問題にしない)。

デビッドがこれ以上質問に答えたくないと言ったという事実は、彼の以前の有罪の供述を遡及的に不随意または不許可にするものではないので、それはまだ法廷で適切に認められる。裁判所は、供述を抑制するための申し立てを却下すべきです。

### 憲法修正第6条

被告人は、刑事事件のすべての重要な段階において、弁護人を依頼する権利を有する。弁護士に対する修正第6条の権利は、被告人が正式に犯罪で起訴されたときに付されます。ここでは、事実は**David**が拘留中であっただけで、彼が尋問された時に犯罪で起訴されたことを示唆するものではありません。したがって、取調べが重要な段階であるとしても、弁護人の権利は、被告人に対する正式な告訴がなされた後に行われた取調べにのみ適用されるので、ここでは修正第6条の権利が侵害されていない。



## 2. 「ヘロインはトランクの中だ、倉庫に届けろ」というメール。

争点は、ベイカー事務所が携帯電話で見たテキストメッセージが、デビッドに対して認められるかどうかである。

まず最初に、**Anna**刑事が先に違法に得た知識の産物として停車させられたという毒の木の実の可能性の議論は否定されるべきであるということを記しておきます。なぜなら、**a)** 警察は先の取調べで**David**の権利を侵害していないので、**Anna**刑事が仲間の警察官に車とそれに関する情報を話したことは全く適切だった、**b)** 最高裁は、ミランダに違反して得た情報は、警察が故意にそうしない限り毒の木の実原則の対象にはならないと実際に述べているのです。

### *停車位置*

最初の問題は、車の停止が有効であったかどうかである。車の停止は、修正第4条に基づく「押収」である。なぜなら、その状況下にある合理的な人物は、警察に車を止められたとき、一般に警察が行ってよいと言うまで、自由にその場を離れることができないからである。憲法修正第4条は、不当な捜索や押収から自由になる権利を保護するものである。令状要件は憲法修正第4条の中心であり、最高裁は令状要件の例外が適用されない限り、令状なしの捜索と押収は不当であると推定されると判示している。

まず最初に、被告人は制圧の申し立てにおいてのみ、自らの憲法上の権利の侵害を主張する資格を有することに留意する必要がある。警察に車を止められたとき、運転手（実際には同乗者も）は、その有効性を争う資格を持つことになります。

を停止させた。ここでは、**David**は車の運転手ですから、停車に異議を唱える資格があります。

令状が必要な場合の例外として、警察は、犯罪が行われた、または行われようとしているという少なくとも合理的で明確な疑いがあれば、令状なしで車を停めることができることになっています。これには、あらゆる交通違反が含まれる。この例外のポイントは、自動車は世界中で自由に移動しているので、警察が自動車を止めて捜索するために令状を取得することは全く非現実的であるということである。これが、まもなく紹介する自動車の停止や捜索の根拠となる理論です。

*Whren*の下では、警察官が捜索や押収を行う際の主観的な意図は無関係であり、警察官が捜索や押収に客観的に合理的な根拠を持っている限り、それに加えて主観的な動機があったとしても、それが不当となることはないのである。さらに、人は車で世界中を走り回るとき、プライバシーに対する合理的な期待を持たないので、ベーカー巡査がしばらくの間、自分を尾行したことがすでにプライバシー権を侵害したとデイビッドは主張することができない。

ここでは、ベーカー巡査はアンナ刑事のメッセージを聞き、そしてメッセージに書かれていた車を見た。そこで彼は、運転手が何らかの違反をするまでの間、その車を尾行することにしました。これは口実停車であり、前述のように、警官が停車の客観的に合理的根拠を持っていれば、完全に有効である。この場合、車は赤信号を無視しており、これは明らかに車を止めるための客観的に合理的な根拠であり、犯罪が行われたという合理的な疑いをはるかに超えるものである（実際、正当な理由）。したがって、停車は

をリーズナブルに提供します。

### ダビデの検索

次の問題は、**David** の身体検査が合理的であったかどうかということです。ここでも、**David**は個人的に身体検査を受けたので、権利の侵害を主張する立場があります。ベーカー巡査はデイビッドに車から出るように命令する権利がありましたので、それは大丈夫です。事実は、ベーカー巡査がその後 "**David**のpat-down検索"をしたことを示唆しています。下

テラー・ドクトリンでは、テラー・ストップは、警官が、その人が犯罪を犯したか、犯罪を犯しているか、犯罪を犯そうとしているという合理的な疑いを持っていた場合に有効であるとされています。パトダウン検査は、警官が、被告人が武装しており危険であるという具体的で明確にできる事実に基づく合理的な疑いを持っていた場合にのみ有効である。ここで、ベーカー巡査が知っている事実は、1) デイビッドがヘロインの運搬に関与していると言う匿名の情報提供者がいることです。匿名の情報提供者の情報だけでは、その信頼性を示す他の証拠によって裏付けられない限り、合理的な疑いを生じさせることはできない。2) その裏付けは、**David**がヘロインの輸送について、おそらくヘロインの輸送に関係しており、もし関係しているならば自分の車を使うだろうという有罪判決を受ける発言をしたことで十分であったと思われます。つまり、**David**が当時ヘロインを運搬していたという合理的な疑いがあり、そのヘロインやその他の違法な物質が彼のポケットに入っていた可能性があるのです。もっと大きな問題は、警官が**David**が武装して危険であるという合理的な疑いを持っていなかった可能性があるということです。ここでは、銃に関する具体的な事実はありません。警官が言えるのは、ヘロインの密売人はポケットに銃を入れている可能性が非常に高いとい

うことです。なぜなら、麻薬の密売は暴力的な産業だからです。

それは、ある裁判所にとっては十分かもしれないし、他の裁判所にとってはそうではないかもしれません。

警官にとってさらに大きな問題は、テリー・フリスクは、警官が「直ちに」禁制品または犯罪の証拠と認識できるものしか押収できないことです。この警察官は、携帯電話を触っただけで、明らかに密輸品とは認識できない。したがって、この時点で携帯電話を取り上げることは違法であった可能性が高い。

この捜査が正当化されうる別の理論として、逮捕に伴う捜査がある。警官は、その人の身体とその身体から一突きの範囲内を捜索することができますが、逮捕に伴う捜索の例外は、警官は実際に逮捕を行った場合にのみ適用されます。この場合、Davidが赤信号を突っ切ったという正当な理由があるので、*Atwater*のもとでは、警官はこの時点でDavidを実際に逮捕できたはずですが、しかし、彼は明らかにこの時点でデイビッドを逮捕しなかったため、それは捜索を正当化する有効な根拠とはなりません。したがって、パトダウンはTerryの範囲を超えており、その後得られた証拠も不法に入手されたこととなります。

これまでのところ、令状要件の他の例外は適用されない。

### 携帯電話検索

仮にこれまでの警官の行動が合理的であったとしても、次に行ったことはDavidの権利を侵害するものです。デイビッドは携帯電話の所有者であり、捜索時に携帯電話を所持していたため、プライバシーに対する合理的な期待をもっています。

ライリー法では、携帯電話に保存されている個人情報には驚くほど膨大であり、プライバシーに対する合理的期待があるため、携帯電話の電子コンテンツを捜査するためには令状が必要であるとされている。令状

は、相当な理由、つまり、被告人によって犯罪が行われ、その犯罪の証拠や道具が捜索される場所で得られると、合理的に判断できる人を納得させるに足る事実に基づいていなければならないのです。しかし、警官が携帯電話を物理的に扱ったり、携帯電話の物理的特性を分析したりするだけで、令状を取得する必要はありません。例えば、警官が携帯電話のケースを引き剥がして、携帯電話とケースの間にコカインが隠れていないかどうかを確認することは可能です。携帯電話の電源を入れ、テキストメッセージのアイコンを見て、そのアイコンをクリックし、そしてここで問題となっているメッセージを見つけたのです。それは、携帯電話の物理的な検査をはるかに超えて、携帯電話の電子的な内容を精査し始めたからです。

デイビッドはこれに同意していないので、携帯電話を捜索する根拠にはならないでしょう。

したがって、電話で得られた供述は違法に取得されたものであり、除外規定に基づき抑圧されるべきである。

### 3. 車のトランクからヘロインが発見される

問題は、警官がテキストメッセージを見つけた後、その車を有効に捜索できたかどうかです。Davidは自分の車なので、車内捜索に異議を唱える資格があります。

#### *自動車例外*

携帯電話の捜査が合法であったなら、車の捜査も合法であることに疑いの余地はない。キャロルでは、令状要件の例外として、相当な理由、つまり犯罪の証拠や密輸品が車内で見つかりと合理的に判断できる十分な事実に基づいて車を捜索することができるとしている。

搜索される車。車内を搜索できる部分は、令状要件の「特定性」要件に類似した、正当な理由が何であるかによって決まります。マシンガンを探すためにPCを使っても、マシンガンは小さなコンテナには入らないから、車の中の小さなコンテナを開けることは正当化されない。ヘロインがトランクにあるというテキストメッセージを見た警官が、トランクを搜索する正当な理由があることは疑いの余地がないことです。これ以上の理由はないでしょう。

しかし、毒木の実の原則では、一定の例外を除いて、違法捜査によって得られた証拠を他の犯罪の証拠の発見に利用することはできない。ウォン・サンの下では、減衰（最初に違法に入手した証拠を発見することになった警察の違法行為が、その後の問題の搜索や押収と因果関係の連鎖において非常に離れている場合）や独立した出所（警察が別の出所から証拠を独立して入手できた場合）などの様々な例外がある。携帯電話の搜索の直後にトランクの搜索が行われたため、これらは当てはまりません。さらに、トランクを搜索するきっかけとなる情報の独立した情報源はありません。

### *逮捕に伴う搜索*

ここで考えられるもう一つの例外は、逮捕に伴う搜索であろう。**Gant**では、警察官が被告人を逮捕した後に車を搜索する場合、1) 被告人が固定されておらず、車の中に手を伸ばすことができる場合、2) 警察官が以下の犯罪の証拠があると考え、警察官は車の助手席を搜索することもできるとしています。

逮捕は車の中で発見される可能性があります。しかし、ここでは、**David**は再び逮捕されたのではなく、ヘロインが発見された後に逮捕されただけなので、この例外は適用されません。

さらに、逮捕に伴う捜索の例外は、ヘロインが発見された場所であるトラックではなく、車の助手席にのみ適用されます。だから、その例外も有効ではない。

### *必然的な発見／押収捜査*

上記の議論から車の捜索は違法である可能性が高いので、検察側は、車内で見つかったヘロインは警察に発見されるのは必然であったと主張することができます。警察はヘロインを発見した後、**David**を逮捕し、その後、車は警察の押収場に運ばれ、処理されたはずですが。車が警察の押収所に運ばれると、警察は「インベントリー・サーチ」を行います。これは、行方不明になった資料が警察の仕業だという疑惑から警察を保護するためのものです。警察は車内を調べ、車内で見つかったものをインベントリー・サーチに書き留めます。インベントリー・サーチは、彼らがルーチンに従って行われている限り有効であり、彼らは最初の場所で実際に車を押収するための有効な権限に基づいており、彼らは実際に証拠を検索するために"口実"に警察によって悪用されていないことです。

ここでは、車は必然的に在庫調べを受けることになり、警察はほぼ間違いなくトラックから30ポンドのヘロインを発見したことでしょう。したがって、検察側は、証拠は必然的に発見されたと主張することができます。検察側の問題は、携帯電話の違法な捜査が行われるまで、車を捜査する正当な理由がなかった可能性が高いことで、証拠が発見されることは必然的ではなかったということです。



が発見されたこととなります。しかし、もし裁判所が、テキストメッセージが発見される前でも、ヘロインを探すために車を捜索する正当な理由があったと判断すれば、それは必然的発見規則に基づき証拠を抑圧しない根拠となります。

もし、裁判所がそのような理由で抑制の申し立てを却下しなかった場合、車のトランクで見つかったヘロインは、**David**の修正第4条の権利に違反して得られたものであるとして、抑制されるべきです。

## 質問4：選択した回答B

### 1. デイビッドの供述 "何かあれば、自分の車を使う"自己破産の禁止に関する

#### る憲法修正第5条の特権

米国憲法修正第5条は、人々に自己負罪の禁止を保障している。ミランダは、被告人が親告罪の尋問を受ける状況にある場合、一定の警告を必要とする司法判断による教義である。憲法修正第6条は、刑事被告人に弁護士の援助を受ける権利を保証し、被告人が正式に起訴または起訴された時点で適用される。ここで、David (D) は、憲法修正第5条を理由に自分の供述書の提出に異議を唱えることができるが、事実は、彼がヘロインの輸送で正式に起訴されたことを示してはいない。Aは、彼がヘロインの輸送に関与しているという匿名の情報を持っているだけで、正当な理由としては不十分です。さらに、事実は、彼が正式に逮捕されたことを示すものではなく、単に刑事捜査官の合法的な拘束下にあることを示すものである。したがって、Dは、誘発された陳述の除外を求める場合、修正第5条に目を向けなければならない。

#### ミランダの権利

ミランダ警告は、被告人が(1)拘留中、(2)警察または政府機関によって尋問されている場合に行わなければならない。身柄拘束は、機能主義的な定義が与えられている。裁判所は、その状況下で合理的な人物が、我々が正式な逮捕を連想させる程度に行動の自由を制限されていると感じたかどうかを問うことになる。

取調べとは、政府によって意図的に犯罪につながる情報を引き出すことである。ここで、Dは、アンナ刑事 (A) が尋問を受けようとしていた時、「合法的に拘束されていた」のである。これらの事実は、ミランダを発動させるに十分である。排出されたA

は、Dにミランダ権を助言した後、ヘロインの出荷について何か知っているかどうかを尋ねるために、ミランダ義務を遂行しました。

### ミランダ権発動

被告人は、ミランダイズされた後、黙秘権または弁護士に対する憲法修正第5条の権利を行使しなければならない。最高裁がDavisで判示したように、呼びかけは明確かつ曖昧であってはならず、被告人が(a) 黙秘するか、(b) 弁護士を求めるかのいずれかの意思を明確に示す必要があります。

### エドワード権発動

被告人が弁護士を呼ぶ権利を明確かつ明確に行使した場合、この権利はエドワーズの下で細心の注意を払い尊重されなければならない：被告人に弁護士が同席するまで取調べは中止されなければならない。もし尋問者がこの権利の行使を注意深く守らなかった場合、尋問はエドワーズ違反の成果であり、除外規定に基づき認められない。ここで、Dはミランダイズされ、尋問された後、"I am not sure if I need a lawyer or not"と答えた。これは曖昧な発言であり、弁護士を呼ぶ権利の明確な発動とは言えません。裁判所は、Dが弁護士に対する憲法修正第5条の権利を行使しなかったと判断する可能性が高い。Dの供述が曖昧であることを考慮し、AがDを執拗に尋問したことは、エドワーズ違反とはならない。Dの「もし私がそれに関係するならば、私の車を使うだろう」という回答は、したがって、エドワーズ違反の果実ではない。これは、彼に不利な証拠となる。

### モーズリー権発動

被告人が明確かつ一義的に黙秘権を行使した場合、この権利も細心の注意を払って尊重されなければならない。のどちらかでない限り、取調べを中止しなければならない



被告人が自発的に接触を再開するか、ミランダの拘束が合理的に中断され、時間や拘束の経過により相互作用の強制力が消滅した場合である。ここで、Dは、「もし私が関係していたら...」と供述した後、これ以上の質問に答えることを拒否した。A刑事はこの時点で取調べを中止した。したがって、AはDのモーズリー権を侵害していないし、Dは黙秘権を行使する前に自発的に発言しているので、本件供述はモーズリー権侵害の果実とはいえない。

### ミランダ権放棄

被告人のミランダ権放棄は、知っていて自発的に行われたものでなければならない。つまり、尋問環境の強制力ではなく、被告人の自由意志の産物でなければならないのである。Dがミランダ権を放棄したかどうかについては、ここで検討する必要はない。

は、現在除外しようとする供述をした。発付と放棄の間の「グレーゾーン」では、尋問は禁止されていない。

結論として、Aはミランダ、モーズリー、エドワーズのいずれにも違反していないため、Dの供述は除外規定の対象とはならない。

## 2. ヘロインはトランクの中だ、倉庫に届けろ」と書かれたメール。憲法修正第4条

憲法修正第4条は、人々に個人、家、書類、物品に対する不当な捜査や押収から保護される権利を与え、宣誓と宣誓供述に裏付けられた正当な理由がない限り、いかなる令状も発行されないと規定している。

を、搜索される場所及び押収される人又は物について合理的な具体性をもって示さなければならない。憲法修正第4条を理由に証拠の承認に異議を唱える場合、被告人は、

(1) 州の行為、(2) 捜査に異議を唱える資格があることを示さなければならない。

(3) 憲法修正第4条の搜索または押収が行われたこと、および(4) 搜索が令状および相当な理由なく行われ、令状要件の例外が適用されないことです。

### ステートアクションの要件

憲法修正第4条は、政府または政府の代理人による公的行為である国家活動を要求しています。ここでは、刑事は法執行機関の代理人であるから、国家的行為の要件は満たされている。

### スタンディング

被告人は、搜索された場所においてプライバシーに対する合理的な期待を持っている場合、搜索に異議を唱える資格があります。ここで、テキストメッセージはDavidの体を撫でて調べるという方法で発見されました。憲法は個人的人格（身体）に最大の保護を与えるので、Dはこの搜索に異議を申し立てることができます。

### 搜索または差し押さえ

最高裁判所の判例は、憲法修正第4条の搜索または押収を定義する2つの方法を提供している。第一は、KatzにおけるHarlanの意見に示された、2つの側面からの検討である。まず、裁判所は、個人が搜索された場所において主観的なプライバシーへの期待を抱いていたかどうかを問う。次に、このプライバシーに対する期待が、社会が合理的なものとして受け入れる用意のあるものであるかどうかを問う。第二の方法

は財産的アプローチで、憲法上保護される領域への侵入があったかどうかを問うものである。ここでは、2つの捜査が行われている。**Baker**巡査による**D**に対する口実のある停車と身体検査、および**D**の携帯電話の搜索である。それぞれについて順次分析する。

#### (1) 口実による停車とパトダウン

憲法修正第4条の下、口実による交通違反の停止は許される。裁判所は、交通停止や交通違反の取り締まりを行う際に、警官の主観的な動機を詮索することはない。ここで、ベイカー巡査 (**B**) は、**A**のメッセージに記載された車を目撃し、その車を追跡することを決定し、**D**を口実として逮捕を行った。これは、**B**が**D**を停車させ、**D**を車外に出すことを命令するのに十分な不正の証拠である。したがって、**D**は、携帯電話の証拠が口実の停止の成果であることを理由に、その提出に異議を申し立てることはできない。

しかし、身体検査は、その人が武器を所持しているという合理的な疑いを必要とします。合理的な疑いとは、合理的な警察官が危険な武器を所持していると信じるに足る明確な事実であるが、正当な理由には及ばない基準である。ここで、**B**は、**A**から受け取ったメッセージに基づき、**D**の車について説明し、その車がヘロインの運搬に関与していると考えられると述べて、パトダウンを行った。このメッセージは、匿名の情報提供や**D**が取調べで供述した内容に基づいている。これらの事実は、**D**がヘロインを所持または運搬したことがあるか、または有罪であるという合理的な蓋然性を生み出すには不十分であるため、相当な理由とは言えないと思われます。しかし、これらの事実は、**D**がヘロインを所持または運搬していた、あるいは有罪であることを合理的に立証するには十分である。

身体検査に合理的な疑いがあるヘロインの売人は、その商売の性質上、しばしば武装している。Bは、麻薬を所持し取引する者はしばしば武装しているという個人的な経験を指摘し、このことを根拠にDに対する身体検査を正当化することができる。

BによるDの身体に対するパトダウンは憲法修正第4条の下で許可されていることから、この時点での問題は、Bが携帯電話を押収することができるかどうかであった。合理的な身体検査を行っている警官は、「プレーンフィール」の原則に基づき、明らかに禁制品である物品を押収することができる。しかし、この場合、BはDのポケットに携帯電話があるのを感じた。携帯電話は密輸品ではないし、銃や麻薬の束とは明らかに違う感触である。従って、プレーンフィール原則は、Bによる携帯電話の押収を正当化するために機能しない。これは、憲法修正第4条の違反である。

## (2) 携帯電話検索

争点は、Bが携帯電話を不当に押収した後に検索したことであった。最高裁は、ライリーにおいて、ある種の情報は憲法修正第4条の下でより大きな保護を受けることができるとした。ライリーにおいて、裁判所は、警官による携帯電話の検索によって得られるCell Site Location Informationは、非常に幅広く、深く、個人的な性質を持つ情報の一種であり、憲法修正第4条の財産ベースの考え方の下で特別な保護を受ける権利を有すると判断した。警官が被疑者の携帯電話を検索するためには、正当な理由と令状が必要である。ここで、B巡査は、(a) 携帯電話の電源を入れ、(2) テキストメッセージのアイコンを見て、(3) テキストメッセージのアイコンをクリックすることによって決め、(4) そこにあるメッセージを読むという、一緒になって捜査を構成するいくつかの行動をとりました。これが、Dが現在証拠から排除しようとしているメッセージである。これらの行為は、Dの第4の権利に対する不当な侵害である。



携帯電話には、憲法修正第4条の保護を受けることができる高度な個人情報が含まれているため、Rileyのもとでは憲法修正第1条の権利が認められています。

結論として、BはDのポケットから携帯電話を不当に押収し、携帯電話の中身を捜索する際に、Dの憲法修正第4条の権利を侵害した。Dは、この捜査の成果、すなわちテキストメッセージで発見された声明に異議を唱える資格を有する。

### 3. 車のトランクからヘロインが発見される

Dは、彼の車のトランクから発見された30ポンドのヘロインの証拠に異議を唱えようとするものである。我々は、まず、立件できるかどうか、また、そのヘロインが憲法修正第4条の違反の成果であるかどうかを再度問わねばならない。

#### スタンディング

立件については上記のルールを参照。Dは、自分の車のトランクにプライバシーを合理的に期待していたので、捜索に異議を唱える資格を有する。

#### 憲法修正第4条違反

警官が合法的な交通取り締まりの過程で自動車を検索しようとする場合、(1) 容疑者が固定されておらず、当該区域に到達しうる場合、および(2) 当該区域に武器があることを警官が合理的に疑っている場合、運転席および助手席コンパートメントの周囲の人物および「つかみやすい区域」を検索することができます。また、車内の他の立ち入れない場所については、武器や犯罪の証拠があると信じるに足る理由がない限り、捜索することはできない。ここで、BはDの身体と携帯電話の捜索から、車のトランクの捜索に進んだ。Bは次のように主張する。

Dは、この時点で、車のトランクに武器、あるいはより可能性の高いヘロインの証拠が入っていると信じるに足る十分な根拠を有していた。しかし、この相当な理由は、Dの携帯電話の違法な捜査に基づいていた（上記参照）。したがって、Bがトランクを捜索する相当な理由を持っていたとしても、（自動車は令状要件の例外であるため）自動車捜索に必要なのは、ヘロインが違法な捜査の成果であるとして、Dは異議を申し立てることができます。

### フルーツドクトリン

除外規定は、不当な捜索や押収に対する憲法修正第4条の権利を行使しようとする、司法当局が作成した救済措置です。裁判所はまた、「果実」法理を作り上げました。この原則の下では、違法な捜索と押収の果実は証拠から除外されることになっている。以下の場合、証拠は違法な捜査の「果実」とは見なされない。

(1) 不正な捜索や押収から著しく減衰していること、(2) 被告による自発的な行為を含む、因果関係の連鎖を断ち切る独立した介入行為があること、(3) 法執行機関が必然的に証拠を発見していたであろうこと、です。

(4) 法執行機関が証拠を発見するための独立した情報源を有していたこと。

ここで、Dは、トランクで発見されたヘロインを、彼の携帯電話の違法な捜査の成果として異議を唱えようとしている。確かに、携帯電話を捜索し、証拠となるテキストメッセージを発見しなければ、Bにはトランクを捜索する正当な理由がなかったでしょう。しかし、Bは、運転者の逮捕時に車両を押収し、その内容物の目録調査を行うことが一般的であるため、法執行機関が必然的に証拠を発見したと主張することができる。

。

## 避けられないディスカバリーとインベントリーサーチ

棚卸し捜査は、被告の財産を説明するために行われる捜査であり、法の執行を目的として口実的に行われてはならない。しかし、合法的な（口実でない）棚卸し捜査で発見された証拠は、被告人に不利な証拠として認められる。ここで、**B**は車を警察の押収物置き場で処理するよう手配し、法執行機関は必然的にトランク内の**30**ポンドのヘロインを発見したことでしょう。したがって、**B**はヘロインが必然的に発見されることを強く主張する。したがって、**D**は、薬物の証拠を排除するために**fruits doctrine**を行使することを妨げられるであろう。

## 結論

結論として、**D**は、最初の供述は、ミランダ違反またはその他の違反の成果ではないので、異議を申し立てることはできない。第二の供述は、憲法修正第四条の違法な捜査の結果であるため、除外される。最後に、第**3**の証拠（薬物）は、違法な捜査の成果であるにもかかわらず、必然的発見の原則により除外されることはない。



## 2022年2月のエッセイ問題とその解答例

### カリフォルニア州司法試験

本書は、2022年2月のカリフォルニア州司法試験で出題された論文問題5問と、各問題の選択解答2問を収録しています。

選ばれた解答は、「模範解答」や「完璧な解答」と見なされるものではありません。これらの答えは、一次試験合格者が書いたものであり、高い評定が与えられています。読みやすくするため、スペルや句読点に若干の修正を加えた以外は、応募者が提出したものをそのまま再現しています。これらの答えは、実際の受験者が時間の制約の中で、外部資料を利用することなく書いたものである。そのため、設問が提起するすべての問題を必ずしも正確に把握し、回答しているとは限らず、また、余計な情報や誤った情報を含んでいる可能性があります。回答は、著者の同意を得て掲載しています。

#### 質問番号

#### テーマ

#### 1. 刑法と手続

2. 共同財産

3. 不法行為 / 救済

4. エビデンス / プロフェッショナルの責任

5. 事業者団体 / 救済措置

## QUESTION 1

ジムとフレッドは拳銃で武装し、車でエイボン・ストリーの店に向かいました。二人は店に入り、銃を抜き、従業員のサルマに店の金を渡すように要求しました。サルマが金を渡した後、ジムは緊張して銃を下ろした。その銃は床に落ちたときに発火し、その弾丸が店の客であるクリスに当たって死亡した。その後、サルマはカウンターの下からショットガンを取り出し、フレッドを撃って殺害しました。ジムは銃を拾い上げ、店を飛び出し、車で自分のアパートに戻りました。

その日の夜、ジムはパーク・ストリーを歩いていたサルマを見かけた。彼女を証人として排除できると考えたジムは、銃でサルマを撃ったが、弾はサルマに当たらなかった。ジムはその後、車で走り去りました。

数分後、バカリ巡査はジムが通りを運転しているのを見かけました。店での出来事もパークストリートでの出来事も知らないバカリ巡査は、ジムが緊張しているように見えたので、ジムの車を止めました。ジムが車から降りたとき、バカリ巡査は彼のシャツの下に膨らみがあることに気づきました。Bakari巡査はその後、ジムの体を叩き、ジムの銃を発見しました。Bakari巡査はJimを銃器隠匿の罪で逮捕し、銃を押収しました。

1. 店での出来事について、ジムはどのような罪で起訴されるのが妥当でしょうか？議論してください。
2. パークストリートでの事件に関して、ジムはどのような犯罪で起訴されるのが妥当でしょうか？議論してください。
3. アメリカ合衆国憲法修正第4条の下、ジムは、ジムの銃が裁判で証拠として提出されるのを阻止するために、うまく動くことができるか？議論してください。

## 質問1：選択した回答A

### 1. 店舗でのジムの犯罪

#### 共謀罪

共謀罪とは、2人以上の人間が犯罪を行うために合意することです。共謀には、1) 合意をする意図、2) 合意する意図、3) 対象となる犯罪を実行する意図が必要である。

また、現代のほとんどの法域では、公然の

共謀を始動させる行為。共謀は合意を罰するものです。

ただし、共謀者は、対象犯罪だけでなく、対象犯罪の自然かつ予見可能な結果であるすべての実体的犯罪について責任を負う（Pinkertonルール）。

ここで、ジム(J)はフレッド(F)と共謀して店に強盗に入った罪で有罪になる可能性が高い。1) JとFは銃で「武装」し、車で店に向かった。この危険な武器を供給する行為と、店への運転は、JとFが店への強盗の契約を締結する意思を示す状況証拠である。このように、二人は犯罪を行う契約を締結する意思があった。2) 二人は一緒に武装してこの事業に取り組んだ。このことは、二人が互いに合意することを意図していたことをさらに示している。

3) 最後に、彼らが武器を手に取り、車で店に向かったという事実は、強盗の基本的な犯罪を犯す意図を証明するものである。3) 最後に、彼らが武器を手に取り、車で店に向かったという事実は、強盗という根本的な犯罪を犯す意図を証明する（違法と思われる武器を持って店に向かう論理的理由は、何らかの犯罪を犯す目的以外にはない）。さらに、車で店に向かうという行為は、この共謀を始動させる明白な行為に相当する。

したがって、Jは、おそらく共謀罪で起訴され、原罪だけでなく、合理的かつ予見可能であ

ったすべての犯罪について罪を問われることとなります。

強盗をした場合の結果

## 暴行

暴行とは、1) 暴行（合意のない攻撃的な接触）に失敗した場合、または2) 暴行が迫っていることを他人に危惧させる意図のいずれかをいいます。

この場合、Jは、銃を抜いてサルマ（S）に向け、金を出せと要求することで、Sに、従わなければ撃たれるかもしれないという不安を抱かせようとした（これは、確かに攻撃的で同意のない接触に当たる）ので、暴行罪も成立する可能性が高いでしょう。

したがって、Jは暴行を加えた。

## 窃盗

窃盗罪とは、1) 不法侵入（同意なし）、2) 持ち去り、3) 持ち去り（わずかな動きで十分）、4) 私物または5) 他人の財産を永久に奪う意図をもって行うことです。

ここで、Jが窃盗罪を犯した理由は、1) SがJにお金を渡す際に自発的な同意をしていない（むしろ、同意しなければ死ぬかもしれないという脅迫を受けていた）ため、不法侵入となる、2) Sからお金を渡された際に持ち去った、3) 「店を飛び出す」際に持ち去った、4) 財産は現金（したがって動産）であり、5) ジムではなく店のもの、6) Jはこのお金を無理やり手に入れて逃げ出したため店から永遠に奪うつもりだった、などが挙げられる。明らかに、返す気はなかった。

したがって、Jは窃盗を犯した。

## 強盗

強盗は基本的に暴行+窃盗です。それは、1)個人的なものを奪うことです。



財産 3) 人の前から、4) 強力な脅迫によって、5) その人の財産を永久に奪う意図を持って。

ここで、Jが行ったのは暴行と窃盗であり、強盗罪も成立する。彼は、1)現金の保管を担当していたSから2)現金を奪い、4)拳銃を抜いてSに従わなければ撃たれるかもしれないと思わせるという威嚇を行い、5)返す意思がないため店の財産を永久に奪うつもりであった。

したがって、Jも強盗を行った。

### 強盗

コモンローでは、強盗は1)住居を壊して2)侵入することであった。

4) 他人の 5) 夜間に 6) そこで重罪を犯す目的でしかし、多くの管轄区域では、破壊と夜間の要件を排除し、「住居」を拡大して、多数の閉鎖的な建造物を含むようにしました。

ここで、JとFは犯罪を犯す意図を持って店に入った。しかし、彼らは店の営業時間内に行ったので、敷地内にいる許可を得ているため、「侵入」はしていない。

したがって、強盗罪は成立しない。

### 殺人 (クリス)

#### コモンローの殺人

コモンローでは、殺人とは、ある人間が他の人間によって、悪意を持って殺されることである。殺意--悪意--には、1) 殺意（明示的悪意）、2) 人の命に無関心な殺人（墮落した心による殺人）、3) 大きな身体的損害を与える意図（GBI）、4) 重罪の4形態があります。

## 1. エクスプレスマリス

明示的悪意には殺意が必要です。

ここで、Jは「緊張して銃を落とし」、それが偶然に発射されたのである。従って、Jにはクリスを殺す意図はなかった。

## 2. デプレートド・ハート

墮落した心による殺人とは、人命に対する不当に高い危険に対して無謀な無関心で殺人を行うことです。

ここで、Jが銃を落としたからといって、人命に対する高い危険性に無頓着にクリスを殺したわけではありません。また、Jが銃を落としたからといって、人命の危険を顧みず殺害したわけではない。従って、墮落した心による殺人罪は成立しないと思われる。

## 3. GBIを引き起こす意図

悪意は、GBIを引き起こす意図から推論することができます。

この場合も、Jが誤って銃を落としてしまい、クリスを傷つける意図はなかったため、GBIを行う意図はなかった。したがって、このような悪意は当てはまらない。

## 4. 重罪の殺人

重罪殺人の法理によれば、悪意は基礎となる重罪の殺意から暗示される。しかし、多くの司法管轄区では、レッドライン説を採用しており、共同出資者が他の共同出資者を殺害しても、重罪の殺人罪は成立しないとされている。

### 第三者による重罪の実行中。

ここで、Jは、上述のように、強盗を行うことを意図していた。すべての管轄区域において、強盗は重罪である。したがって、Jは、強盗の実行中に発生したいかなる殺人についても重罪として有罪になる可能性がある。Chrisは店の客であり、共犯者ではない

ので、レッドライン理論によってJが有罪になることはないだろう。

したがって、Jはクリスに対する重罪の殺人罪で有罪になる

ことができる。第一級殺人

第一級殺人は法律で定められており、ほとんどの管轄区域では、1) 計画的かつ故意の殺人、または2) 特定の本質的に危険な列挙された重罪（強盗、レイプ、放火、強盗、誘拐を含む）の間の重罪殺人を包含するとされている。

### 1. 予行演習と熟慮

上記の通り、クリスの殺害は偶発的なものであり、計画的・故意的なものではありません。

### 2. 重罪の殺人

この場合、殺人は強盗の最中に起こったもので、第一級重罪の殺人罪となる。

したがって、Jには第一級殺人の罪が認められる可能性が高い

。第二級殺人

第二級殺人は、第一級以外のすべての殺人を含みます。

ここで、Jが第二級殺人で有罪にならないのは、第一級殺人で有罪になる可能性があるからです。

## 殺人（フレッド）

上記のルールを参照してください。

### 1. エクスプレスマリス

ここで、SはFを撃った。したがって、JにはFを殺す意図はなかった。

### 2. デプレートド・ハート

ここでもSがFを撃ったショーなので、JがFを墮落した状態で殺すことはないでしょう。

の心臓部です。

### 3. GBIを引き起こす意図

JはF GBIを引き起こそうとする意図はなかったからです。

### 4. 重罪の殺人

ここで、国は、JがFに対して重罪の遂行中の殺害であるから、重罪の殺人罪で有罪で

あると主張するだろう。しかし、この司法権がレッドライン方式を採用している場合

説では、第三者--S--がFを殺害したからといって、JがFの殺人罪で有罪になることはない。

co-felon.

したがって、司法権がレッドライン説を採用したと仮定すれば、JはFの殺人罪で無罪

となる。

### 第一級殺人

上記のルールを参照してください。

#### 1. 予行演習と熟慮

JはFの殺害を計画していなかったため、これは計画的・故意的な殺人ではない。

#### 2. 重罪の殺人

これは、本質的に危険な重罪の実行中の殺害である。しかし、この司法権がレッド

ライン説を採用していると仮定すると、JはFの殺人罪で有罪になることはできない

。

### 第二級殺人

上記のルールを参照してください。

JはFを殺害する意図はなかったため、これを適用することはできない。

## 2. パークストリートのジムの犯罪

### 殺人未遂 (サルマ)

未遂罪は特定故意犯であり、①原罪の具体的な実行意思と②その実行に向けた実質的な段階（実質的段階とは、実行に至る危険性があることを要する）を要件とする。）

ここで、JがSに対する殺人未遂で有罪となる可能性が高いのは、1) Jが「彼女を証人として排除できる」と考え、彼女に向かって銃を抜いたことにより、Sが自分に対して証言できないように殺害する意図があったことを立証したこと。2) Jが実際に「発砲」し、Sに向けて拳銃を発射したため、犯行に至る実質的な段階があった。

したがって、JにはSに対する殺人未遂罪が成立する。

## **暴行**

上記のルールを参照してください。

また、JはSを撃とうとしたが（有害・不快な接触、すなわち打撃となる）、Sを取り逃がしたため、暴行罪が成立する。

したがって、これは暴行罪の失敗であり、したがって暴行罪である。

## **3. 憲法修正第4条の主張**

### **憲法修正第4条**

憲法修正第4条は、不当な搜索や押収を防止するためのものです。令状なしの搜索は、令状要件に例外がない限り、それ自体不合理です。

ここで、Jは、警察に車を止められた際に停車させられ、これを令状なしに搜索されたのである。したがって、この停車と押収は、例外がない限り、それ自体不合理であり、したがって、Jの憲法修正第4条の権利の侵害である。

## **政府行動**

憲法修正第4条は、政府の行為から個人を保護するだけであり、そうではありません。

純粋に私的な行動を支配する。

ここでは、Jが停車させられたのは警察官、つまり公務員である。したがって、この要素は満たされている。

### 搜索／プライバシーの合理的期待

搜索は、人が社会が合理的とみなして喜んでいるプライバシーの主観的な期待を持っている領域への政府の侵入、または憲法上保護された領域への搜索です。プライバシーの合理的な期待を主張し、したがって、憲法修正第4条の主張を行うために持っているためには、人が持っていた必要があります。

搜索された場所または押収された物に対する所有権または占有権。

ここで、Jが搜索に異議を唱える資格があるのは、彼が所有すると思われる自分の車で検挙されたため、彼の車に対する合理的なプライバシーへの期待を有していたからである（裁判所は、車に対するプライバシーへの期待は減少するが、それでも何らかのプライバシーへの期待が存在すると判断している）。さらに、Jの身体は身体検査で調べられ、警察官はJから所持品を取り上げた。

したがって、Jにはスタンドアローンがある。

### 令状なしの捜査

上記のように、令状なしの搜索と押収は、令状期待なしには、それ自体不合理である。

ここでは、停止と押収は令状なしであり、例外がない限り、それ自体不合理である。

### 車両停止合理的な疑い

警察官は、以下のような合理的な疑いがある場合、車を停めることができます。

犯罪行為が進行中であるという明確な事実が必要です。警官が合理的な疑いを持つかどうかは、状況を総合的に判断することになるが、裁判所は単なる直感以上のものを要求している。

ここで、警官がJを止めたのは、彼が「神経質そうだったから」である。警官は、その前の出来事について何も知らず、したがって、犯罪行為が進行中であると信じる根拠もなかった。緊張しているように見える」だけでは、合理的な疑いを持つには十分ではありません。何らかの犯罪行為が行われていると結論づける根拠となる事実が必要である。

のハプニングがありました。

この場合、Jの単なる「緊張」だけでは、合理的な疑いには至らず、停車は不合理であり、Jの憲法修正第4条の権利の侵害となる可能性が高い。

しかし、停車が不合理でなかったと仮定すると、州はさらに、警官がJを捜索する根拠があったことを証明しなければなりません。

### ワラントの例外テリー・ストップ&フリスク

ストップ&フリスク、またはテリーストップは、犯罪行為が進行中であることを明確にできる事実に基づいて、合理的な疑いがあるときはいつでも、役員が人を停止することを許可します。役員はまた、人が武装して危険であると考えられる場合、役員は武器を検索するために彼らの外側の衣類のパットダウンを行うことができます。

ここで、もし警官が停車の合理的な疑いを持っていたならば、警官はJの捜索中に膨らみに気づいたので、そのフリスクは許容されるテリー・フリスクであった可能性が高い。そのため、警察官はその経験に基づいて、その膨らみが武器であると信じる正当な根拠があり、それによってJの体を撫でる根拠となりました。

停車に合理的な疑いがあると裁判所が判断する限り、パトダウンと銃の押収もまた許



されるでしょう。

## 排他的ルール／毒の木の実

除外規定は、人の憲法修正第4条、第5条、または第6条の権利に違反して得られた証拠は、（ここでは適用されないいくつかの例外を除いて）認められないとする裁判官の作った教義である。毒の木の実の原則の下では、違法捜査の結果として得られたすべての二次的証拠も除外されます。

ここで、警官がJを停車させた際の停車は、合理的な疑いに裏付けられていないため、不合理であった可能性が高いです。したがって、違法な捜査の結果得られた銃などの証拠も、毒の木の実として認められないことになる。

## 結論

Jは憲法修正第4条の権利に違反して止められたので、Jが裁判で銃を提出しないよう訴えることに成功する。

## 質問1：選択した回答B

### **(I)店舗での出来事**

ジムは、管轄区域がそれらの犯罪をどのように成文化するかによって、第一級または第二級殺人で起訴される可能性があります。また、強盗罪と強盗の共謀罪でも起訴される可能性があります。

### 強盗

Jは強盗の罪を犯した。強盗罪とは、他人の財産を力づくで奪うことである。ここで、Jは、他人の財産、すなわち、その店の現金を、その店の財産から奪った。また、Jは、その財産を奪うために、実力を行使した。具体的には、店員のサルマが応じなければ実力を行使すると脅して、銃器を振り回したのである。したがって、Jは強盗の罪を犯した。

### 殺人事件

Jは殺人という犯罪を犯した。彼は重罪の殺人罪（管轄区域によって第一級または第二級の殺人になる）または過失致死罪で有罪になる可能性があります。

A. 第一級殺人は、一般に、(a) 冷静沈着に起こる計画的な殺人、または (b) 重罪の殺人のいずれかであると成文化されています。

(a) 計画的な殺人ここで、ジム (J) とフレッド (F) は拳銃で武装し、車でエイボンストリートにある店に向かった。二人は銃を抜いて店に入り、店員のサルマ (S) に金を出すように要求しました。JとFの殺意は誰かを殺害することでも、殺人を計画することでもなく、むしろ店から金を得ることのみ関心があったように思われる。Jは、Cが緊張して銃を落とし、その銃が弾丸を発射したときに殺害しただけである。そして、Fは殺された

は、Sが自分を撃ったときだけである。したがって、Jは、いずれの死も計画的でなかったため、第1級計画殺人罪は成立しない。

(b) 重罪の殺人。管轄区域によっては、重罪の殺人を第1級殺人として成文化するところもある。JとFがこの犯罪を犯した州がそれらの州の一つである場合、Jは第1級殺人罪で有罪になる可能性がある。重罪殺人は、強盗、誘拐、強盗、暴行、強姦などの特定の暴力的重罪の実行中に殺人が発生した場合に認定される。これは、これらの重罪の遂行はそれ自体が危険であり、その遂行中に死が発生することが予見可能だからです。重罪を認定するためには、まず、これらの基礎となる犯罪のいずれかが発生したことが立証されなければならない。ここでは、上述したように、Jは強盗をするつもりで、それを実行した。したがって、発生した死は重罪の殺人ルールの下で検討することができる。

ここで、CとFの2つの死亡が発生したので、順次、説明する。まず、Cの死については、Jが緊張して銃を落としたとき、SがJに要求した金を手渡したときに、Cは死亡している。Cの死は、実際には犯罪の実行を促進するものではなかった--Jはすでに金を手渡されており、おそらくその後立ち去ったであろう。そして、JとFは、Cに銃を向けたり、Cに金を要求したり、Cが店の金を手渡すことを除いては、銃を向けていない。それにもかかわらず、JとFが強盗を行うことを選択したことから、強盗の結果として合理的に予見可能なものであった。JとFは、いずれもSに向かって銃器を振り回しており、人に向けていること、明らかに安全装置がかかっていないことから、犯行に際して銃器を使用すること、さらには銃器が誤って発射されて人に危害を加えることが合理的に予見される。したがって、Jは、重罪殺人罪の規定により、Cの死亡について有罪とされうる。

Fの死について、Jが責任を負うかどうかについては、2つの説がある。多数説では、第三者（犯罪の被害者、ここではSなど）による共犯者の死亡については、被告人は責任を負わないとされる。この説では、Fの死は、第三者が独自に行動して死亡させたものであり、予見可能性がないと考える。

しかし、少数説では、被告人が既にそのような危険な犯罪に関与していたことから、そのような行為は予見可能であり、その結果生じる死亡は予見可能であるとされます。したがって、少数説ではJが責任を負うが、多数説ではJが責任を負うことはない。したがって、裁判管轄が多数説と少数説のどちらに従うかによって、JもFの死について責任を負うと判断される可能性がある。

**B. 第二級殺人は、コモンローの殺人を成文化したものである。コモンローの殺人には、(a) 他人を殺害する悪意 (b) 実質的な身体的損害を与える悪意 (c) 人命軽視 (d) 危険な犯罪の遂行中の殺人（すなわち重罪）の4つのバリエーションがあります。**

**(a) 他人を殺害する悪意がある。JにCを殺害する意図はなかったと思われる。Jが銃を落としたため、誤って発射してしまった。銃器を振り回していても、Cの方に向けられていたわけでもない。したがって、この理論ではJに第2級殺人の罪は成立しない。**

**(b) 実質的な身体的損害を与える悪意がある。ここでもJにCを殺害する意図はなかったと思われる。Jが銃を落としたため、誤って発射してしまった。Jが銃を振り回したとき、銃はCの方に向けられてさえいなかった。したがって、この理論ではJに第2級殺人の罪は成立しない。**

**(c) 人命を軽視している。繰り返すが、JにCを殺害する意図はなかったと思われる。Jが拳銃を落としたため、誤って発射してしまった。銃器は銃口を向けてもいなかった**



を振り回したとき、Cに向けた。したがって、この説ではJに第2級殺人は成立しない。

(d) 重罪の殺人前述のように、JはCに対する重罪の殺人罪で有罪になる可能性があり、また、裁判管轄の規則によっては、この理論に基づいてFに対する殺人罪で有罪になる可能性もある。

C. ボランタリー・マンスローター (Voluntary Manslaughter) 自発的過失致死罪とは被告がまだ事件のストレス下にある間に犯した殺人を体系化したものです。これらの殺人は、しばしば激情殺人と表現されます。典型的な例としては、夫が浮気をしている配偶者を目撃し、直ちにその配偶者及び／又は配偶者の愛人を殺害した場合である。この場合、FとCの殺害は、Jが何らかの出来事のストレス下にあるときに起こったものではなく、強盗はJとFの間で事前に計画された出来事である。したがって、Jは任意故殺罪に問われることはない。

D. インボランタリー・マンスローター 過失致死罪は犯罪的過失と考えることができます。この罪は、一般的に飲酒運転者が人を殺害したときに請求するために使用されます。ここでは、Jが過失致死罪で有罪になる可能性があります。ここで、Jには、銃器を所持している以上、銃を安定させ、落とさず、発射の準備が整うまで安全装置をかけておくといった、銃を所持する者がすべき予防措置を取る義務があった。Jはそのようなことを一切していません。安全装置をつけず、銃器を安定して持たなかったため、銃を落としてしまい、発砲してしまったのは、注意義務違反となります。そして、彼が銃を落としたことがCの死を招いた。彼が銃を落とさなければ、Cはまだ生きていただろう。したがって、Jは、Cの死について、この理論によっても起訴される可能性がある。

## 共謀罪

また、Jが共謀罪で起訴される可能性もあります。共謀罪とは、2人以上の者が犯罪目的で合意し、その犯罪目的を推進するために行動することです。また、現代法学では、共謀を促進するための明白な行為の実行を要求している。現代の法律学の下では、犯罪は明白な行為が行われた時点で成立し、被告人はその時点でもはや共謀から脱退することはできない。ここでは、JとFの間に書面による合意がないものの（書面による合意は必須ではありませんが、この種の犯罪を起訴する場合には役立ちます）、JとFは明らかに店舗を襲うということで合意しています。銃を準備していたJとFは、銃で武装し、二人とも店員に向かって銃を抜き、金を要求しました。ここで、彼らの行動は、彼らが同じ合意された目標--強盗の実行--に向かって互いに協調して行動していたことを明確に示している。彼らはまた、犯罪目的を推進するために、銃を抜き、店員Sに金を要求するという明白な行為を行った。明白な行為が完了した時点で、共謀罪は完成し、どちらも共謀から脱することはできなかった。

## **2. パークストリートで事件発生**

ここで、Jが起訴される可能性があるのは、第1級または第2級殺人未遂である。未遂で有罪になるには、被告人は特定の犯罪を犯す意図を持ち、その犯罪を促進する実質的な一歩を踏み出す必要があります。実質的な一歩とは、犯罪の性質上である必要はありませんが、犯罪を促進するものでなければならず（すなわち、被告人を一步近づけるもの）、単に計画や準備であってはなりません。

ここで、Jには第1級または第2級殺人の故意があった。具体的には



計画殺人の意図（第1級）、悪意を持って他人を殺害し、または相当な身体的傷害を負わせる意図（第2級）。計画的殺人については、計画性は長期間にわたる計画である必要はありません。また、計画的殺人については、長期間にわたる計画である必要はなく、殺意を持つのに十分な時間があれば、即座に殺意を持つことができる。ここで、Jは、Sを見たとき、強盗などの目撃者として排除するためにSを殺害すべきであると考えた。Jには、冷静にSを殺害する決意を固めるのに十分な時間があつた。また、Jが必要な意思を形成せず、予謀する時間もなかった場合、代わりに第2級殺人罪で起訴される可能性もある。上述のように、第2級殺人は、悪意ある殺意または実質的な身体的損害を与える意図を含む。Jは、Sを殺害することにより目撃者としてのSを排除しようと考えていたので、明らかにその両方の意思を有していた。したがって、逆に、Sを車で通り過ぎる際に、冷静に判断する時間がなかったのであれば、第2級殺人に必要な故意があつたといえる。

さらに、Jimは犯罪に向けた実質的な一步を踏み出した--Sを殺すことを望んで実際に銃を発砲した。弾丸が彼女を外し、実質的な基礎犯罪（殺人）が完成しなかったとしても、Jがこの実質的なステップを踏んだときに未遂罪を完成させた。

したがって、Jには殺人未遂罪が成立しうる。

### 3. 銃の制圧

憲法修正第4条は、不当な搜索や押収から保護するものです。憲法修正第4条の保護を発動するためには、搜索・押収は政府の役人によって行われなければならない。ここでは、搜索と押収は、ある種の政府機関（地方、州、連邦のいずれか）に勤務するバカリ巡査（オフB）によって行われたものである。

警察署)。そして行われた捜査はジムの身辺に対するものであり、したがってジムは銃器の押収に異議を唱える資格があります。

不合理な捜索/押収とは、個人がプライバシーを合理的に期待できる場所で行われるものです。これらの領域には、個人の個人と自宅が含まれます。個人は自分の車に対してより低いプライバシー権益を持っています。

ここで、オフBは、Jが緊張しているように見えたので、Jを停車させた。Jは店での出来事やパークストリートでの出来事を全く知らなかった。Off BはJが緊張しているように見えたのでJを止めただけです。警官は、個人が犯罪を犯したという合理的な疑いに基づいて、合理的な期間、個人を停止することができます。警察官は、合理的な疑い/停止を正当化する具体的な明確な事実を示すことができなければなりません。特に、停車は口実となり得ますが (*Whren* 参照)、それでも停車には合理的な疑いがなければなりません。ここで、抑圧審問において、オフBは、Jが神経質そうだったと証言するだけである。なぜなら、緊張は、それ自体、犯罪行為の証拠を示唆するものではないからです。Jが単に神経質な運転手である可能性は十分にある。

従って、この停車は憲法修正第4条に違反するものであった。違法な停車に違反して発見された証拠は、毒木の実の教義に従って抑圧されなければならない。従って、銃器は抑圧されるでしょう。(また、捜査の通常過程で銃器が発見されたことを示唆する事実はなく、必然的発見や担保提供の原則などの例外は否定されることに注意)。

停車は合法であったと仮定すると、BはJの身体検査を行ったことになる。捜索は一般的に捜査令状に基づいて行われる必要があります。

しかし、逮捕に伴う捜索、緊急事態、テリー捜索、自動車の例外、行政捜索など、令状要件の例外が存在する。ここで、**J**はこの時点では逮捕されておらず、捜索を正当化する緊急の状況もなく、行政上の捜索も行われていない。オフ**B**は、自動車例外規定に基づいて捜索を正当化しようとする事ができる。自動車は規制されているため、個人は自分の自動車に対してより低いプライバシー権益を有する。しかし、合法的な交通停止後に車両を検索するには、役員は、彼が犯罪の証拠を見つけることが正当な理由を持っている必要があります。(これは、停車後、警官が薬物使用の匂いを嗅いだり、視界に薬物やアルコールがあるのを見た場合によく起こります)。**B**は以前の犯罪を知らず、**J**が緊張しているように見えたので止めただけなので、**B**は犯罪が起こったという**PC**を持っておらず、彼の捜索を正当化することができませんでした。そこで、**Off B**は、**Terry frisk**として自分の捜索を正当化しようとする事ができた。**Terry frisk**は、犯罪の証拠を探すのではなく、個人が危険でないことを確認するための安全パトダウンです。テリー・フリスクが正当化されるためには、警官が、被告人が危険である、または逃げようとしているという合理的な疑いを持たなければならない。ここで、オフ**B**は、**J**が緊張しているように見え、目に見える膨らみがあったと証言することになる。しかし、その膨らみが銃などの武器の形をしていたことを示唆する事実はない。また、**J**は停車前に緊張しているように見えた。したがって、テリー・フリスクは、合理的な疑いを持たない捜索とみなされ、憲法修正第4条に違反すると判断される可能性が高いと思われる。したがって、令状要件の例外が適用されないため、**J**の身辺捜索は憲法修正第4条に違反する。

したがって、停車と捜索はともに憲法修正第4条に違反するため、銃器は抑圧される可能性が高いでしょう。